

平成27年度  
障害者支援状況等調査研究事業  
報告書

## 障害者の就労の支援の在り方に関する調査

---

平成28(2016)年3月

みずほ情報総研株式会社



# 目次

<b>1. 調査概要</b> .....	<b>1</b>
<b>2. アンケート調査結果</b> .....	<b>1</b>
1) 調査の内容.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 調査対象.....	1
(3) 実施方法.....	1
(4) 実施時期.....	1
(5) 回収状況.....	2
(6) 調査項目.....	2
2) 就労定着支援の実施状況に係る調査結果.....	3
(1) 障害者就業・生活支援センターにおける実施状況.....	3
(2) 就労移行支援事業所へのアンケート調査結果.....	38
(3) 相談支援事業所へのアンケート調査結果.....	70
(4) 協議会における実施状況.....	101
3) 障害者優先調達推進法の実施状況等に係る調査.....	107
(1) 回答のあった都道府県・市区町村の状況.....	107
(2) 障害者優先調達推進法に係る取組状況（全般的事項）.....	108
(3) 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式の導入状況.....	120
(4) 共同受注窓口の開設状況.....	127
(5) 共同受注窓口の運営に係る詳細.....	134
<b>3. ヒアリング調査結果</b> .....	<b>141</b>
1) 調査の内容.....	141
(1) 目的.....	141
(2) 調査対象.....	141
(3) 実施方法.....	141
(4) 実施時期.....	141
(5) 調査項目.....	142
2) 就労継続支援 B 型事業所に係る調査結果.....	143
(1) セルフ花.....	143
(2) トントン工房.....	147
(3) せせらぎハウス黒部.....	152
(4) エコーンファミリー.....	157

(5) 名古屋ライトハウス 港ワークキャンパス、明和寮、光和寮 .....	161
(6) セルフ藤山 .....	166
(7) 緑豊舎 .....	168
3) 共同受注窓口に係る調査結果 .....	171
(1) 足利市地域自立支援協議会ハートショップ部会 .....	171
(2) 世田谷区作業所等経営ネットワーク（世田谷セレ部） .....	173
(3) 長野県セルフセンター .....	180
(4) 愛知県セルフセンター .....	184
(5) 宇部市障害者就労支援ネットワーク会議 .....	187

## 参考資料

## 1. 調査概要

障害者の一般就労をさらに促進するために、就労定着への支援の実態について把握するとともに、障害者優先調達推進法に関して、同法の実施状況、総合評価落札方式等の実施状況等に関する実態把握ならびに好事例の収集を行うことを目的として、アンケート調査並びにヒアリング調査を実施する。

## 2. アンケート調査結果

### 1) 調査の内容

#### (1) 目的

就労定着支援の実施状況ならびに障害者優先調達推進法の実施状況について明らかにすることを目的として、「就労定着支援の実施状況」ならびに「障害者優先調達推進法<sup>※</sup>の実施状況等に係る調査」の2種類のアンケート調査を実施した。

※国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律

#### (2) 調査対象

「就労定着支援の実施状況」ならびに「障害者優先調達推進法の実施状況等に係る調査」の調査対象はそれぞれ以下のとおり。

##### ①就労定着支援の実施状況に係る調査

- 障害者就業・生活支援センター…………… 320件 (悉皆)
- 就労移行支援事業者…………… 2,000件 (無作為抽出)
- 相談支援事業者…………… 2,000件 (無作為抽出)
- 都道府県・市区町村における協議会…………… 1,788件 (悉皆)

##### ②障害者優先調達推進法の実施状況等に係る調査

- 都道府県・市区町村…………… 1,788件 (悉皆)

#### (3) 実施方法

アンケート調査は自記式とし、郵送発送・郵送回収によって実施した。

#### (4) 実施時期

各調査票は平成27年7月末に発送し、回答期限を平成27年8月21日とした。

## (5) 回収状況

回収状況は以下のとおり。

### ①就労定着支援の実施状況に係る調査

調査対象	客体数	回収数（回収率）
障害者就業・生活支援センター	320 件	226 件（70.6%）
就労移行支援事業者	2,000 件	1,023 件（51.2%）
相談支援事業者	2,000 件	1,125 件（56.3%）
都道府県・市区町村（協議会）	1,788 件	1,082 件（60.5%）

### ②障害者優先調達推進法の実施状況等に係る調査

調査対象	客体数	回収数（回収率）
都道府県・市区町村	1,788 件	1,236 件（69.1%）

## (6) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

### ①就労定着支援の実施状況に係る調査

調査対象	調査項目
障害者就業・生活支援センター	○ 支援対象者のうち一般就労している者 ○ そのうち、生活支援を実施した者の人数 ○ 生活支援の実施方法 ○ 生活支援の実施体制 等
就労移行支援事業者	
相談支援事業者	
都道府県・市区町村 における協議会	○ 就労に関する専門部会の有無、構成メンバー ○ 一般就労している障害者への支援に関する検討状況 等

### ②障害者優先調達推進法の実施状況等に係る調査

調査対象	調査項目
都道府県・市区町村	○ 障害者優先調達推進法の実施状況 ○ 総合評価落札方式の導入状況・具体的内容 ○ 共同受注窓口の導入状況、効果的な運営のための工夫 ○ 成果を挙げている就労継続支援 B 型事業所の事例 等

## 2) 就労定着支援の実施状況に係る調査結果

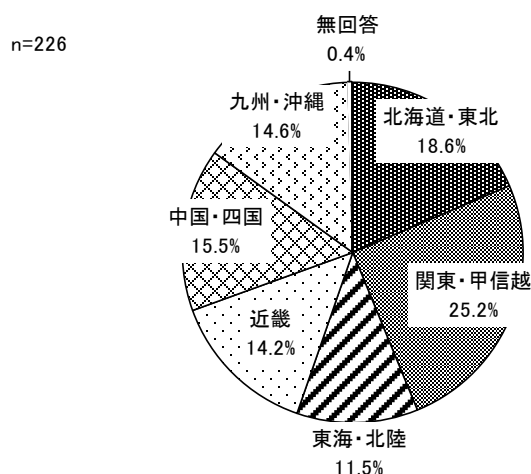
### (1) 障害者就業・生活支援センターにおける実施状況

#### ①センターの概要(Ⅱ)

##### ア) 所在地(問1①)

回答のあった226件のうち、北海道・東北地方からの回答は18.6%、関東・甲信越地方からの回答は25.2%、東海・北陸地方からの回答は11.5%、近畿地方からの回答は14.2%、中国・四国地方からの回答は15.5%、九州・沖縄地方からの回答は14.6%であった。

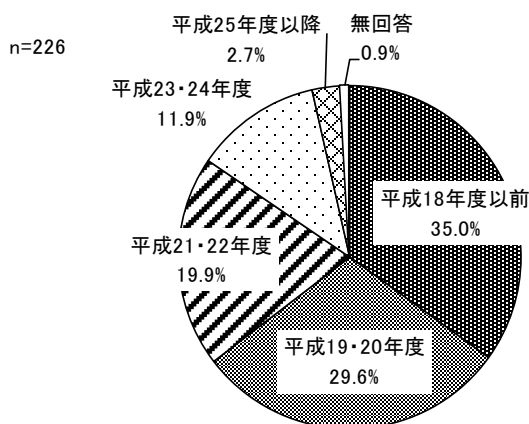
図表 1-1-1 所在地



##### イ) 開設年度(問1②)

開設年度は、「平成18年度以前」が35.0%で最も多かった。次いで「平成19・20年度」29.6%、「平成21・22年度」19.9%と、開設年度が古いほど回答センター数が多かった。

図表 1-1-2 開設年度



##### ウ) 職員数(問2)

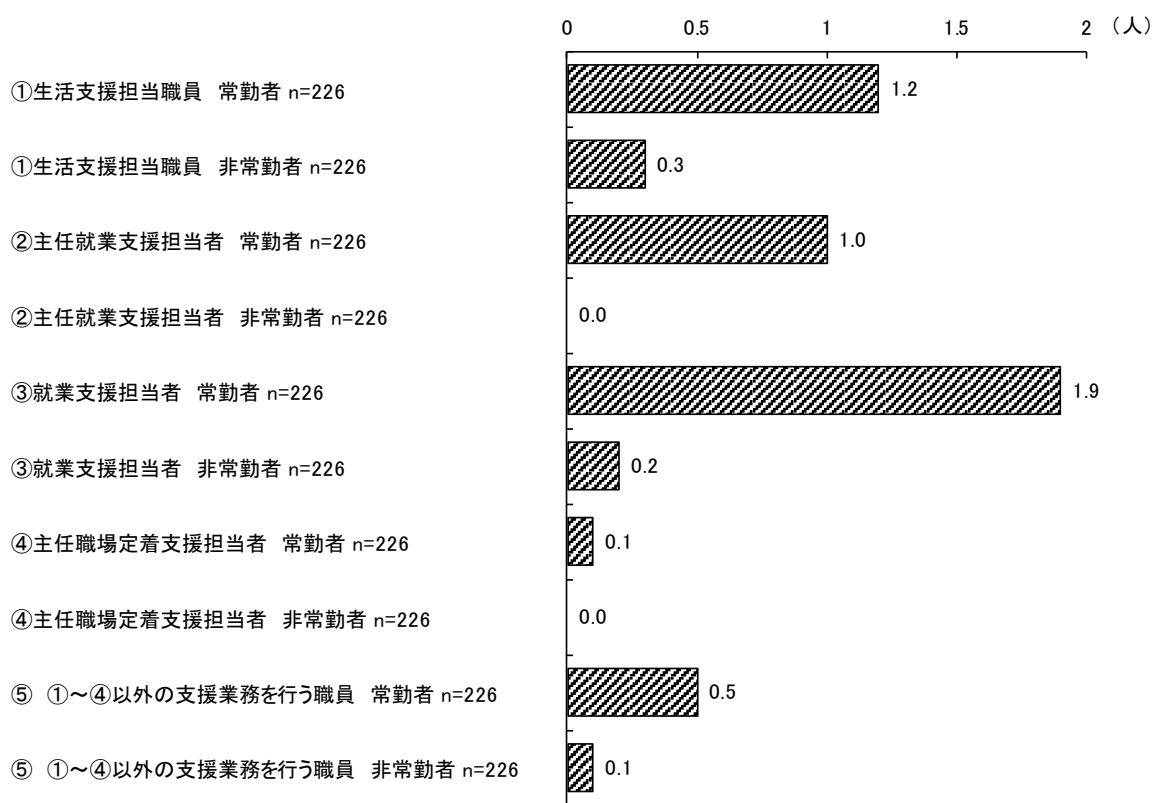
<職種別の平均職員数>

「③就業支援担当者の職員数」が常勤者、非常勤者の合計で 2.1 人であり、他の職種と比べ、最も多かった。次いで「①生活就業支援担当者の職員数」1.5 人、「②主任就業支援担当者の職員数」1.0 人であった。

### ＜常勤者と非常勤者の平均職員数＞

①生活支援担当職員、②主任就業支援担当者、③就業支援担当者、④主任職場定着支援担当者、⑤①～④以外の支援業務を行う職員のいずれにおいても、常勤者の職員数の方が非常勤者より多かった。

図表 1-1-3 職員数



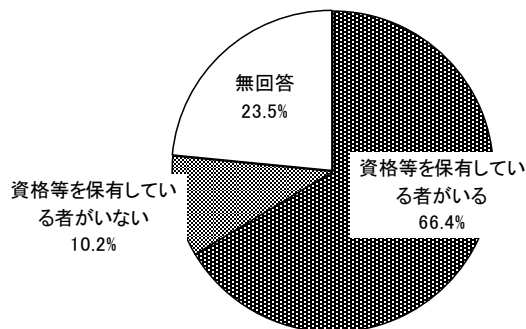


工) 生活支援担当職員の資格保有 (問3)

生活支援担当職員の資格保有については、「資格等を保有している者がいる」が66.4%と過半数を占めた。

図表 1-1-4 生活支援担当職員の資格保有

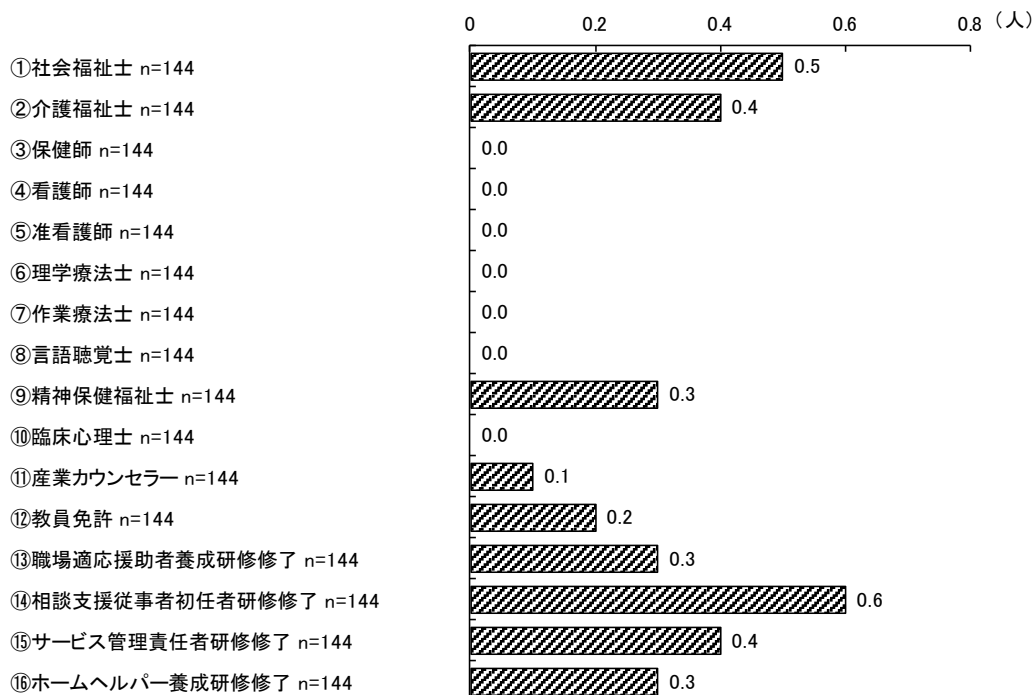
n=226



オ) 生活支援担当職員の資格保有 (資格別の保有者数) (問3)

生活支援担当職員の資格別の保有者数についてみると、「⑭相談支援従事者初任者研修修了」0.6人が最も多く、次いで「①社会福祉士」0.5人、「②介護福祉士」、「⑮サービス管理責任者研修修了」0.4人であった。

図表 1-1-5 生活支援担当職員の資格保有(資格別の保有者数)



「その他」の記載内容:

社会福祉主事、保育士、幼稚園教諭 / 等

## ②一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況（Ⅲ）

### 力) 支援した障害者（問4）

一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況についてみると、「①平成26年度末時点における登録障害者」の合計は399.4人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が50.3%と最も多かった。

「② ①のうち、平成26年度に一般就労した又はしている者（就労継続支援A型事業利用者は除く。）」の合計は117.2人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が58.0%と最も多かった。

「③ ②のうち、平成26年度に貴センターによる定着支援を実施した者」の合計は78.5人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が60.1%と最も多かった。

「④ ②のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者」の合計は30.7人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が60.9%と最も多かった。

図表 1-1-6 支援した障害者

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他の障害者		左記合計
						うち発達障害者	
① 平成26年度末時点における登録障害者	調査数	173	173	173	173	173	173
	平均(人)	55.0	200.9	121.0	22.5	12.1	399.4
	平均(%)	13.8%	50.3%	30.3%	5.6%	3.0%	100.0%
② ①のうち、平成26年度に一般就労した又はしている者（就労継続支援A型事業利用者は除く。）	調査数	173	173	173	173	173	173
	平均(人)	14.3	68.0	29.4	5.5	3.7	117.2
	平均(%)	12.2%	58.0%	25.1%	4.7%	3.2%	100.0%
③ ②のうち、平成26年度に貴センターによる定着支援を実施した者	調査数	173	173	173	173	173	173
	平均(人)	8.2	47.2	19.8	3.3	2.5	78.5
	平均(%)	10.4%	60.1%	25.2%	4.2%	3.2%	100.0%
④ ②のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	173	173	173	173	173	173
	平均(人)	2.6	18.7	8.1	1.4	0.9	30.7
	平均(%)	8.5%	60.9%	26.4%	4.6%	2.9%	100.0%

次に、支援した障害者数を、施設の職員数の合計人数の3区分（4人以下、5～6人以上、7人以上）で集計したものが図表 1-1-6-1 から図表 1-1-6-3 である。

①平成 26 年度末時点における登録障害者、②平成 26 年度に一般就労した又はしている者（就労継続支援 A 型事業利用者は除く）、③平成 26 年度に貴センターによる定着支援を実施した者、④平成 26 年度に一般就労中に生活支援を実施した者、それぞれの障害者数の合計人数（図表における左記合計欄）についてみると、例えば、①平成 26 年度末時点における登録障害者については、職員数合計が「4人以下」では 290.7 人、「5～6人以上」では 413.7 人、「7人以上」では 602.0 人となるなど、概ね、職員数が多くなるに従い支援した障害者数が増加する傾向にある。

**図表 1-1-6-1 支援した障害者(職員数合計が 4 人以下)**

		身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他の障害者		左記 合計
						うち発達 障害者	
① 平成26年度末時点における登録障害者	調査数	66	66	66	66	66	66
	平均(人)	39.9	145.7	90.2	14.9	8.1	290.7
	平均(%)	13.7%	50.1%	31.0%	5.1%	2.8%	100.0%
② ①のうち、平成26年度に一般就労した又はしている者(就労継続支援A型事業利用者は除く。)	調査数	66	66	66	66	66	66
	平均(人)	9.8	43.9	19.7	3.2	2.1	76.6
	平均(%)	12.8%	57.3%	25.7%	4.2%	2.7%	100.0%
③ ②のうち、平成26年度に貴センターによる定着支援を実施した者	調査数	66	66	66	66	66	66
	平均(人)	4.5	26.2	11.3	1.5	1.1	43.5
	平均(%)	10.3%	60.2%	26.0%	3.4%	2.5%	100.0%
④ ②のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	66	66	66	66	66	66
	平均(人)	1.9	13.3	5.6	0.9	0.7	21.8
	平均(%)	8.7%	61.0%	25.7%	4.1%	3.2%	100.0%

図表 1-1-6-2 支援した障害者(職員数合計が5~6人以上)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他の障害者		左記合計
						うち発達障害者	
① 平成26年度末時点における登録障害者	調査数	77	77	77	77	77	77
	平均(人)	56.6	209.1	125.8	22.2	12.1	413.7
	平均(%)	13.7%	50.5%	30.4%	5.4%	2.9%	100.0%
② ①のうち、平成26年度に一般就労した又はしている者(就労継続支援A型事業利用者は除く。)	調査数	77	77	77	77	77	77
	平均(人)	15.6	72.8	30.6	6.2	4.2	125.2
	平均(%)	12.5%	58.1%	24.4%	5.0%	3.4%	100.0%
③ ②のうち、平成26年度に貴センターによる定着支援を実施した者	調査数	77	77	77	77	77	77
	平均(人)	9.7	54.0	21.1	4.4	3.2	89.3
	平均(%)	10.9%	60.5%	23.6%	4.9%	3.6%	100.0%
④ ②のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	77	77	77	77	77	77
	平均(人)	3.4	22.4	9.1	1.6	1.1	36.5
	平均(%)	9.3%	61.4%	24.9%	4.4%	3.0%	100.0%

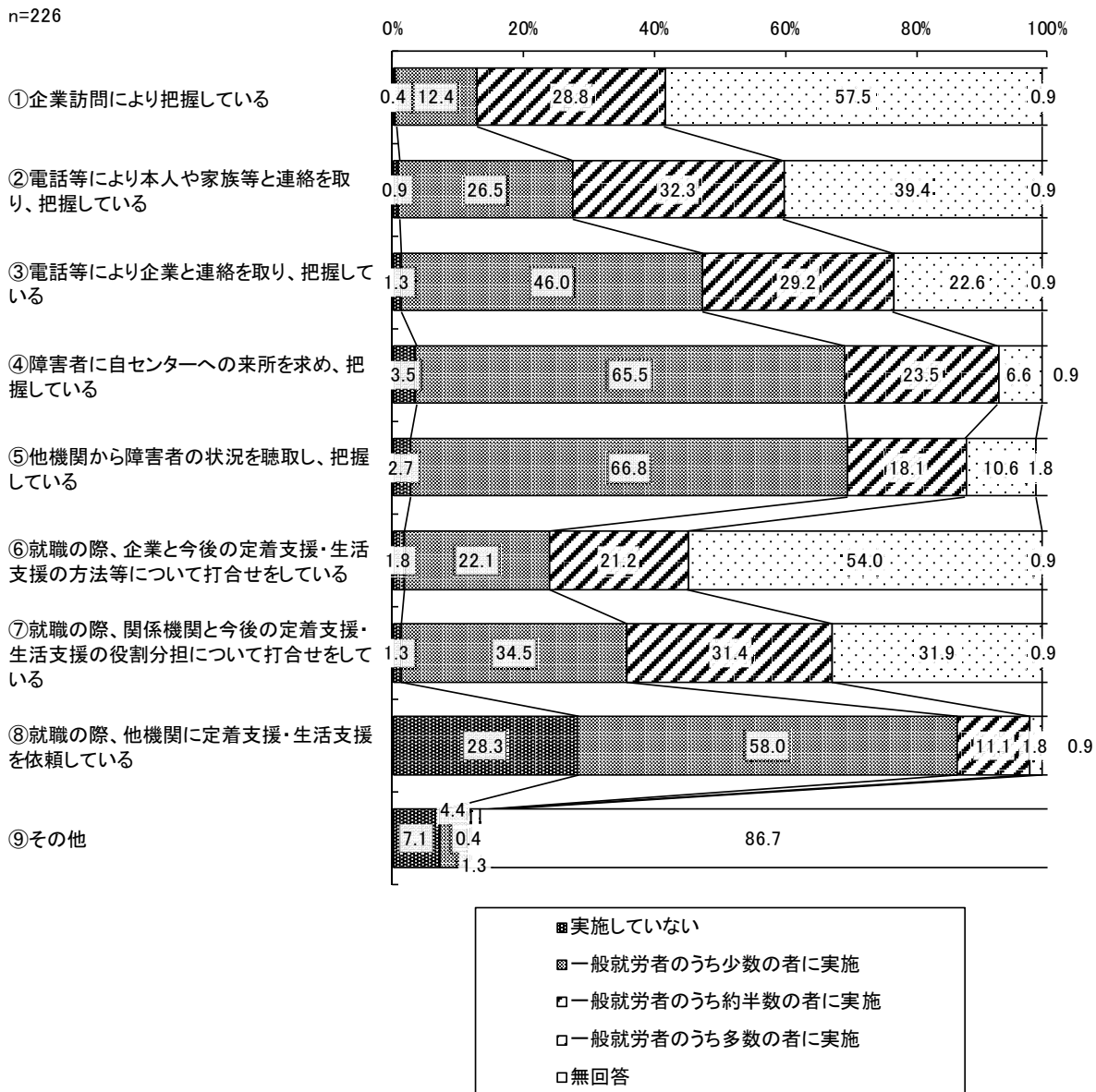
図表 1-1-6-3 支援した障害者(職員数合計が7人以上)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他の障害者		左記合計
						うち発達障害者	
① 平成26年度末時点における登録障害者	調査数	30	30	30	30	30	30
	平均(人)	84.1	301.7	176.3	39.9	20.9	602.0
	平均(%)	14.0%	50.1%	29.3%	6.6%	3.5%	100.0%
② ①のうち、平成26年度に一般就労した又はしている者(就労継続支援A型事業利用者は除く。)	調査数	30	30	30	30	30	30
	平均(人)	21.0	109.0	47.8	8.6	5.7	186.4
	平均(%)	11.3%	58.5%	25.6%	4.6%	3.1%	100.0%
③ ②のうち、平成26年度に貴センターによる定着支援を実施した者	調査数	30	30	30	30	30	30
	平均(人)	12.7	75.8	34.9	4.5	3.6	128.0
	平均(%)	9.9%	59.2%	27.3%	3.5%	2.8%	100.0%
④ ②のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	30	30	30	30	30	30
	平均(人)	2.0	20.8	10.8	1.8	1.2	35.4
	平均(%)	5.6%	58.8%	30.5%	5.1%	3.4%	100.0%

キ) 状況把握(1) 実施状況(問5)

一般就労者の職場定着や生活面の状況の把握方法(①企業訪問により把握している～⑨その他)について、「一般就労者のうち多数の者に実施」と「一般就労者のうち約半数の者に実施」と回答した割合の多いものについてみると、「①企業訪問により把握している」86.3%が最も多く、次いで「⑥就職の際、企業と今後の定着支援・生活支援の方法等について打合せをしている」75.2%であった。

図表 1-1-7 状況把握(1)実施状況



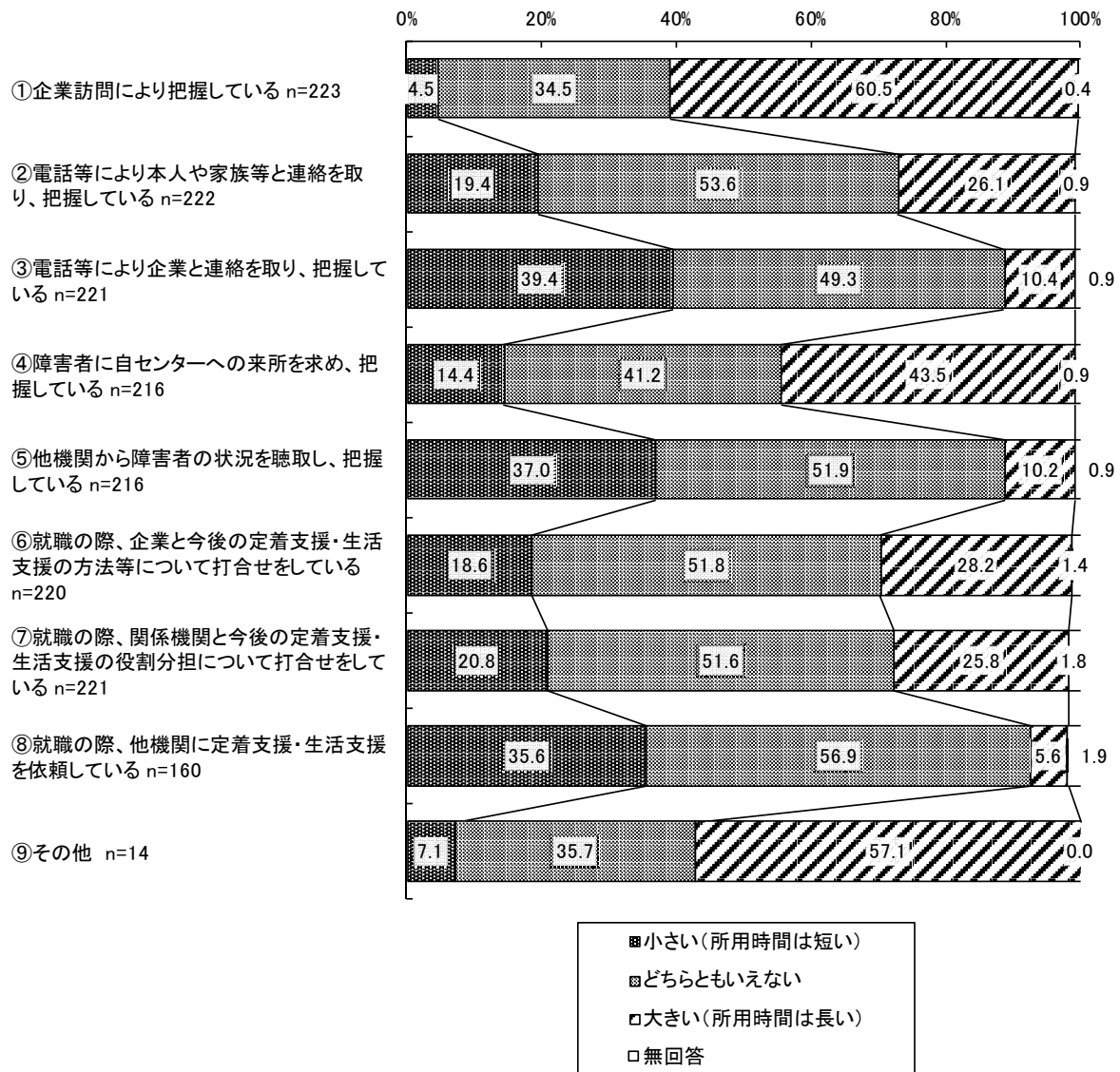
「その他」の記載内容:

- ・ 在職者交流会を実施している
- ・ ケースにより家庭訪問を行っている
- ・ 通院同行等 / 等

ク) 状況把握(2) 時間的負担(問5)

一般就労者の職場定着や生活面の状況の把握方法(①企業訪問により把握している～⑨その他)について、時間的負担が「大きい」と回答した割合の多いものについてみると「①企業訪問により把握している」60.5%が最も多かった。

図表 1-1-8 状況把握(2)時間的負担



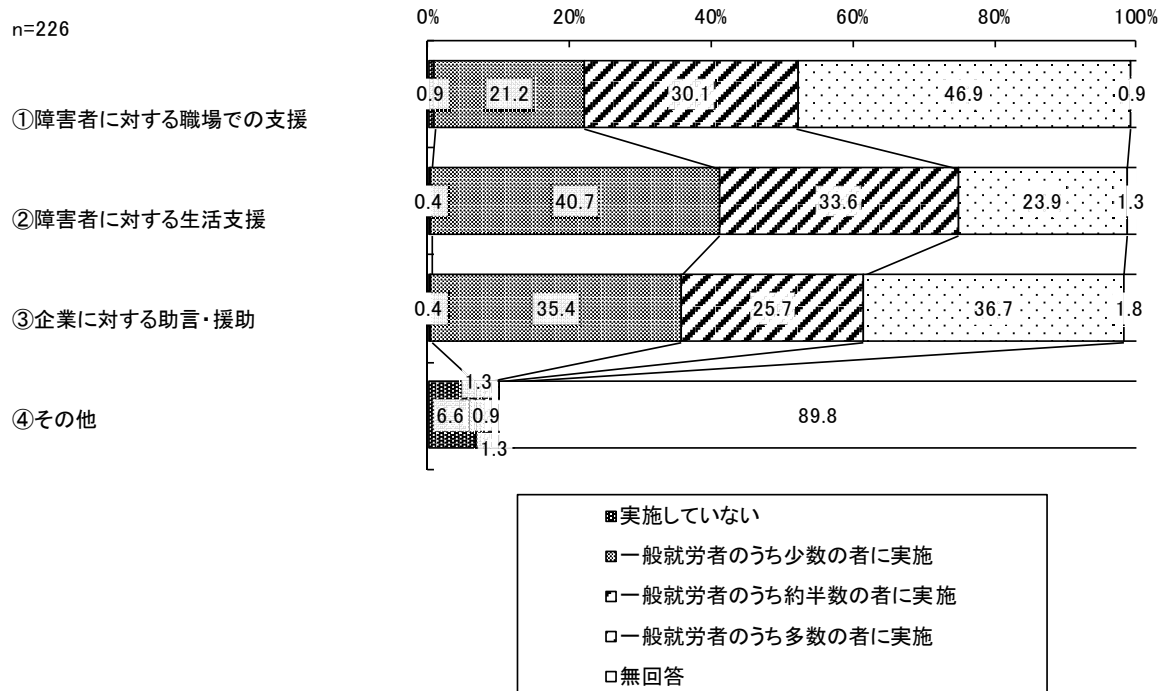
「その他」の記載内容:

- ・ 在職者交流会を実施している
- ・ ケースにより家庭訪問を行っている
- ・ 通院同行等 / 等

### ケ) 支援内容（1）実施状況（問6）

一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容のうち、「一般就労者のうち多数の者に実施」と「一般就労者のうち約半数の者に実施」と回答した割合の多いものについてみると、「①障害者に対する職場での支援」77.0%が最も多かった。

図表 1-1-9 支援内容(1)実施状況



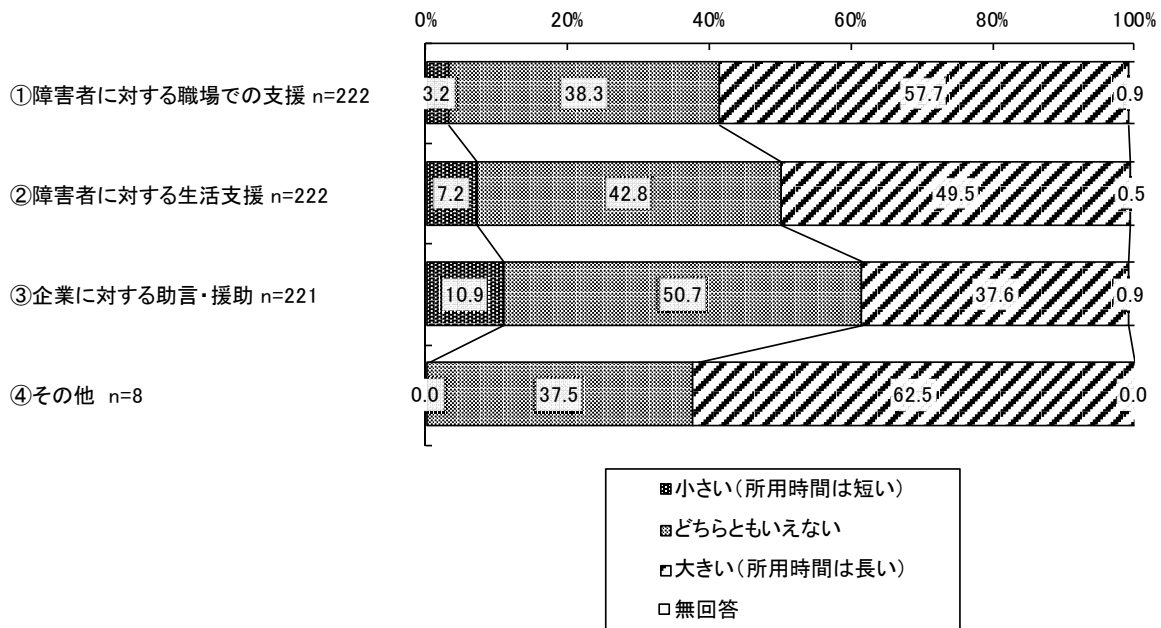
**「その他」の記載内容:**

- ・ 関係機関との連携
- ・ 通院同行 / 等

コ) 支援内容(2) 時間的負担(問6)

一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容のうち、時間的負担が「大きい」と回答した割合の多いものについてみると、「①その他」62.5%が最も多く、次いで「①障害者に対する職場での支援」57.7%であった。

図表 1-1-10 支援内容(2)時間的負担



「その他」の記載内容:

- ・ 関係機関との連携
- ・ 通院同行 / 等

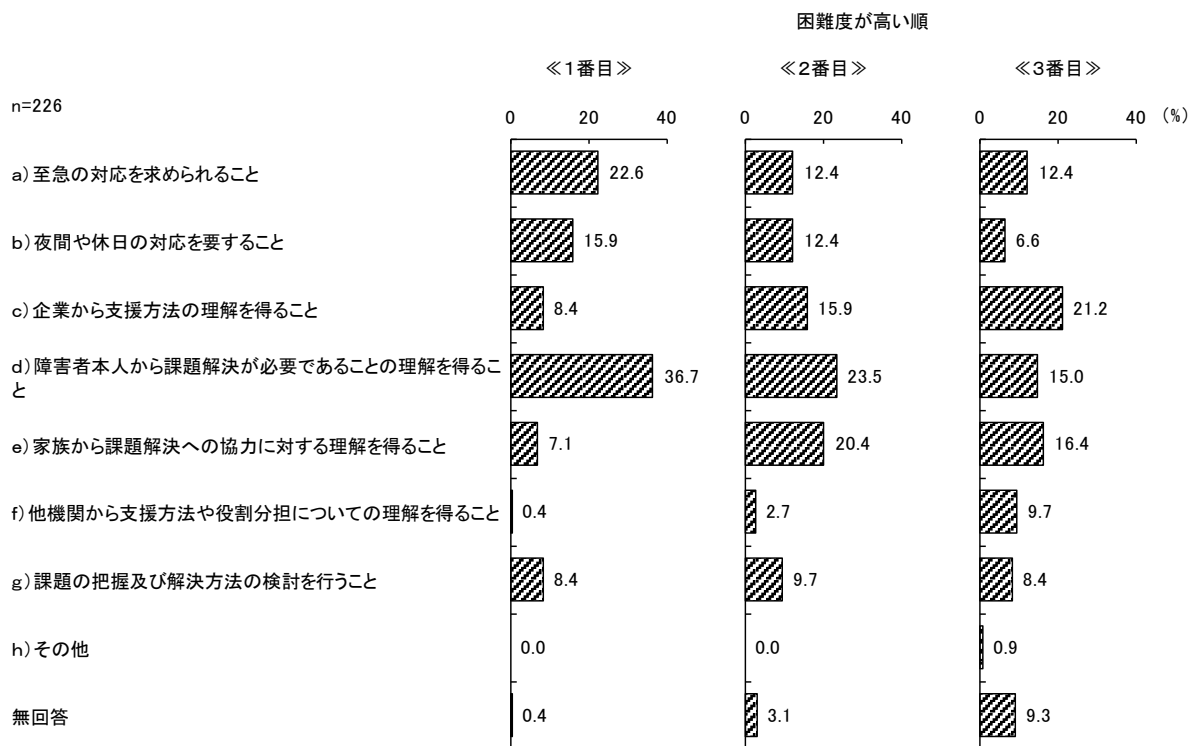


サ) 支援する上での困難な事項（問7）

一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施する上での困難な事項として、最も困難なもの（困難度が1番目として挙げた事項）は、「d 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること」36.7%であり、次いで「a 至急の対応を求められること」22.6%であった。

尚、困難度が1番目から3番目までに挙げられた事項のうち、最も多く挙げられたものは、「d 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること」（1番目から3番目までの回答割合の合計で）75.2%であった。

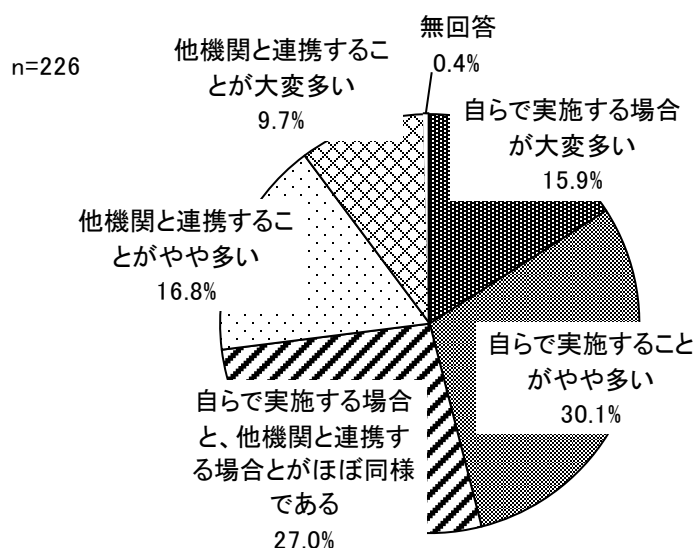
図表 1-1-11 支援する上での困難な事項



シ) 一般就労者に生活支援が必要となった場合の、センターで実施する場合と他機関と連携する場合の割合(問8)

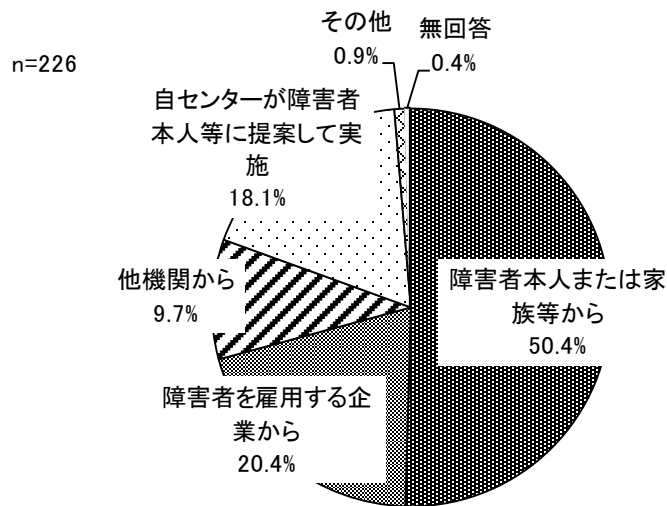
一般就労者に生活支援が必要となった場合における、センターで実施する場合と他機関と連携する場合の割合についてみると、自らで実施する機会が多いという回答(「自らで実施する機会が大変多い」と「自らで実施することがやや多い」の回答割合の合計)46.0%が、他機関と連携することが多いという回答(「他機関と連携することが大変多い」と「他機関と連携することがやや多い」の回答割合の合計)26.5%を上回った。

図表 1-1-12 一般就労者に生活支援が必要となった場合の、センターで実施する場合と他機関と連携する場合の割合



ス) 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施することが多いか(問9)  
一般就労者に対する生活支援の依頼者についてみると、「障害者本人または家族等から」50.4%が最も多く、次いで「障害者を雇用する企業から」20.4%であった。

図表 1-1-13 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施することが多いか



「その他」の記載内容:

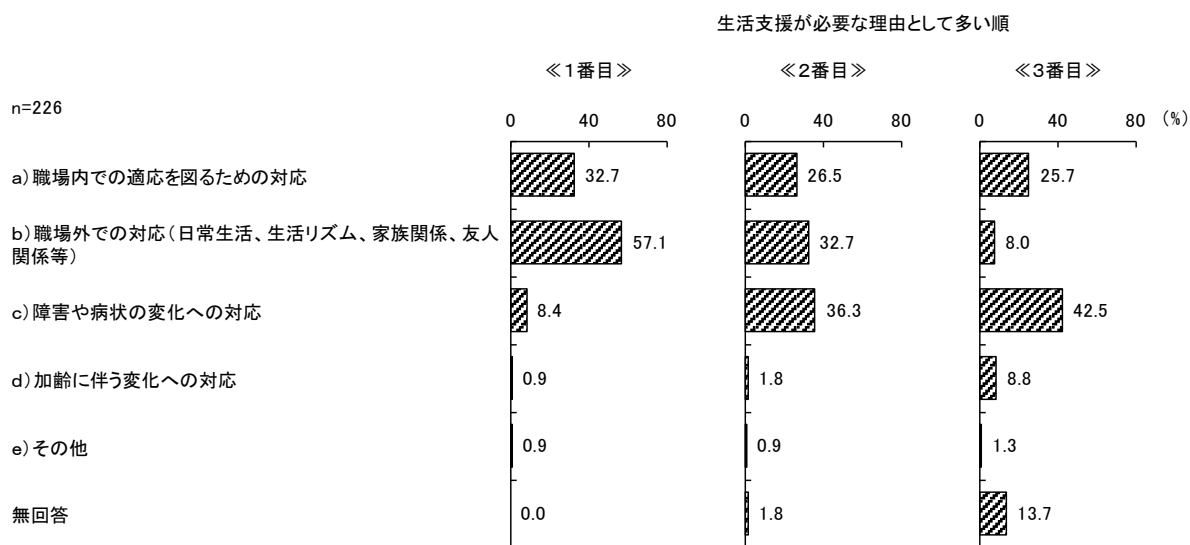
- ・アセスメント時に必要性を感じるため。
- ・働く前から生活課題が多く、準備の延長として生活支援を実施している。
- ・どちらともいえない。

セ) 生活支援が必要な理由 (問10)

一般就労者に生活支援が必要となる理由についてみると、最も多いもの(理由の1番目として挙げた事項)は、「b 職場外での対応(日常生活、生活リズム、家族関係、友人関係等)」57.1%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「c 障害や病状の変化への対応」36.3%が多く、理由の3番目として挙げられた事項についても、「c 障害や病状の変化への対応」42.5%が多かった。

図表 1-1-14 生活支援が必要な理由



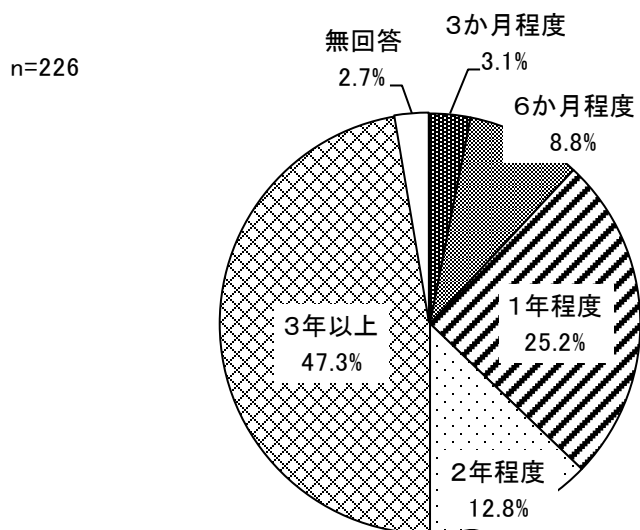
「その他」の記載内容:

- ・ 金銭管理
- ・ 年金申請等 / 等

ソ) 一般就労者に対する生活支援の平均的な実施期間（問11）

一般就労者に対する生活支援の就業後の実施期間についてみると、「3年以上」47.3%が最も多く、次いで「1年程度」25.2%であった。

図表 1-1-15 一般就労者に対する生活支援の平均的な実施期間



夕) 生活支援の実施内容 (問12)

一般就労者に対する生活支援の実施内容について、障害種別にみる。

<身体障害者>

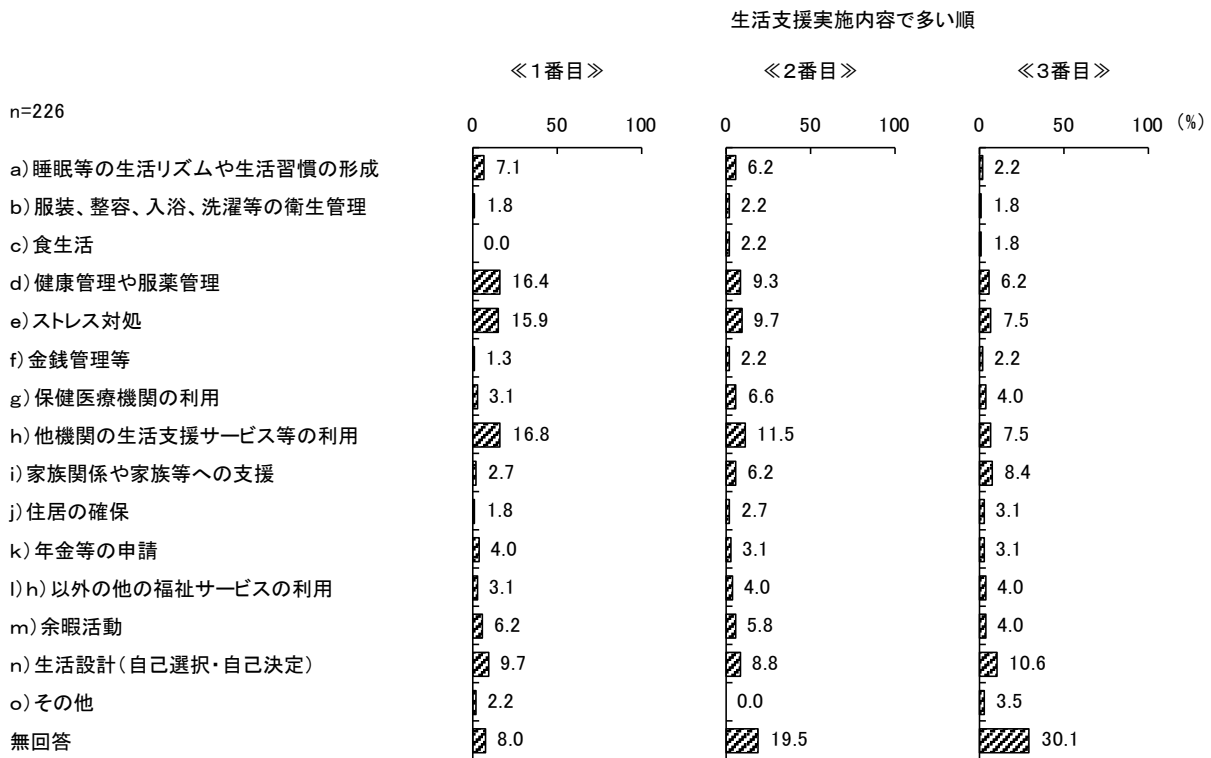
最も多いもの (理由の1番目として挙げた事項) は、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」16.8%であった。

理由の2番目として挙げられた事項も、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」11.5%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「n 生活設計 (自己選択・自己決定)」10.6%が多かった。

図表 1-1-16 生活支援の実施内容(身体障害者)

①身体障害者



## <知的障害者>

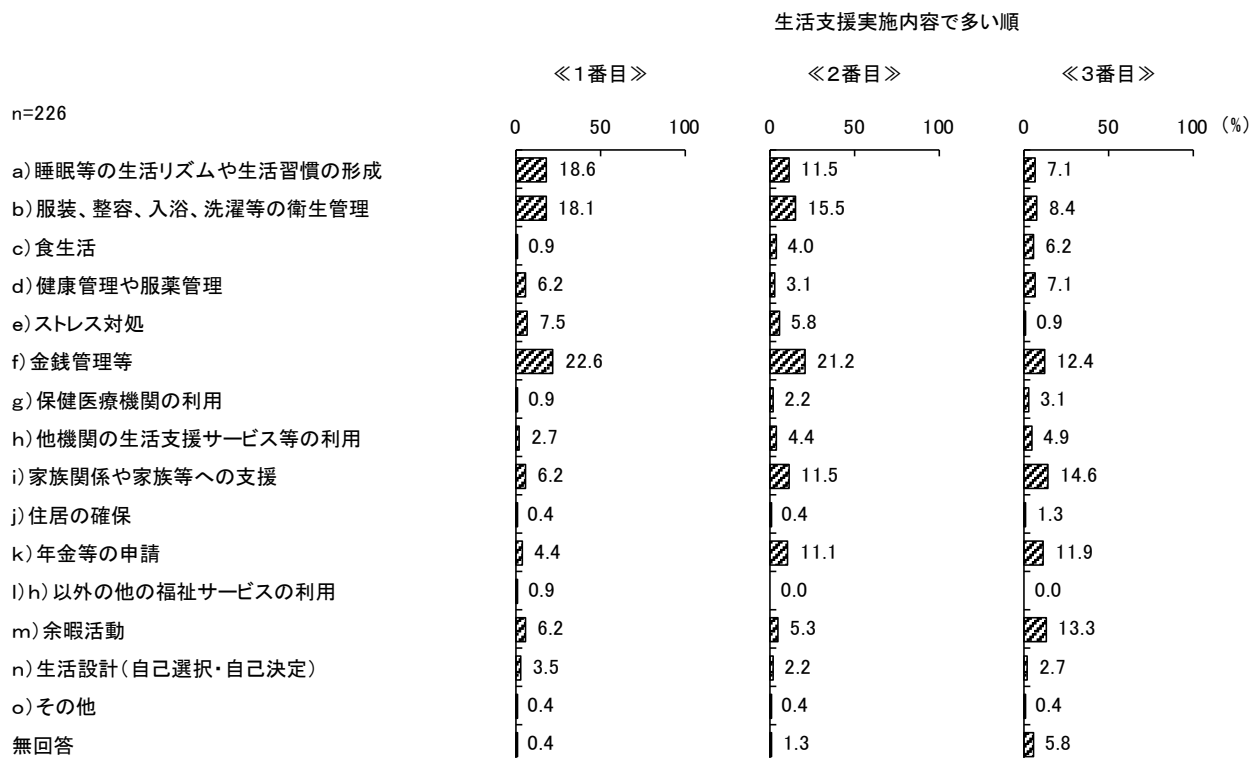
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「f 金銭管理等」22.6%であった。

理由の2番目として挙げられた事項も、「f 金銭管理等」21.2%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」14.6%が多かった。

図表 1-1-17 生活支援の実施内容(知的障害者)

②知的障害者



### <精神障害者>

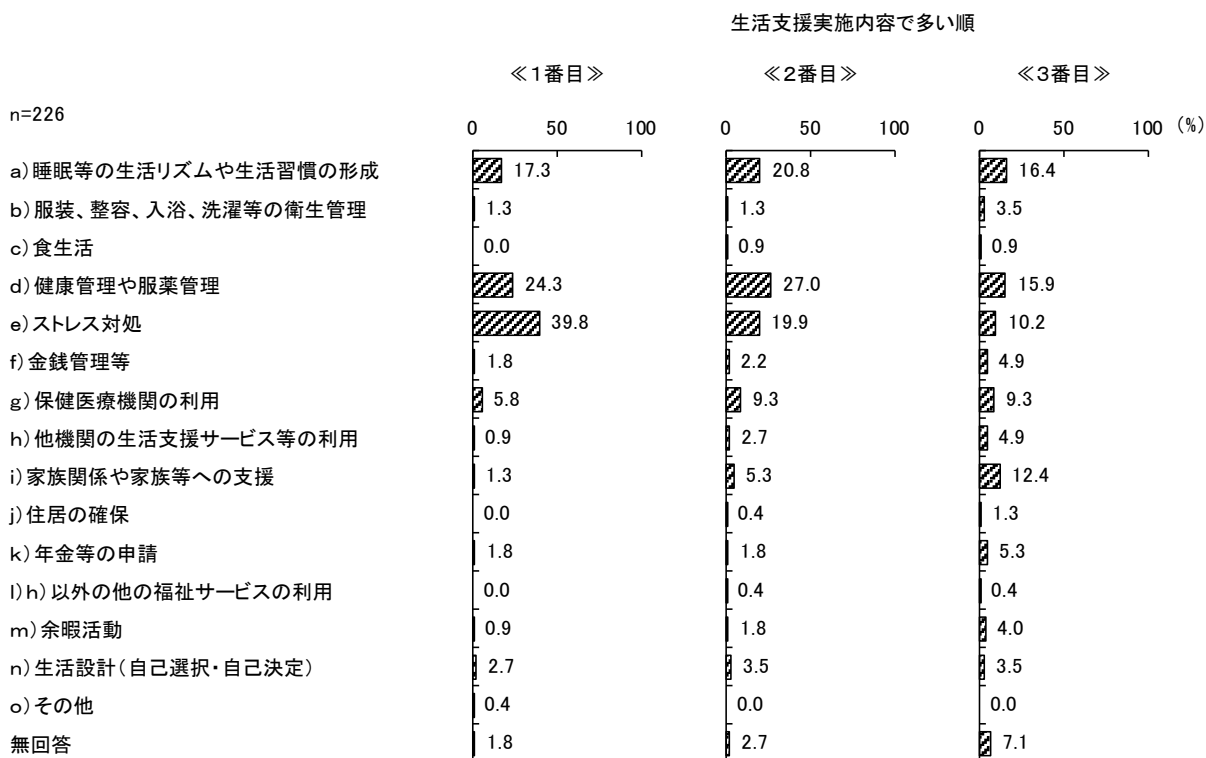
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」39.8%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」27.0%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」16.4%が多かった。

図表 1-1-18 生活支援の実施内容(精神障害者)

#### ③精神障害者





### <発達障害者>

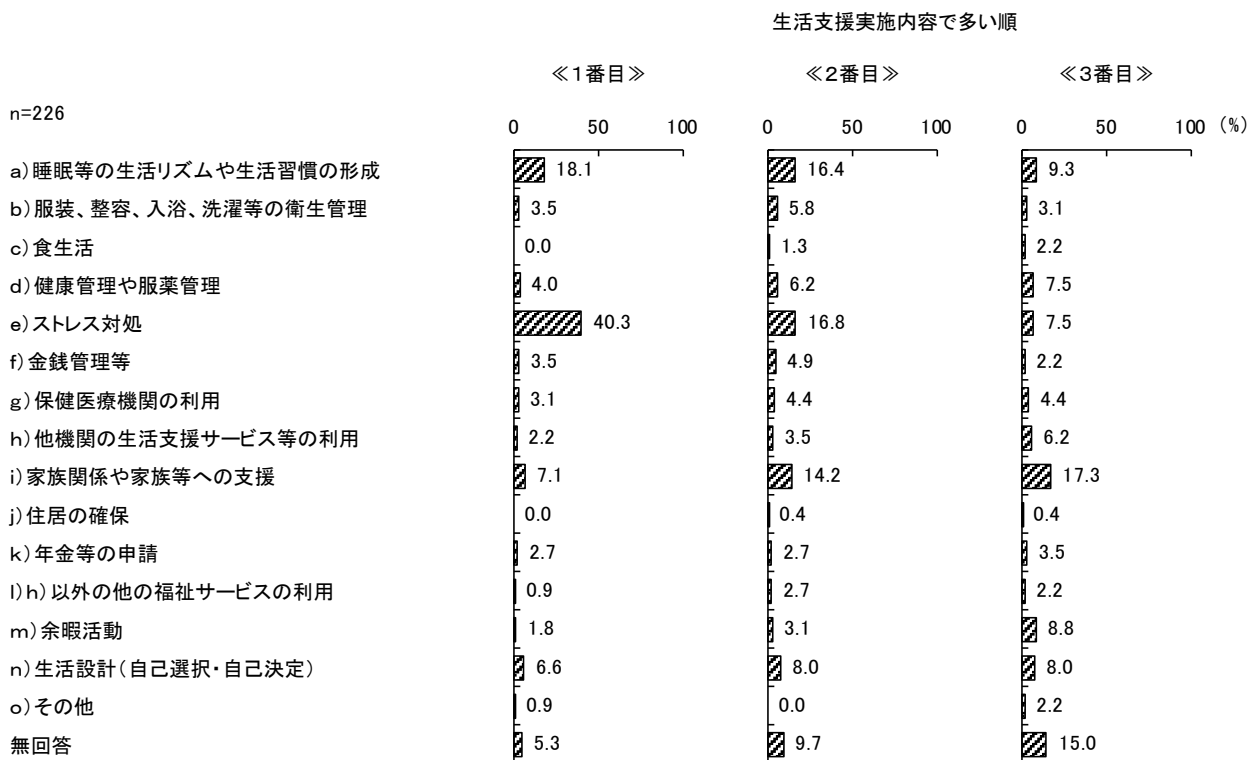
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」40.3%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としても、「e ストレス対処」16.8%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」17.3%が多かった。

図表 1-1-19 生活支援の実施内容(発達障害者)

#### ④発達障害者



### <その他の障害者>

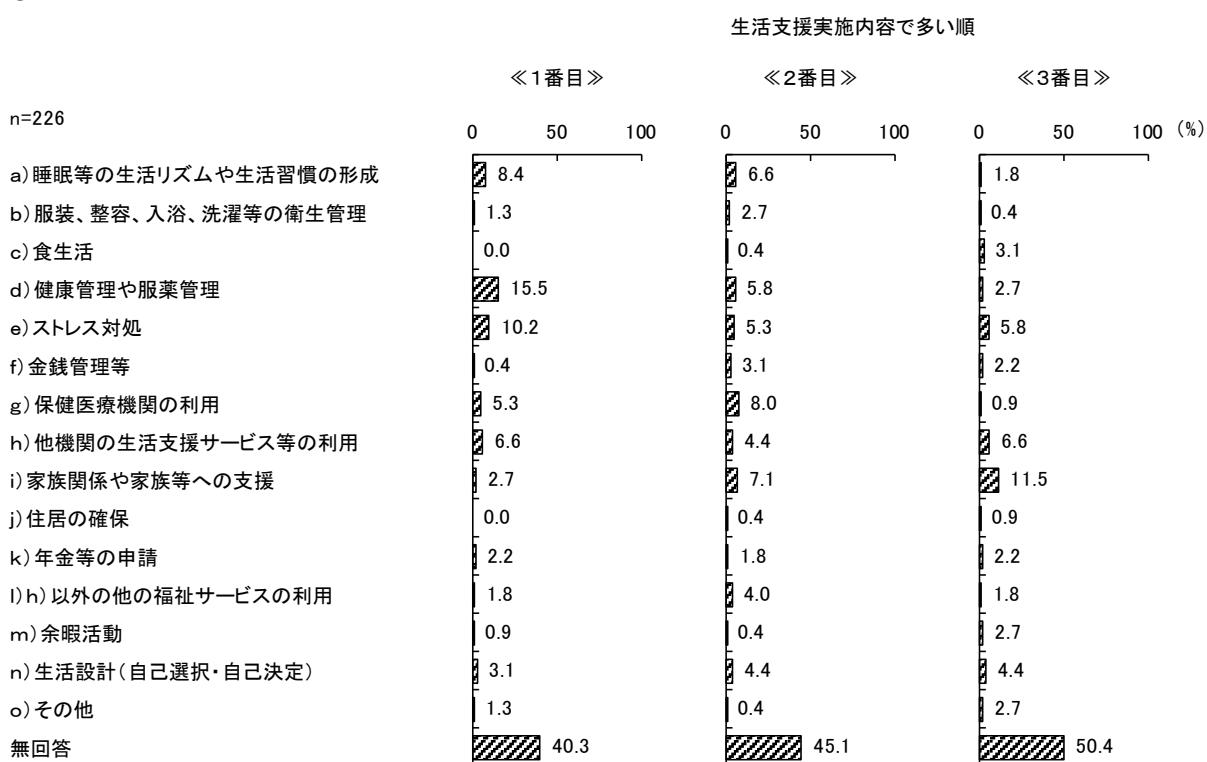
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「d 健康管理や服薬管理」15.5%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「g 保健医療機関の利用」8.0%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」11.5%が多かった。

図表 1-1-20 生活支援の実施内容(その他の障害者)

#### ⑤その他の障害者



チ) 生活支援の実施方法（問13）

一般就労者に対する生活支援の実施方法について、障害種別にみる。

＜身体障害者＞

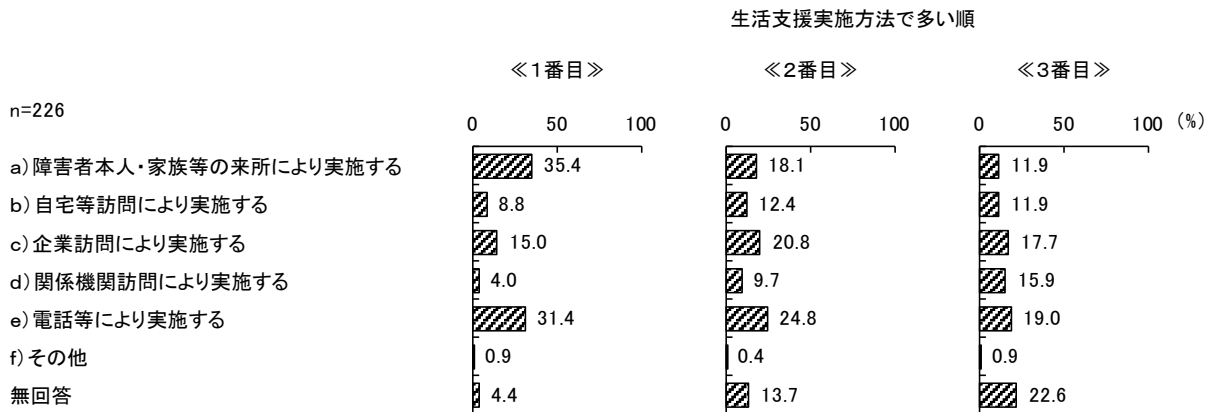
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」35.4%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「e 電話等により実施する」24.8%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項についても、「e 電話等により実施する」19.0%が多かった。

図表 1-1-21 生活支援の実施方法(身体障害者)

①身体障害者



## <知的障害者>

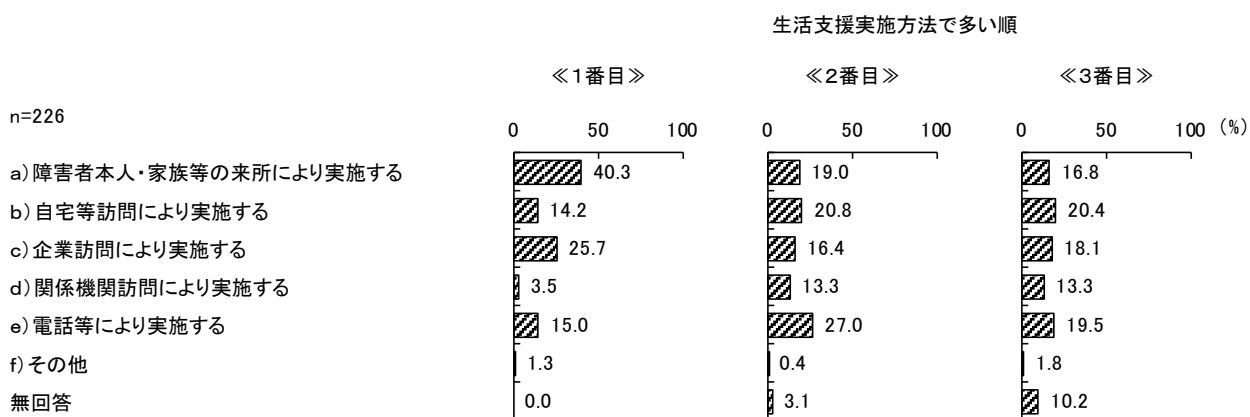
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」40.3%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「e 電話等により実施する」27.0%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「b 自宅等訪問により実施する」20.4%が多かった。

図表 1-1-22 生活支援の実施方法(知的障害者)

### ②知的障害者



## <精神障害者>

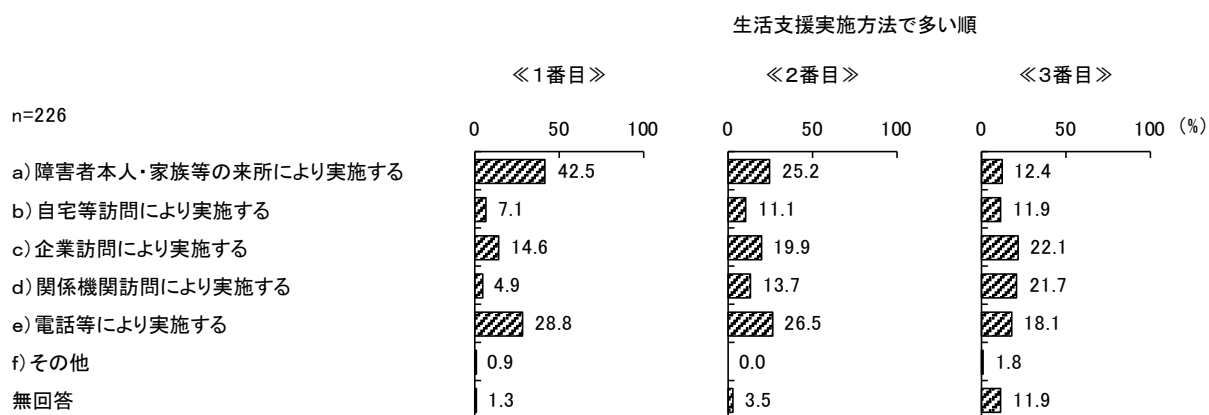
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」42.5%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」26.5%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「c 企業訪問により実施する」22.1%が多かった。

図表 1-1-23 生活支援の実施方法(精神障害者)

### ③精神障害者



### <発達障害者>

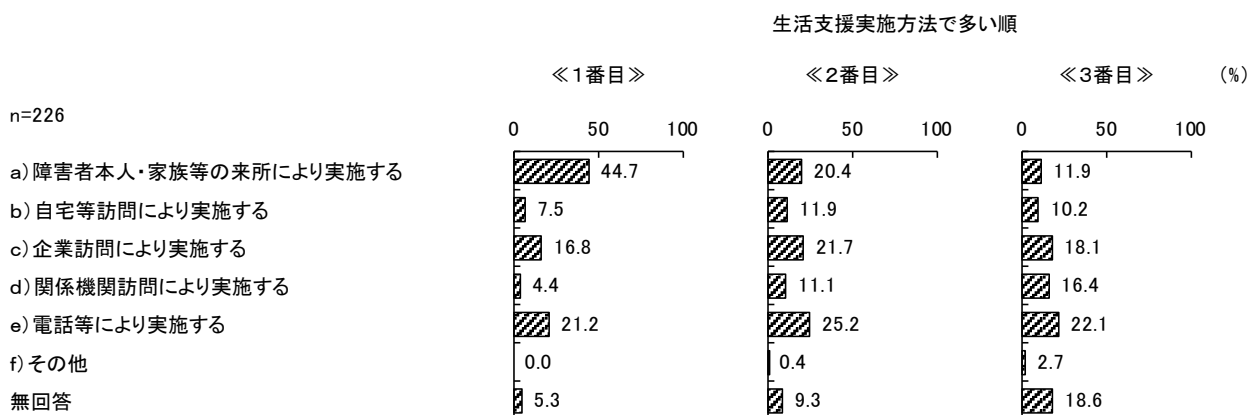
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」44.7%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「e 電話等により実施する」25.2%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項についても、「e 電話等により実施する」22.1%が多かった。

図表 1-1-24 生活支援の実施方法(発達障害者)

#### ④発達障害者



### <その他の障害者>

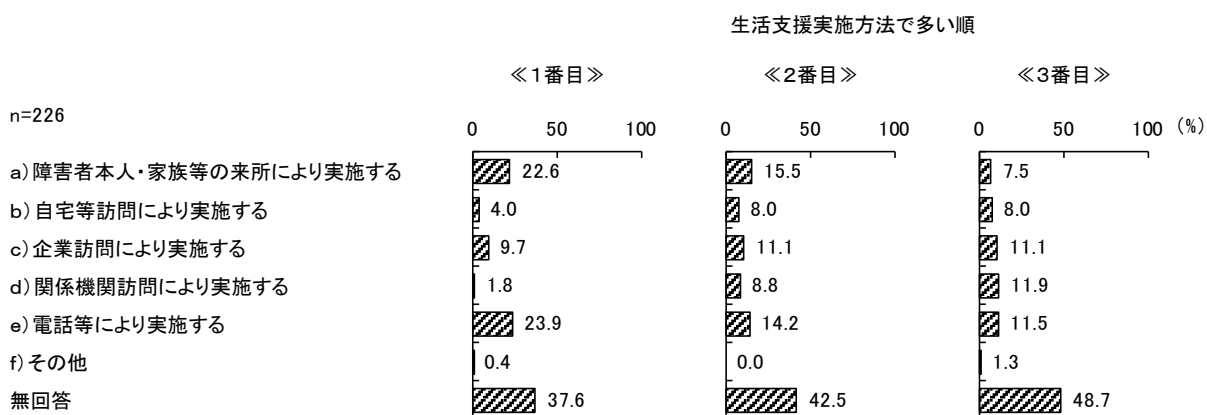
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e 電話等により実施する」23.9%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」15.5%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「d 関係機関訪問により実施する」11.9%が多かった。

図表 1-1-25 生活支援の実施方法(その他の障害者)

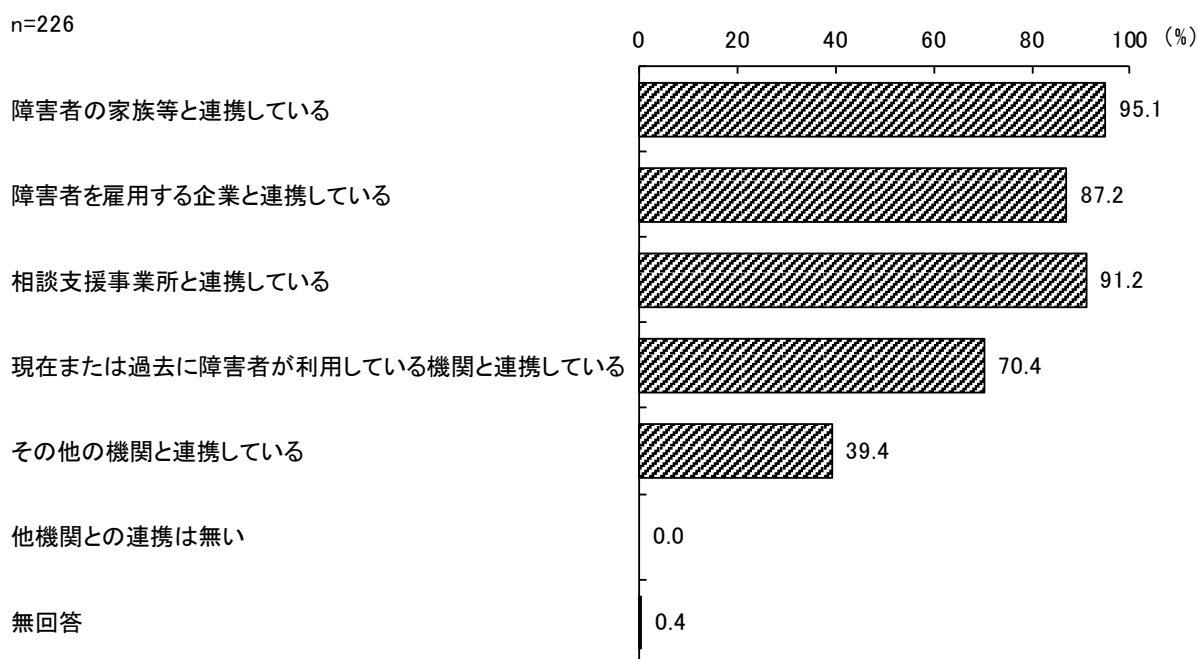
#### ⑤その他の障害者



ツ) 一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況（問14）

一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況についてみると、「障害者の家族等と連携している」95.1%が最も多く、次いで「相談支援事業所と連携している」91.2%であった。

図表 1-1-26 一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況



「その他」の記載内容:

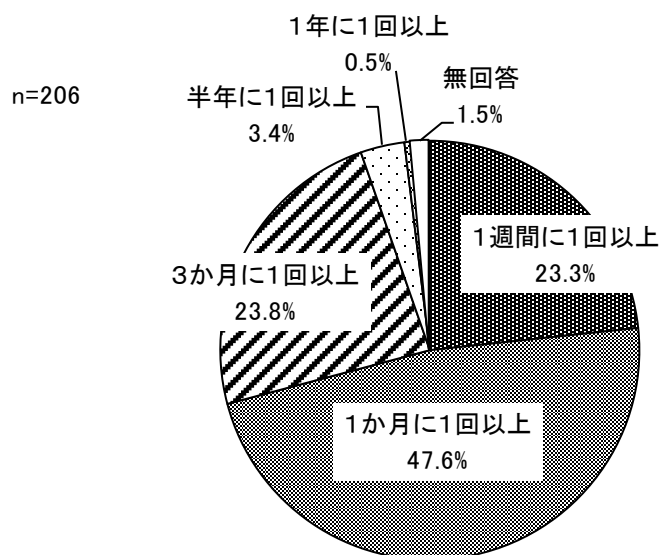
- ・ 医療機関
- ・ ハローワーク
- ・ 職業センター
- ・ 行政
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 教育機関 / 等



テ) 生活支援を実施する際、相談支援事業所と連携する頻度（問14-1）

生活支援を実施する際における、相談支援事業と連携する頻度についてみると、「1か月に1回以上」47.6%が最も多く、次いで「3か月に1回以上」23.8%であった。

図表 1-1-27 生活支援を実施する際、相談支援事業所と連携する頻度



ト) 自センターにおける生活支援とは別に、自センターにおいて、他の生活訓練等の事業を実施している場合における実施内容(問 15)

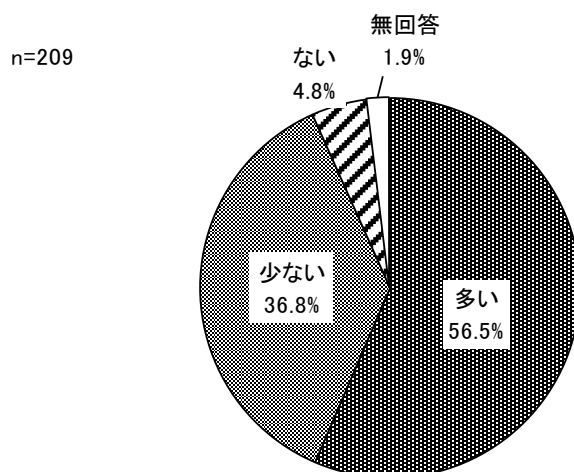
自センターにおける生活支援とは別に、自センターにおいて、他の生活訓練等の事業を実施している場合における実施内容として、以下に示すものが挙げられた。

- ・グループホーム
- ・相談支援事業所、就労移行支援事業所
- ・地域活動支援センターにて、余暇活動や勉強会を行っている。
- ・自立訓練(生活訓練)、短期入所、委託相談支援、就労継続 B 型、生活介護、就労移行、身体障害者センターB 型事業。
- ・在職されている方を主に定期的に交流会活動を実施している(在職者交流会)。
- ・①地方創生)「発達障がい者就労、生活支援機能強化事業」(いわき市委託事業)。発達障がい者等への相談、就労生活に関する専門的支援及連絡調整の充実を図る等。②「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」(県の委託)。就職を希望する精神障がい者等への職業訓練を行い、就職を促進する。
- ・センター内ではないが、同法人内で知的障がい者の自立生活に向けた訓練通過型のグループホームを連携している。
- ・仕事外、公休の日に通所してリフレッシュしたり、相談の対応をしている。生活リズムを崩さないよう利用している。勤務時間の延長ができるよう訓練をしている。
- ・同一法人にて、高次脳機能障害者に対する自立訓練事業を行っており、家事能力向上を目的とした活動も取り入れている。

ナ) 他機関との連携状況 ①自法人内にある機関と連携すること (問16①)

自法人内にある機関との連携状況についてみると、連携することが「多い」56.5%が「少ない」36.8%を上回った。

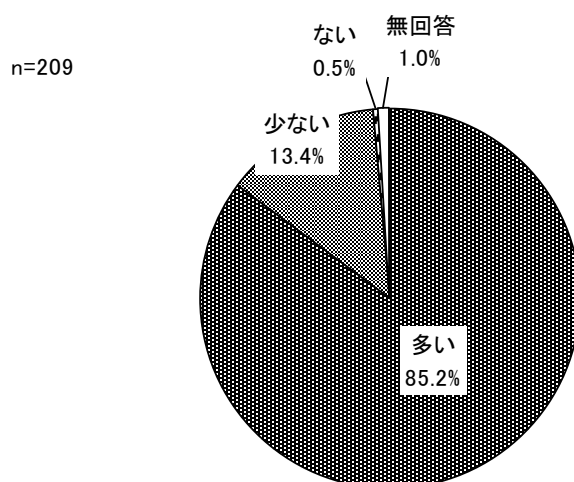
図表 1-1-28 他機関との連携状況 ①自法人内にある機関と連携すること



二) 他機関との連携状況 ②別法人の機関と連携すること (問16②)

別法人の機関との連携状況についてみると、連携することが「多い」85.2%が「少ない」13.4%を上回った。

図表 1-1-29 他機関との連携状況 ②別法人の機関と連携すること



又) 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(問17)

他機関と連携して実施する生活支援の実施内容について、障害種別にみる。

<身体障害者>

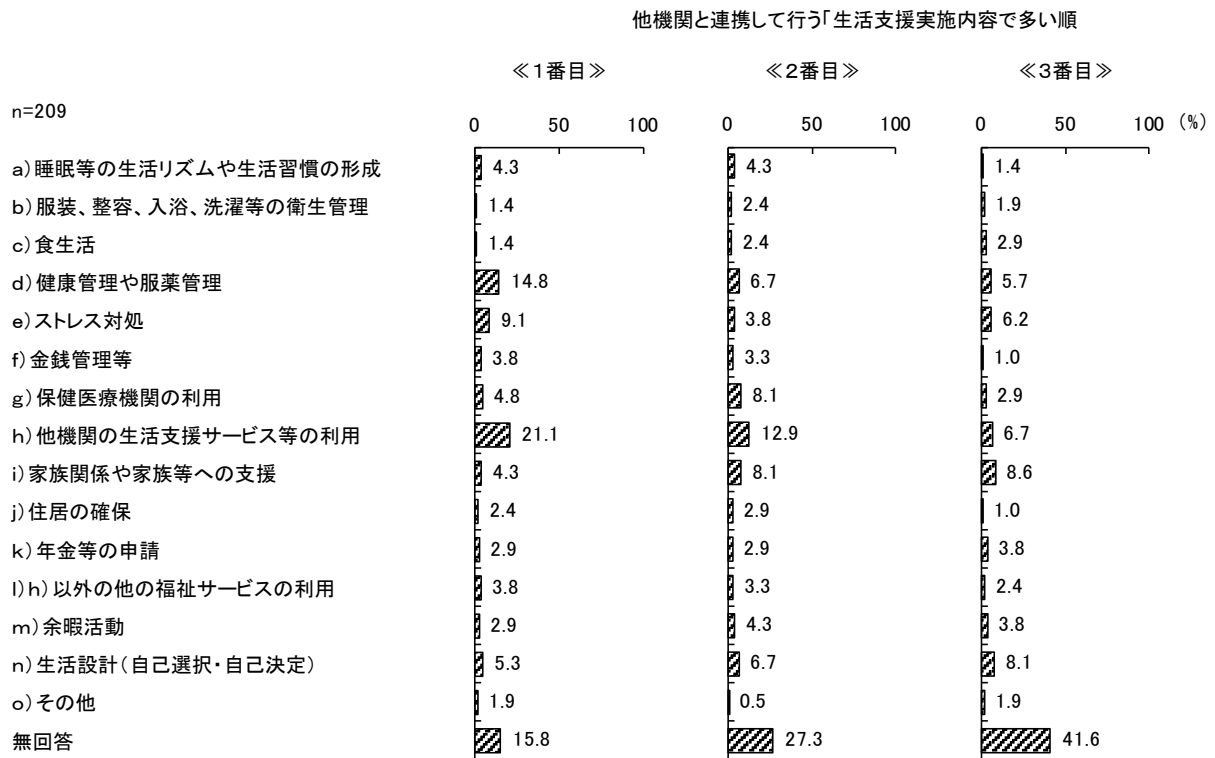
最も多いもの(理由の1番目として挙げた事項)は、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」21.1%であった。

2番目として挙げられた事項についても、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」12.9%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」8.6%が多かった。

図表 1-1-30 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(身体障害者)

①身体障害者



## <知的障害者>

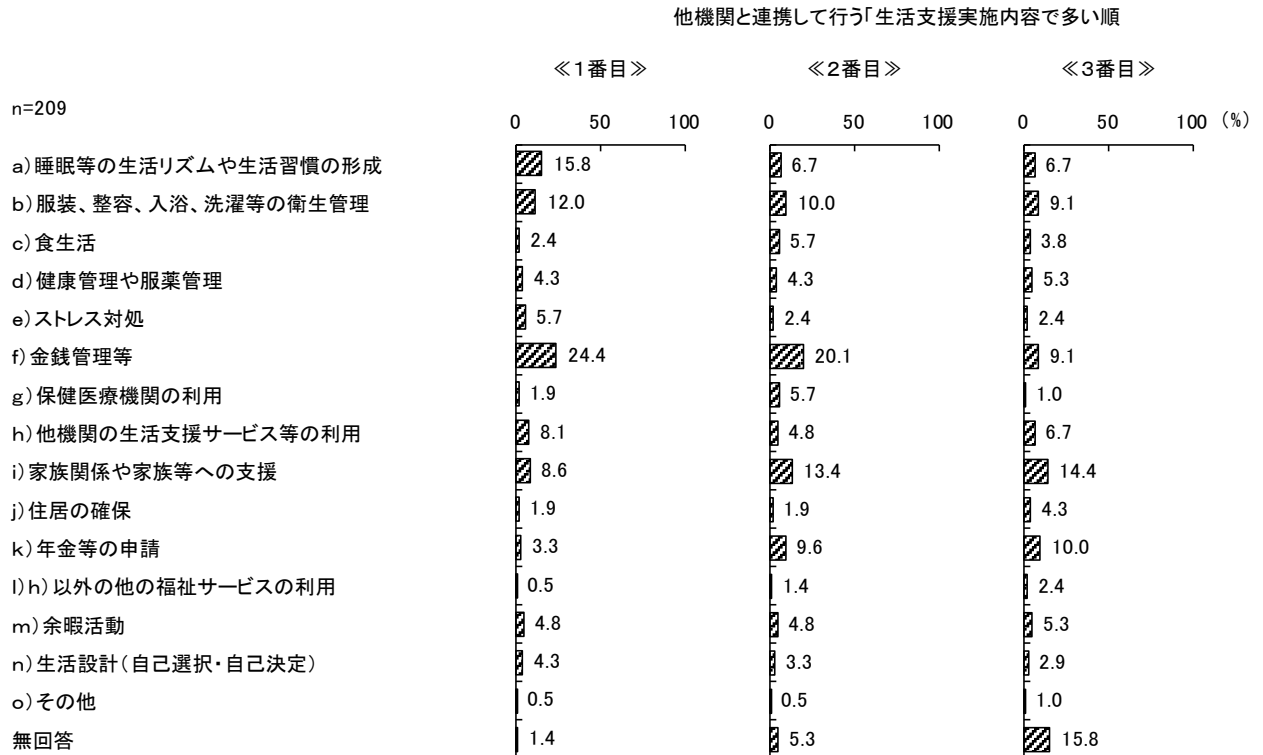
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「f 金銭管理等」24.4%であった。

2番目として挙げられた事項についても、「f 金銭管理等」20.1%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」14.4%が多かった。

図表 1-1-31 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(知的障害者)

②知的障害者



## <精神障害者>

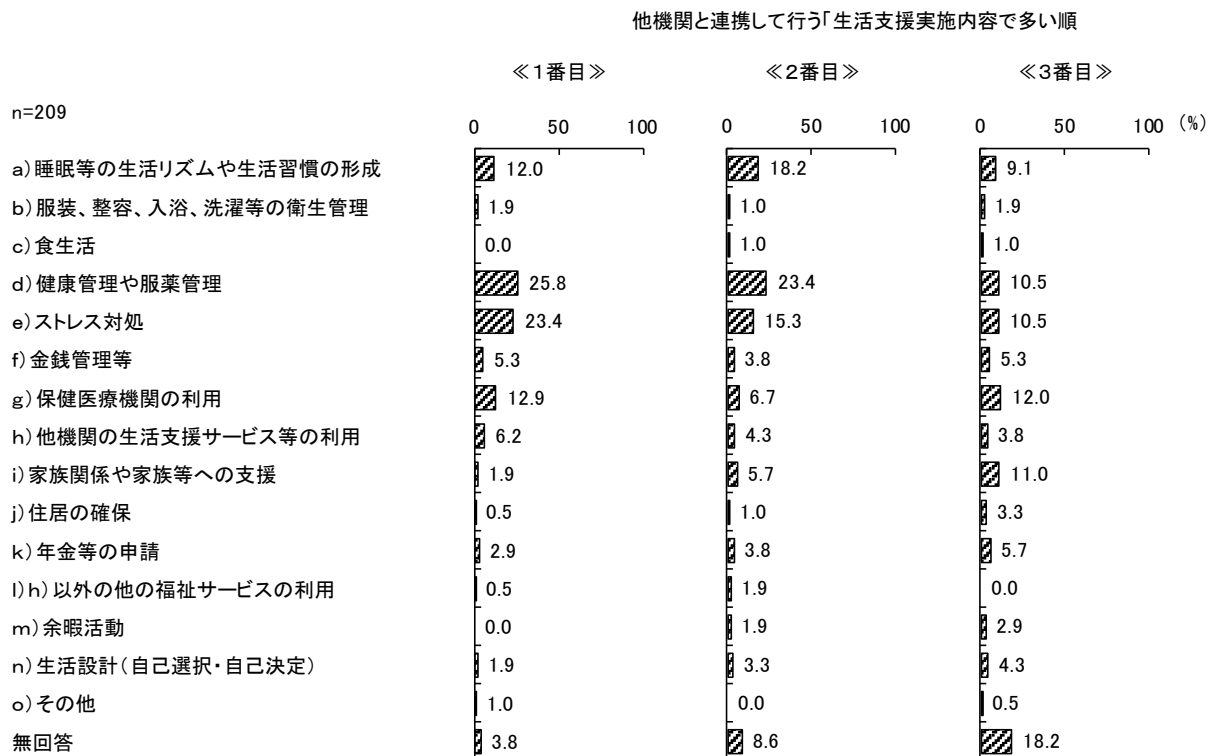
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「d 健康管理や服薬管理」25.8%であった。

2番目として挙げられた事項についても、「d 健康管理や服薬管理」23.4%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「g 保健医療機関の利用」12.0%が多かった。

図 1-1-32 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(精神障害者)

③精神障害者



### <発達障害者>

最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」27.3%であった。

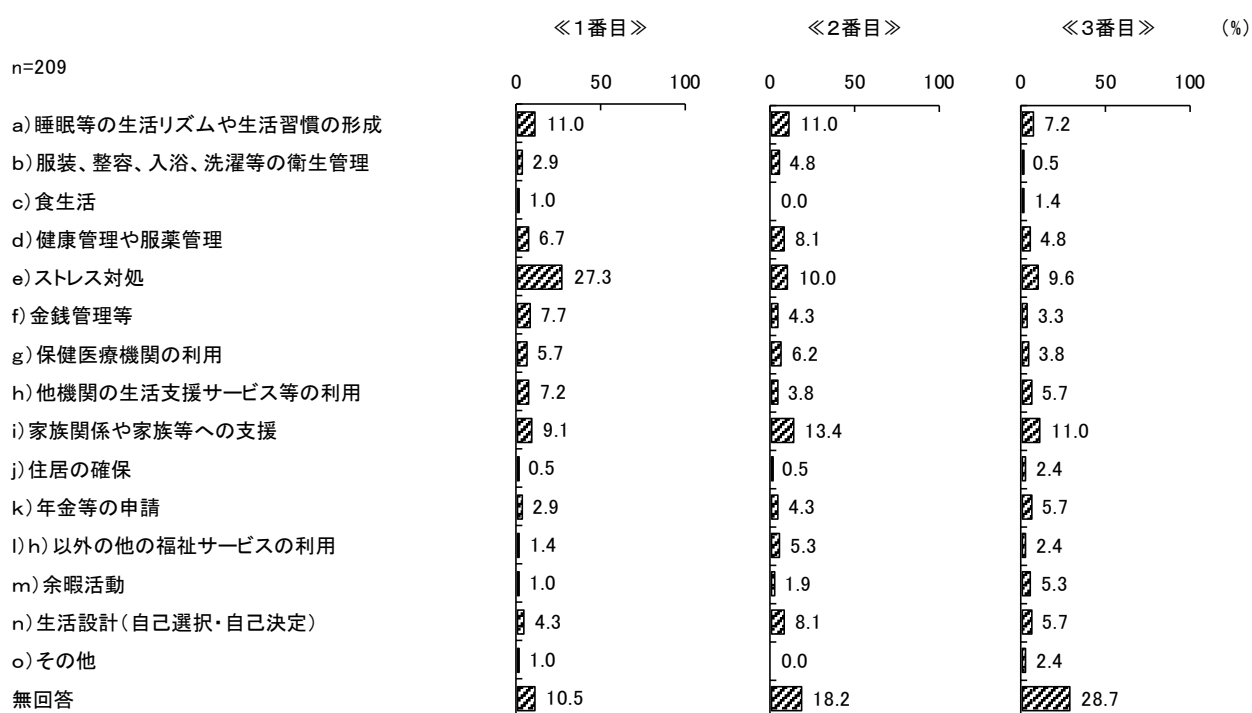
2番目として挙げられた事項としては、「i 家族関係や家族等への支援」13.4%が多かった。

3番目として挙げられた事項についても、「i 家族関係や家族等への支援」11.0%が多かった。

図表 1-1-33 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(発達障害者)

#### ④発達障害者

他機関と連携して行う「生活支援実施内容で多い順



### <その他の障害者>

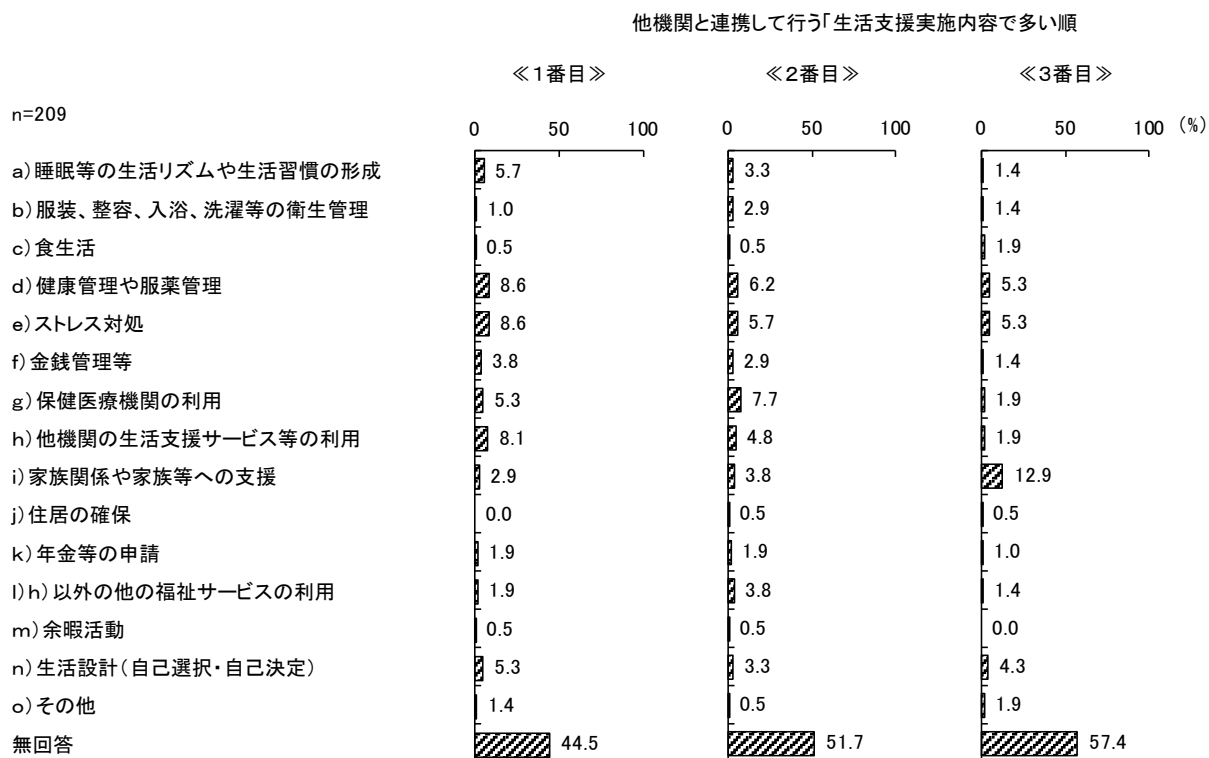
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「d 健康管理や服薬管理」「e ストレス対処」8.6%であった。

2番目として挙げられた事項については、「g 保健医療機関の利用」7.7%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」12.9%が多かった。

図表 1-1-34 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(その他の障害者)

⑤その他の障害者

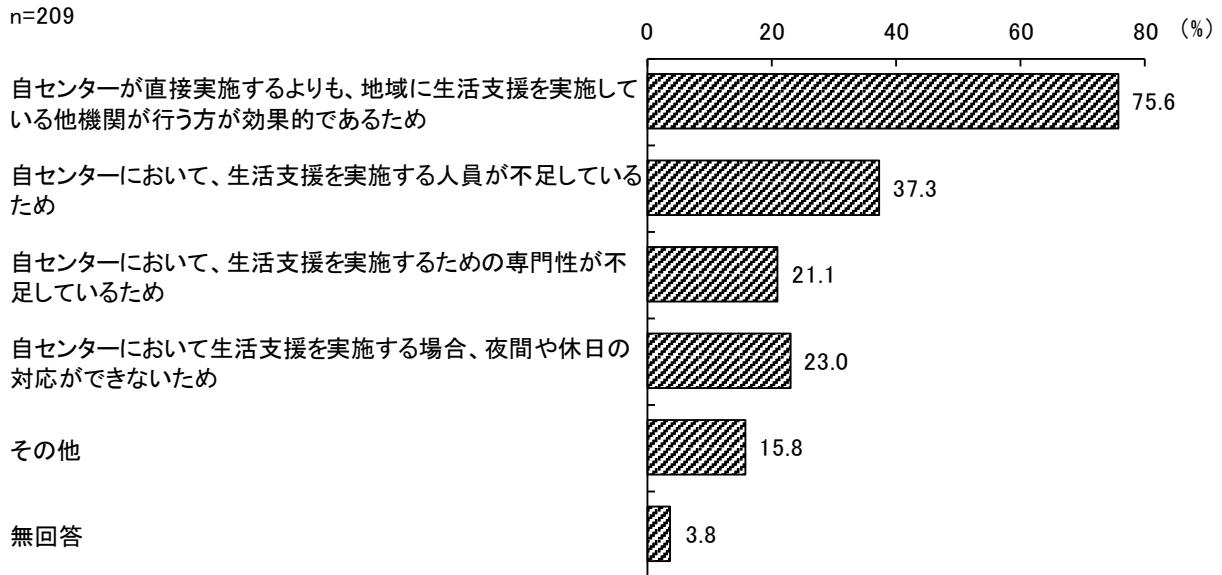




ネ) 他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由 (問18)

他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてみると、「自事業所が直接実施するよりも、地域に生活支援を実施している他機関が行う方が効果的であるため」75.6%が最も多かった。

図表 1-1-35 他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由



「その他」の記載内容:

- ・連携して行ったほうが広角的な見方もでき、相談しながら支援できるため。
- ・他機関と連携・役割を分担することでより効果的に支援できるため。
- ・他機関と一緒に実施することで頻度や効果が増すため。
- ・当センタープラス他機関が支援することにより良い支援ができるため。
- ・多くの機関がかかわることで、効果的である。
- ・登録者が住んでいる地域の機関の役割を大切に考えているため。
- ・生活支援にかかる時間が増えると、就業支援に影響が出るため。
- ・すでに本人との信頼関係ができているため / 等

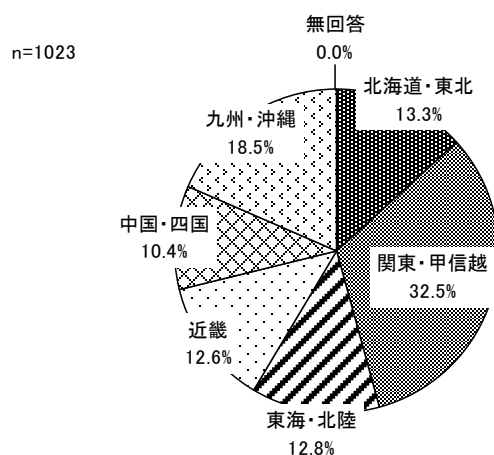
## (2) 就労移行支援事業所へのアンケート調査結果

### ①センターの概要 (Ⅱ)

#### ア) 所在地 (問1①)

回答のあった 1023 件のうち、北海道・東北地方からの回答は 13.3%、関東・甲信越地方からの回答は 32.5%、東海・北陸地方からの回答は 12.8%、近畿地方からの回答は 12.6%、中国・四国地方からの回答は 10.4%、九州・沖縄地方からの回答は 18.5%であった。

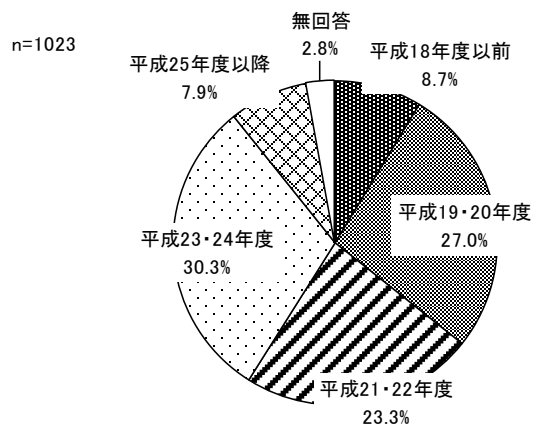
図表 1-2-1 所在地



#### イ) 指定年度 (問1②)

指定年度は、「平成 23・24 年度」が 30.3%で最も多かった。次いで「平成 19・20 年度」27.0%であった。

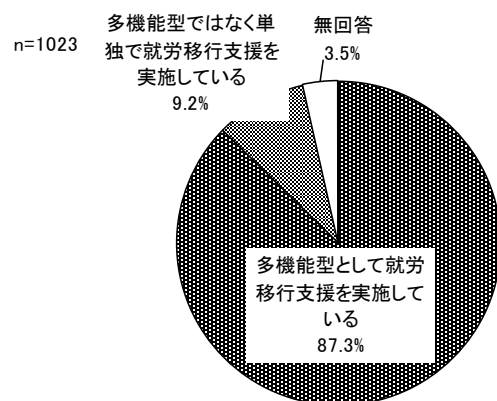
図表 1-2-2 指定年度



ウ) 多機能型か否か (問1③)

事業所種別として多機能型か否かについてみると、「多機能型として就労移行支援を実施している」87.3%が最も多く、大半を占めた。

図表 1-2-3 多機能型か否か



## 工) 職員数 (問2)

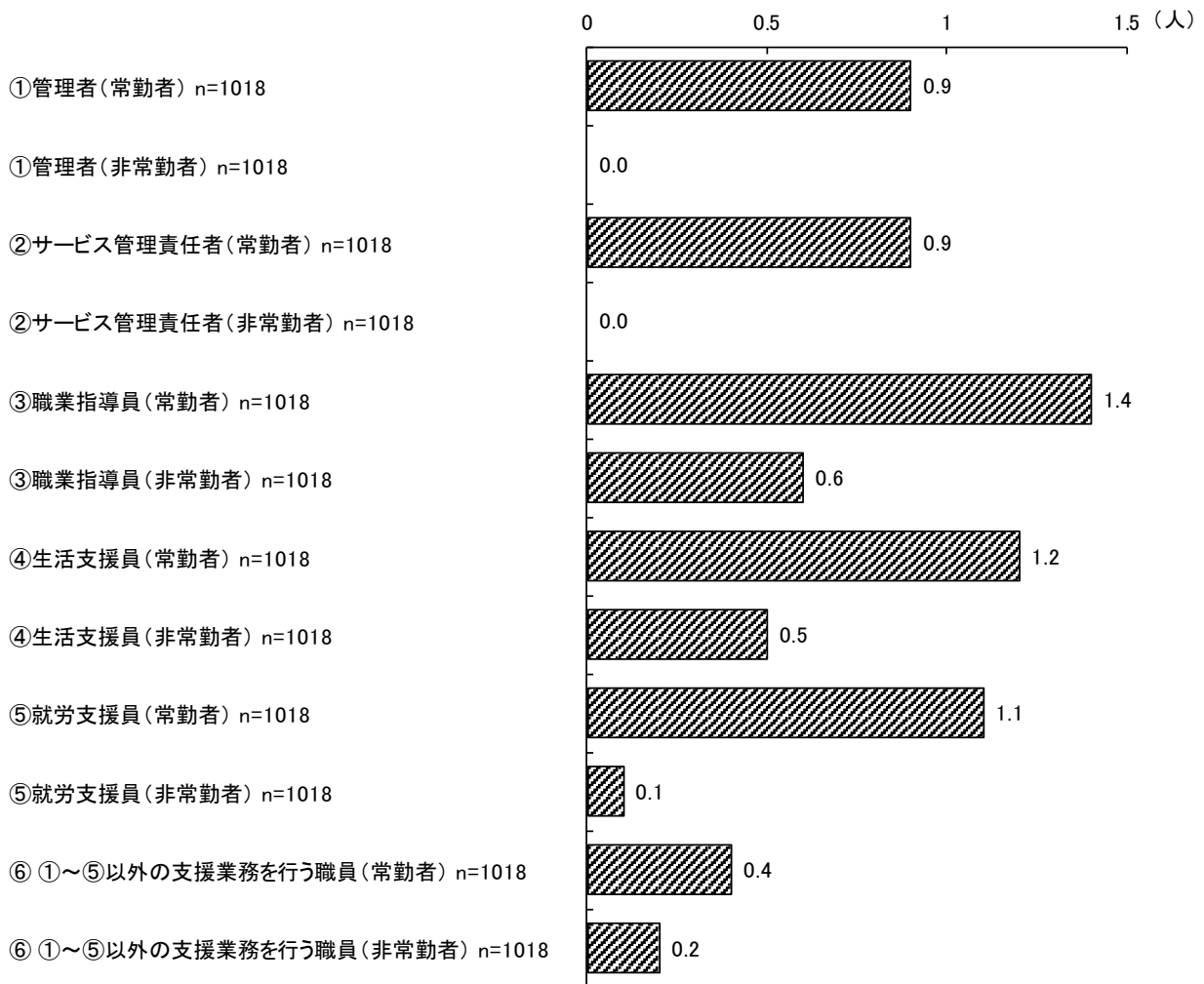
### <職種別の平均職員数>

「③職業指導員の職員数」が常勤者、非常勤者の合計で2.0人であり、他の職種と比べ、最も多かった。次いで「④生活支援員の職員数」1.7人であった。

### <常勤者と非常勤者の平均職員数>

①管理者、②サービス管理責任者、③職業指導員、④生活支援員、⑤就労支援員、⑥①～⑤以外の支援業務を行う職員については、常勤者の人数が非常勤者の人数を上回っていた。

図表 1-2-4 職員数



## ②一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況（Ⅲ）

### ア) 支援した障害者（問3）

一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況についてみると、「①就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者」の合計は7.7人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が53.2%と最も多かった。

「② ①のうち、平成26年度に貴事業所による定着支援を実施した者」の合計は5.0人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が54.0%と最も多かった。

「③ ①のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者」の合計は2.7人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が55.6%と最も多かった。

図表 1-2-5 支援した障害者

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者	調査数	912	912	912	912	912	912
	平均(人)	0.6	4.1	1.9	0.7	0.4	7.7
② ①のうち、平成26年度に貴事業所による定着支援を実施した者	調査数	912	912	912	912	912	912
	平均(人)	0.3	2.7	1.3	0.5	0.2	5.0
③ ①のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	912	912	912	912	912	912
	平均(人)	0.1	1.5	0.7	0.3	0.1	2.7

次に、支援した障害者数を、施設の職員数の合計人数の3区分（9人以下、10～19人以上、20人以上）で集計したものが図表 1-2-5-1 から図表 1-2-5-3 である。

①就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者、②平成26年度に事業所による定着支援を実施した者、③平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者、それぞれの障害者数の合計人数（図表における左記合計欄）についてみると、例えば、①就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者については、職員数合計が「9人以下」では6.6人、「10～19人以上」では11.8人、「20人以上」では15.9人となるなど、概ね、職員数が多くなるに従い支援した障害者数が増加する傾向にある。

図表 1-2-5-1 支援した障害者(職員数合計が9人以下)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者	調査数	740	740	740	740	740	740
	平均(人)	0.4	3.5	1.9	0.5	0.2	6.6
② ①のうち、平成26年度に貴事業所による定着支援を実施した者	調査数	740	740	740	740	740	740
	平均(人)	0.3	2.4	1.3	0.4	0.2	4.5
③ ①のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	740	740	740	740	740	740
	平均(人)	0.1	1.4	0.8	0.2	0.1	2.6

図表 1-2-5-2 支援した障害者(職員数合計が10～19人以上)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者	調査数	146	146	146	146	146	146
	平均(人)	1.2	6.5	1.9	0.9	1.4	11.8
② ①のうち、平成26年度に貴事業所による定着支援を実施した者	調査数	146	146	146	146	146	146
	平均(人)	0.4	4.3	1.2	0.7	0.5	7.1
③ ①のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	146	146	146	146	146	146
	平均(人)	0.1	2.6	0.6	0.5	0.2	4.0

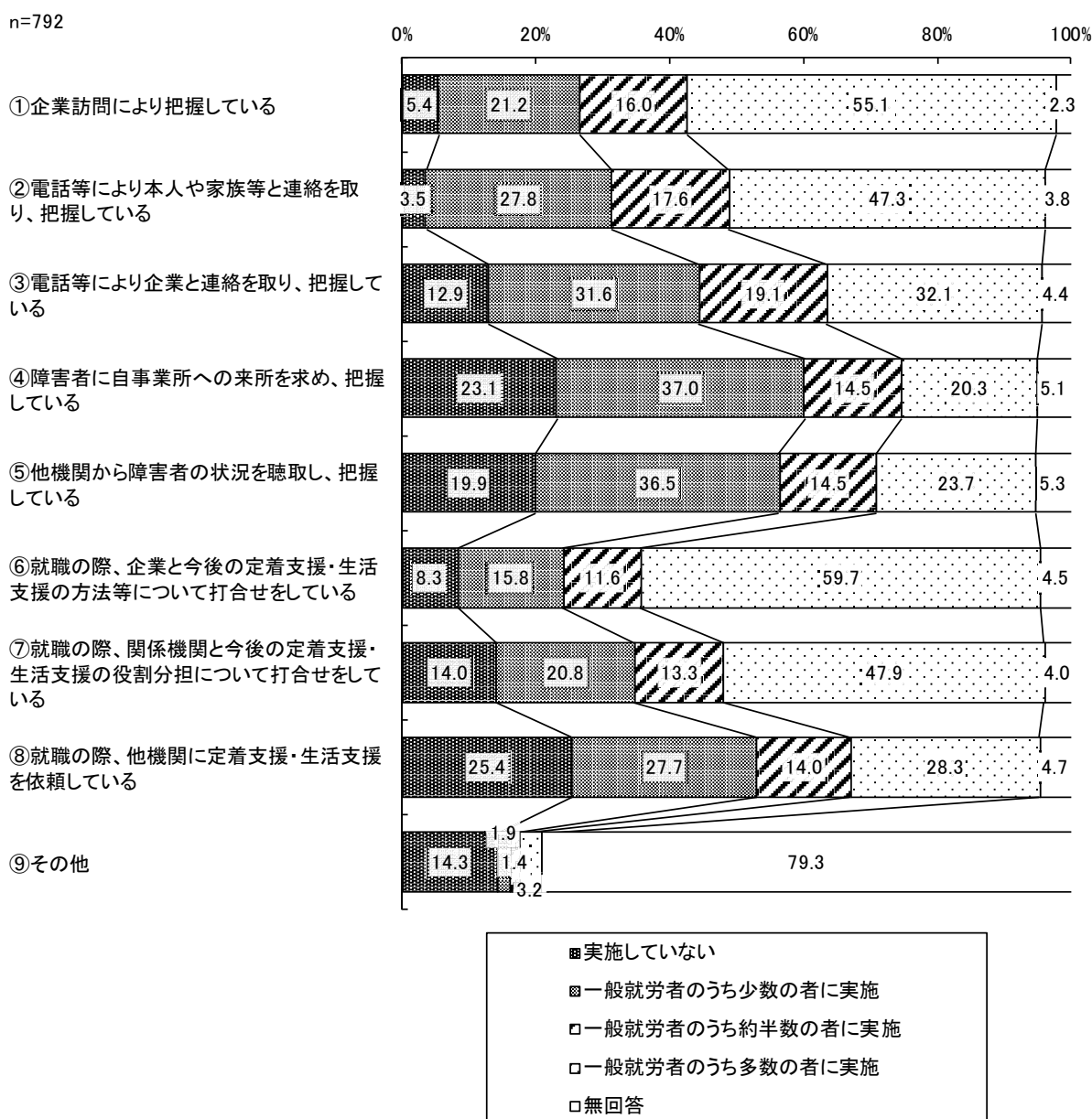
図表 1-2-5-3 支援した障害者(職員数合計が20人以上)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者	調査数	26	26	26	26	26	26
	平均(人)	2.6	5.7	2.5	4.8	0.3	15.9
② ①のうち、平成26年度に貴事業所による定着支援を実施した者	調査数	26	26	26	26	26	26
	平均(人)	0.4	2.4	1.5	2.4	0.1	6.8
③ ①のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者	調査数	26	26	26	26	26	26
	平均(人)	0.0	0.9	0.2	0.2	0.0	1.3

### イ) 状況把握（１）実施状況（問４）

一般就労者の職場定着や生活面の状況の把握方法（①企業訪問により把握している～⑨その他）について、「一般就労者のうち多数の者に実施」と「一般就労者のうち約半数の者に実施」と回答した割合の多いものについてみると、「⑥就職の際、企業と今後の定着支援・生活支援の方法等について打合せをしている」71.3%が最も多く、次いで「①企業訪問により把握している」71.1%であった。

図表 1-2-6 状況把握(1)実施状況



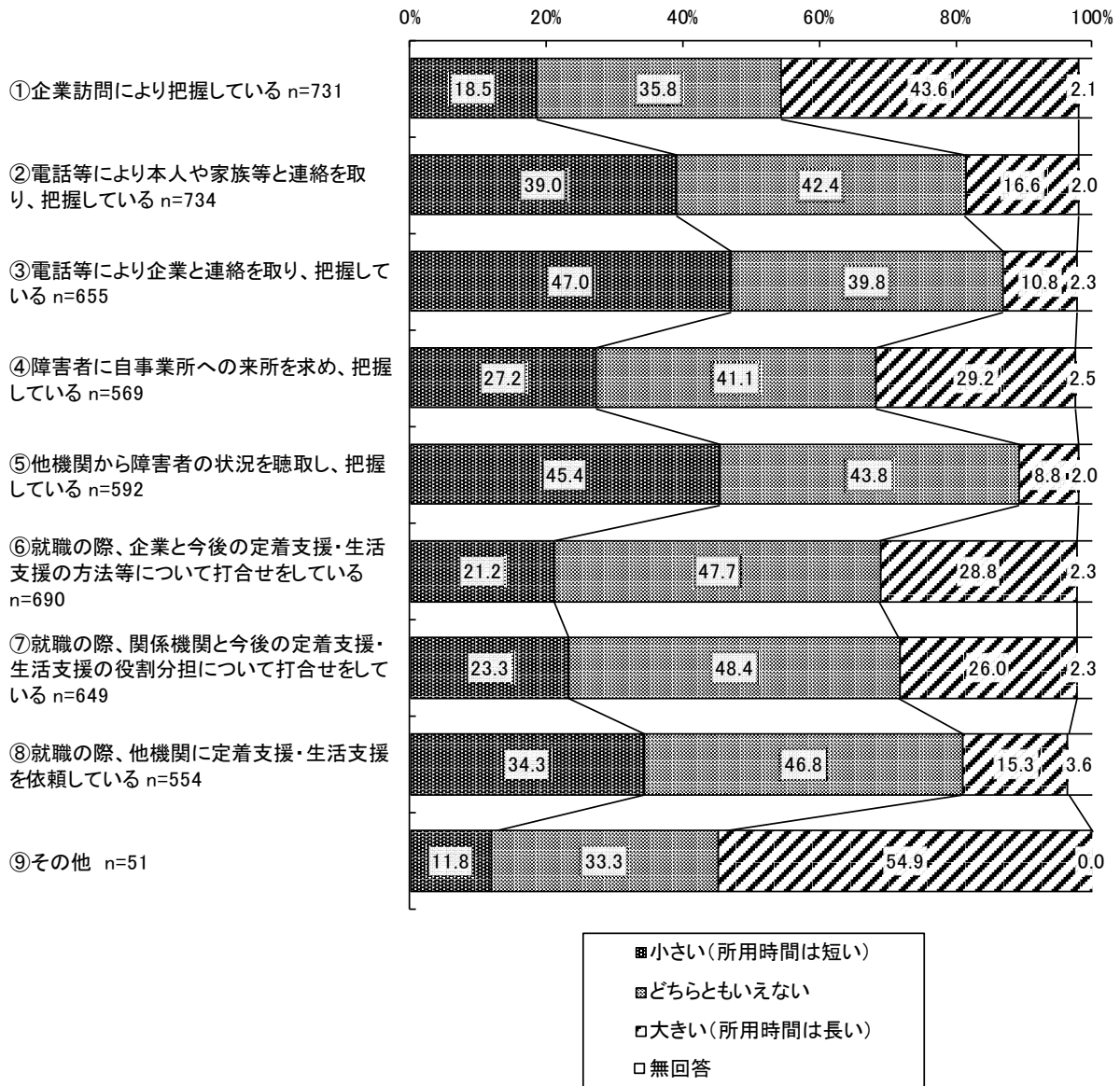
#### 「その他」の記載内容:

- ・ 自宅訪問
- ・ OB 会、同窓会、イベントの実施
- ・ 事業所への来所
- ・ 他職種、他機関との連携 / 等

ウ) 状況把握(2) 時間的負担(問4)

一般就労者の職場定着や生活面の状況の把握方法(①企業訪問により把握している～⑨その他)について、時間的負担が「大きい」と回答した割合の多いものについてみると「⑨その他」54.9%が最も多かった。

図表 1-2-7 状況把握(2)時間的負担



「その他」の記載内容:

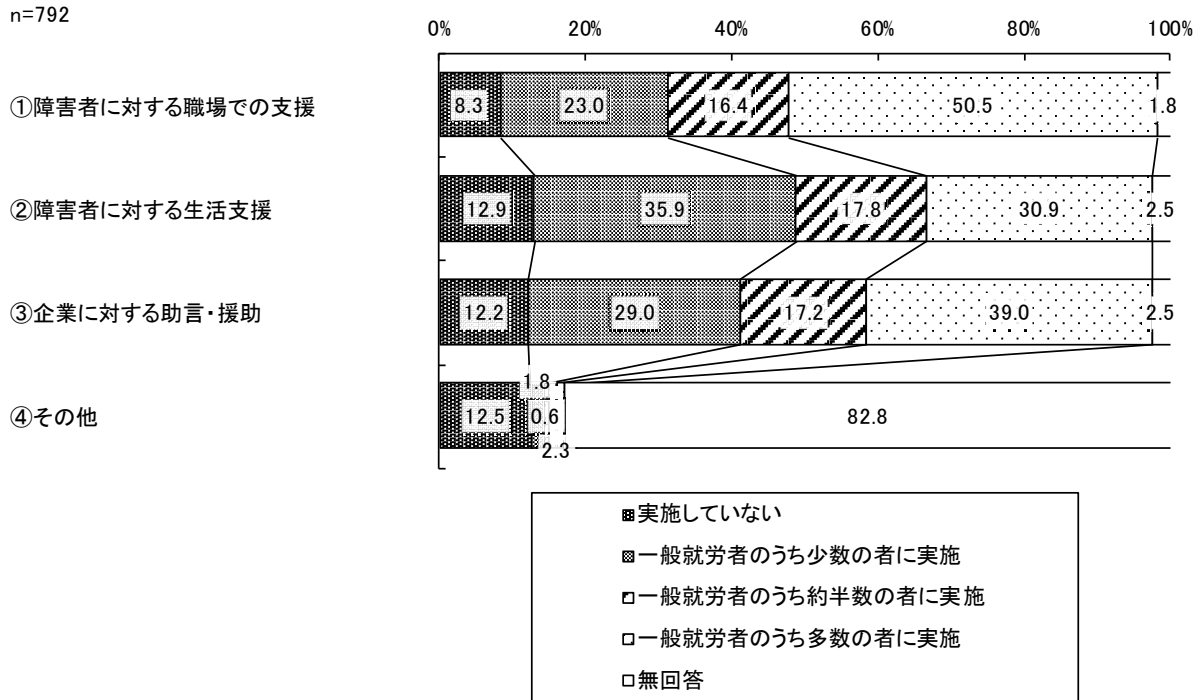
- ・ 自宅訪問
- ・ OB 会、同窓会、イベントの実施
- ・ 事業所への来所
- ・ 他職種、他機関との連携 / 等



工) 支援内容(1) 実施状況(問5)

一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容のうち、「一般就労者のうち多数の者に実施」と「一般就労者のうち約半数の者に実施」と回答した割合の多いものについてみると、「①障害者に対する職場での支援」66.9%が最も多かった。

図表 1-2-8 支援内容(1)実施状況



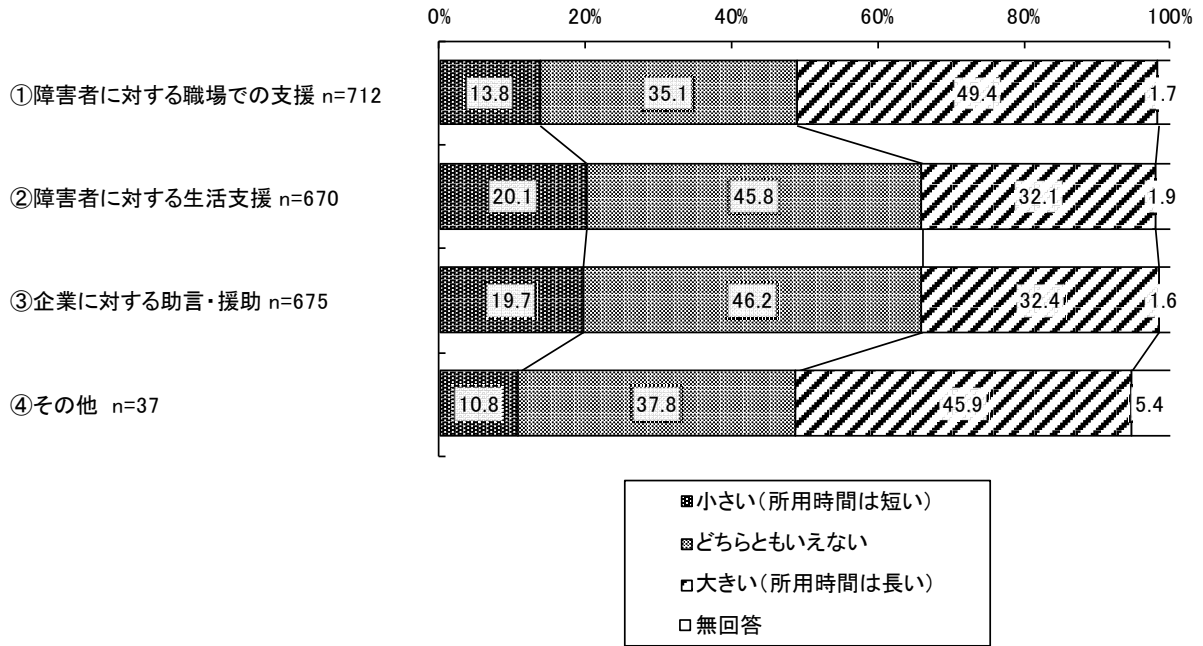
「その他」の記載内容:

- ・ 家族に対する支援
- ・ 健康・精神面のサポート
- ・ 他職種、他機関による支援
- ・ 通勤訓練
- ・ 就職マナー研修会実施
- ・ 来所時や電話による相談支援
- ・ 本人へのその他の支援 / 等

才) 支援内容(2) 時間的負担(問5)

一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容のうち、時間的負担が「大きい」と回答した割合の多いものについてみると、「①障害者に対する職場での支援」49.4%が最も多かった。

図表 1-2-9 支援内容(2)時間的負担



「その他」の記載内容:

- ・ 家族に対する支援
- ・ 健康・精神面のサポート
- ・ 他職種、他機関による支援
- ・ 通勤訓練
- ・ 就職マナー研修会実施
- ・ 来所時や電話による相談支援
- ・ 本人へのその他の支援 / 等

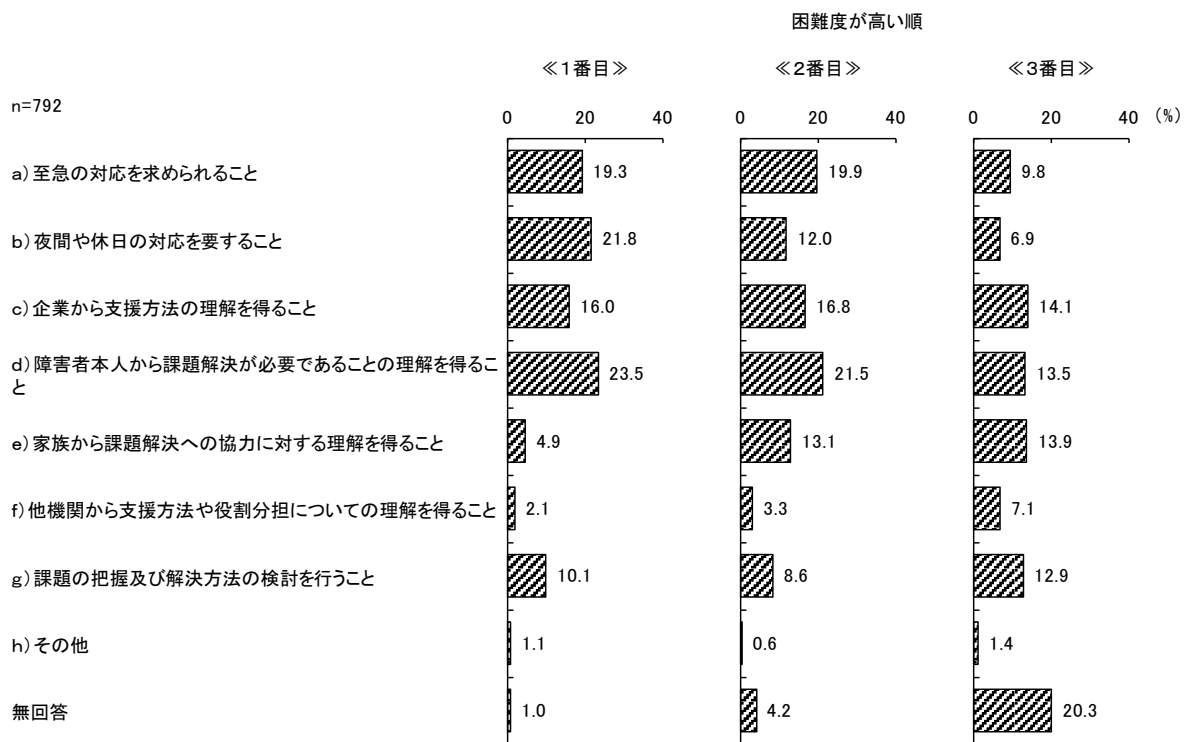
### 力) 支援する上での困難な事項（問6）

一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施する上での困難な事項として、最も困難なもの（困難度が1番目として挙げた事項）は、「d 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること」23.5%であり、次いで「b 夜間や休日の対応を要すること」21.8%であった。

2番目として挙げられた事項としては、「d 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること」21.5%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「c 企業から支援方法の理解を得ること」14.1%が多かった。

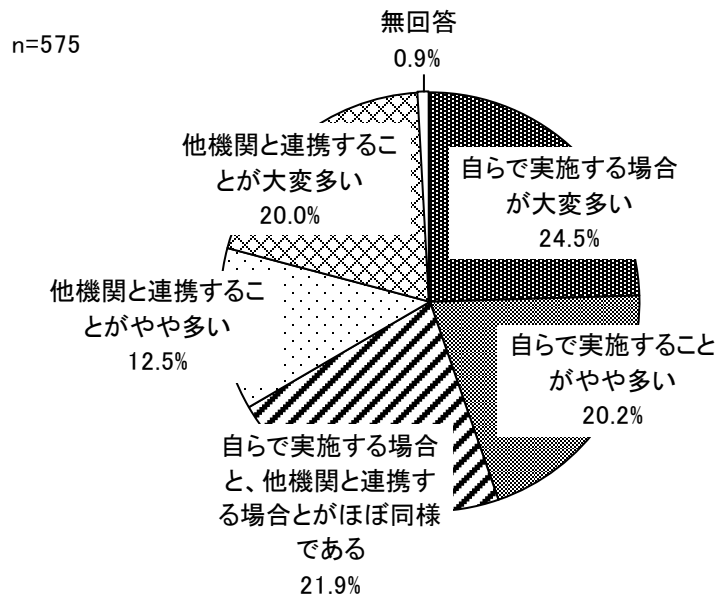
図表 1-2-10 支援する上での困難な事項



キ) 一般就労者に生活支援が必要となった場合の、事業所で実施する場合と他機関と連携する場合の割合 (問7)

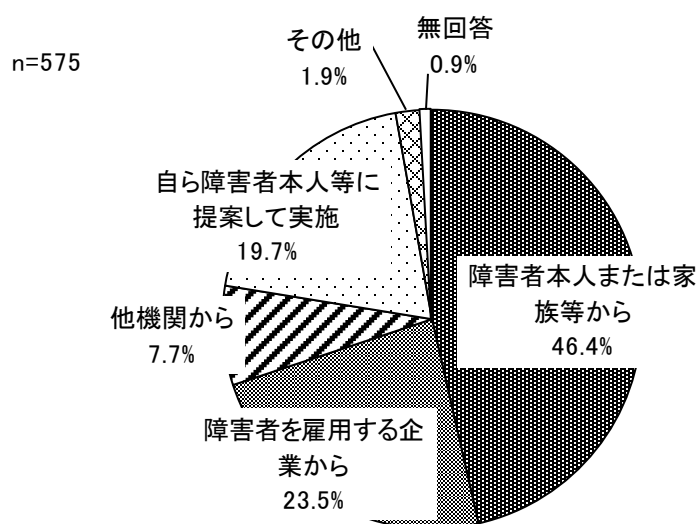
一般就労者に生活支援が必要となった場合における、センターで実施する場合と他機関と連携する場合の割合についてみると、自らで実施する場合が多いという回答(「自らで実施する場合が大変多い」と「自らで実施することがやや多い」の回答割合の合計) 44.7%が、他機関と連携することが多いという回答(「他機関と連携することが大変多い」と「他機関と連携することがやや多い」の回答割合の合計) 32.5%を上回った。

図表 1-2-11 一般就労者に生活支援が必要となった場合の、事業所で実施する場合と他機関と連携する場合の割合



ク) 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施することが多いか(問8)  
 一般就労者に対する生活支援の依頼者についてみると、「障害者本人または家族等から」46.4%が最も多く、次いで「障害者を雇用する企業から」23.5%であった。

図表 1-2-12 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施することが多いか



「その他」の記載内容:

- ・ 家族や企業などご本人と日常関わっている方から。
- ・ 障害者本人との話し合いの中で課題をくみ取り助言等行う。
- ・ 関係機関、企業、本人など状況による。 / 等

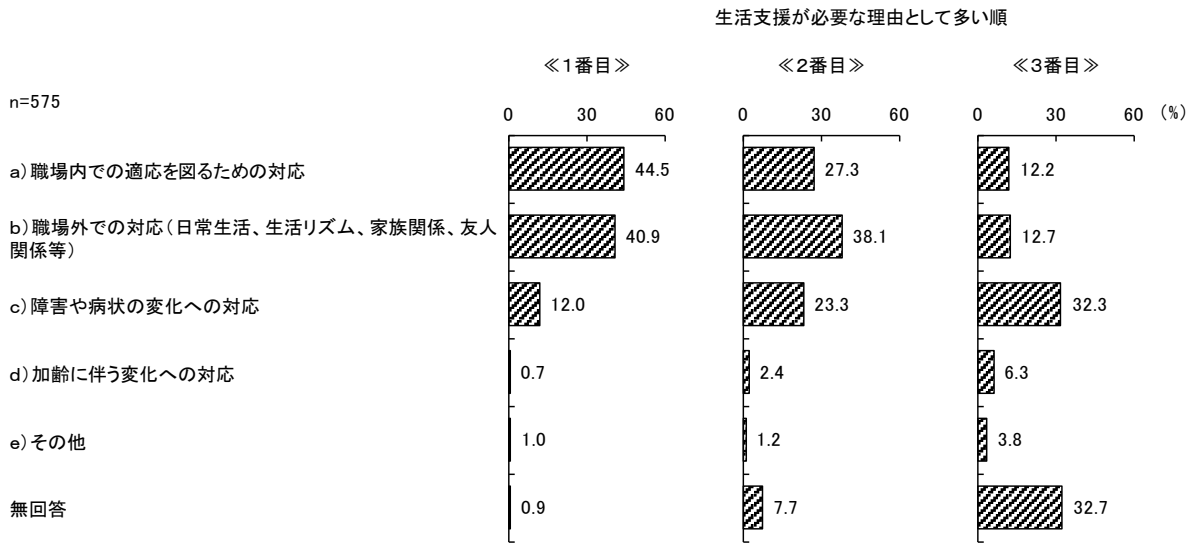
ケ) 生活支援が必要な理由（問9）

一般就労者に生活支援が必要となる理由についてみると、最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 職場内での適応を図るための対応」44.5%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「b 職場外での対応（日常生活、生活リズム、家族関係、友人関係等）」38.1%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「c 障害や病状の変化への対応」32.3%が多かった。

図表 1-2-13 生活支援が必要な理由



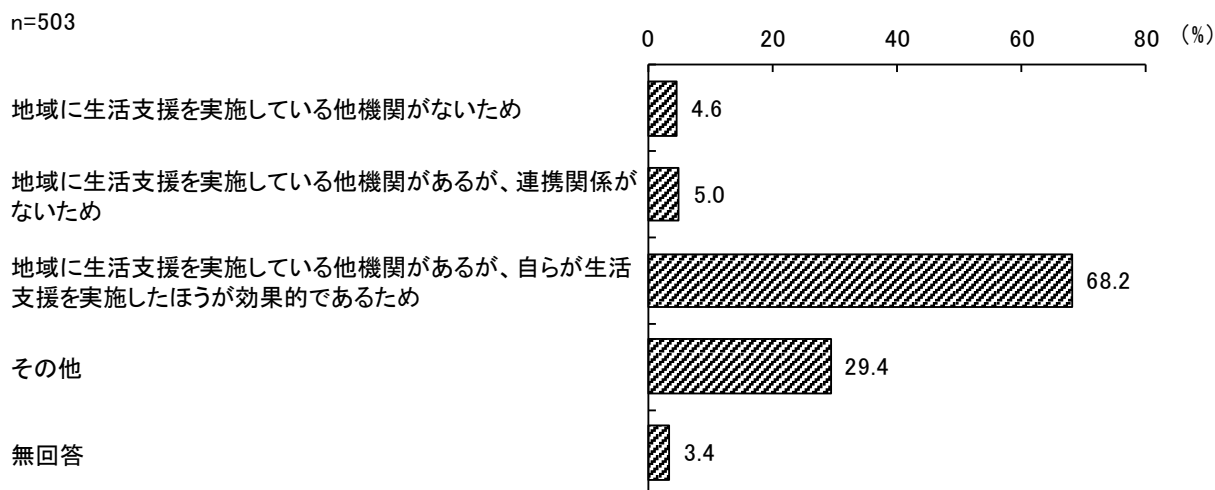
「その他」の記載内容:

- ・ ストレス解消のための余暇活動支援のため。
- ・ 金銭管理のため。
- ・ 本人の気持ちを確認するため（仕事の困りごと、今後の事など）。／等

## コ) 事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由 (問10)

事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてみると、「地域に生活支援を実施している他機関があるが、自らが生活支援を実施したほうが効果的であるため」68.2%が最も多かった。

図表 1-2-14 事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由



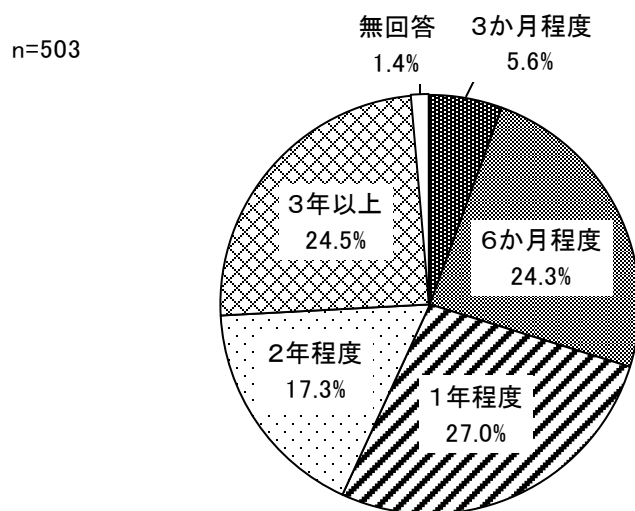
### 「その他」の記載内容:

- ・ 就業生活支援センター、相談支援事業所と役割分担しているため。
- ・ 関わる機関が複数の方が効果的であるため。
- ・ 他機関と連携することで対象者の選択肢が増えるため。
- ・ 他機関との連携により、状況に応じて適当と思われる機関が行っているため。
- ・ 就労先企業からの依頼があるため。
- ・ よく理解している所が相談に乗った方が本人が安心するため。
- ・ 利用者との信頼関係ができているため。
- ・ 就労初期は当施設の関わりが大きいため。
- ・ 本人が慣れた事業所（出身事業所）の支援を希望するため。
- ・ 本人及び家族の希望があるため。
- ・ 法人内のグループホームを利用しているため / 等

サ) 一般就労者に対する生活支援の平均的な実施期間（問11）

一般就労者に対する生活支援の就業後の実施期間についてみると、「1年程度」27.0%が最も多く、次いで「3年以上」24.5%であった。

図表 1-2-15 一般就労者に対する生活支援の平均的な実施期間





## シ) 生活支援の実施内容（問12）

一般就労者に対する生活支援の実施内容について、障害種別にみる。

### <身体障害者>

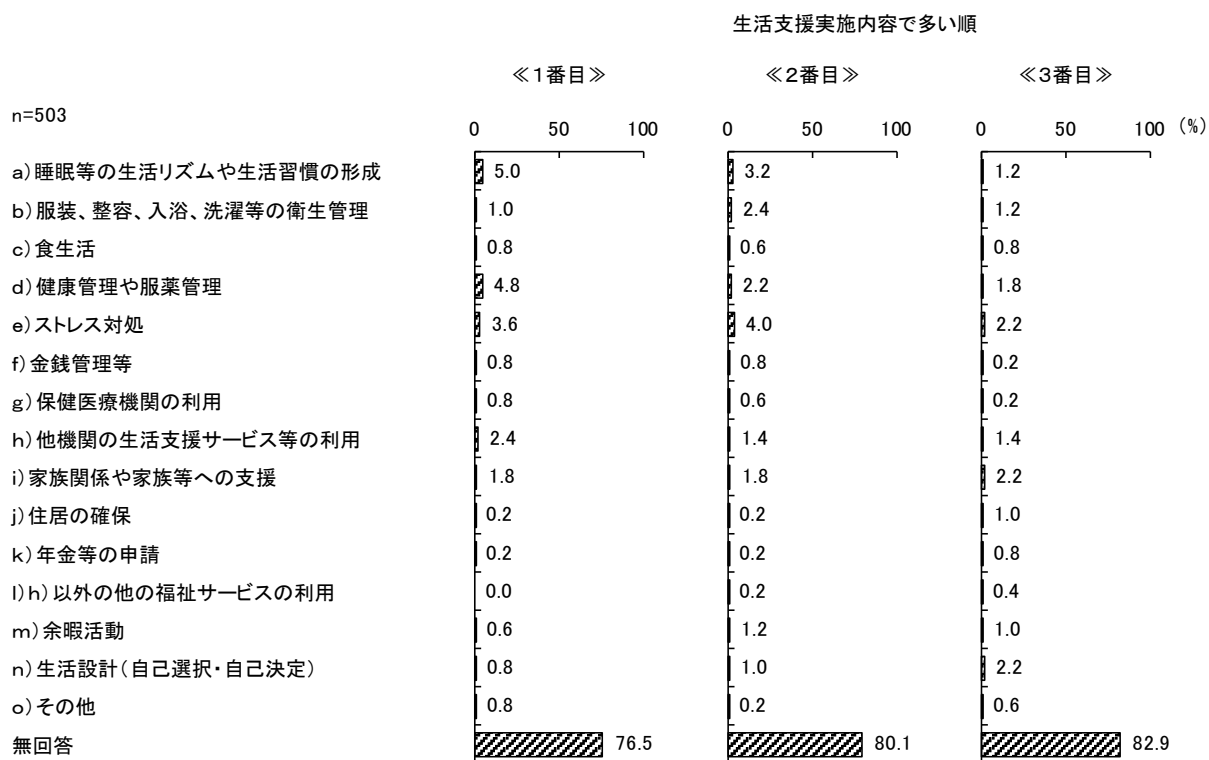
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」5.0%であった。

2番目として挙げられた事項については、「e ストレス対処」4.0%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「e ストレス対処」、「i 家族関係や家族等への支援」、「n 生活設計（自己選択・自己決定）」（ともに2.2%）が多かった。

図表 1-2-16 生活支援の実施内容(身体障害者)

#### ①身体障害者



## <知的障害者>

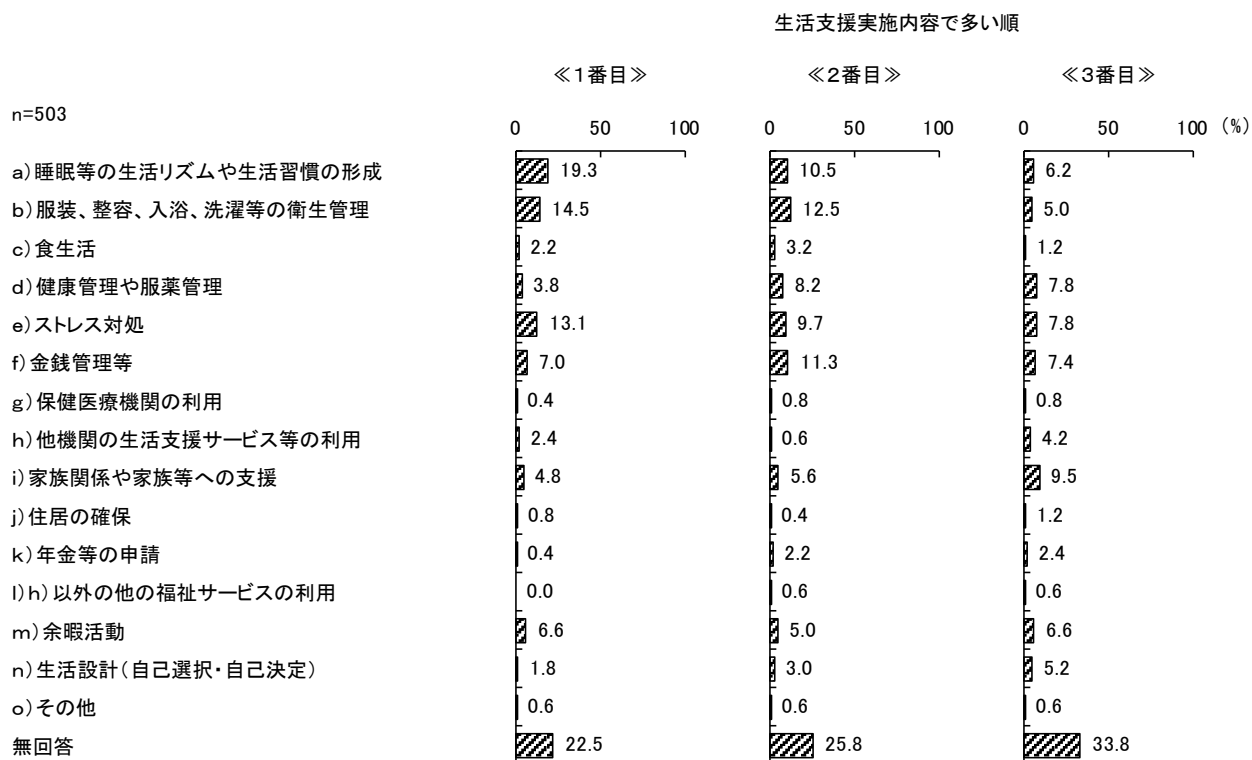
最も多いもの(1番目として挙げた事項)は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」19.3%であった。

2番目として挙げられた事項については、「b 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理」12.5%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」9.5%が多かった。

図表 1-2-17 生活支援の実施内容(知的障害者)

②知的障害者



## <精神障害者>

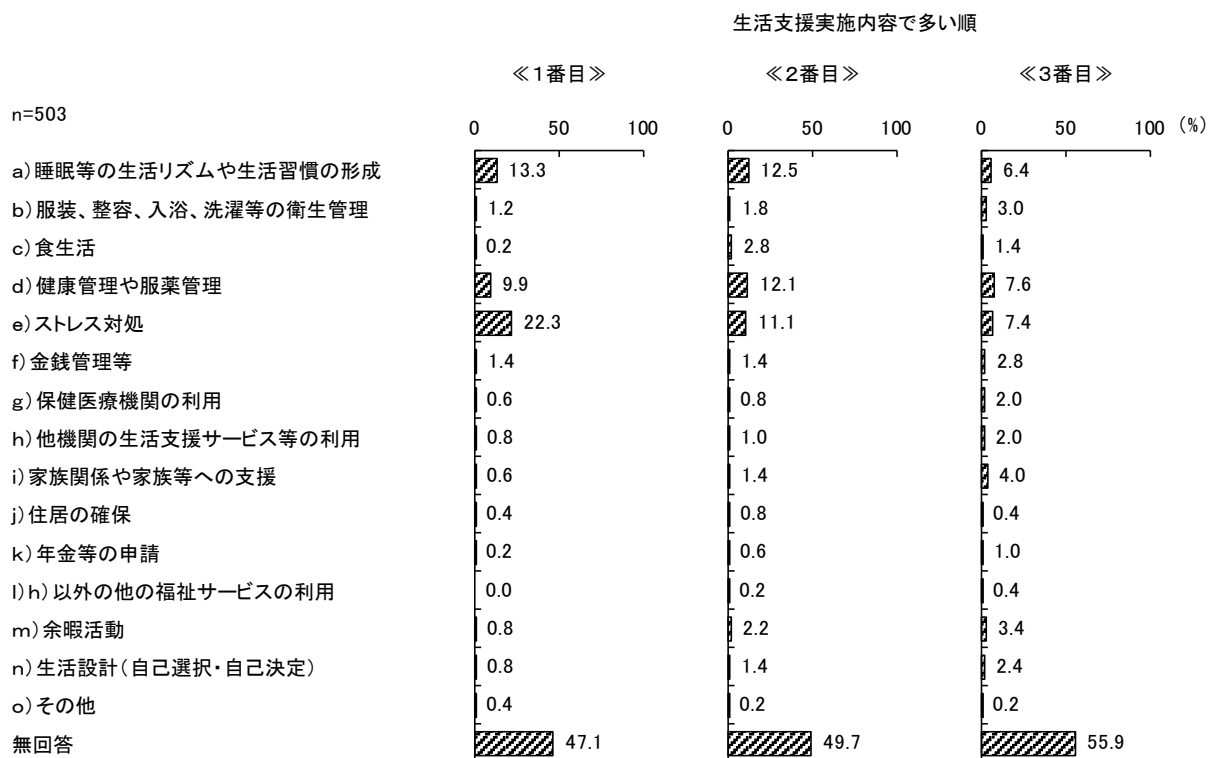
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」22.3%であった。

2番目として挙げられた事項としては、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」12.5%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」7.6%が多かった。

図表 1-2-18 生活支援の実施内容(精神障害者)

③精神障害者



### <発達障害者>

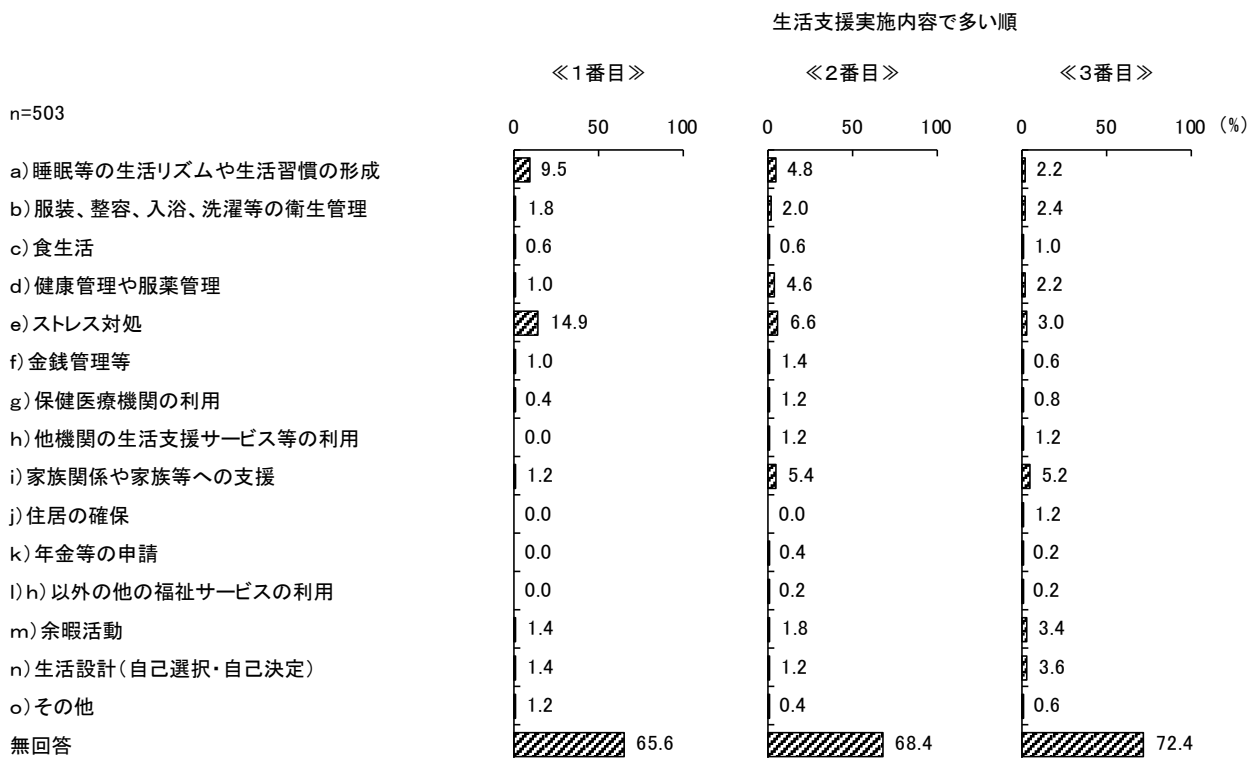
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」14.9%であった。

2番目として挙げられた事項についても、「e ストレス対処」6.6%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」5.2%が多かった。

図表 1-2-19 生活支援の実施内容(発達障害者)

④発達障害者



### <その他の障害者>

最も多いもの(1番目として挙げた事項)は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」3.2%であった。

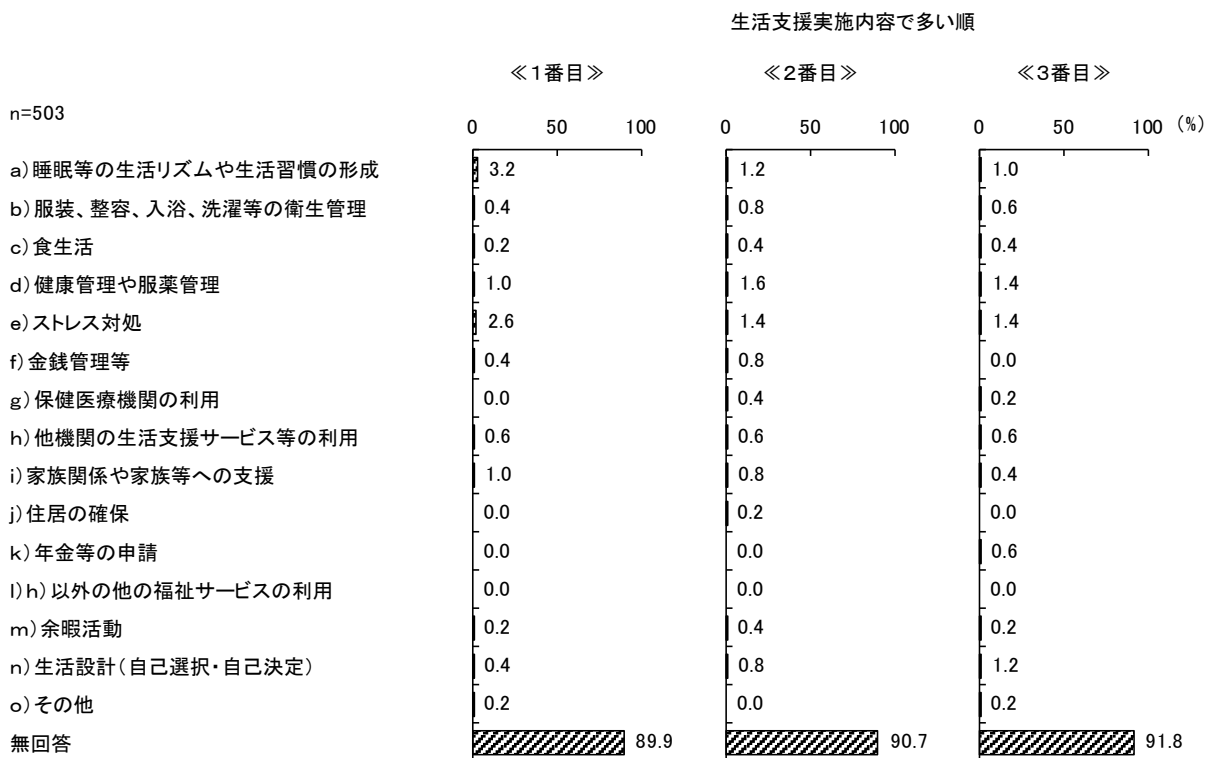
2番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」1.6%が多かった

3番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」、「e ストレス対処」(ともに1.4%)が多かった。

。

図表 1-2-20 生活支援の実施内容(その他の障害者)

#### ⑤その他の障害者



## ス) 生活支援の実施方法（問13）

一般就労者に対する生活支援の実施方法について、障害種別にみる。

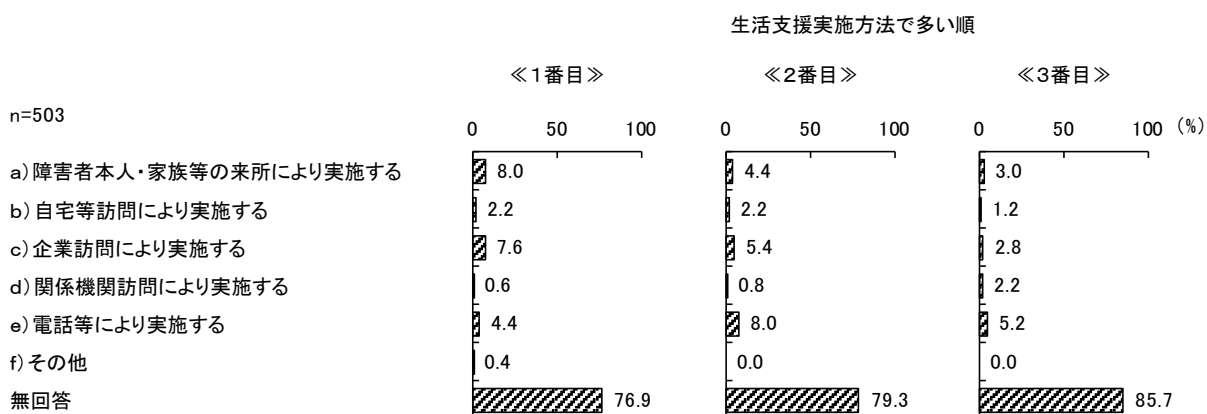
### <身体障害者>

最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」8.0%であった。2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」8.0%が多かった。

3番目として挙げられた事項についても、「e 電話等により実施する」5.2%が多かった。

図表 1-2-21 生活支援の実施方法(身体障害者)

#### ①身体障害者



### <知的障害者>

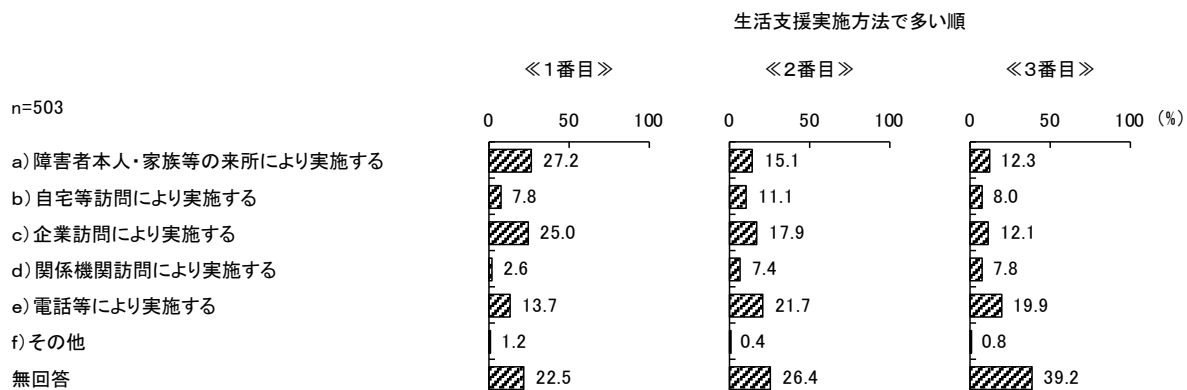
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」27.2%であった。

2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」21.7%が多かった。

3番目として挙げられた事項についても、「e 電話等により実施する」19.9%が多かった。

図表 1-2-22 生活支援の実施方法(知的障害者)

#### ②知的障害者



### <精神障害者>

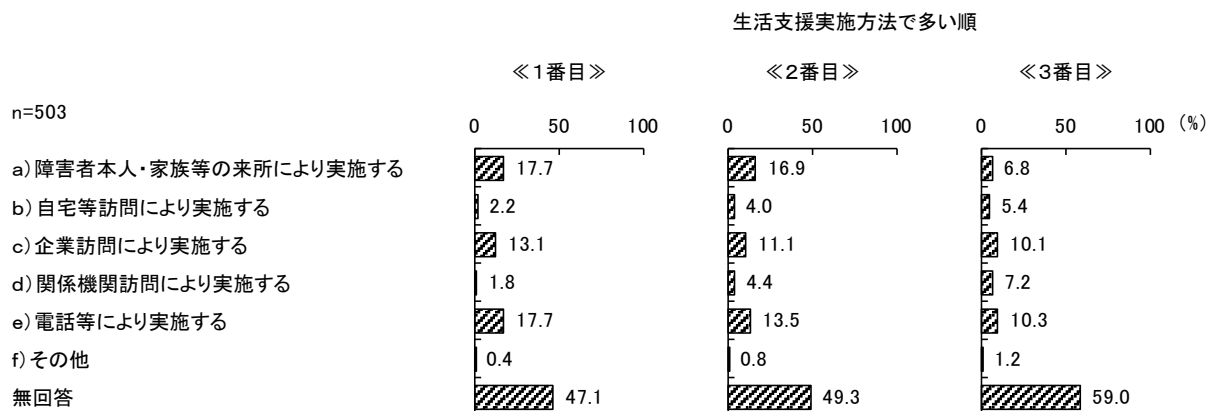
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」17.7%であった。

2番目として挙げられた事項についても、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」16.9%が多かった。

3番目として挙げられた事項については「e 電話等により実施する」10.3%が多かった。

図表 1-2-23 生活支援の実施方法(精神障害者)

#### ③精神障害者



### <発達障害者>

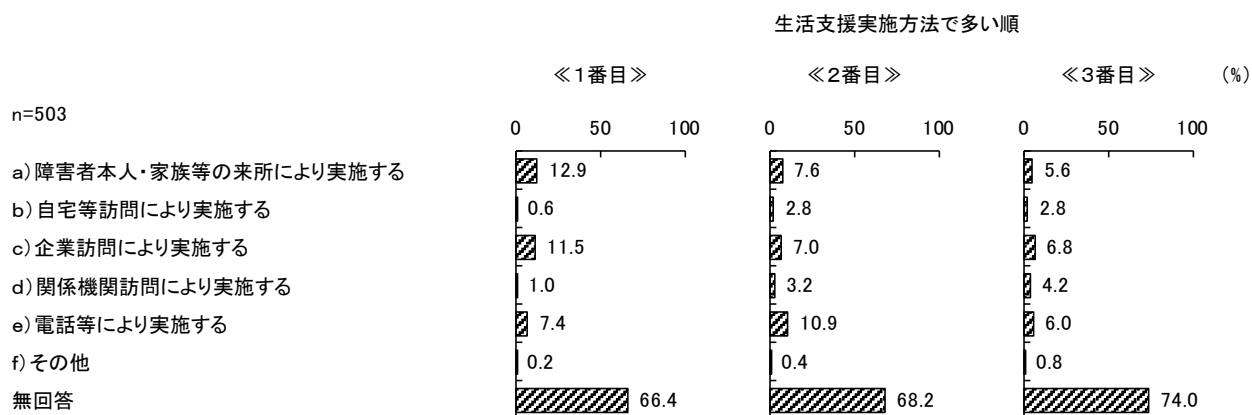
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」12.9%であった。

2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」10.9%が多かった。

3番目として挙げられた事項については「c 企業訪問により実施する」6.8%が多かった。

図表 1-2-24 生活支援の実施方法(発達障害者)

#### ④発達障害者



<その他の障害者>

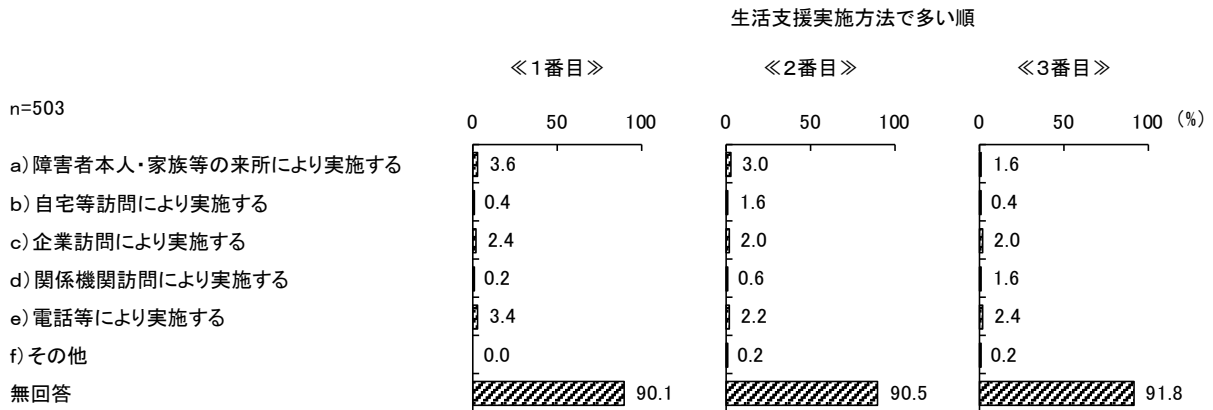
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」3.6%であった。

2番目として挙げられた事項としては、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」3.0%が多かった。

3番目として挙げられた事項については「e 電話等により実施する」2.4%が多かった。

図表 1-2-25 生活支援の実施方法(その他の障害者)

⑤その他の障害者

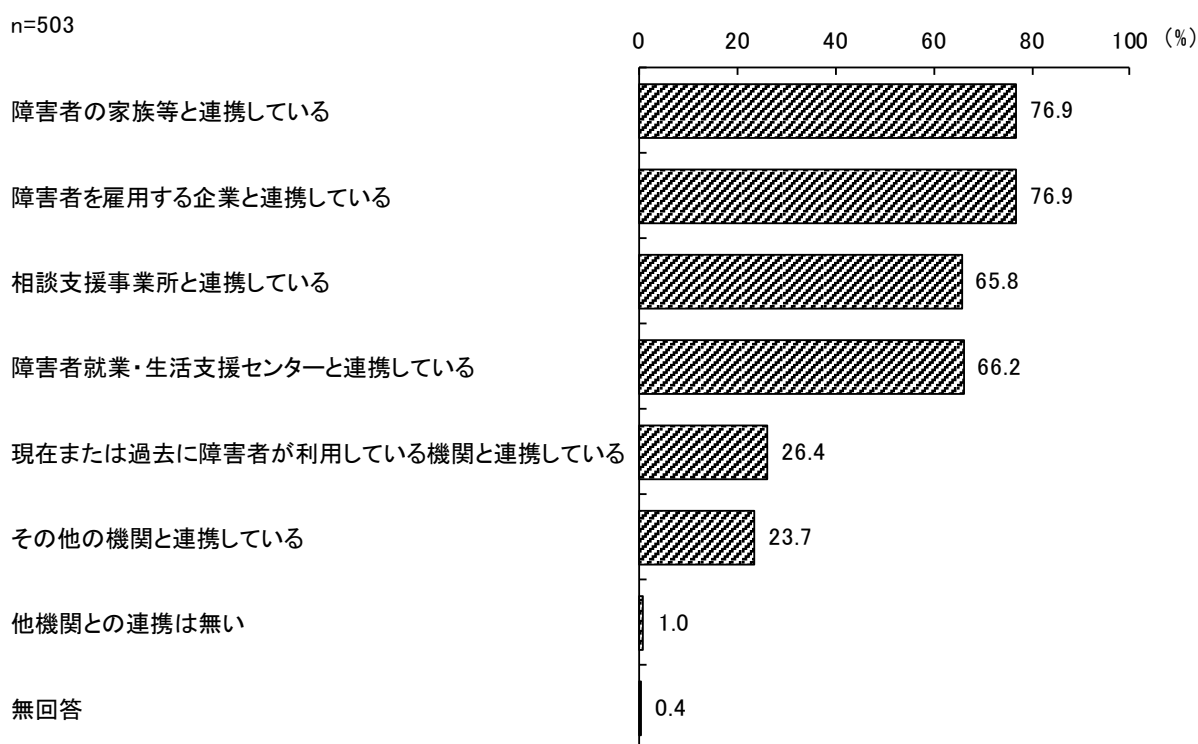




セ) 一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況 (問14)

一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況についてみると、「障害者の家族等と連携している」、「障害者を雇用する企業と連携している」(ともに76.9%)が最も多く、次いで「障害者就業・生活支援センターと連携している」66.2%であった。

図表 1-2-26 一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況



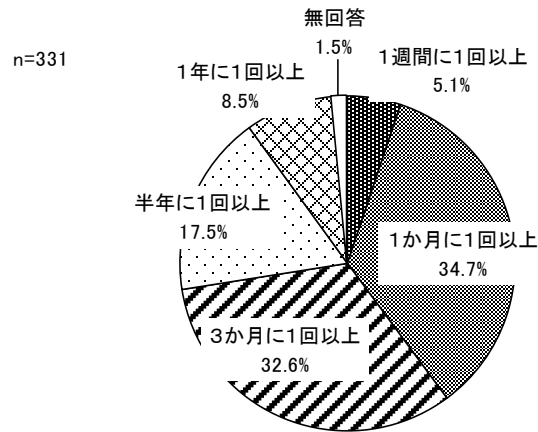
「その他」の記載内容:

- ・ 社会福祉協議会、行政
- ・ 医療機関、保健センター
- ・ 訪問看護実施機関
- ・ ハローワーク、職業センター
- ・ 就労支援センター
- ・ 教育機関 / 等

ソ) 生活支援を実施する際、相談支援事業所と連携する頻度（問14-1）

生活支援を実施する際における、相談支援事業と連携する頻度についてみると、「1か月に1回以上」34.7%が最も多く、次いで「3か月に1回以上」32.6%であった。

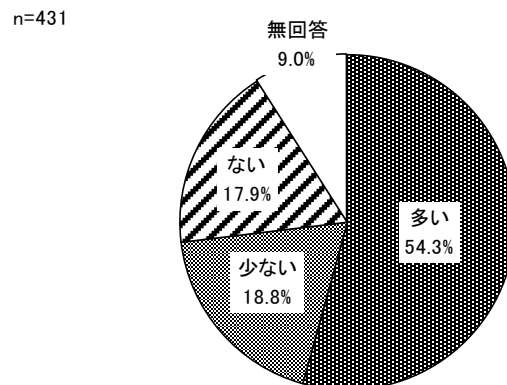
図表 1-2-27 生活支援を実施する際、相談支援事業所と連携する頻度



タ) 他機関との連携状況 ①自法人内にある機関と連携すること（問15）

自法人内にある機関との連携状況についてみると、連携することが「多い」54.3%が最も多く、次いで「少ない」18.8%であった。

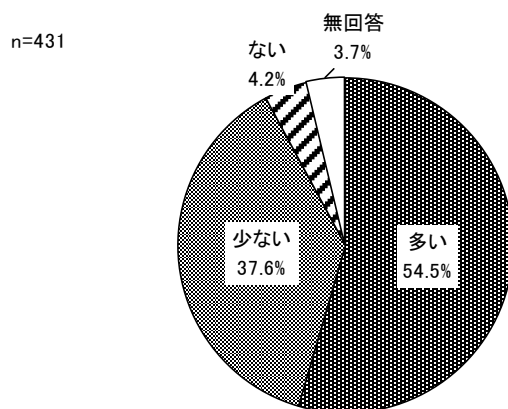
図表 1-2-28 他機関との連携状況 ①自法人内にある機関と連携すること



チ) 他機関との連携状況 ②別法人の機関と連携すること (問15)

別法人の機関との連携状況についてみると、連携することが「多い」54.5%が最も多く、次いで「少ない」37.6%であった。

図表 1-2-29 他機関との連携状況 ②別法人の機関と連携すること



ツ) 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容（問16）

他機関と連携して実施する生活支援の実施内容について、障害種別にみる。

＜身体障害者＞

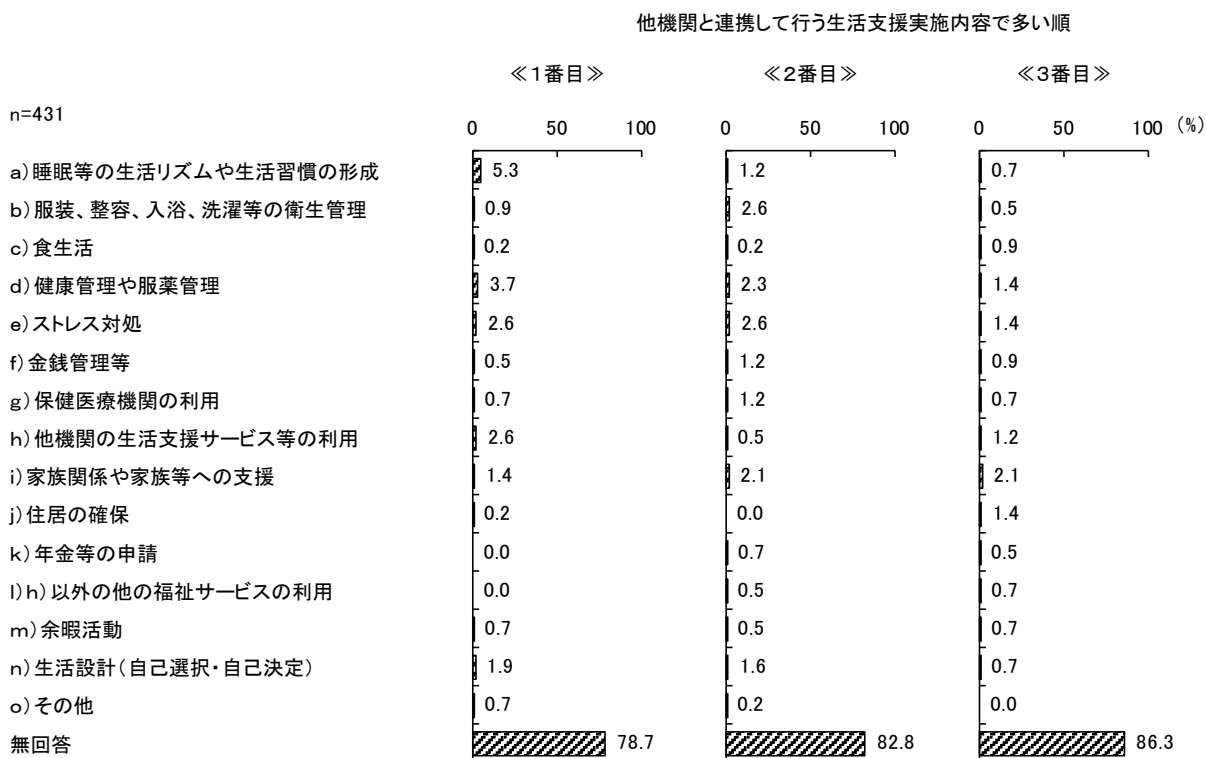
最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」5.3%であった。

2番目として挙げられた事項については、「b 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理」「e ストレス対処」2.6%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」2.1%が多かった。

図表 1-2-30 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(身体障害者)

①身体障害者



## <知的障害者>

最も多いもの(1番目として挙げた事項)は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」18.6%であった。

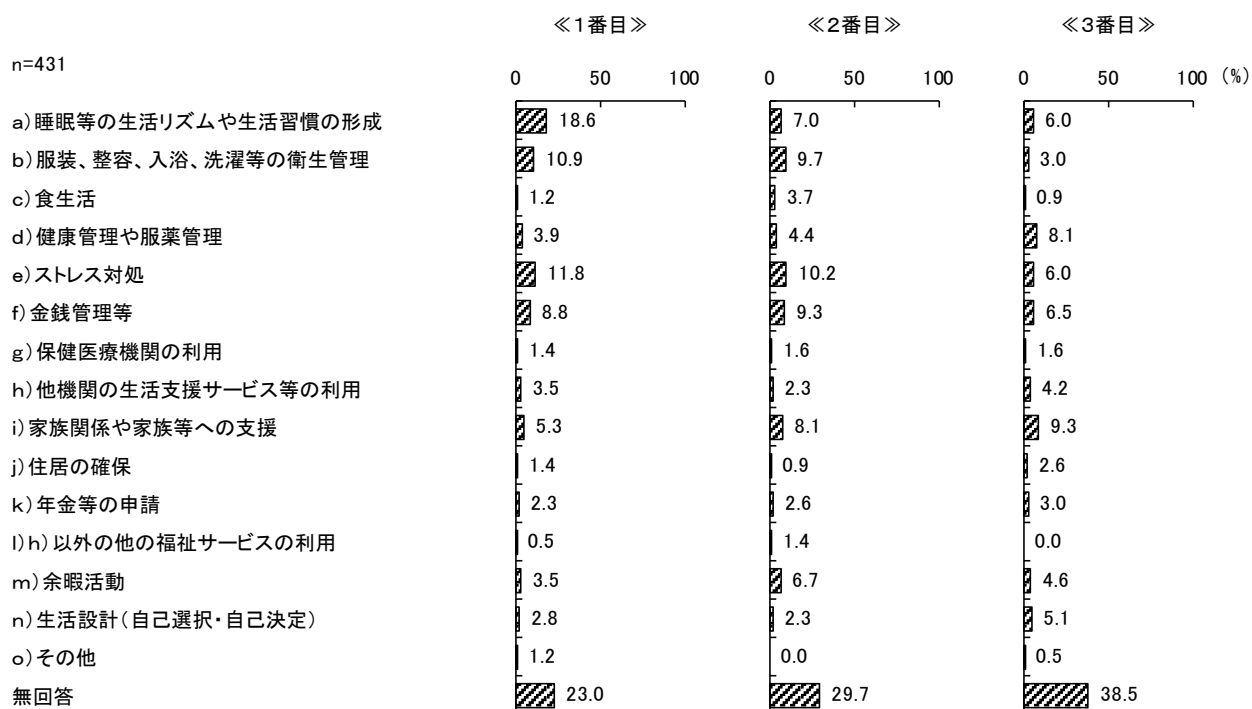
2番目として挙げられた事項としては、「e ストレス対処」10.2%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」9.3%が多かった。

図表 1-2-31 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(知的障害者)

②知的障害者

他機関と連携して行う生活支援実施内容で多い順



## <精神障害者>

最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」20.9%であった。

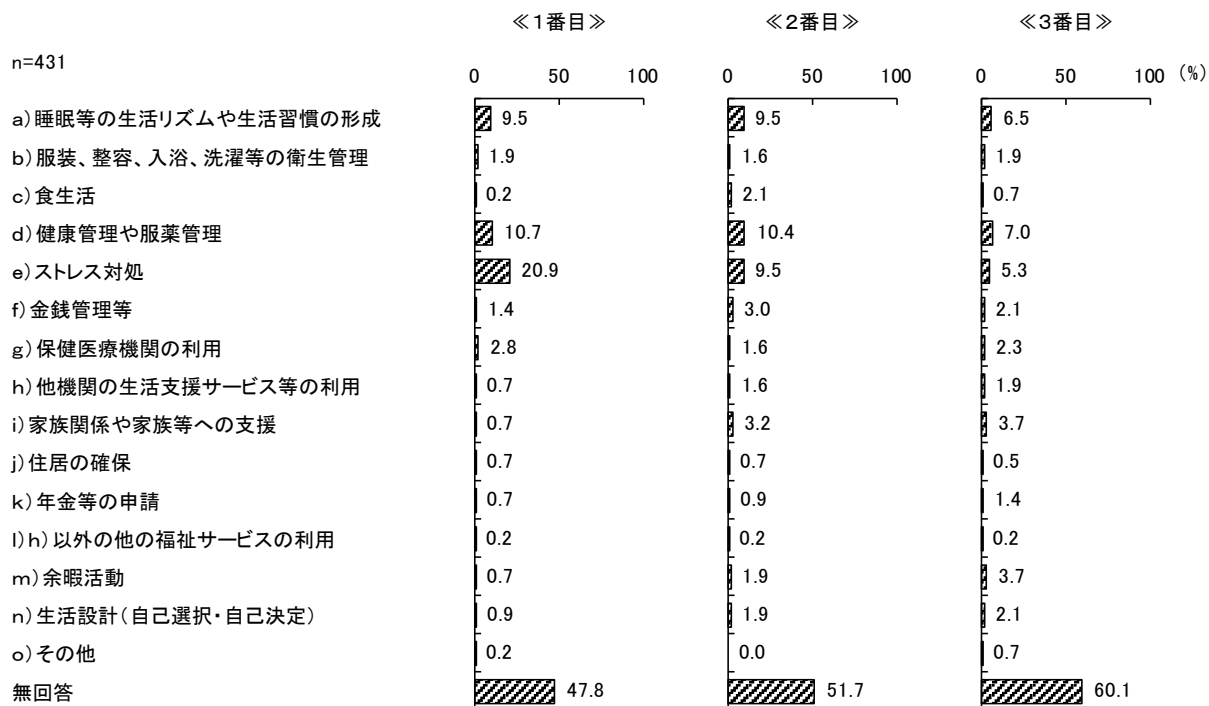
2番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」10.4%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」7.0%が多かった。

図表 1-2-32 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(精神障害者)

③精神障害者

他機関と連携して行う生活支援実施内容で多い順



### <発達障害者>

最も多いもの（1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」13.9%であった。

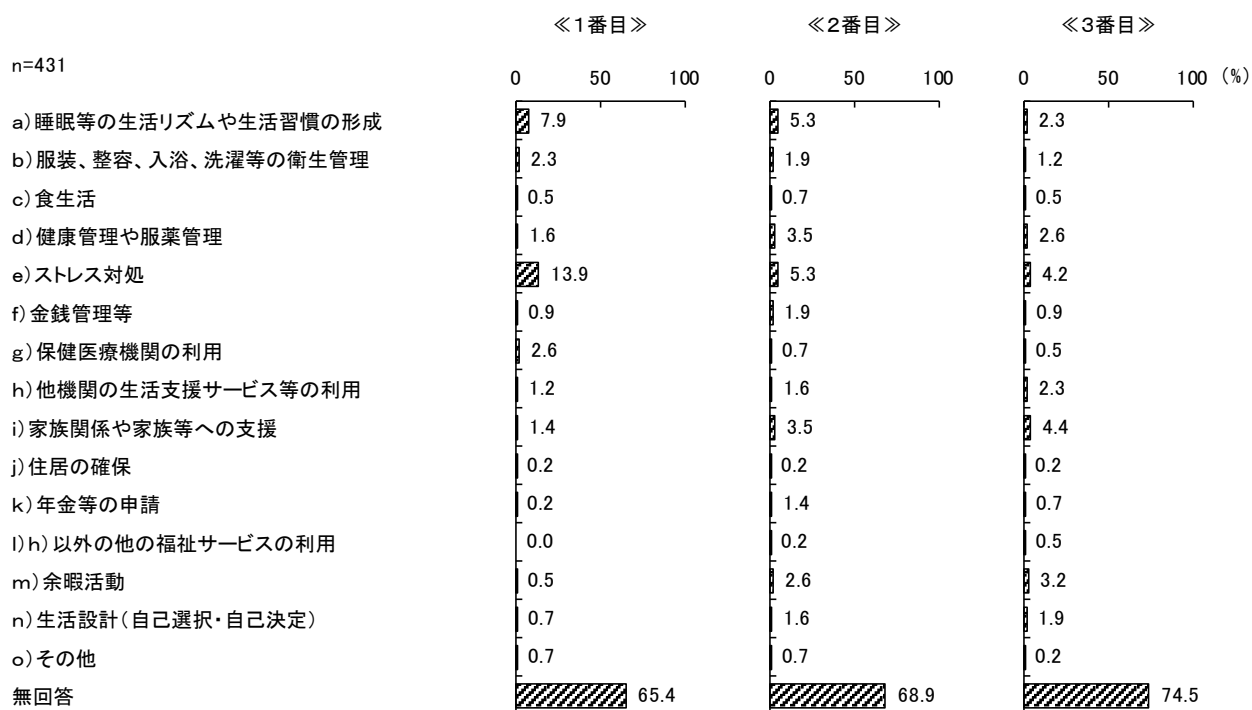
2番目として挙げられた事項については、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」「e ストレス対処」5.3%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」4.4%が多かった。

図表 1-2-33 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(発達障害者)

#### ④発達障害者

他機関と連携して行う生活支援実施内容で多い順



### <その他の障害者>

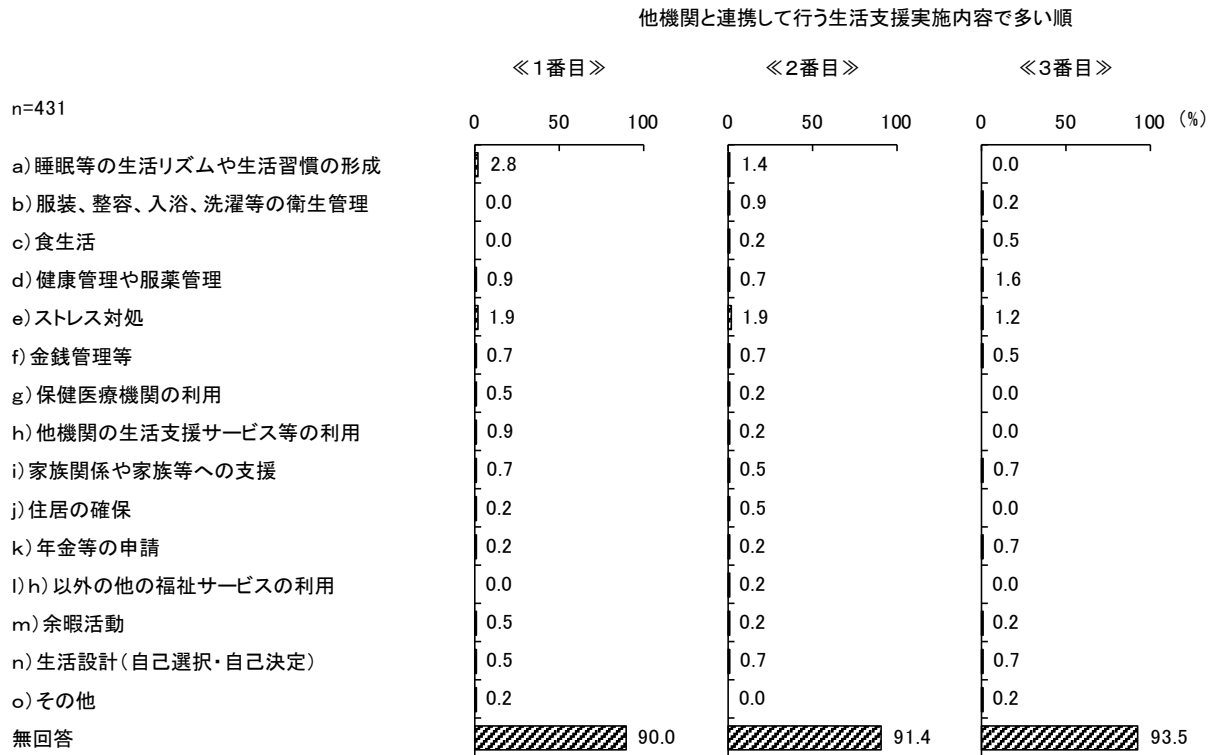
最も多いもの(1番目として挙げた事項)は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」2.8%であった。

2番目として挙げられた事項としては、「e ストレス対処」1.9%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」1.6%が多かった。

図表 1-2-34 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(その他の障害者)

#### ⑤その他の障害者

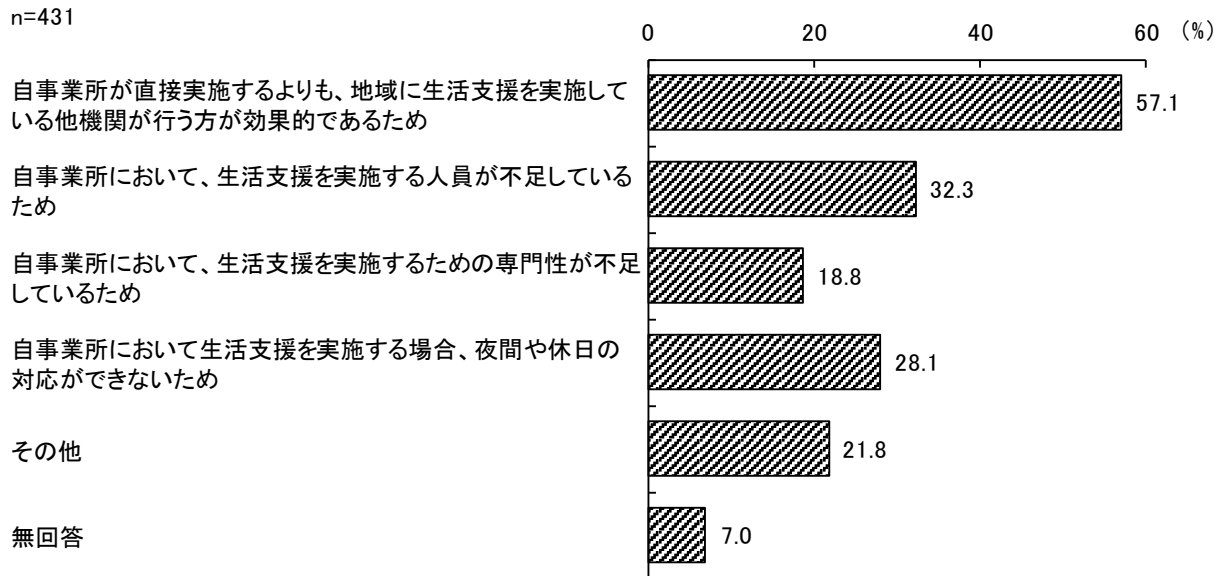




テ) 他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由 (問17)

他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてみると、「自事業所が直接実施するよりも、地域に生活支援を実施している他機関が行う方が効果的であるため」57.1%が最も多かった。

図表 1-2-35 他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由



「その他」の記載内容:

- ・自事業所だけでなく、様々な機関が関わった方が効果的であるため。
- ・様々な視点からアドバイスができるため。
- ・サポート体制が多ければ本人の相談できる環境も広げられるため。
- ・自事業所に加え複数の目で支援した方がよりニーズに合わせやすいため。
- ・ご本人の安心材料となるため。 / 等

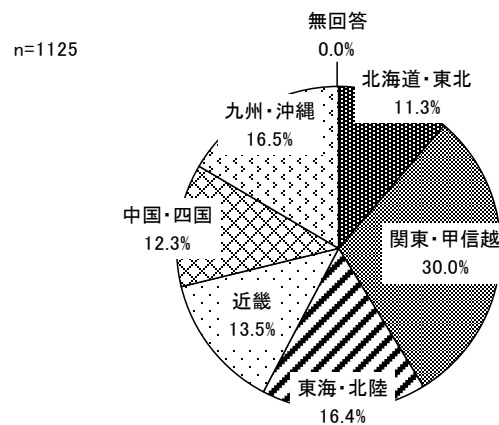
### (3) 相談支援事業所へのアンケート調査結果

#### ①センターの概要（Ⅱ）

##### ア) 所在地（問1①）

北海道・東北地方からの回答は 11.3%、関東・甲信越地方からの回答は 30.0%、東海・北陸地方からの回答は 16.4%、近畿地方からの回答は 13.5%、中国・四国地方からの回答は 12.3%、九州・沖縄地方からの回答は 16.5%であった。

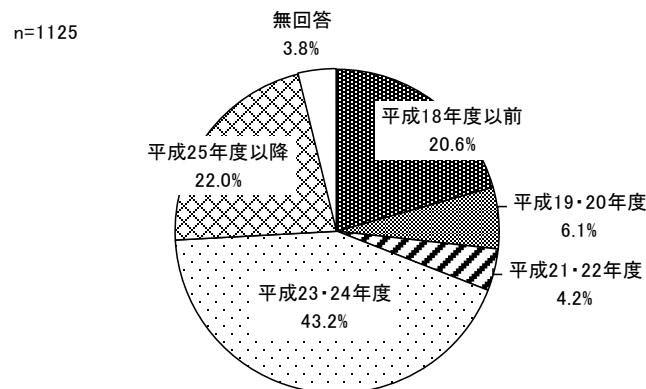
図表 1-3-1 所在地



##### イ) 指定年度（問1②）

指定年度は、「平成 23・24 年度以前」が 43.2%で最も多かった。次いで「平成 25 年度以降」22.0%、「平成 18 年度以前」20.6%であった。

図表 1-3-2 指定年度



## ウ) 職員数 (問2)

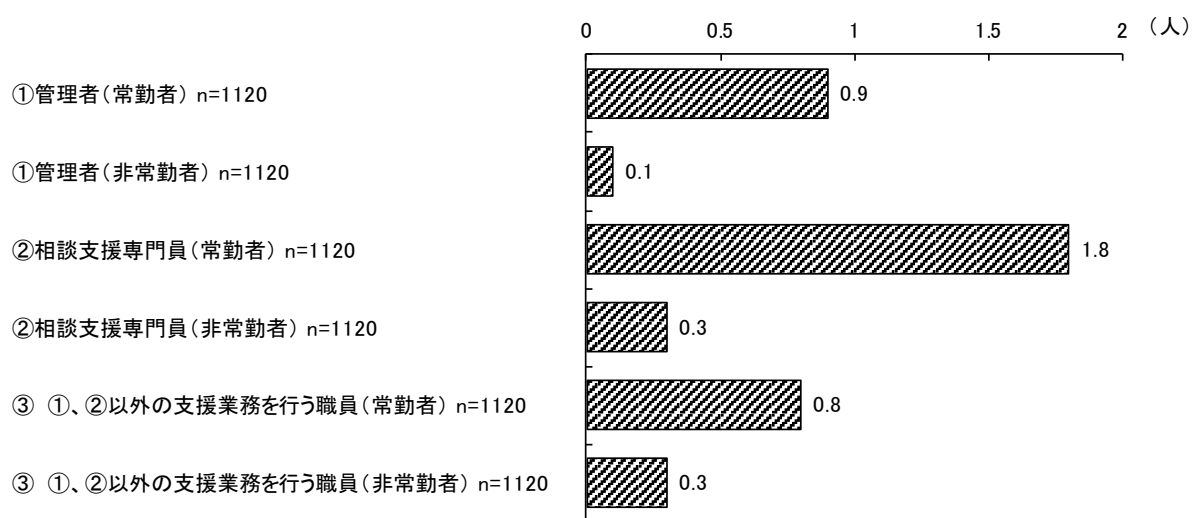
### <職種別の平均職員数>

「②相談支援専門員の職員数」が常勤者、非常勤者の合計で 2.1 人であり、他の職種と比べ、最も多かった。次いで「③ ①、②以外の支援業務を行う職員」が 1.1 人であった。

### <常勤者と非常勤者の平均職員数>

①管理者、②相談支援専門員、③①、②以外の支援業務を行う職員のいずれにおいても、常勤者の職員数の方が非常勤者より多かった。

図表 1-3-3 職員数

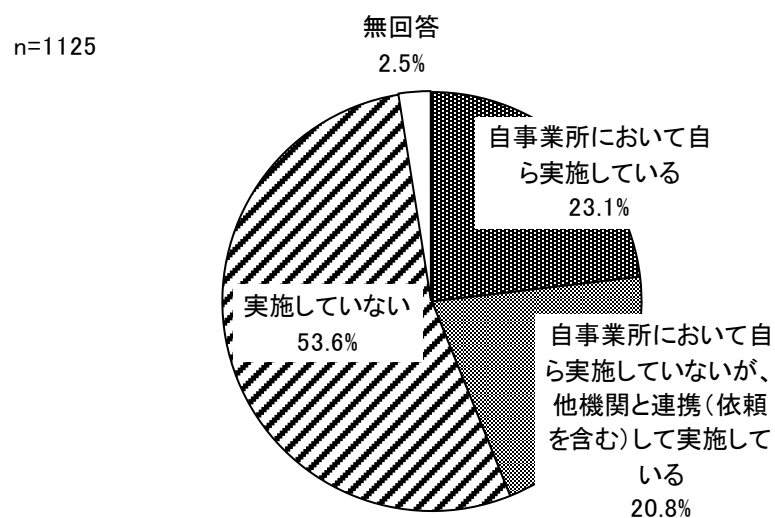


## ②一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況（Ⅲ）

### ア) 一般就労者に対する定着支援・生活支援の実施（問3）

一般就労者に対する定着支援・生活支援の事業における実施状況についてみると、「実施していない」53.6%が最も多く、次いで「自事業所において自ら実施している」23.1%であった。

図表 1-3-4 一般就労者に対する定着支援・生活支援の実施



### イ) 支援した障害者（問3 - 1）

一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況についてみると、「①平成26年度に一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施した実人数」の合計は6.2人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が51.6%と最も多かった。

「② ①のうち、定着支援実施者」の合計は2.6人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が50.0%と最も多かった。

「③ ①のうち生活支援実施者」の合計は5.2人であり、これを障害種別にみると「知的障害者」が51.9%と最も多かった。

図表 1-3-5 支援した障害者

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 平成26年度に一般就労者（就労継続支援A型事業利用者は除く。）に対する定着支援・生活支援を実施した実人数	調査数	436	436	436	436	436	436
	平均(人)	0.5	3.2	2.0	0.5	0.1	6.2
② ①のうち定着支援実施者	調査数	436	436	436	436	436	436
	平均(人)	0.1	1.3	0.9	0.2	0.0	2.6
③ ①のうち生活支援実施者	調査数	436	436	436	436	436	436
	平均(人)	0.4	2.7	1.6	0.4	0.1	5.2

次に、支援した障害者数を、施設の職員数の合計人数の3区分（4人以下、5～9人以上、10人以上）で集計したものが図表 1-3-5-1 から図表 1-3-5-3 である。

①平成26年度に一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施した者、②うち定着支援実施者、③うち生活支援実施者、それぞれの障害者数の合計人数（図表における左記合計欄）についてみると、例えば、①平成26年度に一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施した者については、職員数合計が「4人以下」では4.8人、「5～9人以上」では8.6人、「10人以上」では11.9人となるなど、職員数が多くなるに従い支援した障害者数が増加する傾向にある。

図表 1-3-5-1 支援した障害者(職員数合計が4人以下)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 平成26年度に一般就労者(就労継続支援A型事業利用者は除く。)に対する定着支援・生活支援を実施した実人数	調査数	279	279	279	279	279	279
	平均(人)	0.4	2.5	1.5	0.4	0.0	4.8
② ①のうち定着支援実施者	調査数	279	279	279	279	279	279
	平均(人)	0.1	1.1	0.8	0.2	0.0	2.3
③ ①のうち生活支援実施者	調査数	279	279	279	279	279	279
	平均(人)	0.3	2.0	1.1	0.2	0.0	3.7

図表 1-3-5-2 支援した障害者(職員数合計が5~9人以上)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 平成26年度に一般就労者(就労継続支援A型事業利用者は除く。)に対する定着支援・生活支援を実施した実人数	調査数	145	145	145	145	145	145
	平均(人)	0.7	4.0	3.0	0.8	0.1	8.6
② ①のうち定着支援実施者	調査数	145	145	145	145	145	145
	平均(人)	0.1	1.3	1.1	0.3	0.0	2.8
③ ①のうち生活支援実施者	調査数	145	145	145	145	145	145
	平均(人)	0.6	3.6	2.5	0.6	0.1	7.5

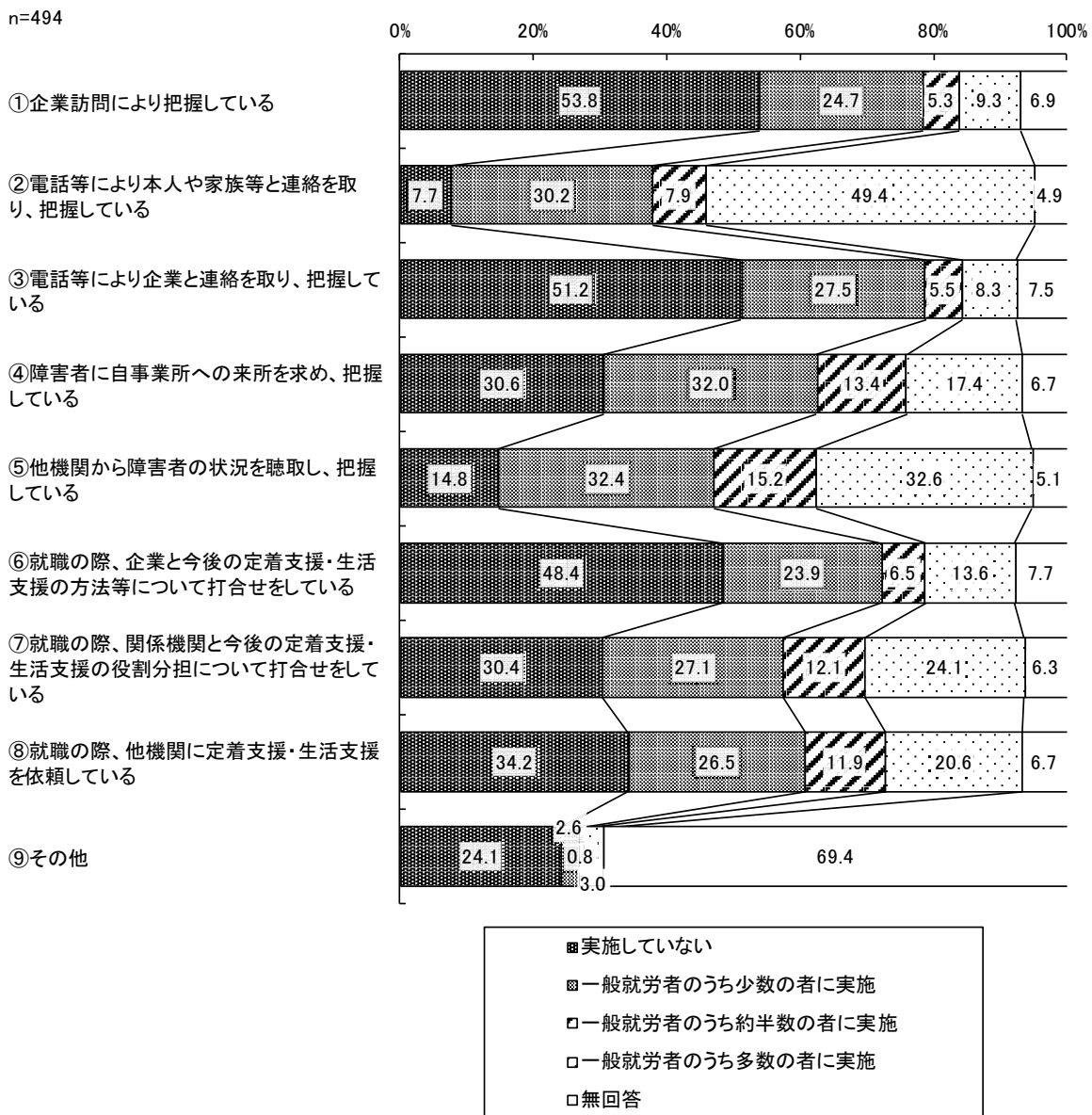
図表 1-3-5-3 支援した障害者(職員数合計が10人以上)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 平成26年度に一般就労者(就労継続支援A型事業利用者は除く。)に対する定着支援・生活支援を実施した実人数	調査数	12	12	12	12	12	12
	平均(人)	0.6	7.8	2.8	0.7	0.1	11.9
② ①のうち定着支援実施者	調査数	12	12	12	12	12	12
	平均(人)	0.4	6.6	0.4	0.2	0.1	7.7
③ ①のうち生活支援実施者	調査数	12	12	12	12	12	12
	平均(人)	0.6	7.6	2.6	0.6	0.0	11.3

ウ) 状況把握(1) 実施状況(問4)

一般就労者の職場定着や生活面の状況の把握方法(①企業訪問により把握している～⑨その他)について、「一般就労者のうち多数の者に実施」と「一般就労者のうち約半数の者に実施」と回答した割合の多いものについてみると、「②電話等により本人や家族等と連絡を取り、把握している」57.3%が最も多く、次いで「⑤他機関から障害者の状況を聴取し、把握している」47.8%であった。

図表 1-3-6 状況把握(1)実施状況



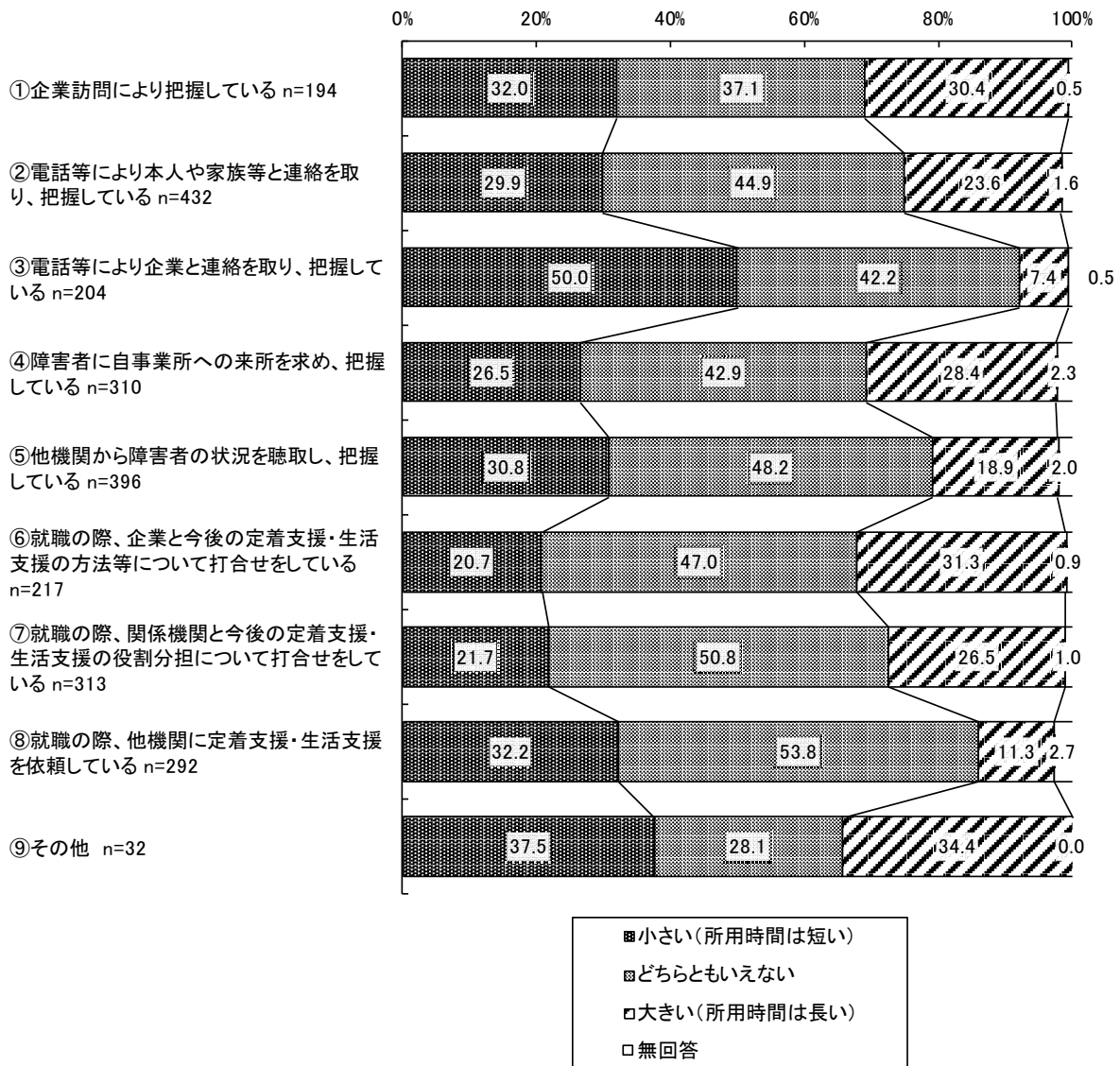
「その他」の記載内容:

- ・ヘルパー訪問時等に同行している。
- ・定期的に本人参加のもと支援会議を実施している。
- ・家庭訪問を実施している
- ・他機関と連携して把握している / 等

工) 状況把握(2) 時間的負担(問4)

一般就労者の職場定着や生活面の状況の把握方法(①企業訪問により把握している～⑨その他)について、時間的負担が「大きい」と回答した割合の多いものについてみると「⑨その他」34.4%が最も多かった。

図表 1-3-7 状況把握(2)時間的負担



「その他」の記載内容:

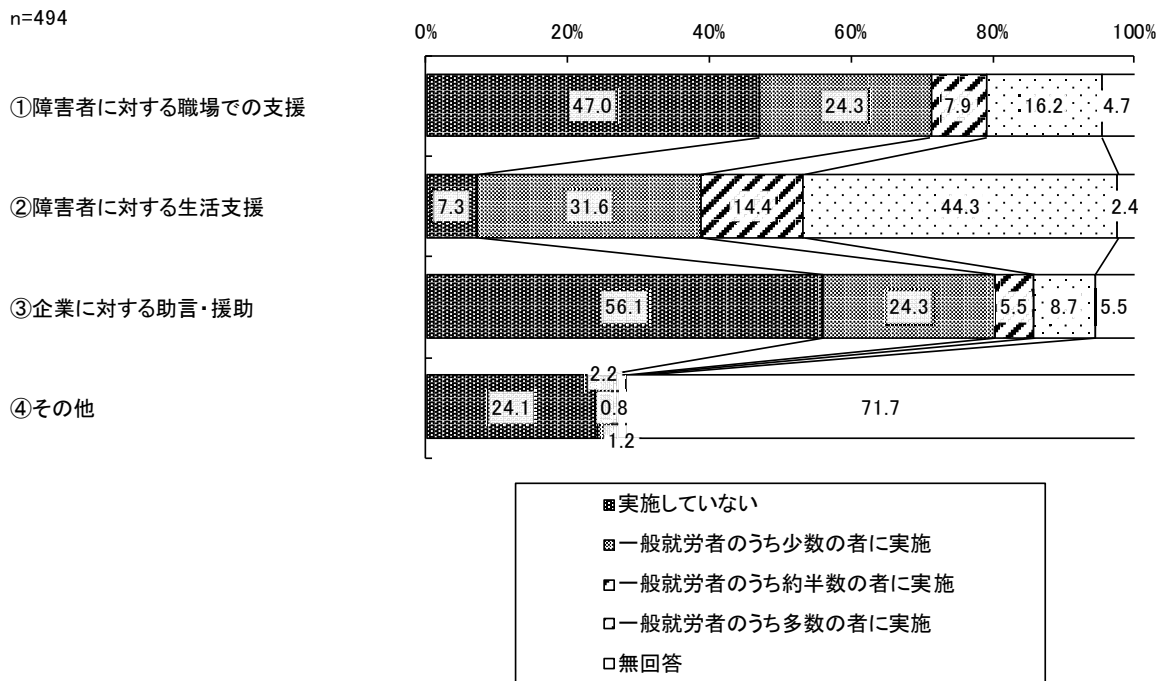
- ・ヘルパー訪問時等に同行している。
- ・定期的に本人参加のもと支援会議を実施している。
- ・家庭訪問を実施している
- ・他機関と連携して把握している
- ・医療機関等への同行時に把握している / 等



才) 支援内容(1) 実施状況(問5)

一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容のうち、「一般就労者のうち多数の者に実施」と「一般就労者のうち約半数の者に実施」と回答した割合の多いものについてみると、「②障害者に対する生活支援」58.7%が最も多かった。

図表 1-3-8 支援内容(1)実施状況



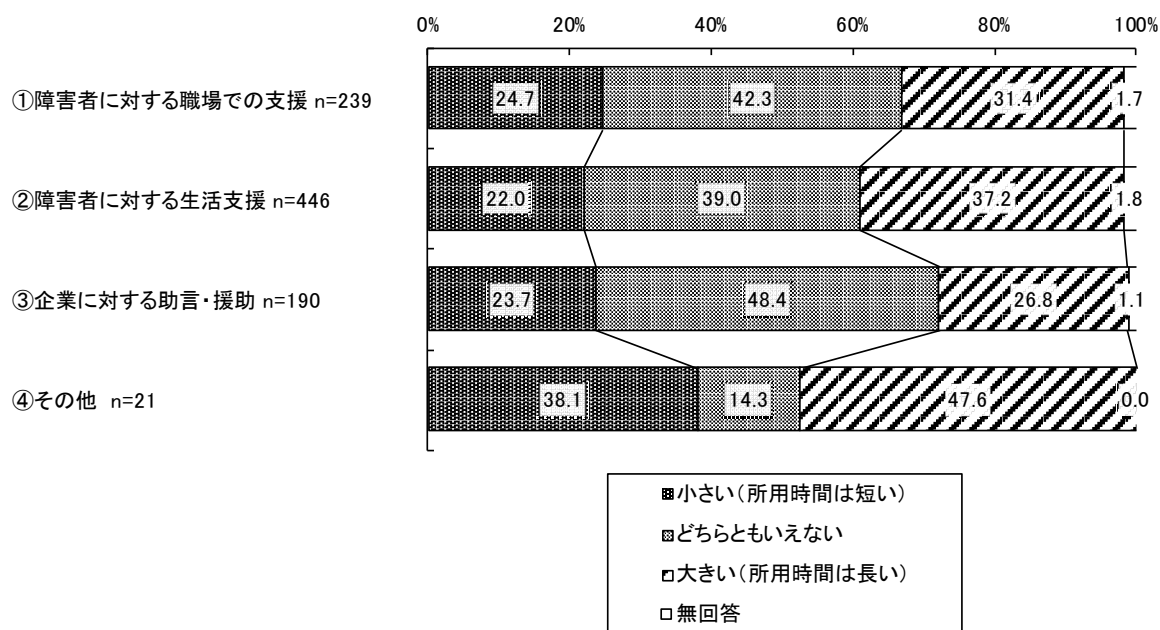
「その他」の記載内容:

- ・交流会
- ・定期面談、助言等
- ・就労されている方を対象にしたグループミーティングを実施している（悩みごとの共有、交流の場の提供）。
- ・仕事がうまくいかない要因となっていることを本人と確認し、必要性を共有した時。
- ・ハローワーク障害者窓口業務経験者を就労支援員に配置している。一般就労は「ゴール」ではなく「スタート」ととらえ、定着支援に開設当時より取り組んでいる。
- ・社会人としての心構えの助言。
- ・問題点が出たときにケース会議を実施している。
- ・グループホーム、障害者就業・生活支援センターと連携している / 等

## 力) 支援内容(2) 時間的負担(問5)

一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容のうち、時間的負担が「大きい」と回答した割合の多いものについてみると、「①その他」47.6%が最も多く、次いで「②障害者に対する生活支援」37.2%であった。

図表 1-3-9 支援内容(2)時間的負担



### 「その他」の記載内容:

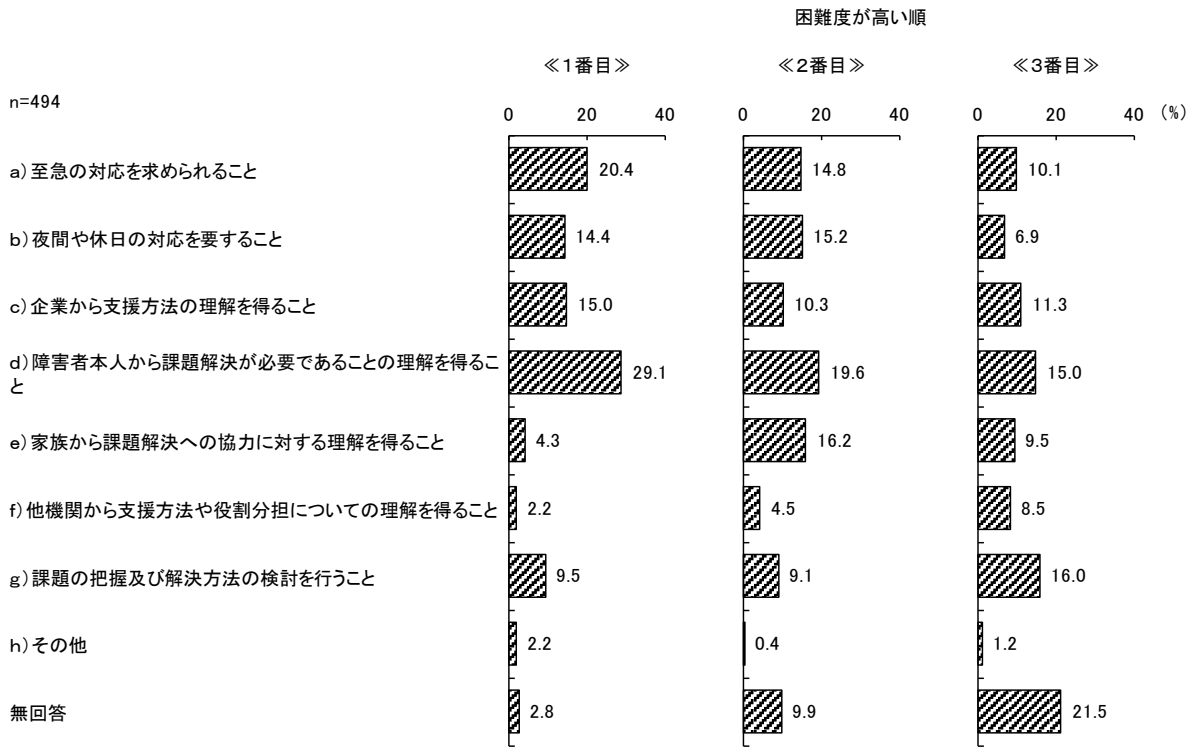
- ・交流会
- ・定期面談、助言等
- ・就労されている方を対象にしたグループミーティングを実施している（悩みごとの共有、交流の場の提供）。
- ・仕事がうまくいかない要因となっていることを本人と確認し、必要性を共有した時。
- ・ハローワーク障害者窓口業務経験者を就労支援員に配置している。一般就労は「ゴール」ではなく「スタート」ととらえ、定着支援に開設当時より取り組んでいる。
- ・社会人としての心構えの助言。
- ・問題点が出たときにケース会議を実施している。
- ・グループホーム、障害者就業・生活支援センターと連携している / 等

キ) 支援する上での困難な事項（問6）

一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施する上での困難な事項として、最も困難なもの（困難度が1番目として挙げた事項）は、「d 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること」29.1%であり、次いで「a」至急の対応を求められること」20.4%であった。

尚、困難度が1番目から3番目までに挙げられた事項のうち、最も多く挙げられたものは、「d 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること」（1番目から3番目までの回答割合の合計で）63.7%であった。

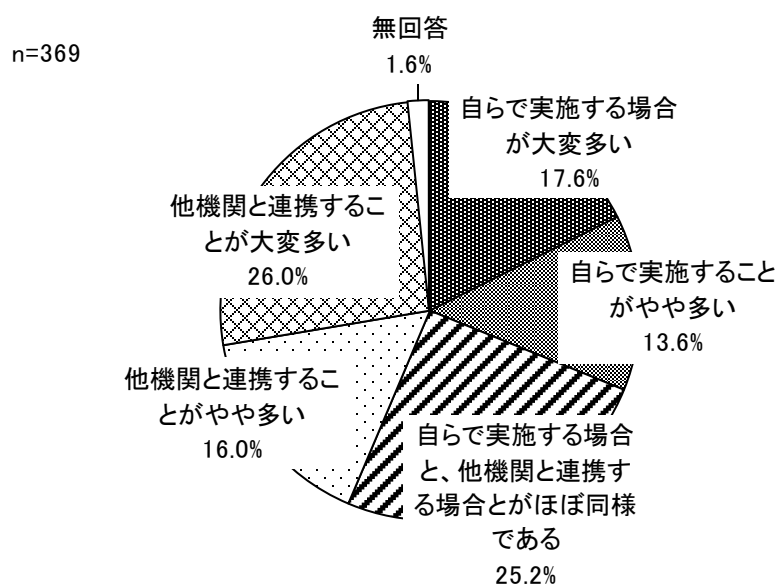
図表 1-3-10 支援する上での困難な事項



ク) 一般就労者に生活支援が必要となった場合の、事業所で実施する場合と他機関と連携する場合の割合 (問7)

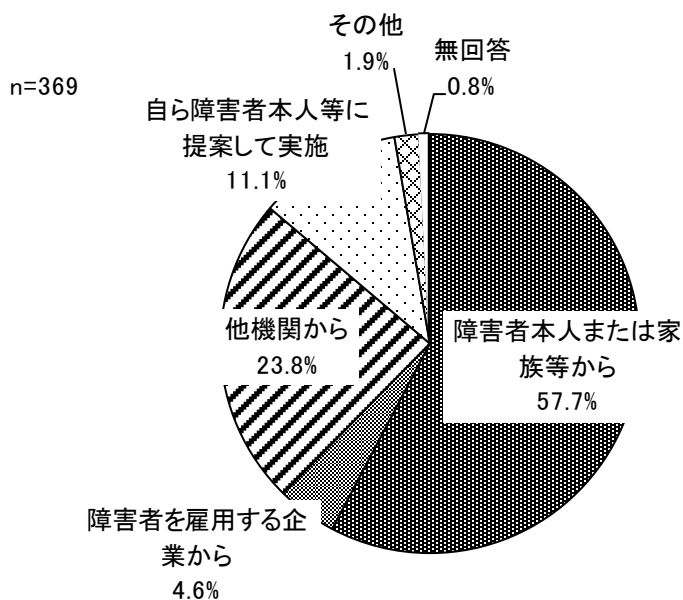
一般就労者に生活支援が必要となった場合における、センターで実施する場合と他機関と連携する場合の割合についてみると、自らで実施する場合が多いという回答(「自らで実施する場合が大変多い」と「自らで実施することがやや多い」の回答割合の合計) 31.2%が、他機関と連携することが多いという回答(「他機関と連携することが大変多い」と「他機関と連携することがやや多い」の回答割合の合計) 42.0%を下回った。

図表 1-3-11 一般就労者に生活支援が必要となった場合の、事業所で実施する場合と他機関と連携する場合の割合



ケ) 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施することが多いか(問8)  
一般就労者に対する生活支援の依頼者についてみると、「障害者本人または家族等から」57.7%が最も多く、次いで「他機関から」23.8%であった。

図表 1-3-12 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施することが多いか



「その他」の記載内容:

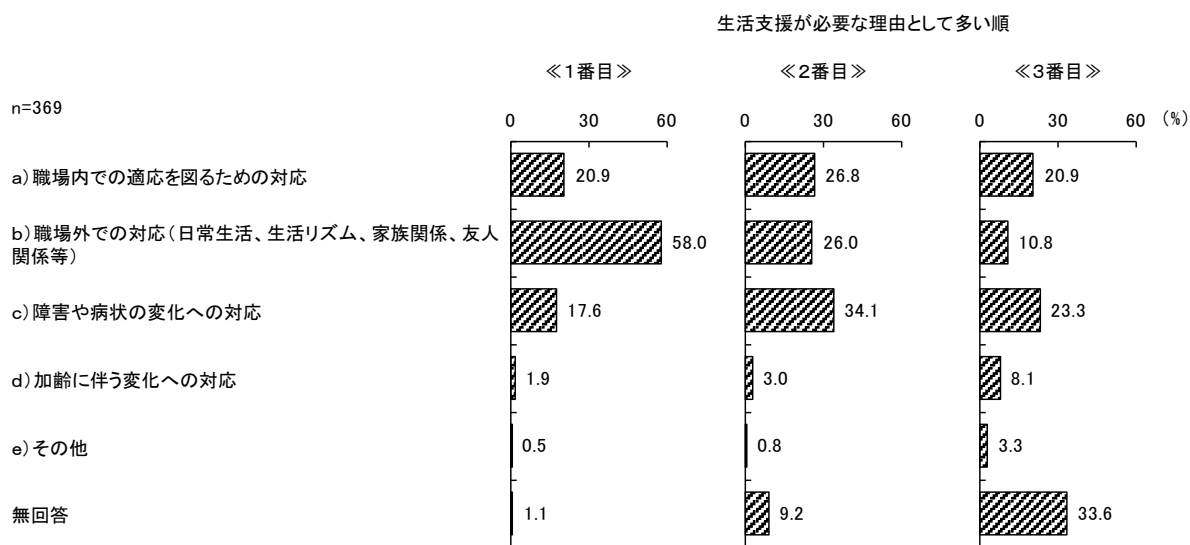
- ・ 障害者本人
- ・ グループホーム相談支援員
- ・ 居宅介護事業所のヘルパー / 等

## コ) 生活支援が必要な理由（問9）

一般就労者に生活支援が必要となる理由についてみると、最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「b 職場外での対応（日常生活、生活リズム、家族関係、友人関係等）」58.0%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「c 障害や病状の変化への対応」34.1%が多く、理由の3番目として挙げられた事項についても、「c 障害や病状の変化への対応」23.3%が多かった。

図表 1-3-13 生活支援が必要な理由



### 「その他」の記載内容:

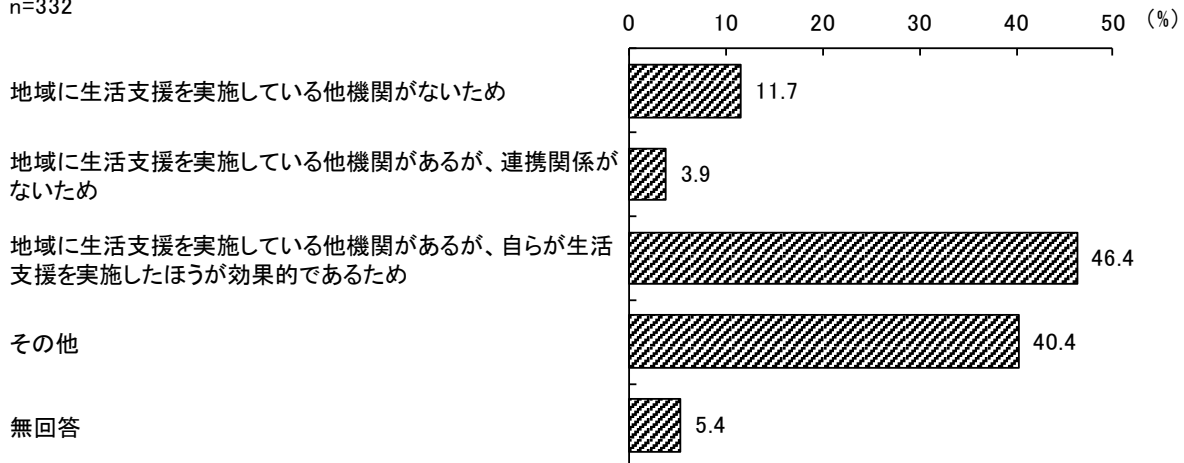
- ・ 金銭管理
- ・ 本人の希望や症状から
- ・ 医療機関との連携
- ・ 福祉サービスの利用および支給決定
- ・ 就労が継続可能となるような住環境と日常生活の体制整備。 / 等

サ) 事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由 (問10)

事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由としては、「地域に生活支援を実施している他機関があるが、自らが生活支援を実施したほうが効果的であるため」46.4%が最も多かった。

図表 1-3-14 事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由

n=332



「その他」の記載内容:

- ・他機関が、信頼関係を築くのに時間が必要となるため(自らの事業所からはじめ、徐々に移行する)。
- ・他機関と連携することでより充実した支援ができるため。
- ・自事業所と他機関で分担した方が効率がよいため。
- ・相談の第一次窓口となっているため、まず当事業所が動いて状況把握し他機関と連携する。
- ・有償ボランティア(ワークサポーター)に支援をしていただくことで、障害者の現状を把握してもらうため。
- ・他機関と連携していくうえで、自らが中心になる必要があるため。
- ・本人との関係性が取れているので生活支援への理解をしてもらいやすい。
- ・他機関での役割を担うことより、自事業所が実施することが適性と考える。
- ・生活支援も業務の一つと理解しているため。
- ・当事業所が所属する法人が採用した方だから。
- ・相談者、関係機関から求めがあるため。
- ・本人が相談内容によって事業所の使い分けをしている。
- ・本人や家族の要望があったため。
- ・市より依頼、委託を受けているから。
- ・突発や休日等の事由について対応している / 等

### シ) 生活支援の実施内容（問11）

一般就労者に対する生活支援の実施内容について、障害種別にみる。

#### <身体障害者>

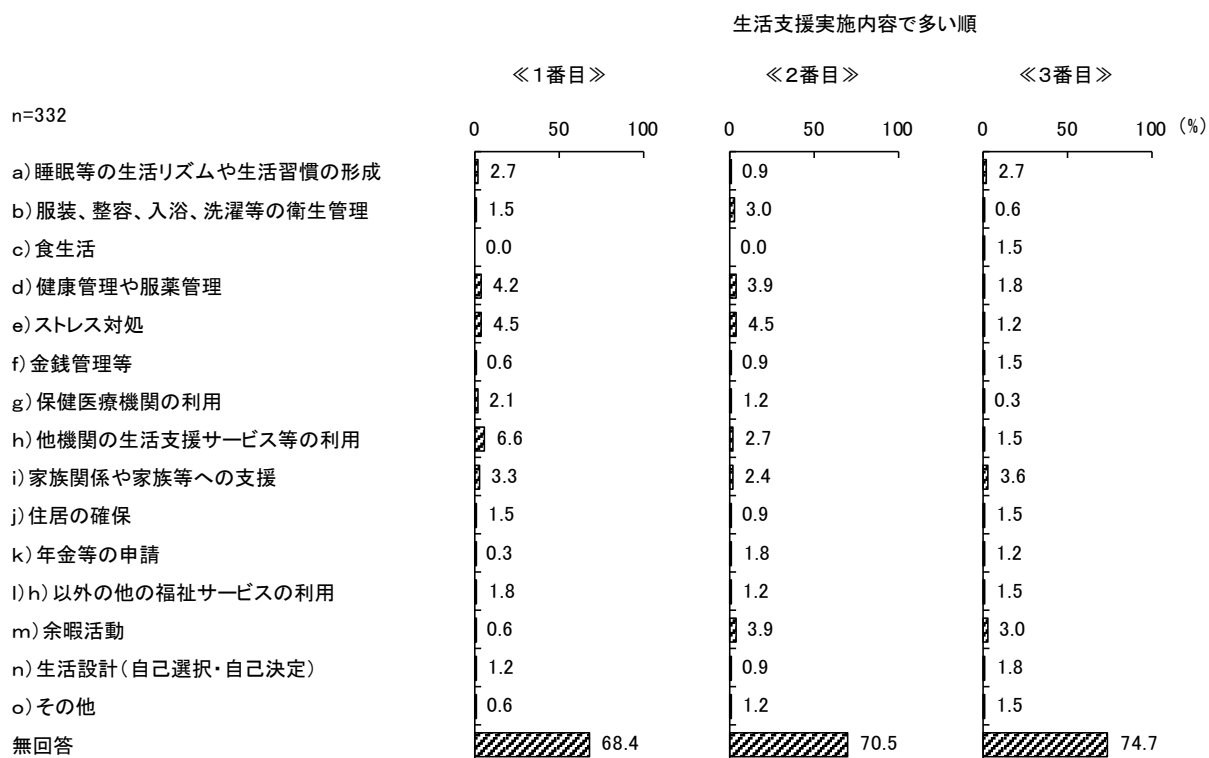
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」6.6%であった。

理由の2番目として挙げられた事項としては、「e ストレス対処」4.5%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」3.6%が多かった。

図表 1-3-15 生活支援の実施内容(身体障害者)

#### ①身体障害者





## <知的障害者>

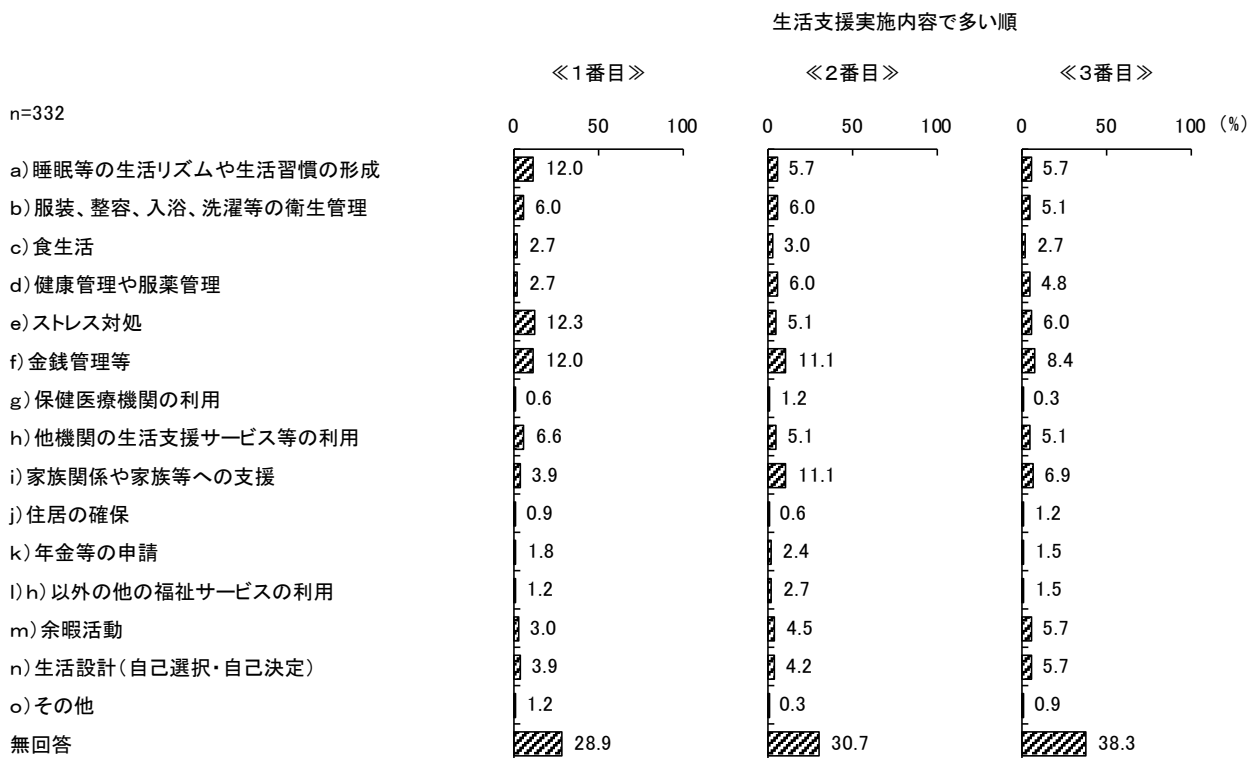
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」12.3%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「f 金銭管理等」、「i 家族関係や家族等への支援」11.1%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「f 金銭管理等」8.4%が多かった。

図表 1-3-16 生活支援の実施内容(知的障害者)

### ②知的障害者



## <精神障害者>

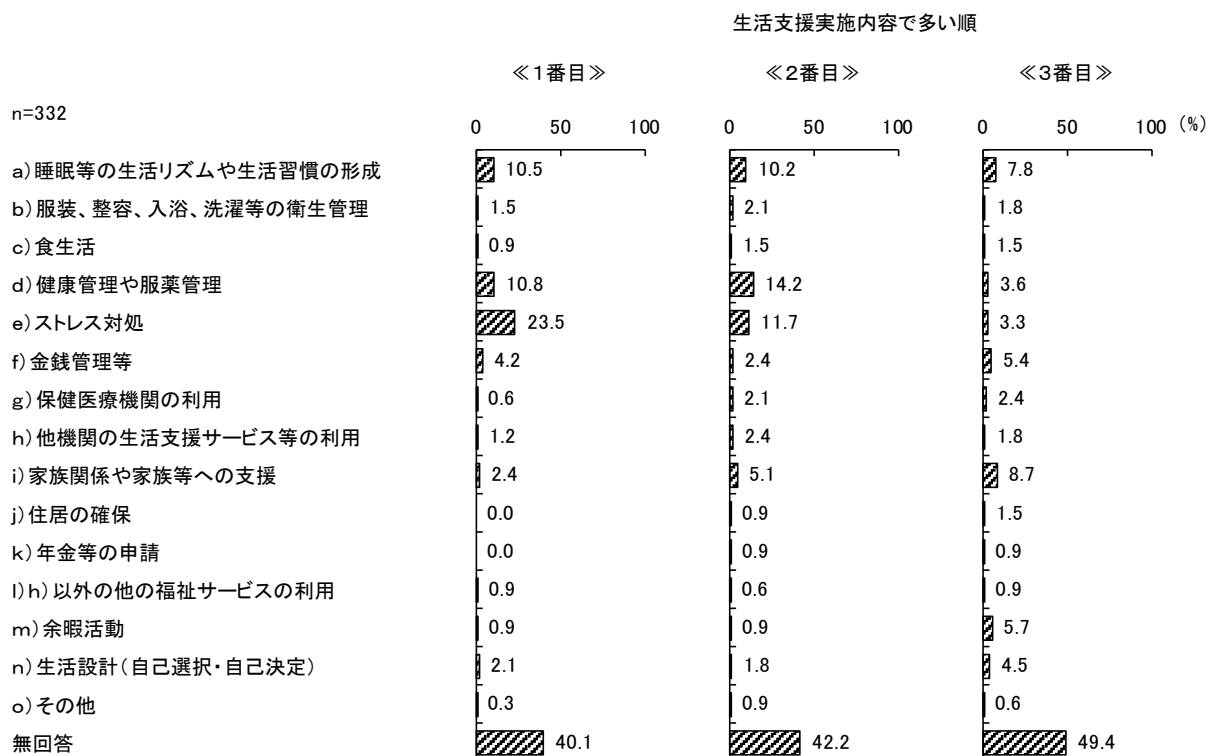
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」23.5%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」14.2%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」8.7%が多かった。

図表 1-3-17 生活支援の実施内容(精神障害者)

### ③精神障害者



### <発達障害者>

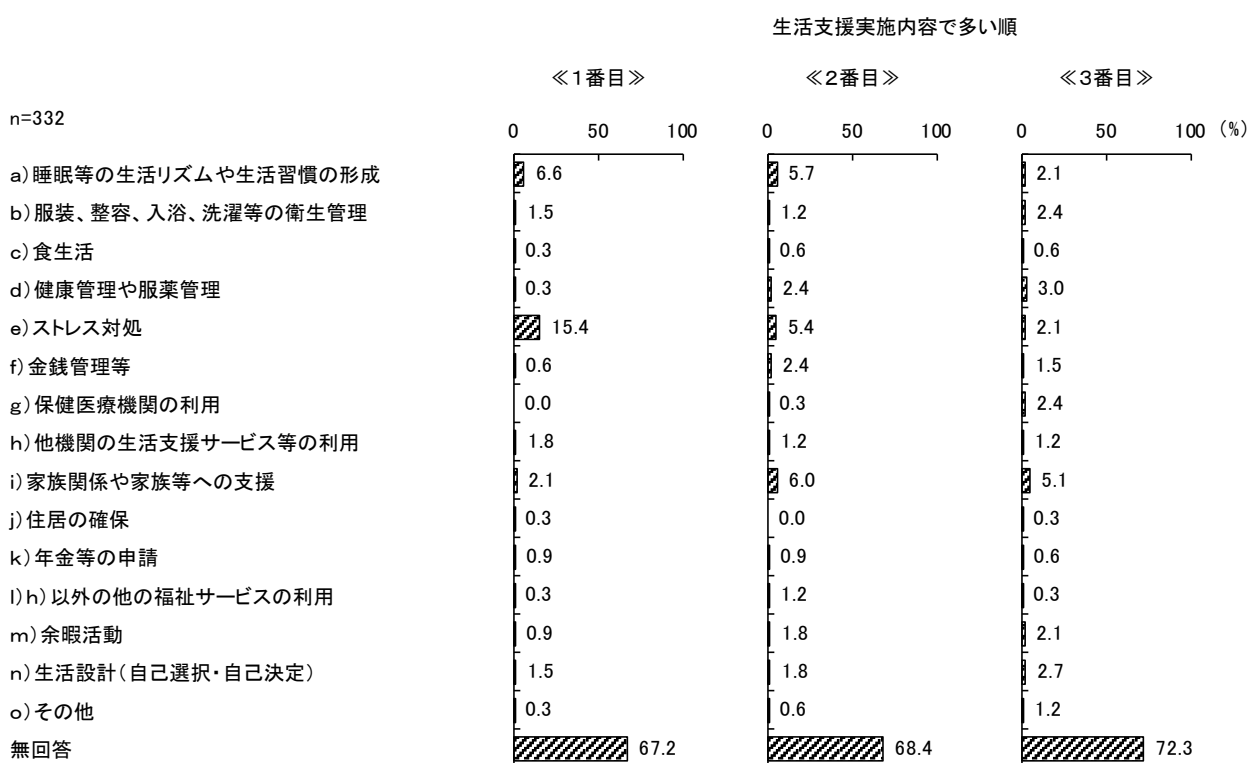
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」15.4%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」6.0%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」5.1%が多かった。

図表 1-3-18 生活支援の実施内容(発達障害者)

#### ④発達障害者



### <その他の障害者>

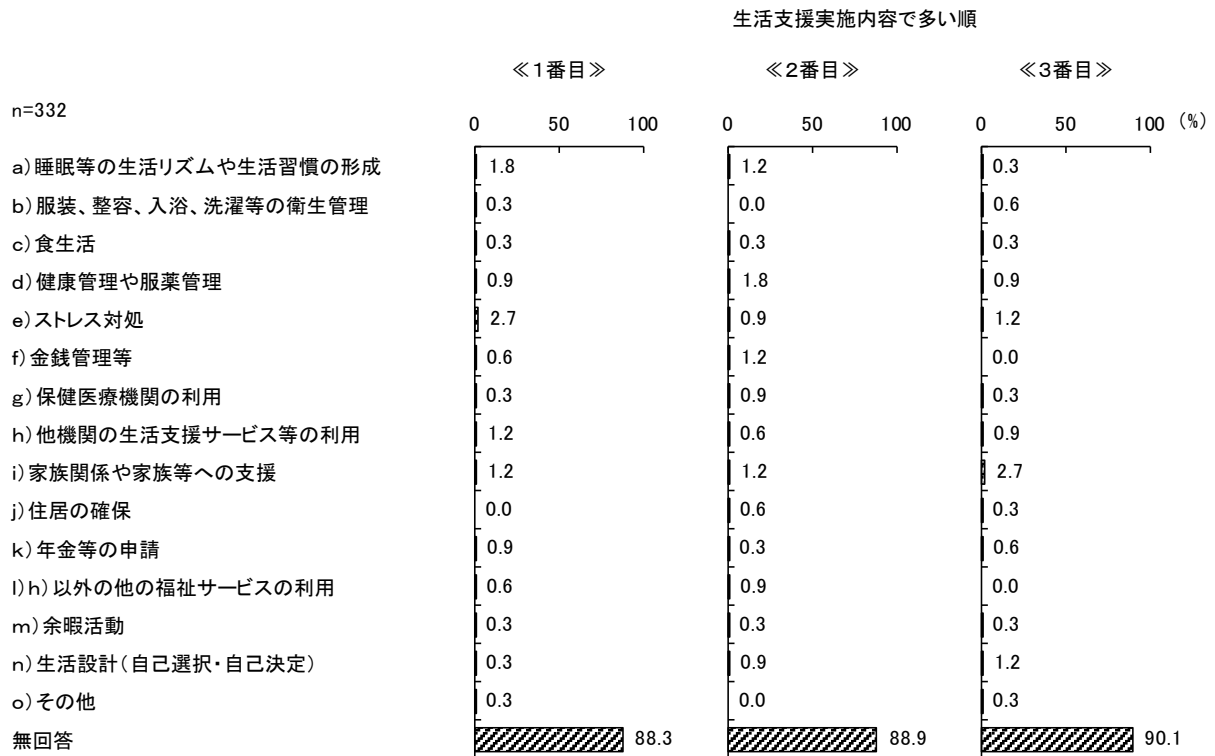
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」2.7%であった。

理由の2番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」1.8%が多かった。

理由の3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」2.7%が多かった。

図表 1-3-19 生活支援の実施内容(その他の障害者)

#### ⑤その他の障害者



ス) 生活支援の実施方法（問12）

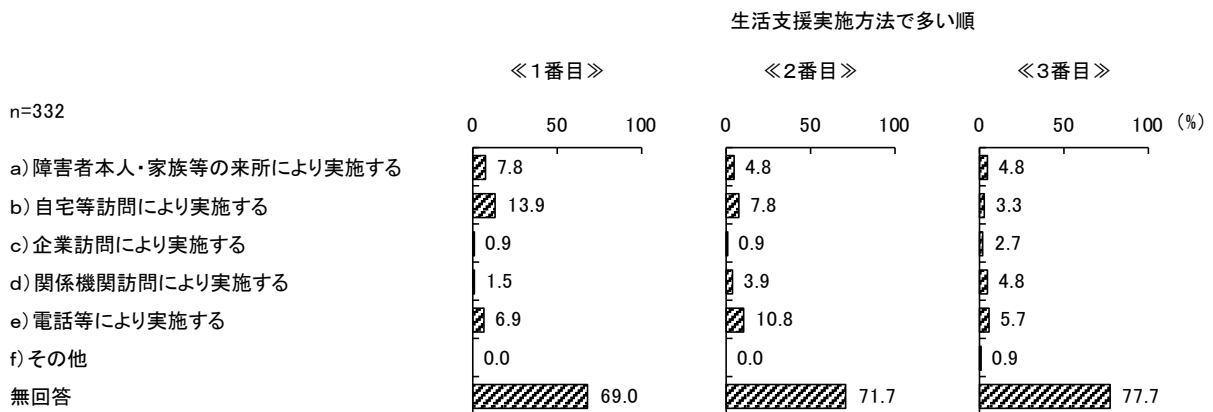
一般就労者に対する生活支援の実施方法について、障害種別にみる。

＜身体障害者＞

最も多いもの(理由の1番目として挙げた事項)は、「b 自宅等訪問により実施する」13.9%であった。理由の2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」10.8%が多かった。理由の3番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」5.7%が多かった。

図表 1-3-20 生活支援の実施方法(身体障害者)

①身体障害者

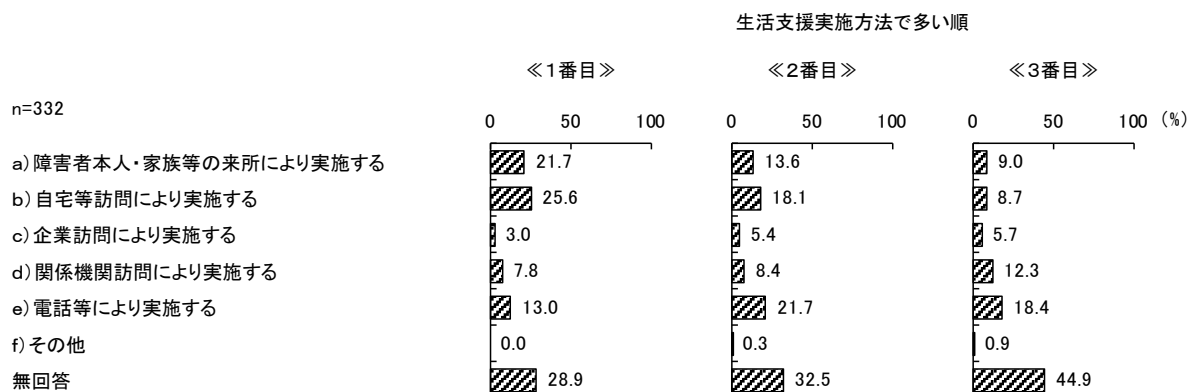


### <知的障害者>

最も多いもの(理由の1番目として挙げた事項)は、「b 自宅等訪問により実施する」25.6%であった。理由の2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」21.7%が多かった。理由の3番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」18.4%が多かった。

図表 1-3-21 生活支援の実施方法(知的障害者)

②知的障害者

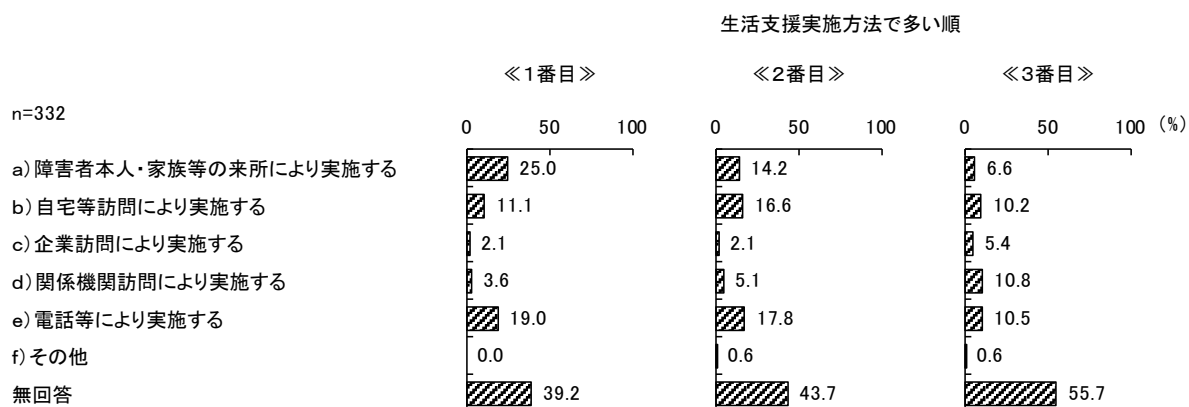


### <精神障害者>

最も多いもの(理由の1番目として挙げた事項)は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」25.0%であった。理由の2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」17.8%が多かった。理由の3番目として挙げられた事項については、「d 関係機関訪問により実施する」10.8%が多かった。

図表 1-3-22 生活支援の実施方法(精神障害者)

③精神障害者

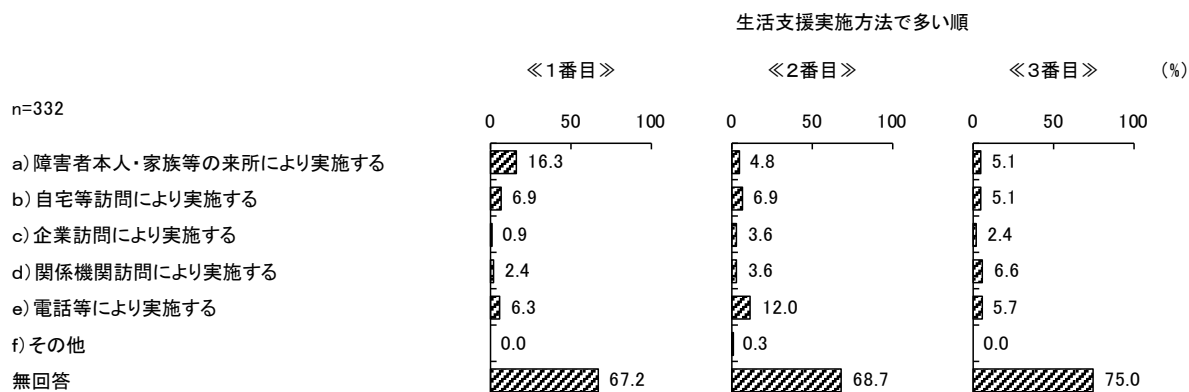


### <発達障害者>

最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 障害者本人・家族等の来所により実施する」16.3%であった。理由の2番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」12.0%が多かった。理由の3番目として挙げられた事項については、「d 関係機関訪問により実施する」6.6%が多かった。

図表 1-3-24 生活支援の実施方法(発達障害者)

#### ④発達障害者

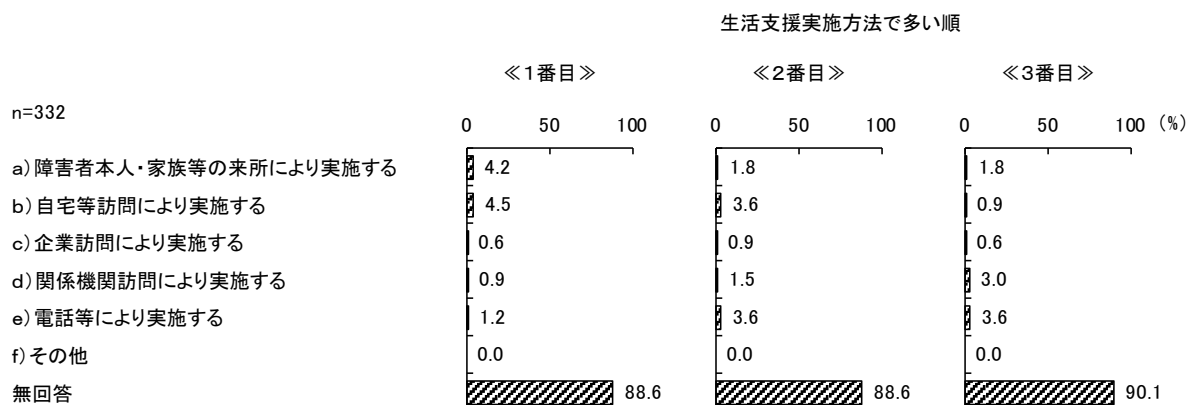


### <その他の障害者>

最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「b 自宅等訪問により実施する」4.5%であった。理由の2番目として挙げられた事項については、「b 自宅等訪問により実施する」、「e 電話等により実施する」3.6%が多かった。理由の3番目として挙げられた事項については、「e 電話等により実施する」3.6%が多かった。

図表 1-3-25 生活支援の実施方法(その他の障害者)

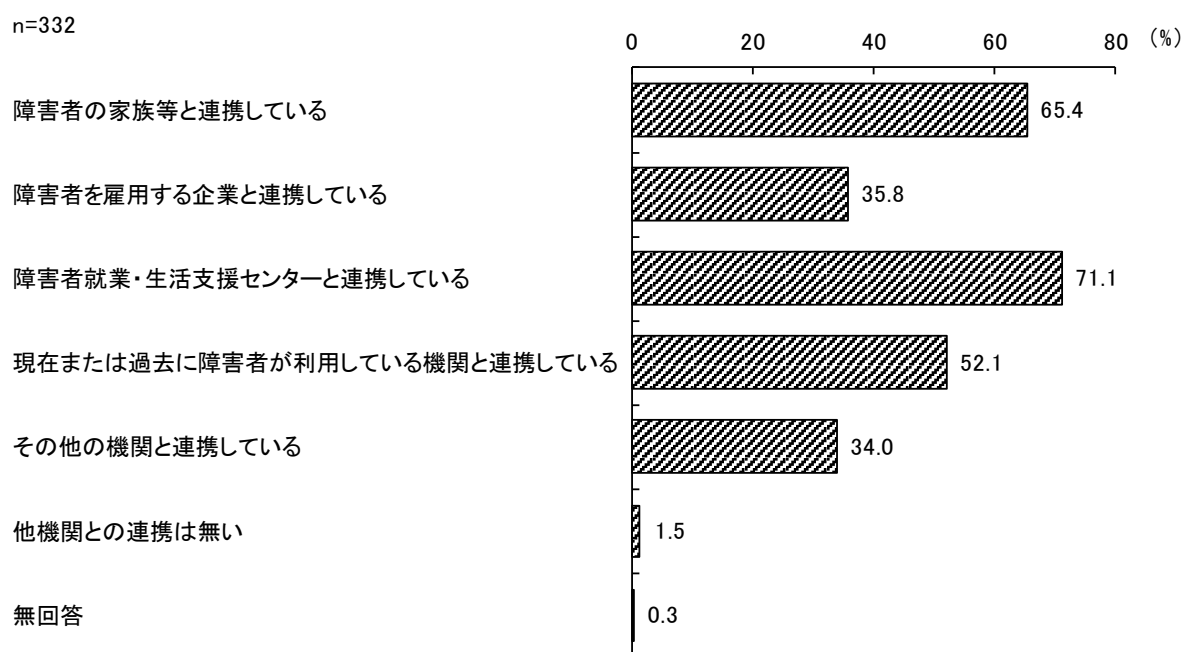
#### ⑤その他の障害者



セ) 一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況 (問13)

一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況についてみると、「障害者就業・生活支援センターと連携している」71.1%が最も多く、次いで「障害者の家族等と連携している」65.4%であった。

図表 1-3-26 一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携の状況



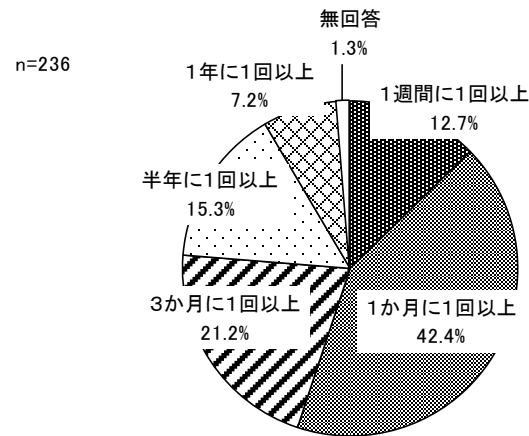
「その他」の記載内容:

- ・ 社会福祉協議会、市町村
- ・ 医療機関
- ・ 保健センター
- ・ 訪問看護実施期間
- ・ ハローワーク
- ・ 職業センター
- ・ 教育機関 / 等



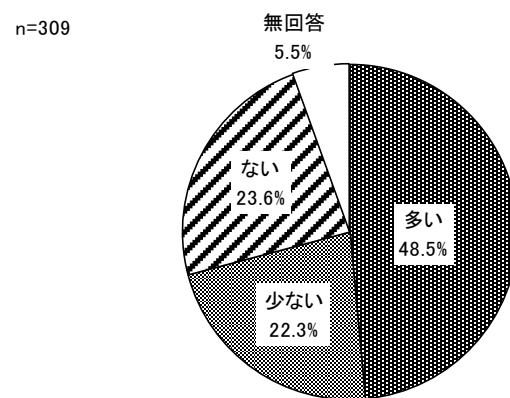
ソ) 生活支援を実施する際、障害者・生活支援センターと連携する頻度（問13-1）  
 生活支援を実施する際における、障害者・生活支援センターと連携する頻度についてみると、「1か月に1回以上」42.4%が最も多く、次いで「3か月に1回以上」21.2%であった。

図表 1-3-27 生活支援を実施する際、障害者・生活支援センターと連携する頻度



タ) 他機関との連携状況 ①自法人内にある機関と連携すること（問14）  
 自法人内にある機関との連携状況についてみると、連携することが「多い」48.5%が最も多く、次いで「少ない」22.3%であった。

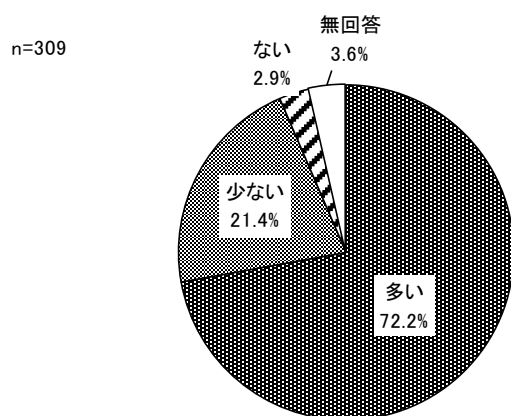
図表 1-3-28 他機関との連携状況 ①自法人内にある機関と連携すること



チ) 他機関との連携状況 ②別法人の機関と連携すること (問14)

別法人の機関との連携状況についてみると、連携することが「多い」72.2%が最も多く、次いで「少ない」21.4%であった。

図表 1-3-29 他機関との連携状況 ②別法人の機関と連携すること



ツ) 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容（問15）

他機関と連携して実施する生活支援の実施内容について、障害種別にみる。

<身体障害者>

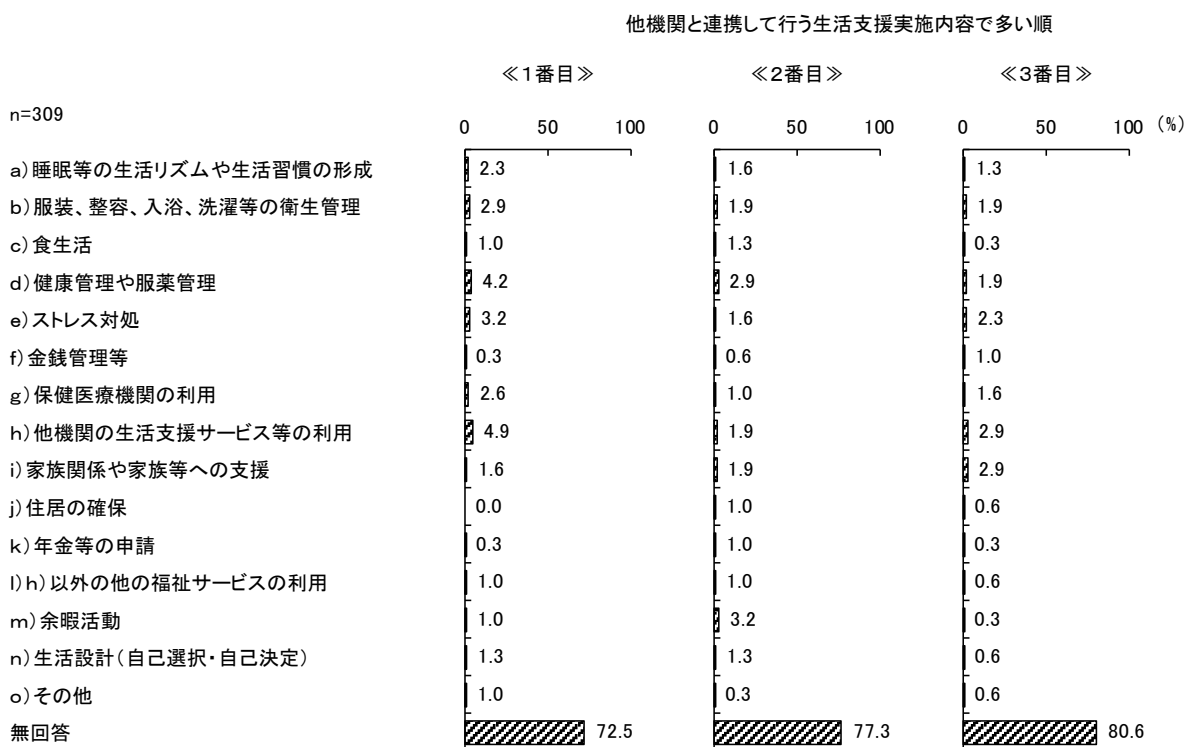
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」4.9%であった。

2番目として挙げられた事項としては、「d 健康管理や服薬管理」2.9%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」、「i 家族関係や家族等への支援」2.9%が多かった。

図表 1-3-30 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(身体障害者)

①身体障害者



## <知的障害者>

最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」、「f 金銭管理等」12.3%であった。

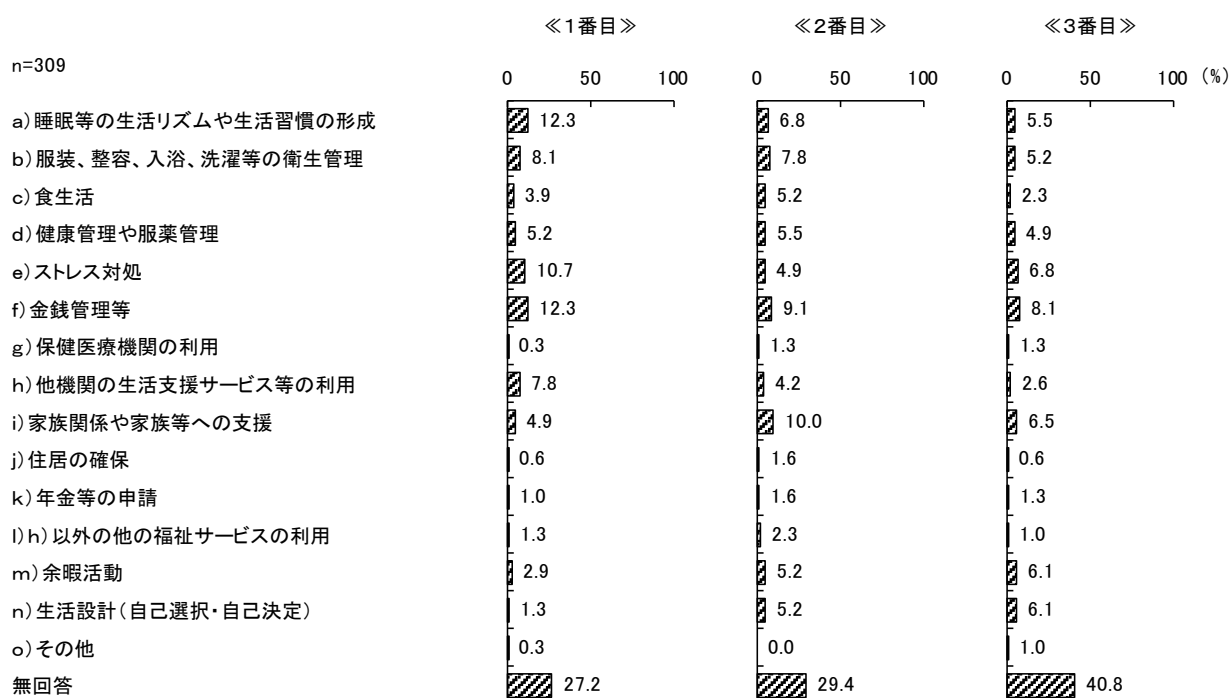
2番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」10.0%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「f 金銭管理等」8.1%が多かった。

図表 1-3-31 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(知的障害者)

②知的障害者

他機関と連携して行う生活支援実施内容で多い順



### <精神障害者>

最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」19.7%であった。

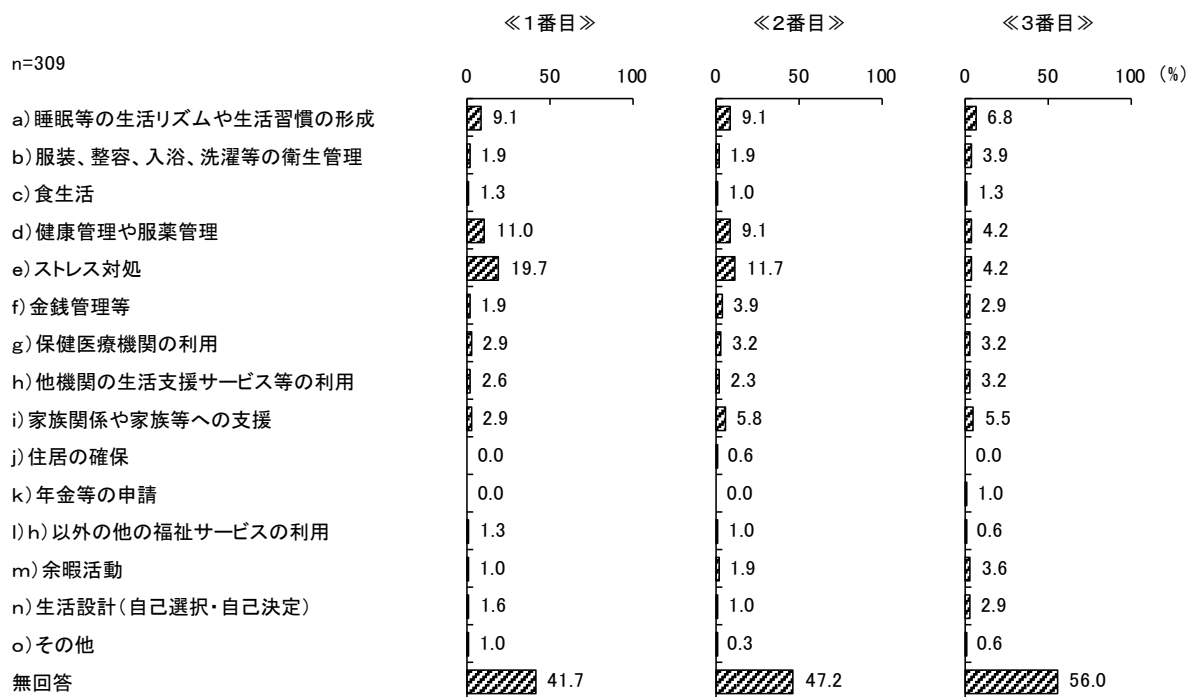
2番目として挙げられた事項としては、「e ストレス対処」11.7%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」6.8%が多かった。

図表 1-3-33 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(精神障害者)

③精神障害者

他機関と連携して行う生活支援実施内容で多い順



### <発達障害者>

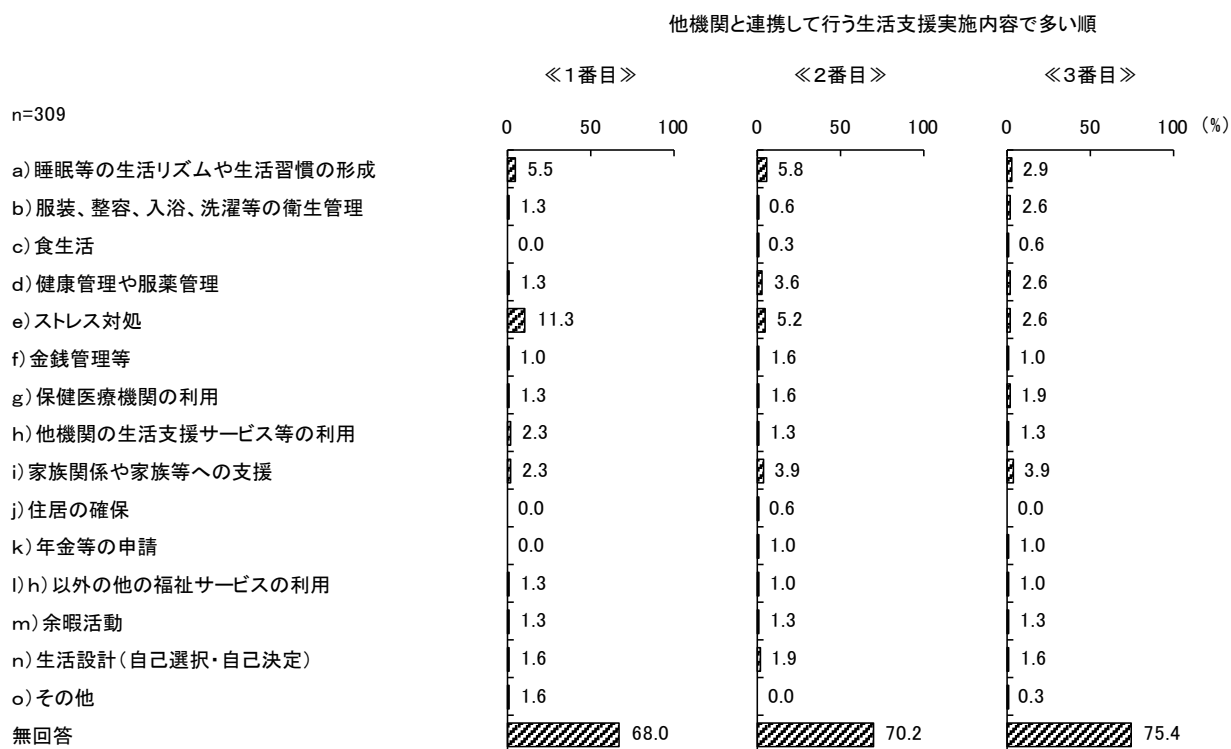
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「e ストレス対処」11.3%であった。

2番目として挙げられた事項については、「a 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成」5.8%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「i 家族関係や家族等への支援」3.9%が多かった。

図表 1-3-34 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(発達障害者)

④発達障害者



### <その他の障害者>

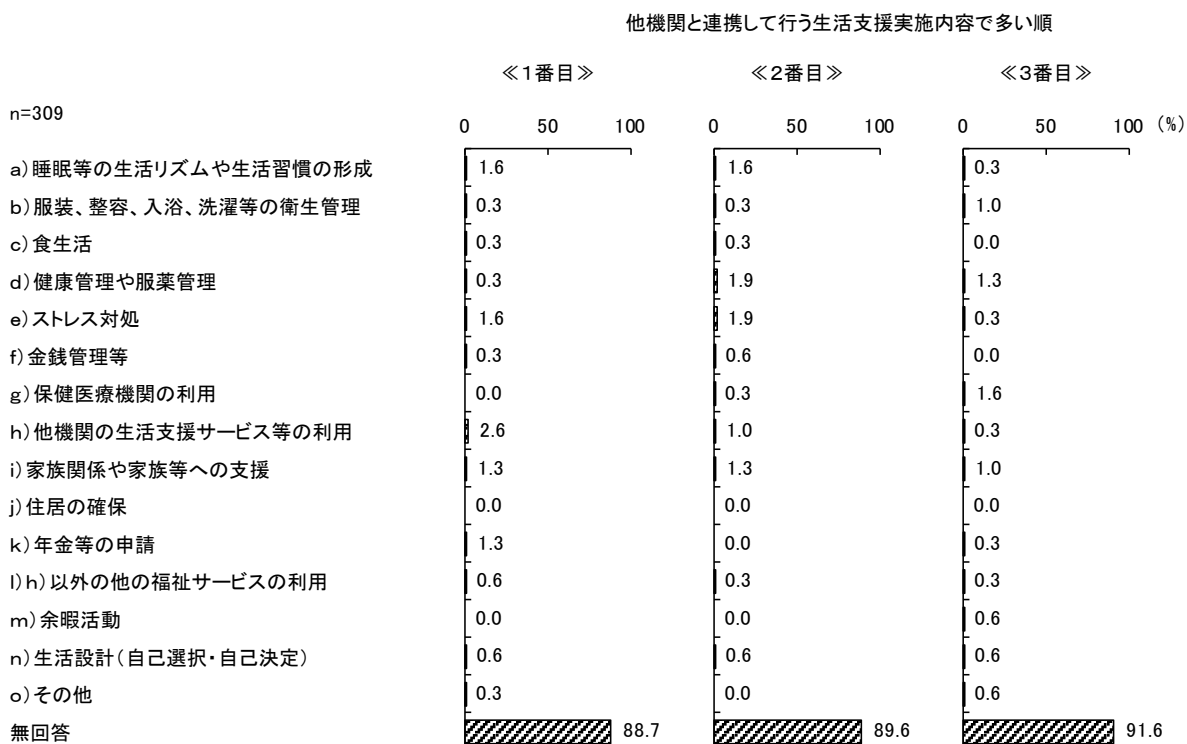
最も多いもの（理由の1番目として挙げた事項）は、「h 他機関の生活支援サービス等の利用」2.6%であった。

2番目として挙げられた事項については、「d 健康管理や服薬管理」、 「e ストレス対処」1.9%が多かった。

3番目として挙げられた事項については、「g 保健医療機関の利用」1.6%が多かった。

図表 1-3-35 他機関と連携して実施する生活支援の実施内容(その他の障害者)

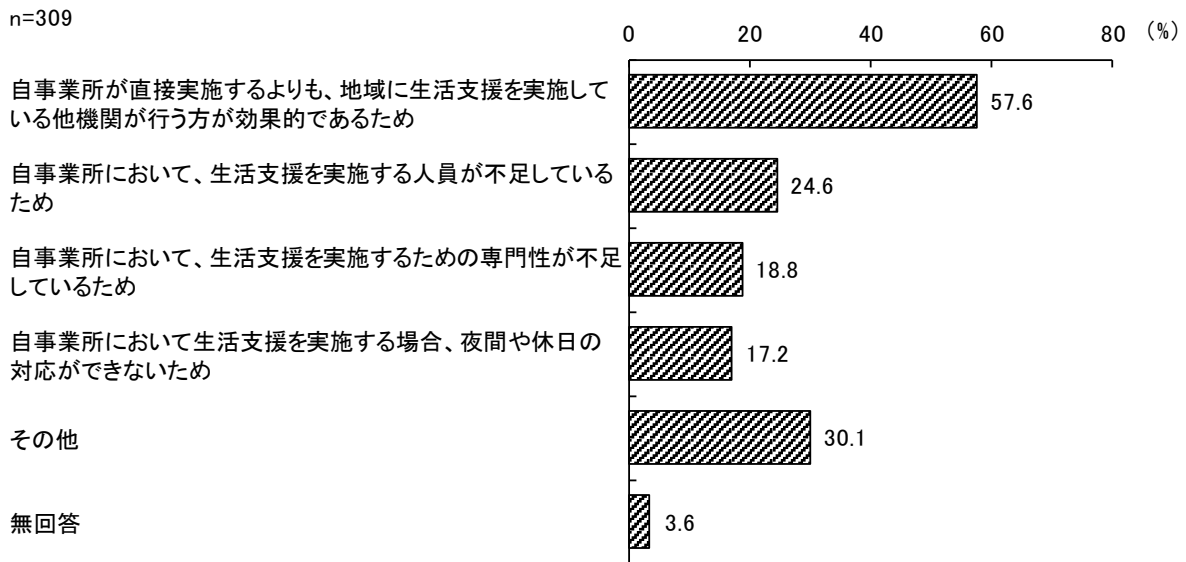
⑤その他の障害者



テ) 他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由(問16)

他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてみると、「自事業所が直接実施するよりも、地域に生活支援を実施している他機関が行う方が効果的であるため」57.6%が最も多かった。

図表 1-3-36 他機関と連携して一般就労者に対する生活支援を実施する理由



「その他」の記載内容:

- ・他機関と連携することにより、本人は相談できることが増えるため。
- ・多くの支援者が関わることで協力しながら進めていける。気付きも生まれるため。
- ・生活支援を行う上で、より多くの情報や協力が必要なため。
- ・仕事や生活、多方面から支えることができるため。
- ・複数の事業所が関わり、チームで支援した方が利用者支援のために良いため。
- ・多角的な意見が出たり、サービスの幅が増えるため。
- ・一支援者による抱え込みとならないため。
- ・仕事を継続していく上で、病院と情報交換を行うことは必要であるため。
- ・本人から依頼があったため。
- ・実施地域が遠方であるため。
- ・自事業所のサービス提供エリア外のため。

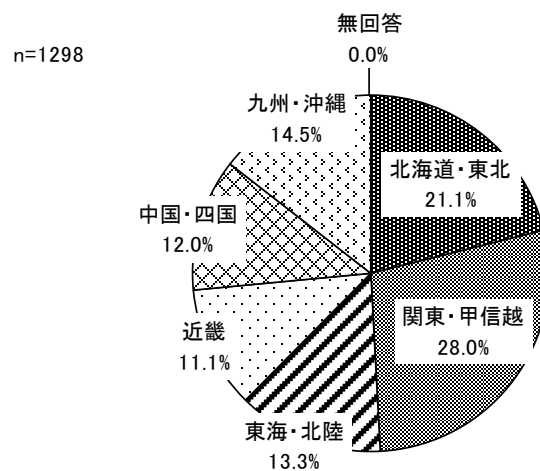


#### (4) 協議会における実施状況

##### ①回答のあった都道府県・市区町村の状況

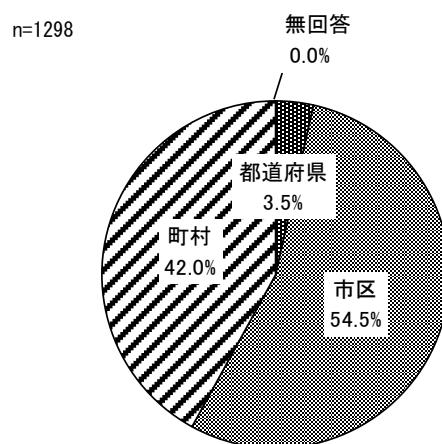
回答のあった 1298 件のうち、北海道・東北地方からの回答は 21.1%、関東・甲信越地方からの回答は 28.0%、東海・北陸地方からの回答は 13.3%、近畿地方からの回答は 11.1%、中国・四国地方からの回答は 12.0%、九州・沖縄地方からの回答は 14.5%であった。

図表 1-4-1-1 地域の構成割合



回答のあった 1298 件のうち、都道府県からの回答は 3.5%、市区からの回答は 54.5%、町村からの回答は 42.0%であった。

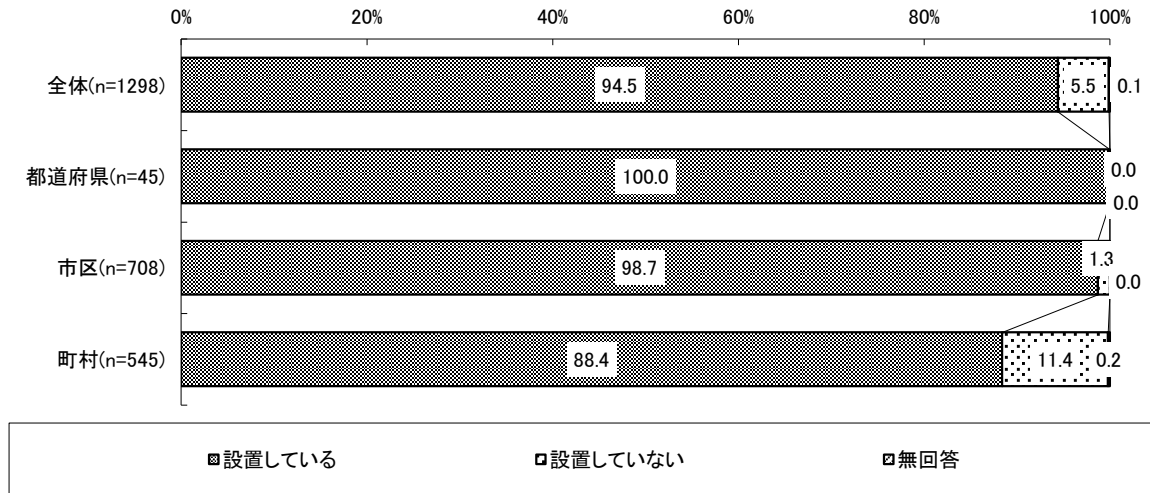
図表 1-4-1-2 都道府県・市区町村の構成割合



## ②協議会の設置状況

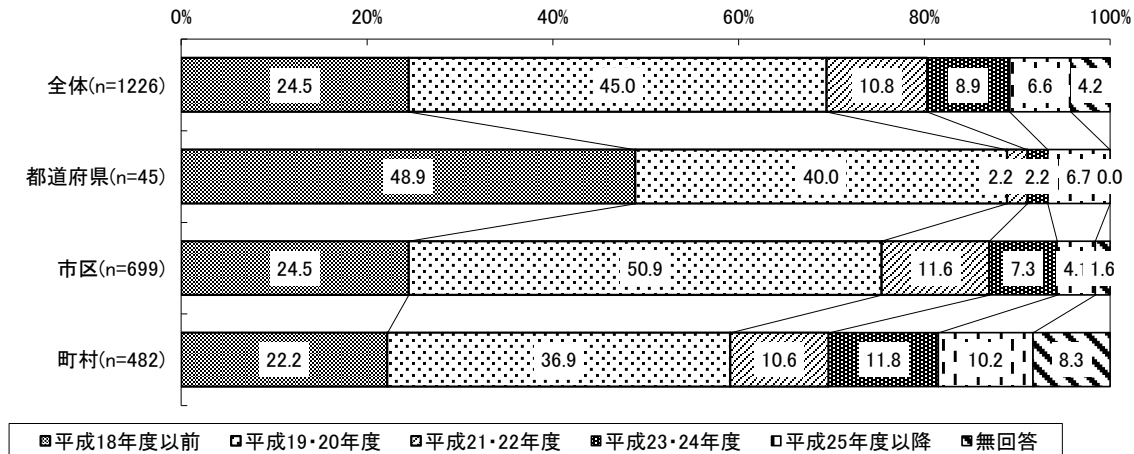
障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する協議会を設置している都道府県・市区町村は 94.5%であった。

図表 1-4-2 協議会の設置状況



協議会を設置している場合、その設置年度は「平成 19 年・20 年度」が 45.0%と最も多く、次いで「平成 18 年度以前」が 24.5%であった。

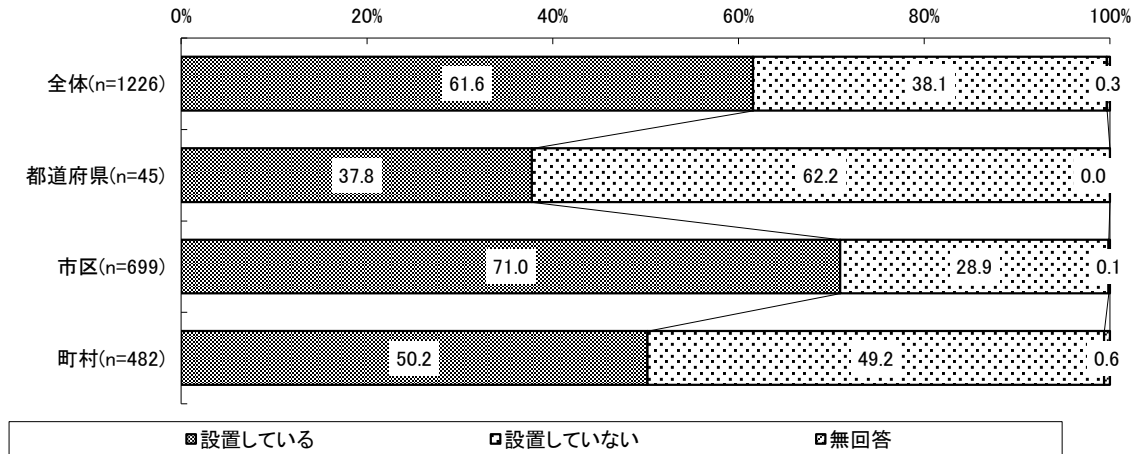
図表 1-4-3 協議会の設置年度



### ③就労に関する専門部会の設置状況

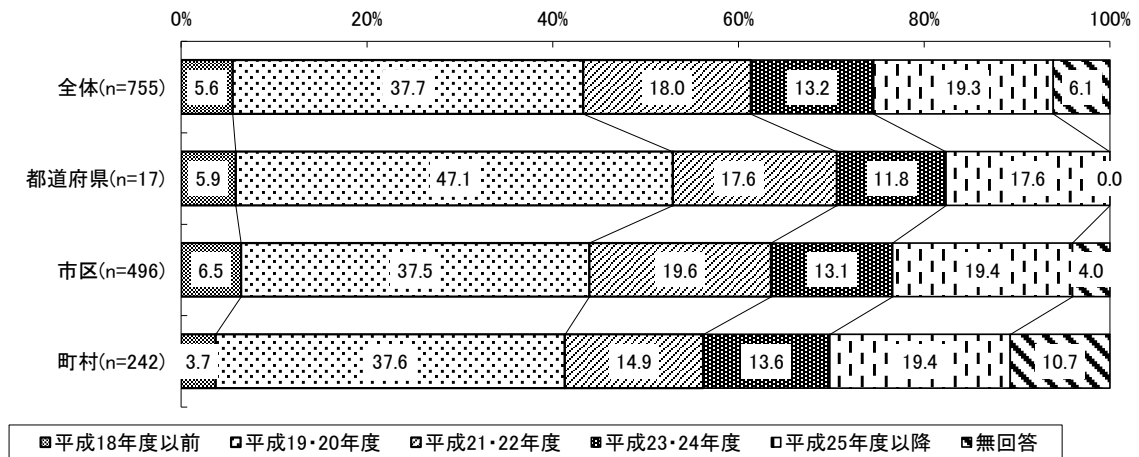
協議会を設置している都道府県・市区町村のうち、就労に関する専門部会を設置しているものは61.6%であった。

図表 1-4-4 就労に関する専門部会の設置状況



就労に関する専門部会を設置している場合、その設置年度は「平成19年・20年度」が37.7%と最も多く、次いで「平成25年度以降」が19.3%であった。

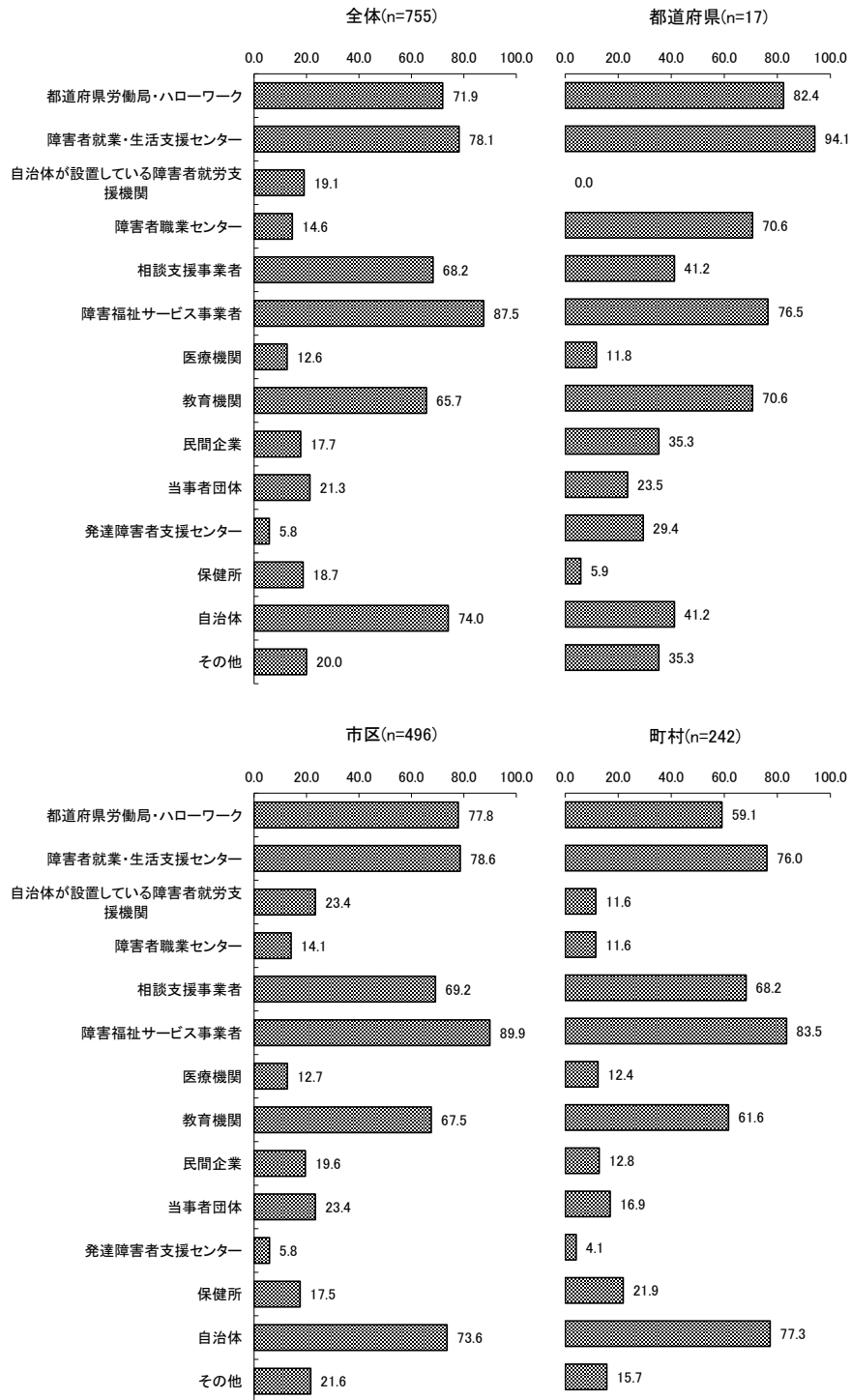
図表 1-4-5 就労に関する専門部会の設置年度



#### ④就労に関する専門部会の構成メンバー

就労に関する専門部会の構成メンバーのうち、「障害福祉サービス事業所」が最も多く87.5%、次いで「障害者就業・生活支援センター」78.1%、「自治体」74.0%、「都道府県労働局・ハローワーク」71.9%であった。

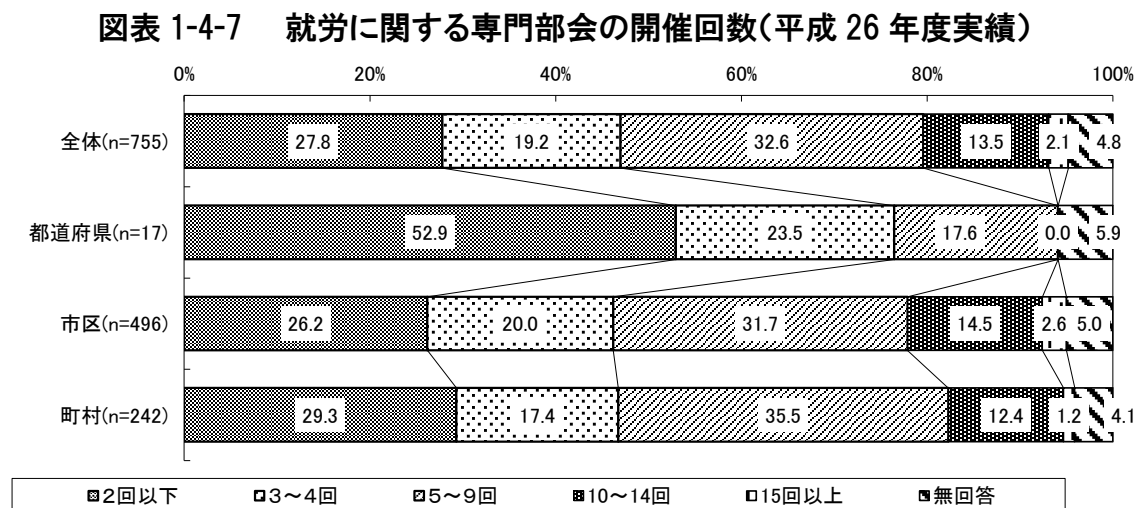
図表 1-4-6 就労に関する専門部会の構成メンバー(複数回答)



### ⑤就労に関する専門部会の開催回数（平成 26 年度実績）

就労に関する専門部会の平成 26 年度における開催回数は、「5～9回」が最も多く 32.6%、次いで「2回以下」27.8%、「3～4回」19.2%であった。

都道府県に比べて、市区町村において開催回数は多い傾向にあった。

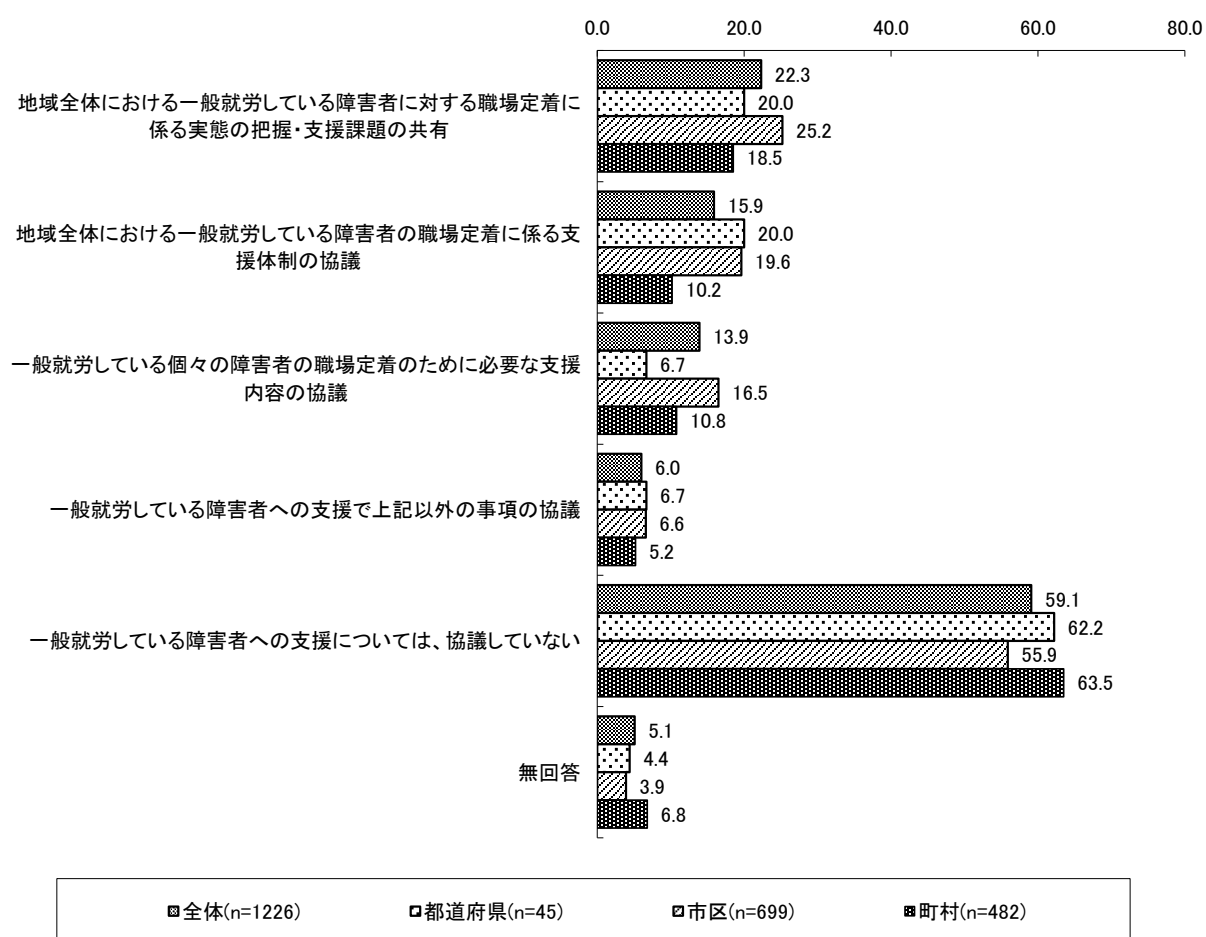


## ⑥協議会（就労に関する専門部会含む。）における一般就労している障害者への支援について協議状況

協議会（就労に関する専門部会を含む。）における一般就労している障害者への支援の協議状況に関しては、「協議していない」が最も多く59.1%であった。

何らかの協議をしている場合、「地域全体における一般就労している障害者に対する職場定着に係る実態の把握・支援課題の共有」が最も多く22.3%、次いで「地域全体における一般就労している障害者の職場定着に係る支援体制の協議」15.9%、「一般就労している個々の障害者の職場定着のために必要な支援内容の協議」13.9%であった。

図表 1-4-8 協議会における一般就労している障害者への支援について協議状況  
(複数回答)

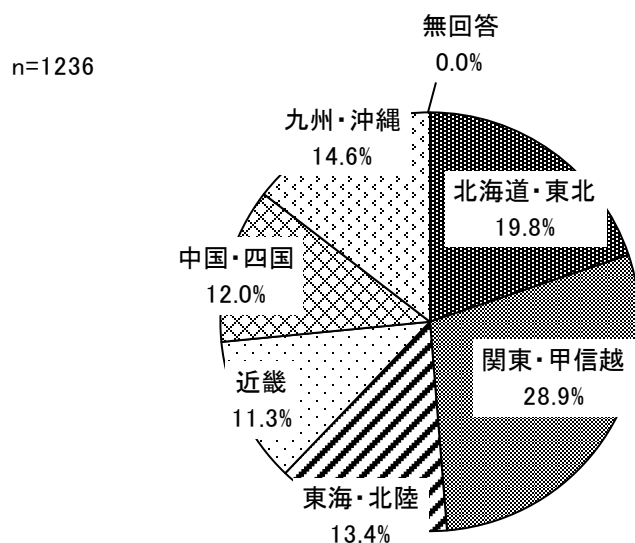


### 3) 障害者優先調達推進法の実施状況等に係る調査

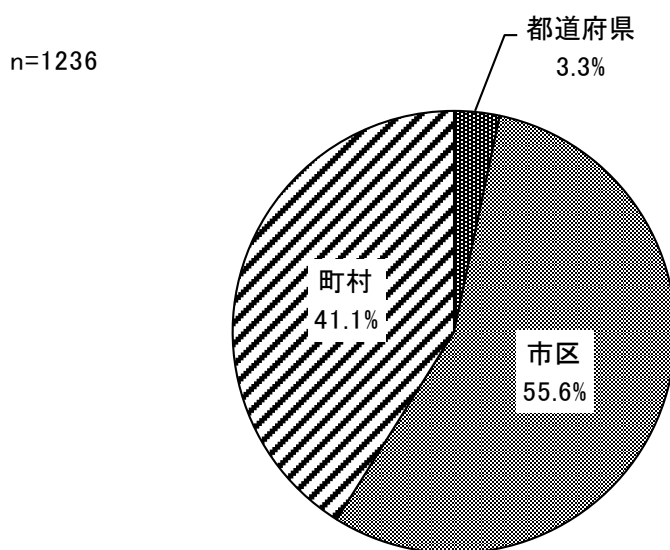
#### (1) 回答のあった都道府県・市区町村の状況

回答のあった 1236 件のうち、北海道・東北地方からの回答は 19.8%、関東・甲信越地方からの回答は 28.9%、東海・北陸地方からの回答は 13.4%、近畿地方からの回答は 11.3%、中国・四国地方からの回答は 12.0%、九州・沖縄地方からの回答は 14.6%であった。

図表 2-1-1 地域の構成割合



図表 2-1-2 都道府県・市区町村の構成割合



## (2) 障害者優先調達推進法に係る取組状況（全般的事項）

### ①障害者就労施設等からの調達実績【契約額】（平成26年度）

障害者就労施設等からの調達実績についてみると、契約額は平成25年度は平均8,355,402円、平成26年度は平均9,887,342円であった。

契約のうち、随意契約においては、平成25年度は平均7,167,388円、平成26年度は平均8,541,626円であった。

契約のうち、競争入札においては、平成25年度は平均1,495,320円、平成26年度は平均1,838,350円であった。

図表 2-2 障害者就労施設等からの調達実績【契約額】(平成26年度)

		平成25年度	平成26年度
(1) 調達実績(全体) ①契約額	調査数	1,082	1,082
	契約額(円)	8,355,402	9,887,342
(2) (1)のうち随意契約 ①契約額	調査数	979	979
	契約額(円)	7,167,388	8,541,626
(2) (1)のうち競争入札 ①契約額	調査数	629	629
	契約額(円)	1,495,320	1,838,350

平成26年度における障害者就労施設等との契約額を平成25年度と比べたところ、「前年度に比べて増加」が最も多く64.3%、次いで「前年度に比べて減少」が17.6%であった。

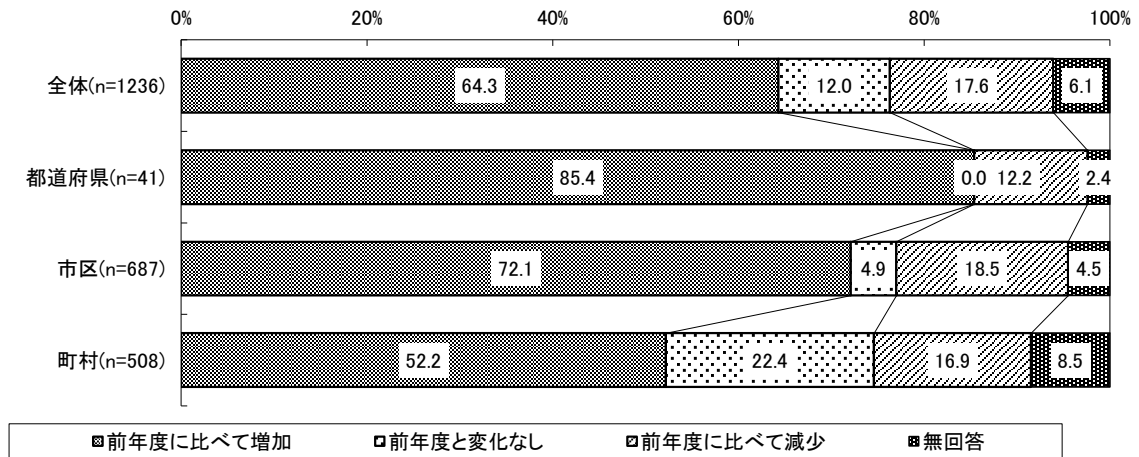
契約のうち、随意契約においては、「前年度に比べて増加」が最も多く57.4%、次いで「前年度に比べて減少」が16.3%であった。

契約のうち、競争入札においては、「前年度と変化なし」が最も多く48.9%、次いで「前年度に比べて増加」が4.7%であった。ただし、無回答が43.2%と非常に高い点に注意が必要である。

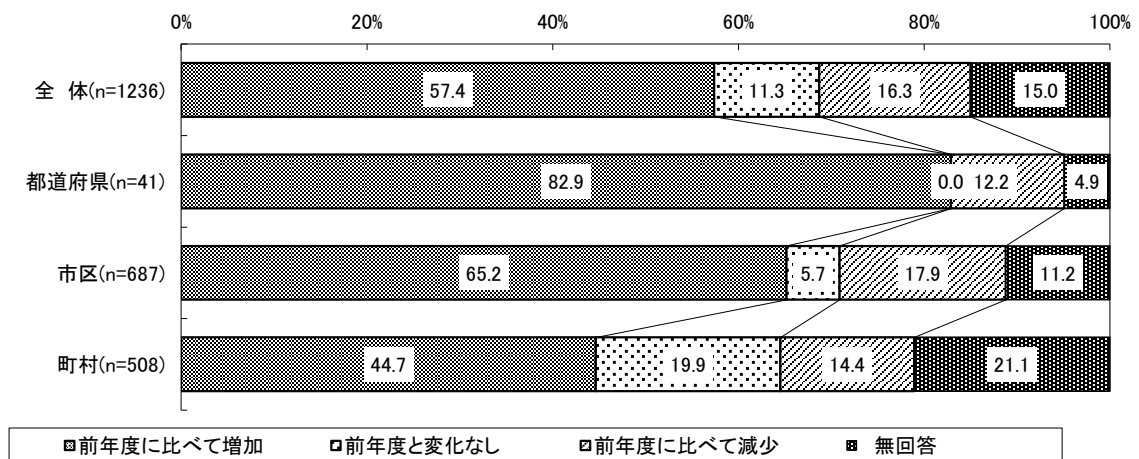


図表 2-3 障害者就労施設等からの調達実績【契約額】の変化(平成 26 年度)

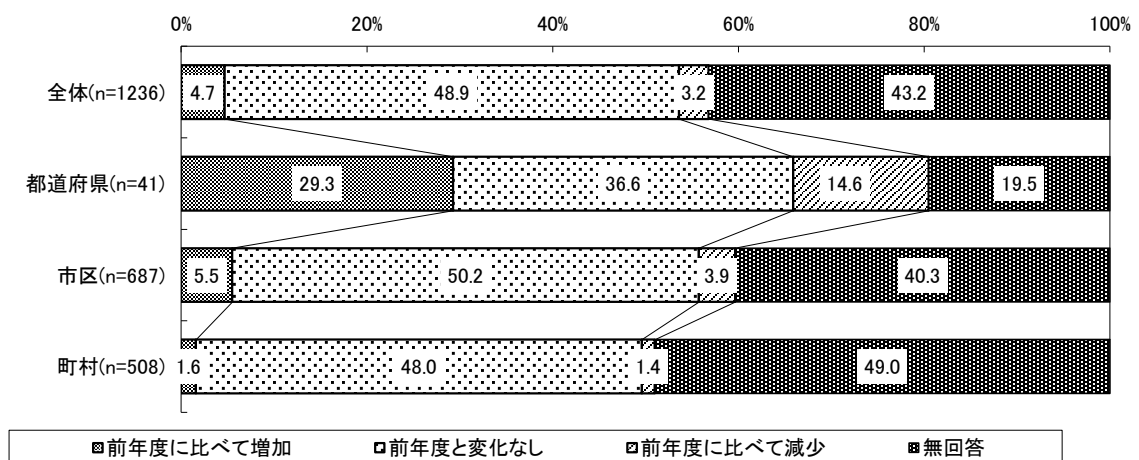
<全体>



<随意契約>



<競争入札>



## ②障害者就労施設等からの調達実績【契約件数】（平成 26 年度）

障害者就労施設等からの調達実績についてみると、契約件数は平成 25 年度は平均 505 件、平成 26 年度は平均 594 件であった。

契約のうち、随意契約においては、平成 25 年度は平均 821 件、平成 26 年度は平均 997 件であった。

契約のうち、競争入札においては、平成 25 年度は平均 1.0 件、平成 26 年度は平均 1.0 件であった。

**図表 2-4 障害者就労施設等からの調達実績【契約件数】(平成 26 年度)**

		平成25年度	平成26年度
(1) 調達実績(全体) ②契約件数	調査数	1,043	1,043
	契約件数(件)	505	594
(2) (1)のうち随意契約 ②契約件数	調査数	943	943
	契約件数(件)	821	997
(2) (1)のうち競争入札 ②契約件数	調査数	634	634
	契約件数(件)	1.0	1.0

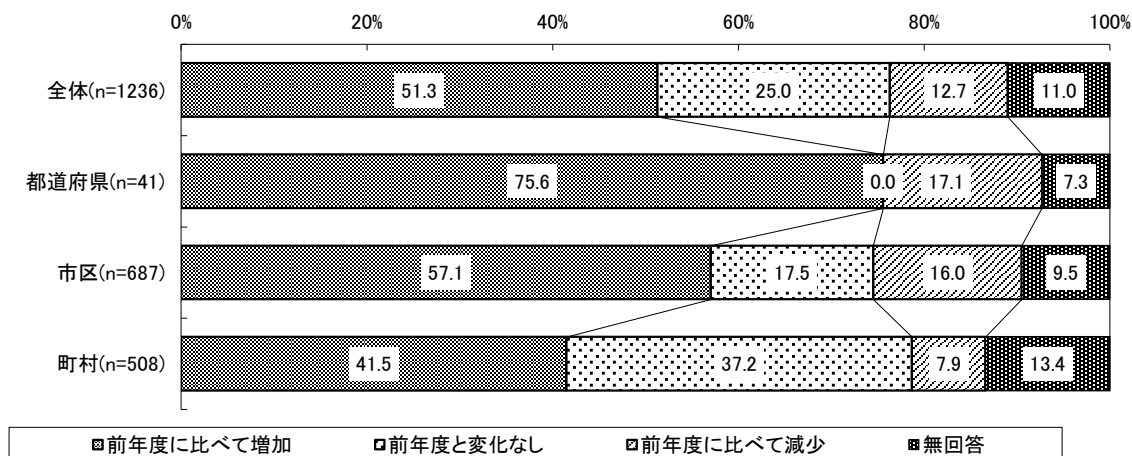
平成 26 年度における障害者就労施設等との契約件数を平成 25 年度と比べたところ、「前年度に比べて増加」が最も多く 51.3%、次いで「前年度と変化なし」が 25.0%であった。

契約のうち、随意契約においては、「前年度に比べて増加」が最も多く 45.9%、次いで「前年度と変化なし」が 23.1%であった。

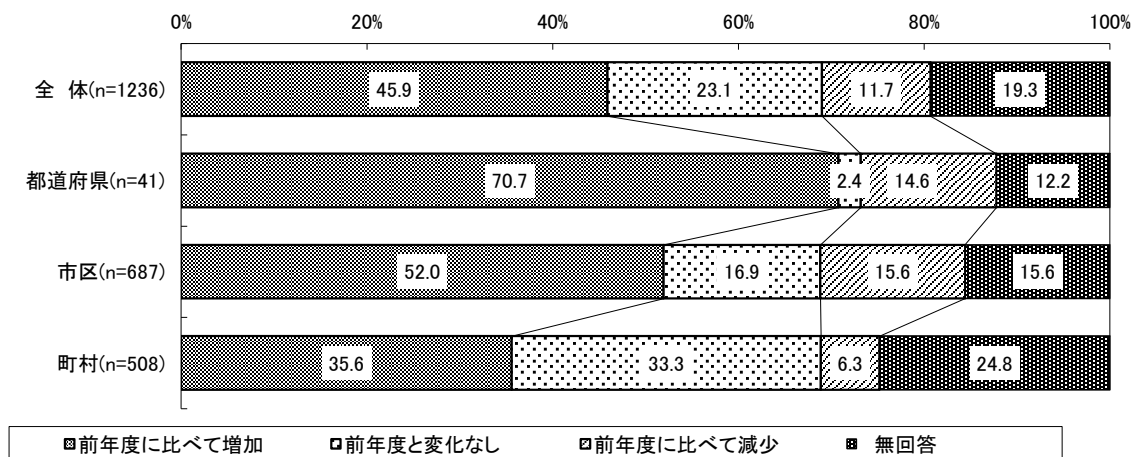
契約のうち、競争入札においては、「前年度と変化なし」が最も多く 48.9%、次いで「前年度に比べて増加」が 3.4%であった。ただし、無回答が 45.0%と非常に高い点に注意が必要である。

図表 2-5 障害者就労施設等からの調達実績【契約件数】の変化(平成 26 年度)

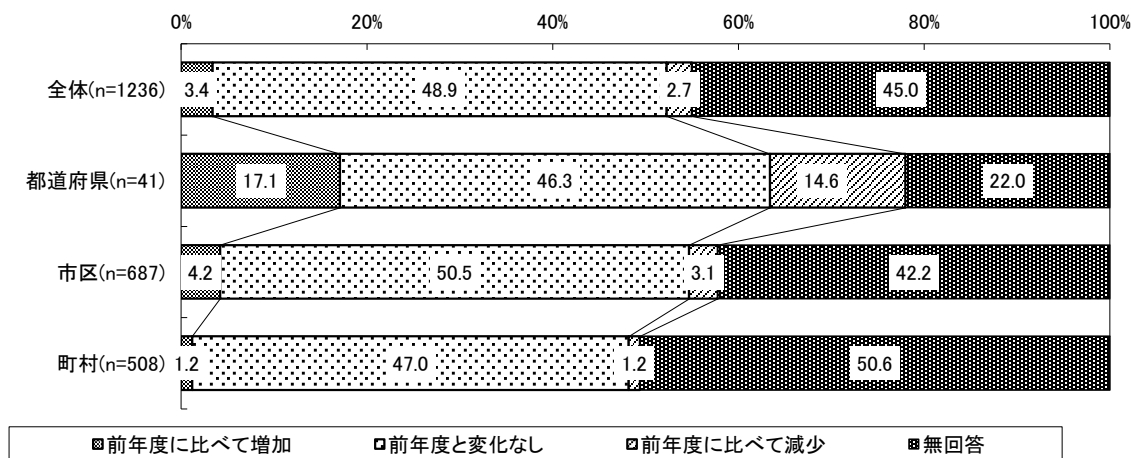
<全体>



<随意契約>



<競争入札>



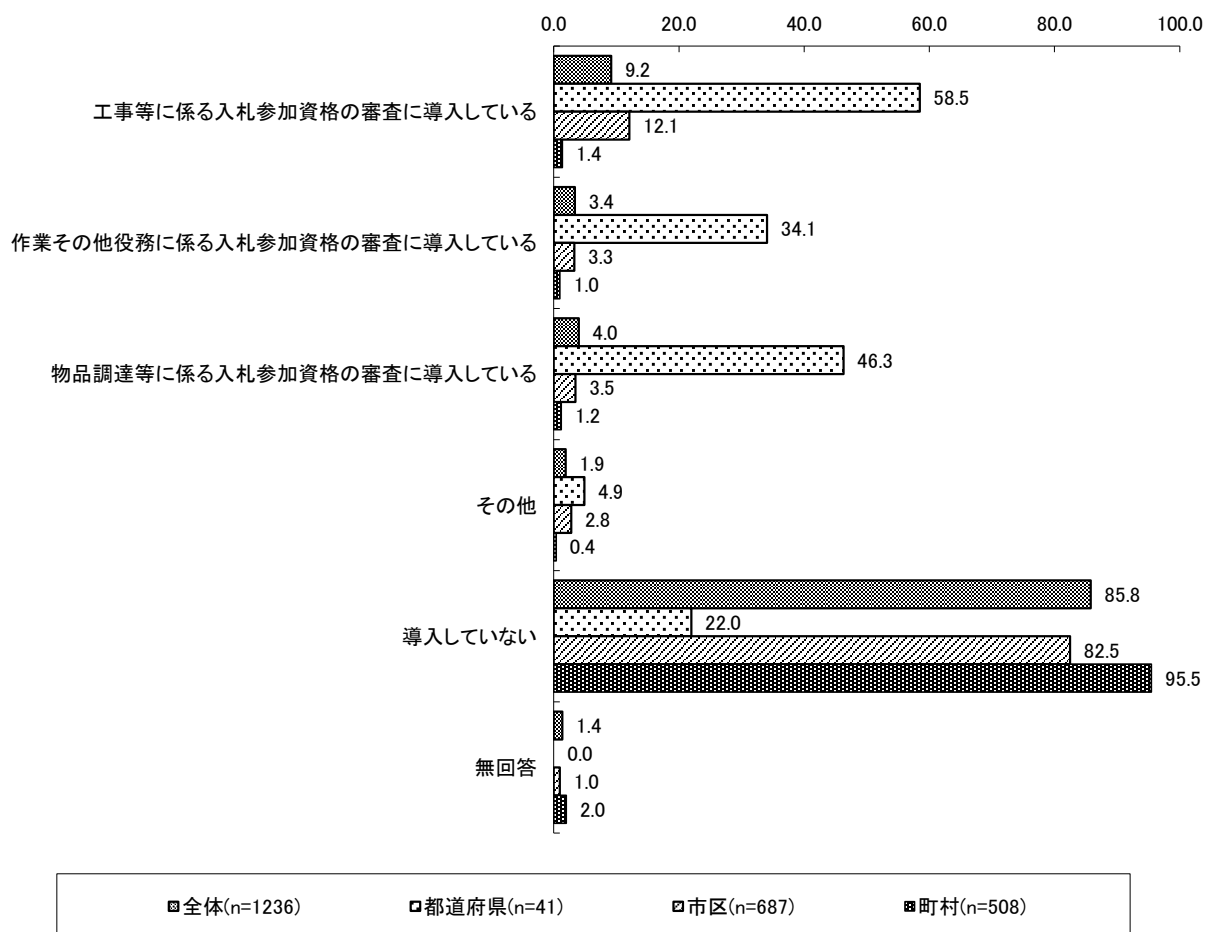
### ③公契約の競争参加資格の要件における、障害者の就業を促進するための必要な措置の導入状況

公契約※について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって、障害者の就業を促進するために必要な措置の導入状況をたずねたところ、「導入していない」が最も多く85.8%であった。

何らかの措置を導入している場合では、「工事等に係る入札参加資格の審査に導入している」が9.2%と最も多く、次いで「物品調達等に係る入札参加資格の審査に導入している」4.0%、「作業その他役務に係る入札参加資格の審査に導入している」3.4%であった。

※「公契約」とは、自治体等を当事者の一方とする契約で自治体等以外の者のする工事の完成もしくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し、自治体等が対価を支払をすべきものを指す。

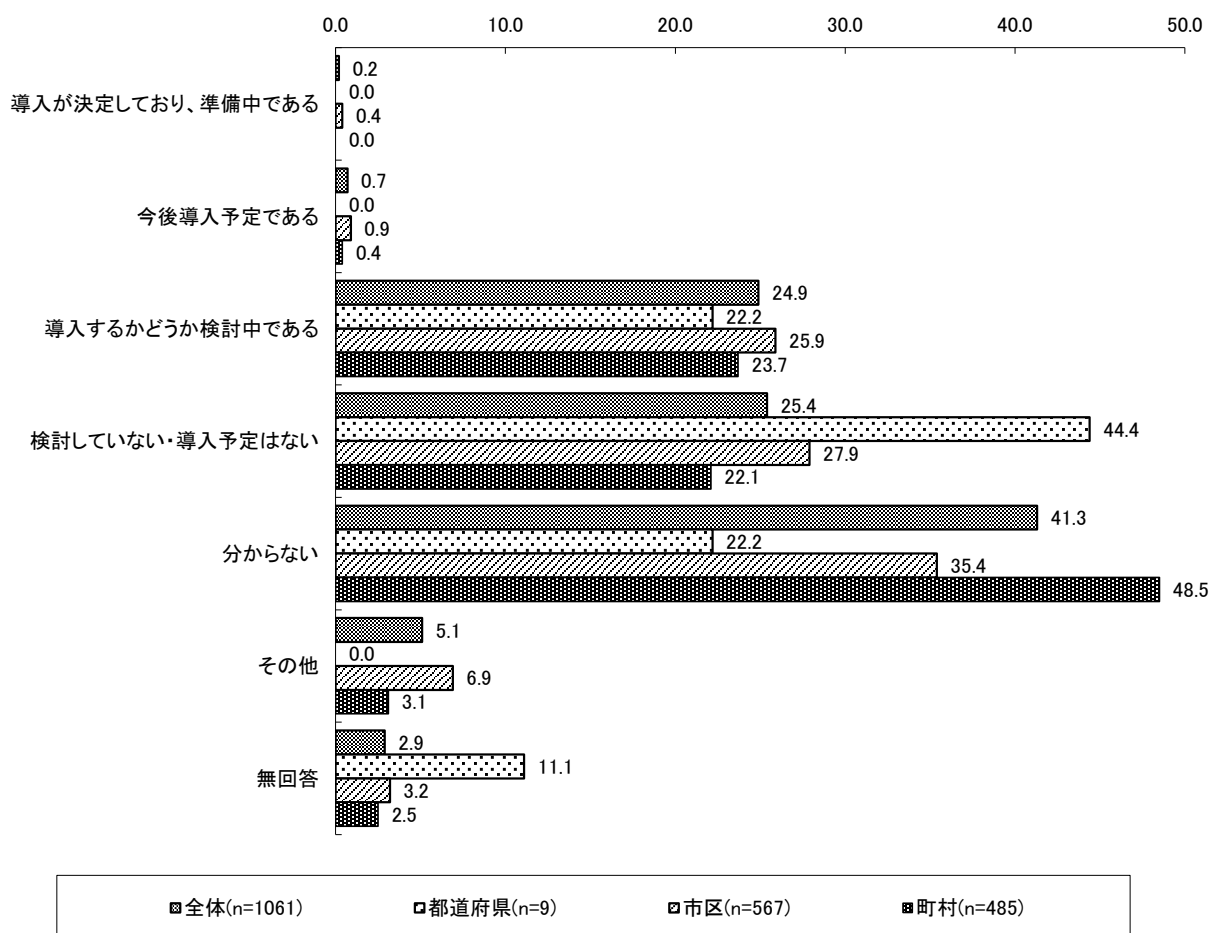
図表 2-6 公契約の競争参加資格要件における  
障害者の就業を促進するために必要な措置の導入状況(複数回答)



#### ④措置を導入していない理由

公契約について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって、障害者の就業を促進するために必要な措置を導入していない理由としては、「分からない」が最も多く 41.3%、次いで「検討していない・導入予定はない」25.4%、「導入するかどうか検討中である」24.9%であった。

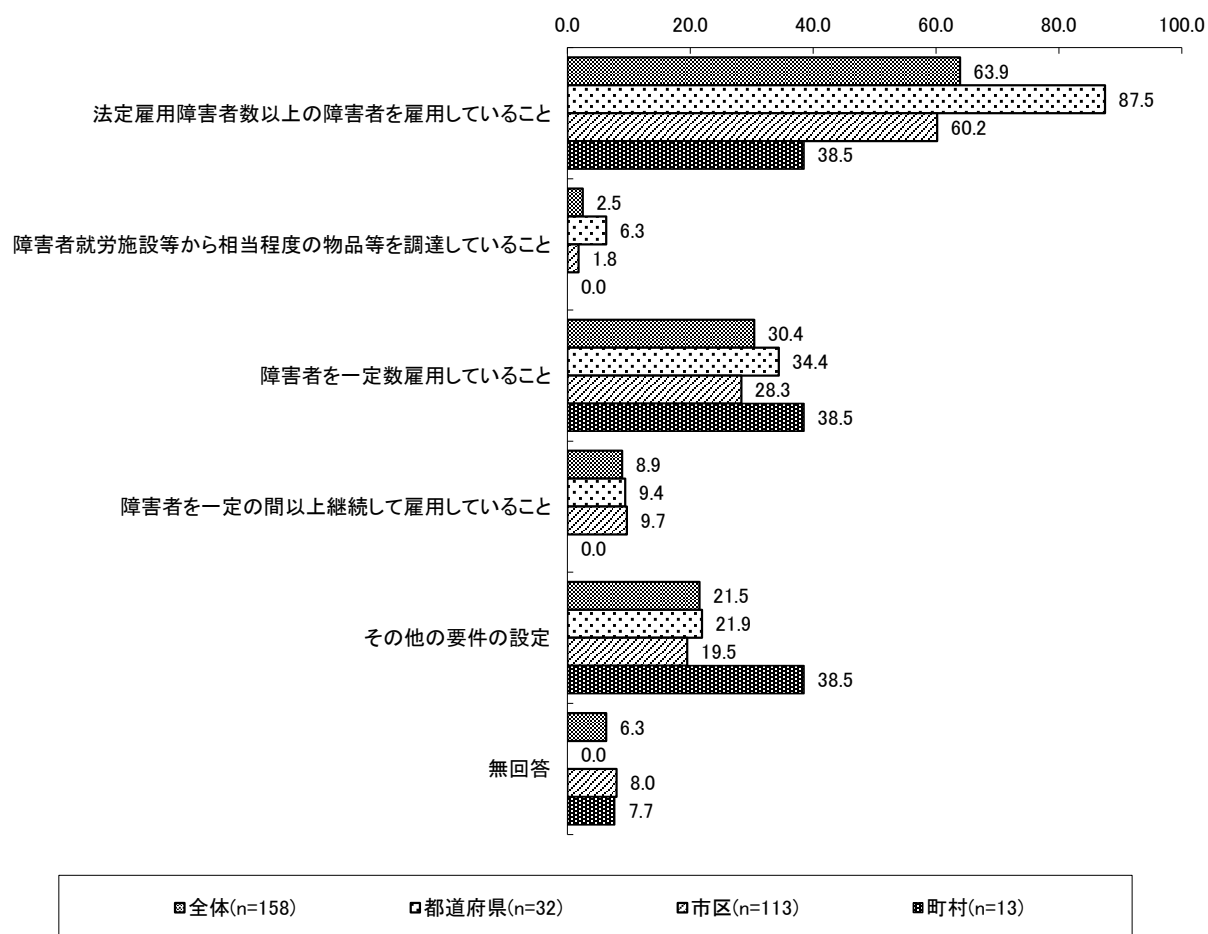
図表 2-7 公契約の競争参加資格要件における  
障害者の就業を促進するために必要な措置を導入していない理由



### ⑤公契約における入札参加資格の具体的な要件

公契約について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって、障害者の就業を促進するために必要な措置を導入している場合、その具体的な要件としては「法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること」が最も多く 63.9%、次いで「障害者を一定数雇用していること」30.4%、「障害者を一定の間以上継続して雇用していること」8.9%であった。

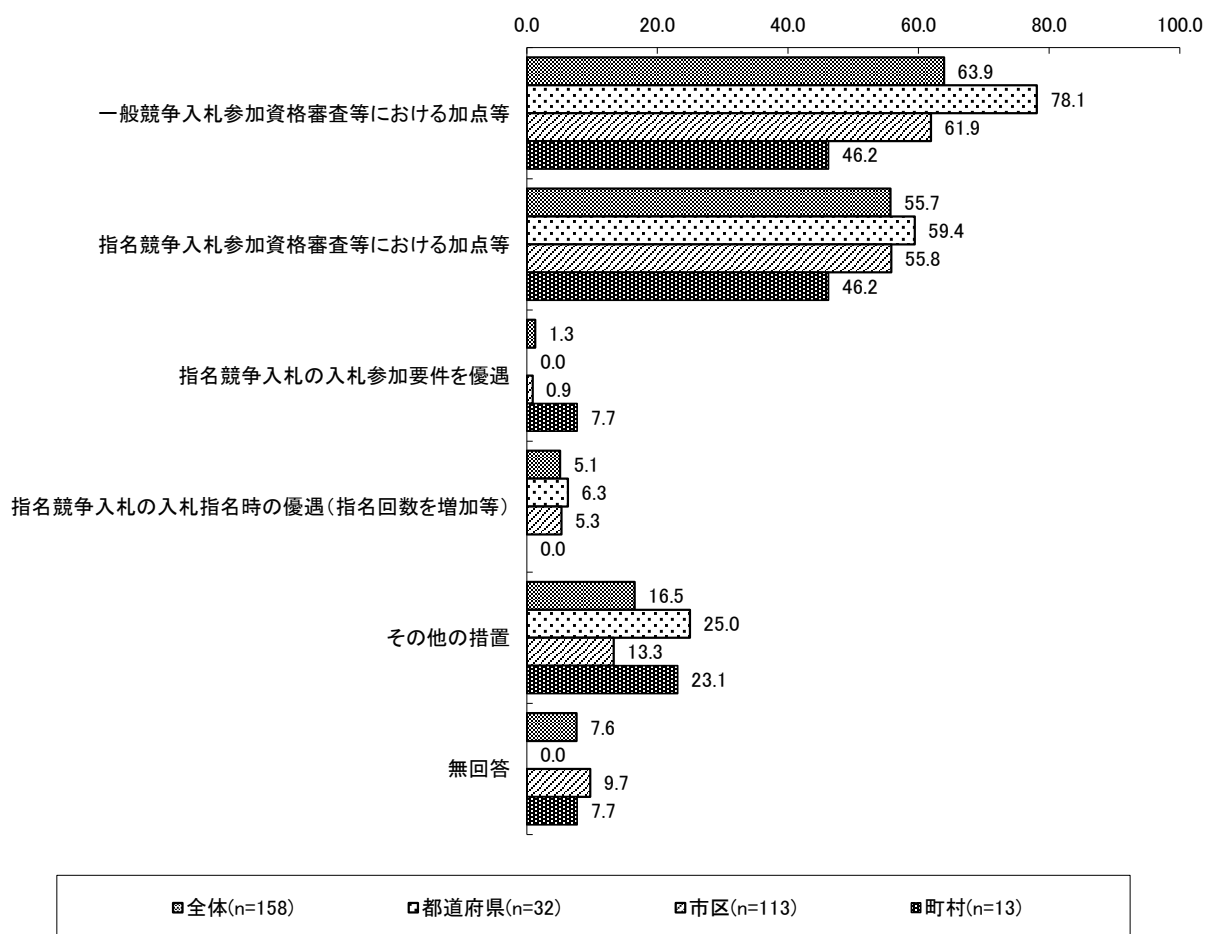
図表 2-8 公契約における入札参加資格の具体的な要件(複数回答)



### ⑥入札参加資格の要件を満たしている場合の措置の具体的内容

入札参加資格の要件を満たしている場合の措置の具体的内容としては、「一般競争入札参加資格審査等における加点等」が最も多く 63.9%、次いで「指名競争入札参加資格審査等における加点等」55.7%、「指名競争入札の入札指名時の優遇（指名回数を増加等）」5.1%であった。

図表 2-9 入札参加資格の要件を満たしている場合の措置の具体的内容(複数回答)

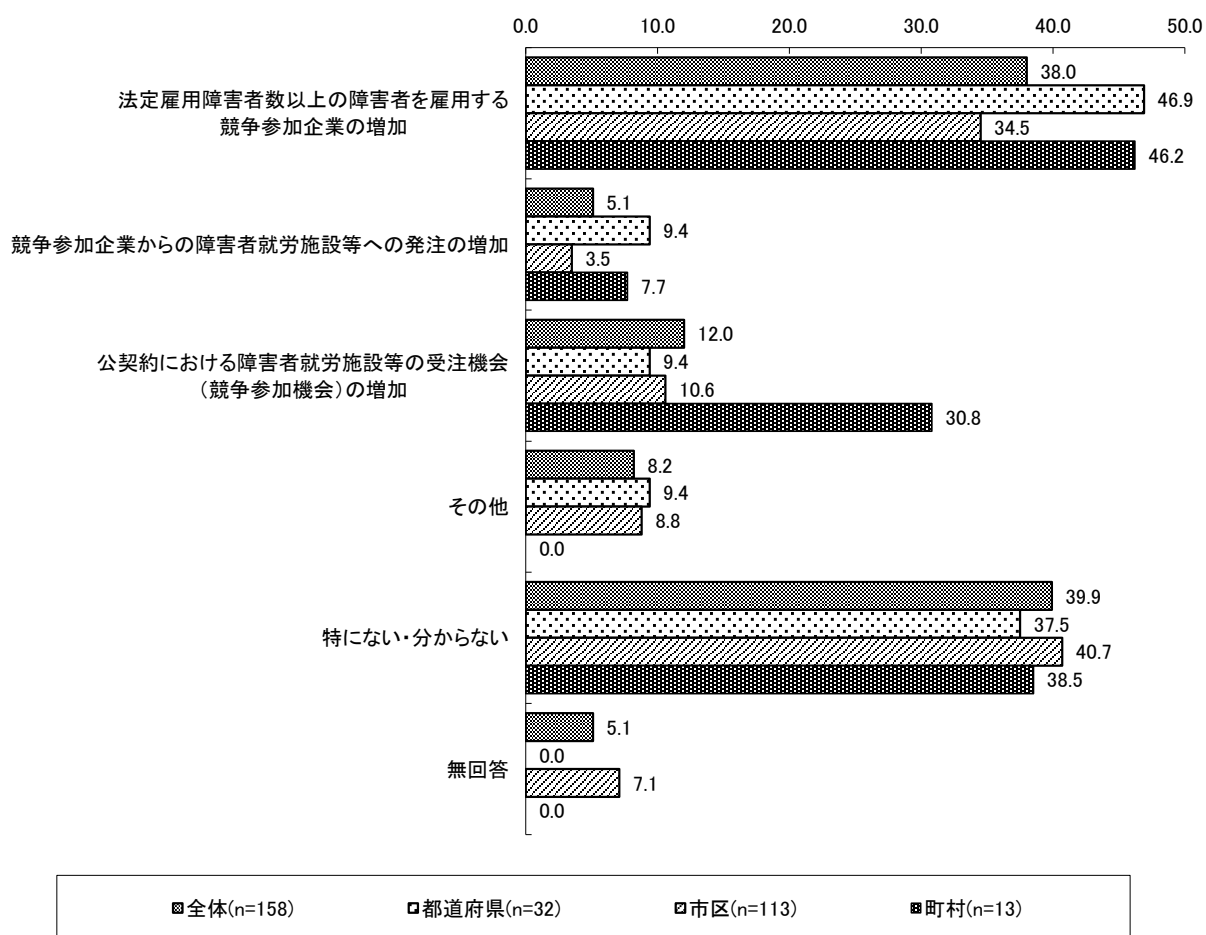


### ⑦同措置導入による効果やメリット

同措置導入による効果やメリットとしては、「法定雇用障害者数以上の障害者を雇用する競争参加企業の増加」が 38.0%と最も多く、次いで「公契約における障害者就労施設等の受注機会（競争参加機会）の増加」12.0%、「競争参加企業からの障害者就労施設等への発注の増加」5.1%であった。

尚、「特にない・分からない」という回答も 39.9%と多かった。

図表 2-10 同措置導入による効果やメリット(複数回答)





## ⑧障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の問題点や影響

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の問題点や影響について、以下のような回答があった（n=4）。

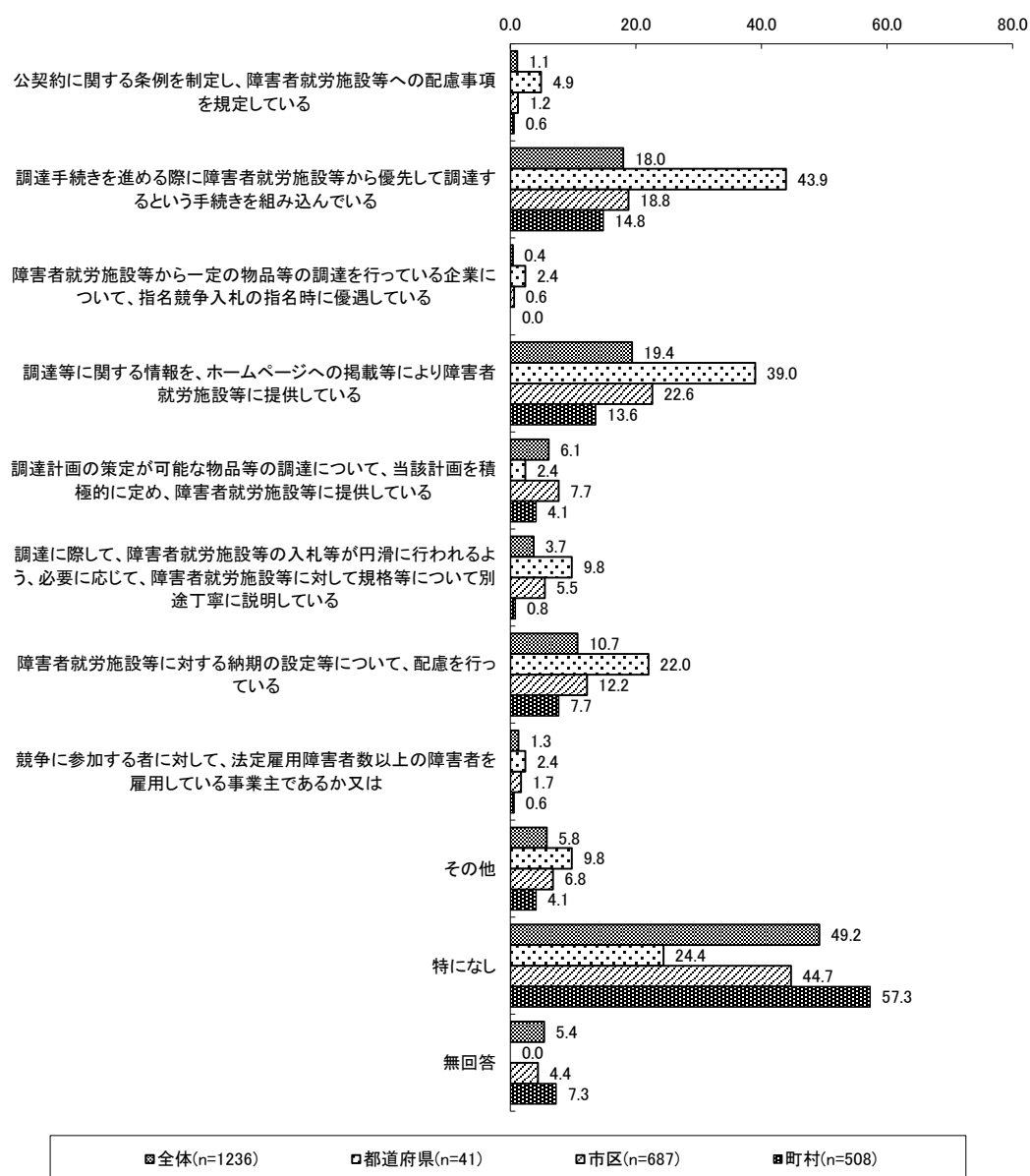
- 施設利用者のニーズと契約による市場の原理との間に均衡がとれているのか把握できていない。
- 調達の対象となる障がい者就労施設の紹介を積極的に行っている。
- 加点の幅が少ない。各都市によって、措置の内容に差異があるため、対応に苦慮している。
- 障がい者を雇用する企業の増加のために同措置をとっているが、有効なインセンティブになっていない。

### ⑨その他調達にあたって配慮している事項

その他調達にあたって配慮している事項のうち、全般的な事項としては、「特になし」が最も多く 49.2%であった。

配慮している事項がある場合には、「調達等に関する情報を、ホームページへの掲載等により障害者就労施設等に提供している」が最も多く 19.4%、次いで「調達手続きを進める際に障害者就労施設等から優先して調達するという手続きを組み込んでいる」18.0%、「障害者就労施設等から優先して調達するという手続きを組み込んでいる」18.0%、「障害者就労施設等に対する納期の設定等について、配慮を行っている」10.7%であった。

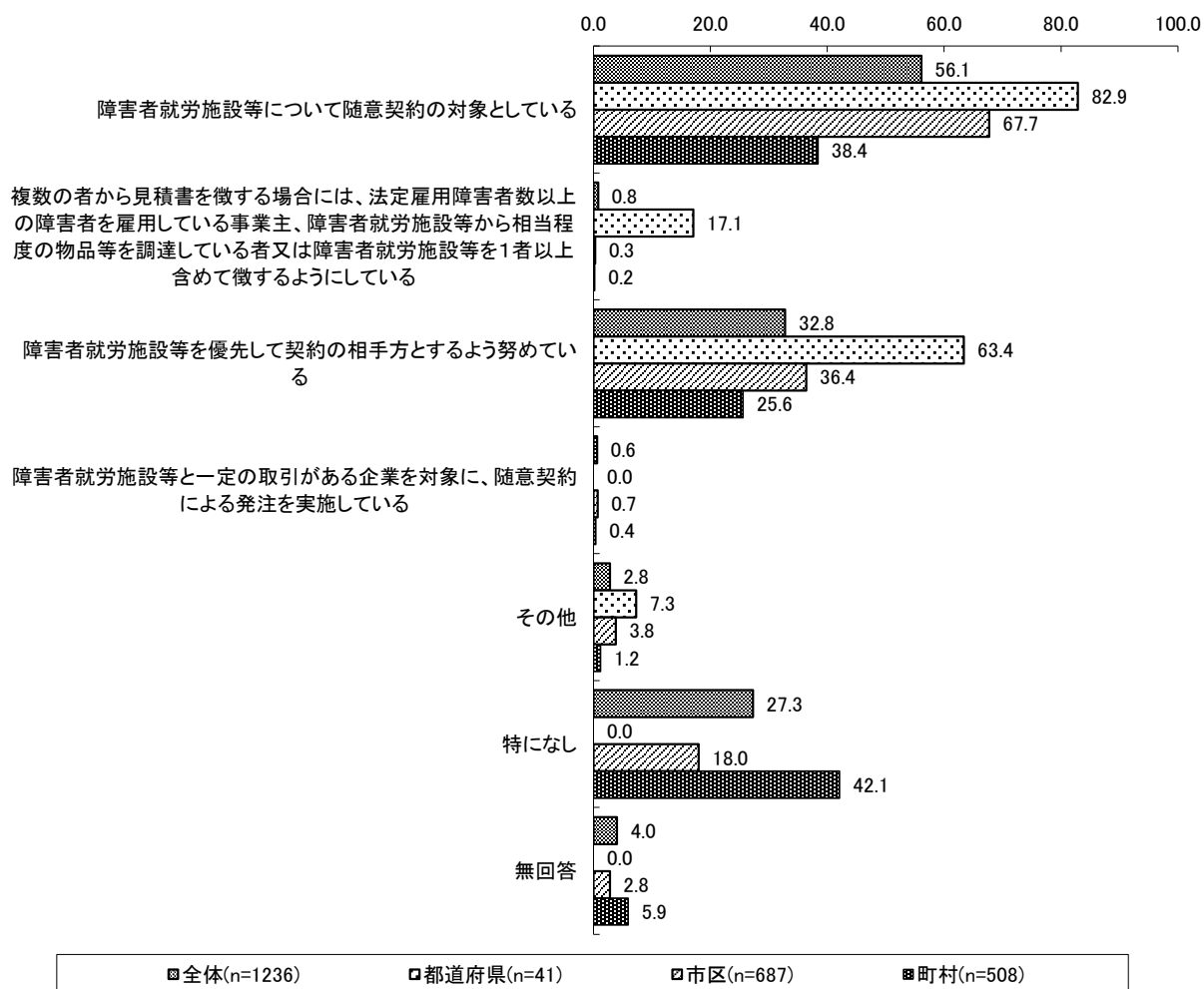
図表 2-11 その他調達に当たって配慮している事項  
【全般的事項】(複数回答)



その他調達にあたって配慮している事項のうち、随意契約に関しては、「障害者就労施設等について随意契約の対象としている」が最も多く 56.1%、次いで「障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めている」32.8%であった。

尚、「特になし」は27.3%であった。

図表 2-12 その他調達にあたって配慮している事項【随意契約】(複数回答)



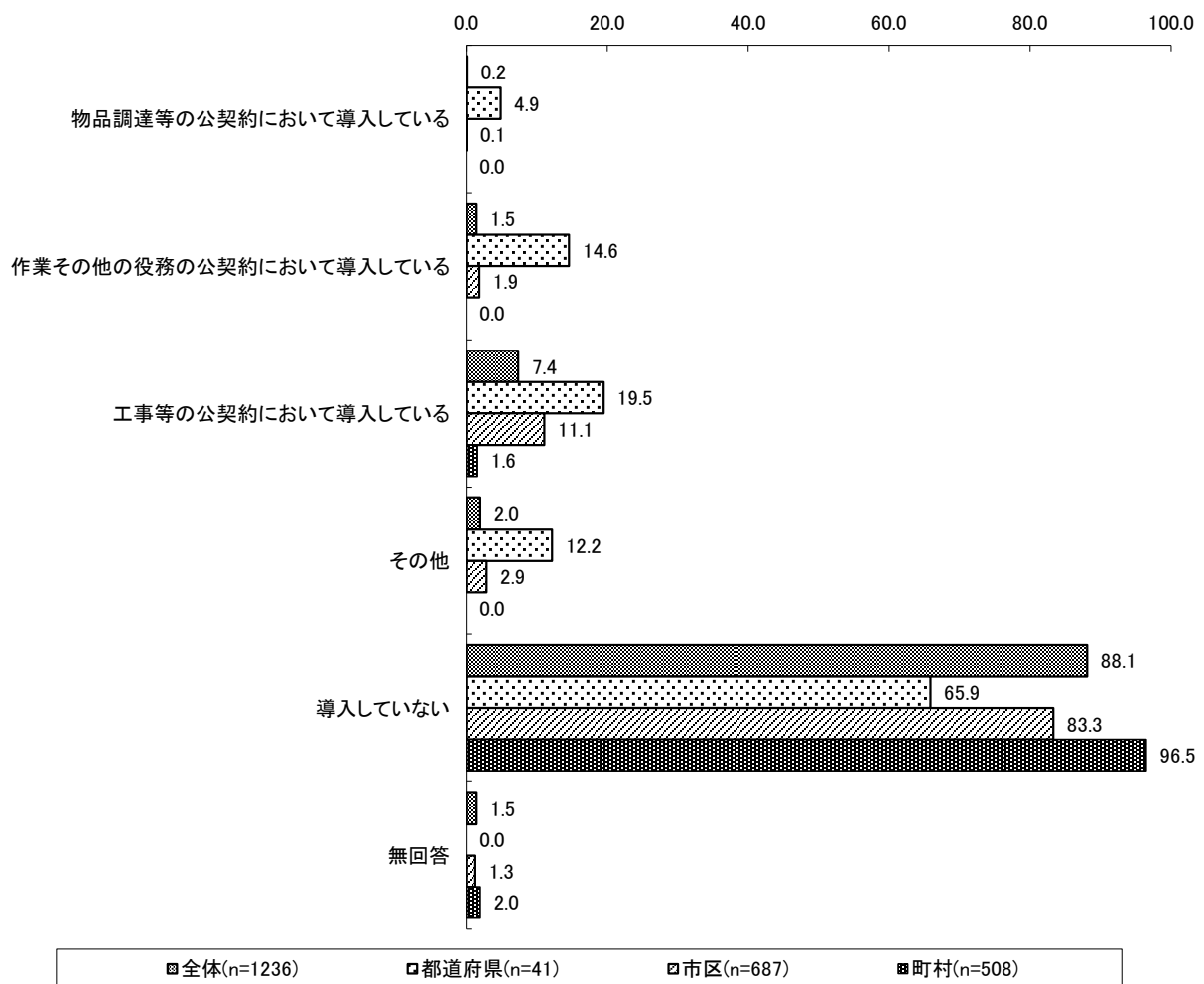
### (3) 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式の導入状況

#### ① 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式の導入状況

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式の導入状況を見ると、「導入していない」が最も多く 88.1%であった。

導入している場合、「工事等の公契約において導入している」が最も多く 7.4%、次いで「作業その他の役務の公契約において導入している」1.5%、「物品調達等の公契約において導入している」0.2%であった。

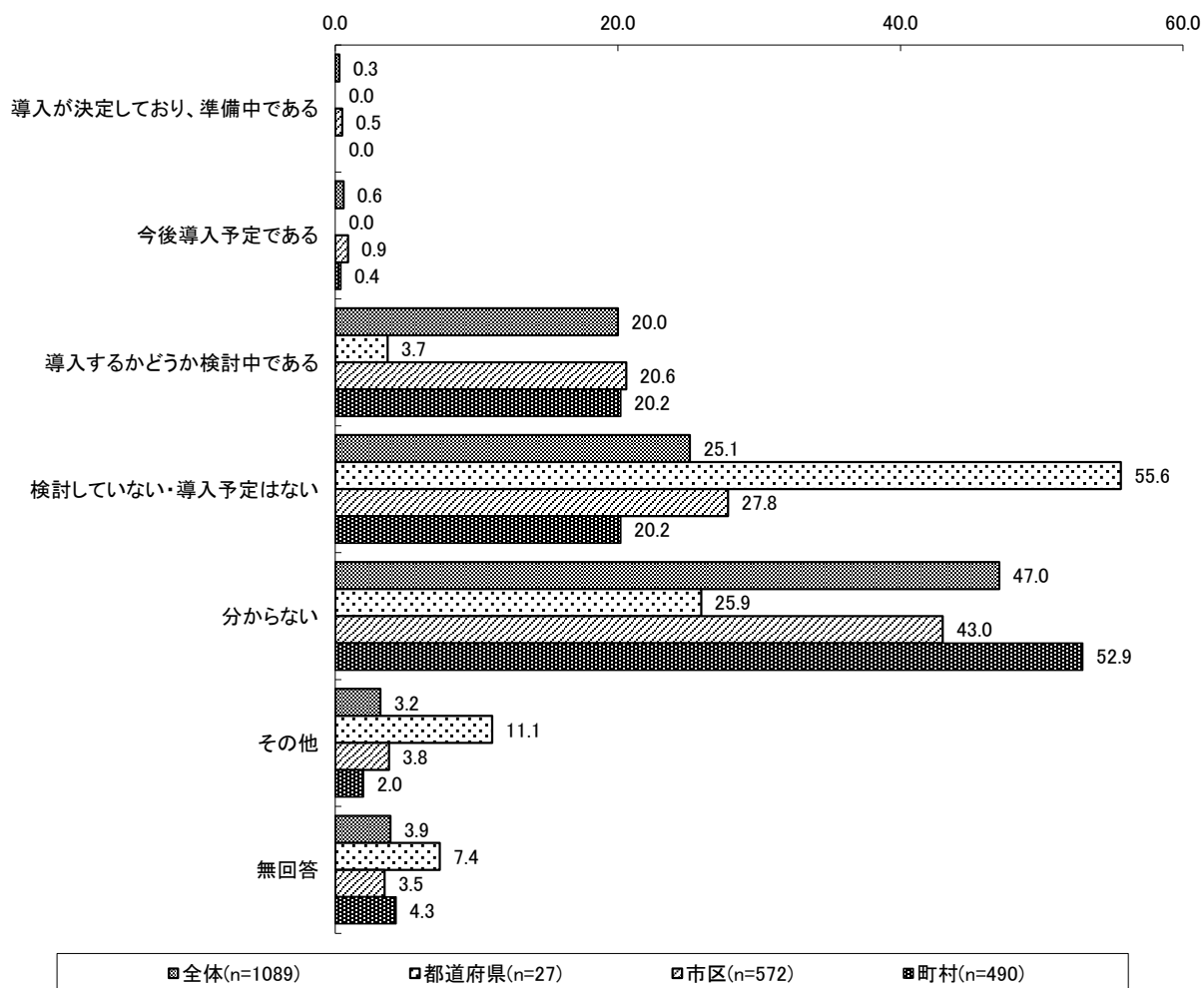
図表 2-13 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式の導入状況(複数回答)



## ②障害者雇用等を総合的に評価する落札方式を導入していない理由

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式を導入していない理由としては、「分からない」が最も多く 47.0%、次いで「検討していない・導入予定はない」25.1%、「導入するかどうか検討中である」20.0%であった。

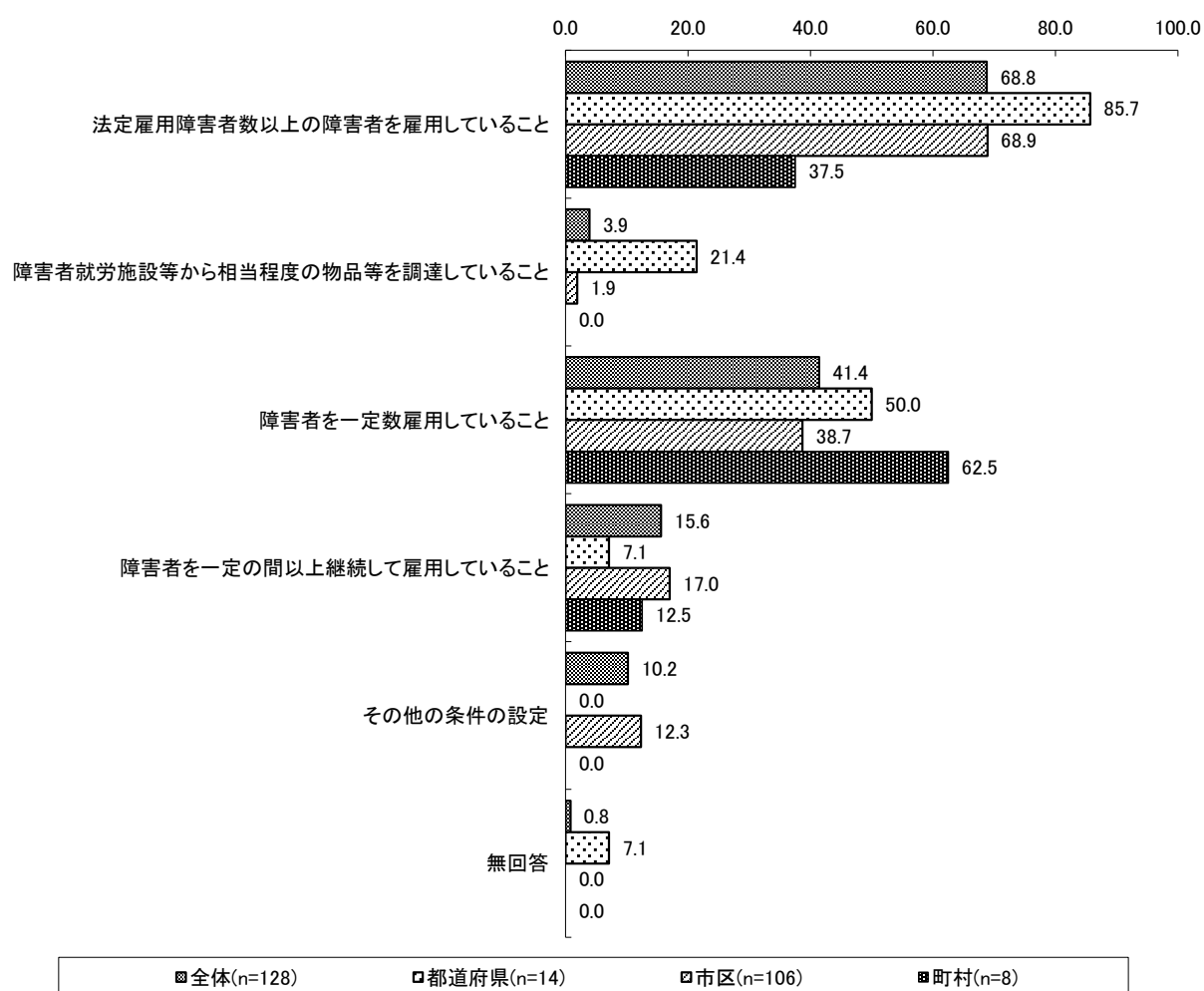
図表 2-14 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式を導入していない理由



### ③評価項目の具体的内容

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式を導入している場合の評価項目の具体的内容としては、「法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること」が最も多く68.8%、次いで「障害者を一定数雇用していること」41.4%、「障害者を一定の間以上継続して雇用していること」15.6%であった。

図表 2-15 評価項目の具体的内容(複数回答)

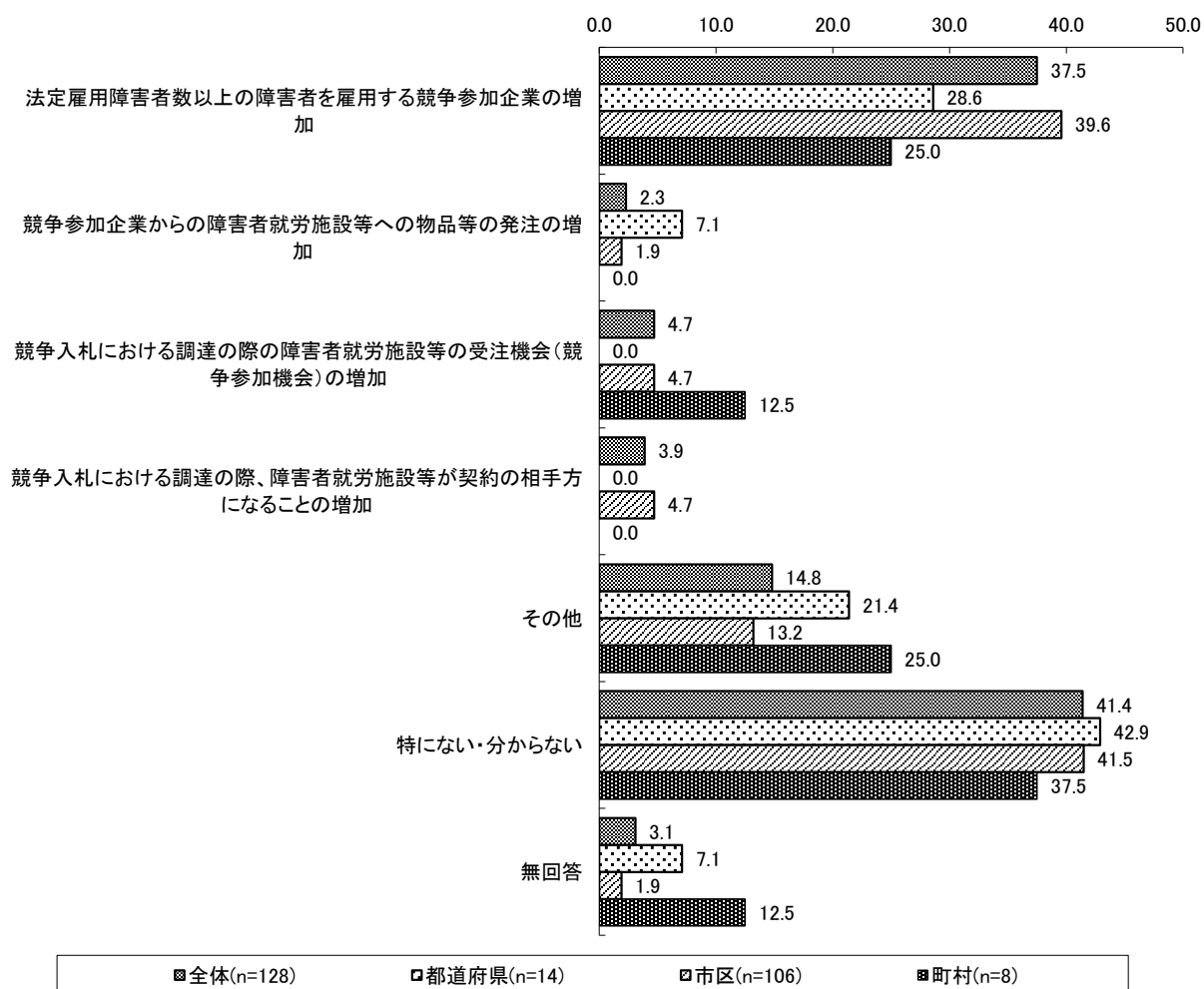


#### ④障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入による効果やメリット

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入による効果やメリットとしては、「法定雇用障害者数以上の障害者を雇用する競争参加企業の増加」が最も多く 37.5%、次いで「競争入札における調達の際の障害者就労施設等の受注機会（競争参加機会）の増加」4.7%、「競争入札における調達の際、障害者就労施設等が契約の相手方になることの増加」3.9%であった。

尚、「特にない・分からない」という回答も 41.4%と多かった。

図表 2-16 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入による効果やメリット  
(複数回答)

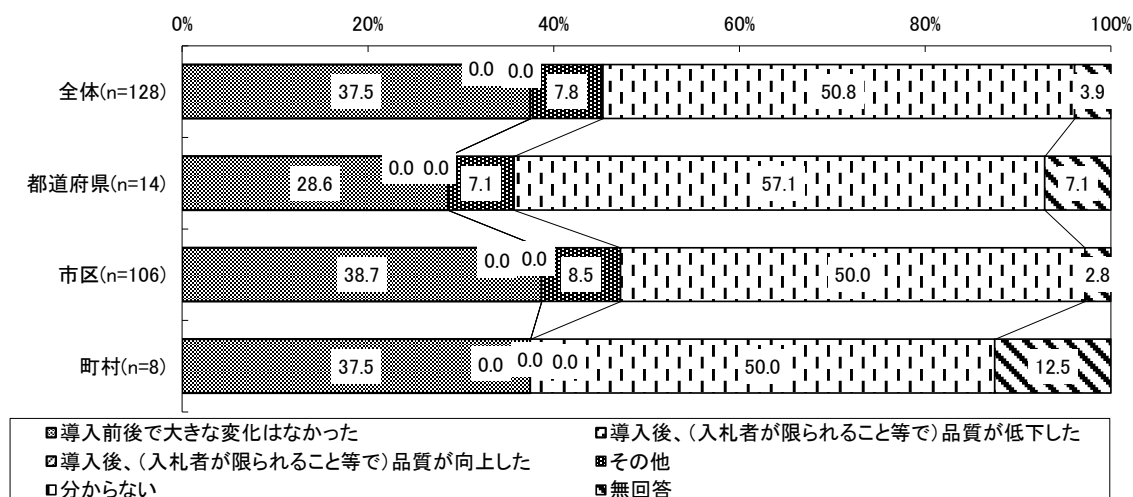


### ⑤障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の調達結果

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の調達結果（物品や役務等の内容の質）に関しては、「導入前後で大きな変化はなかった」が最も多く 37.5%であった。

尚、「分からない」という回答も 50.8%と多かった。

図表 2-17 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の調達結果



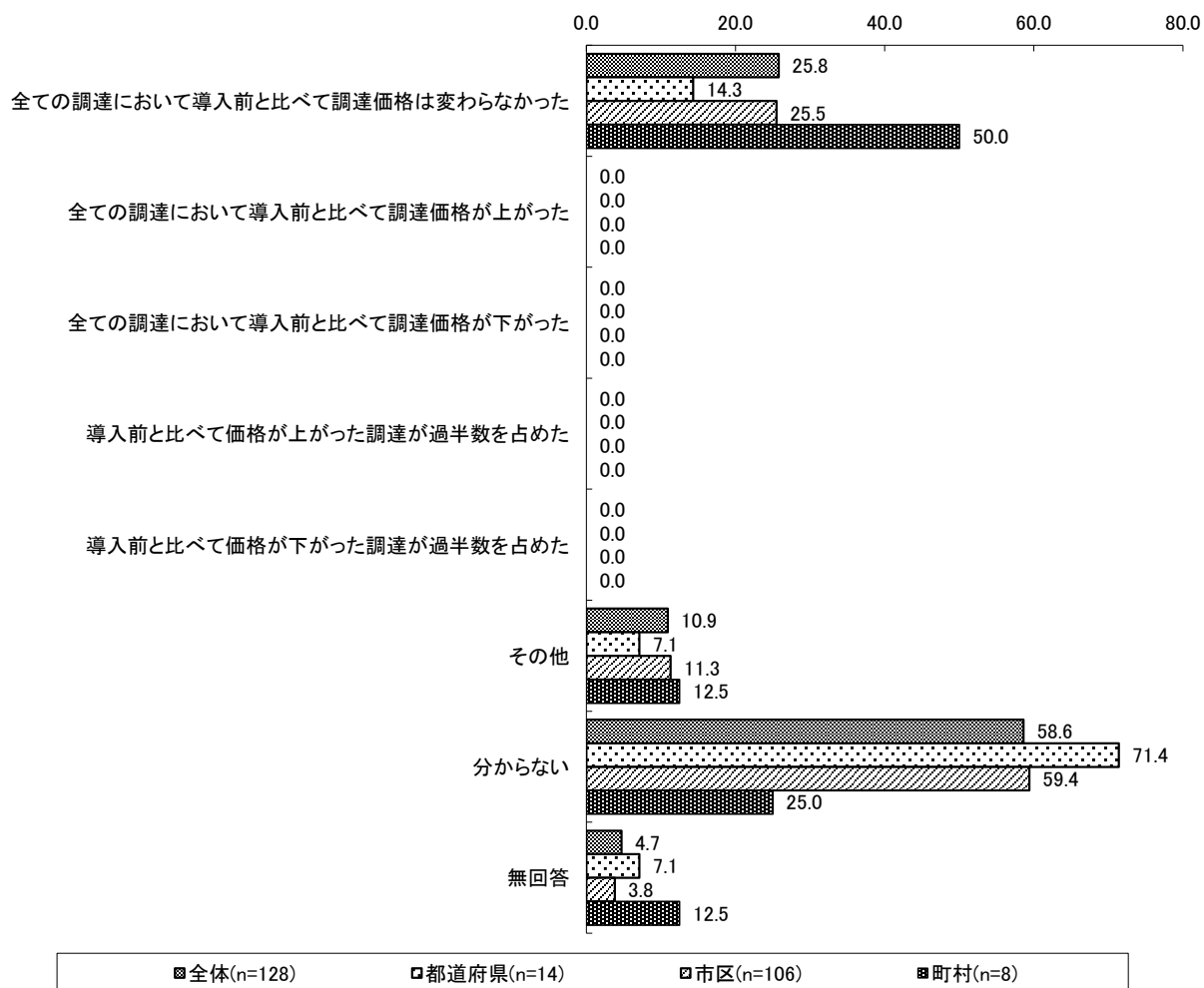


### ⑥障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の調達価格

障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の調達価格に関しては、「全ての調達において導入前と比べて調達価格は変わらなかった」が最も多く 25.8%であった。

尚、「分からない」という回答も 58.6%と多かった。

図表 2-18 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の調達価格



## ⑦障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の問題点や影響

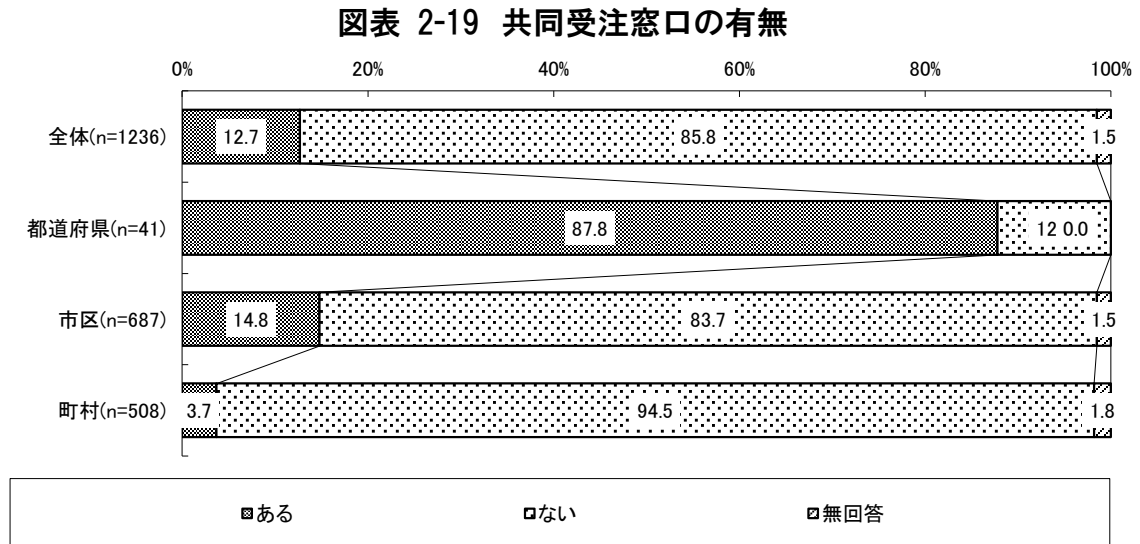
障害者雇用等を総合的に評価する落札方式導入後の問題点や影響について、以下のような回答があった（n=8）。

- 技術職の若年層障がい者の新規雇用にあまりつながっていない。
- 品質の確保において不安がある。
- ■■■市内の就労事業所数は19件ですが、小規模の事業所も多く、提供できる物品や役務に限られているため、競争入札までのレベルに至っておりません。受注を行いたいと考えても、事業所に役務がないため、発注ができないこともあります(印刷製本等)。
- 手続きが煩雑となるためか、年々入札参加者が減少している。
- 指名競争入札と同様に、障がい者を雇用する企業の増加のために、同措置をとっているが、有効なインセンティブになっていない。
- 現実問題として、障害者を雇用するためにはある程度の企業規模と人的余裕が必要になるため、障害者を雇用していない小規模業者からは「不公平である」との意見がある。
- 委託事業総合評価一般競争入札を実施する件については、一般競争入札の申込者に比べ少なく、受注業者も固定化する傾向がある。
- 入札参加者が限られることによる「公正な競争性の確保」や「品質の確保」など。

#### (4) 共同受注窓口の開設状況

##### ①共同受注窓口の有無

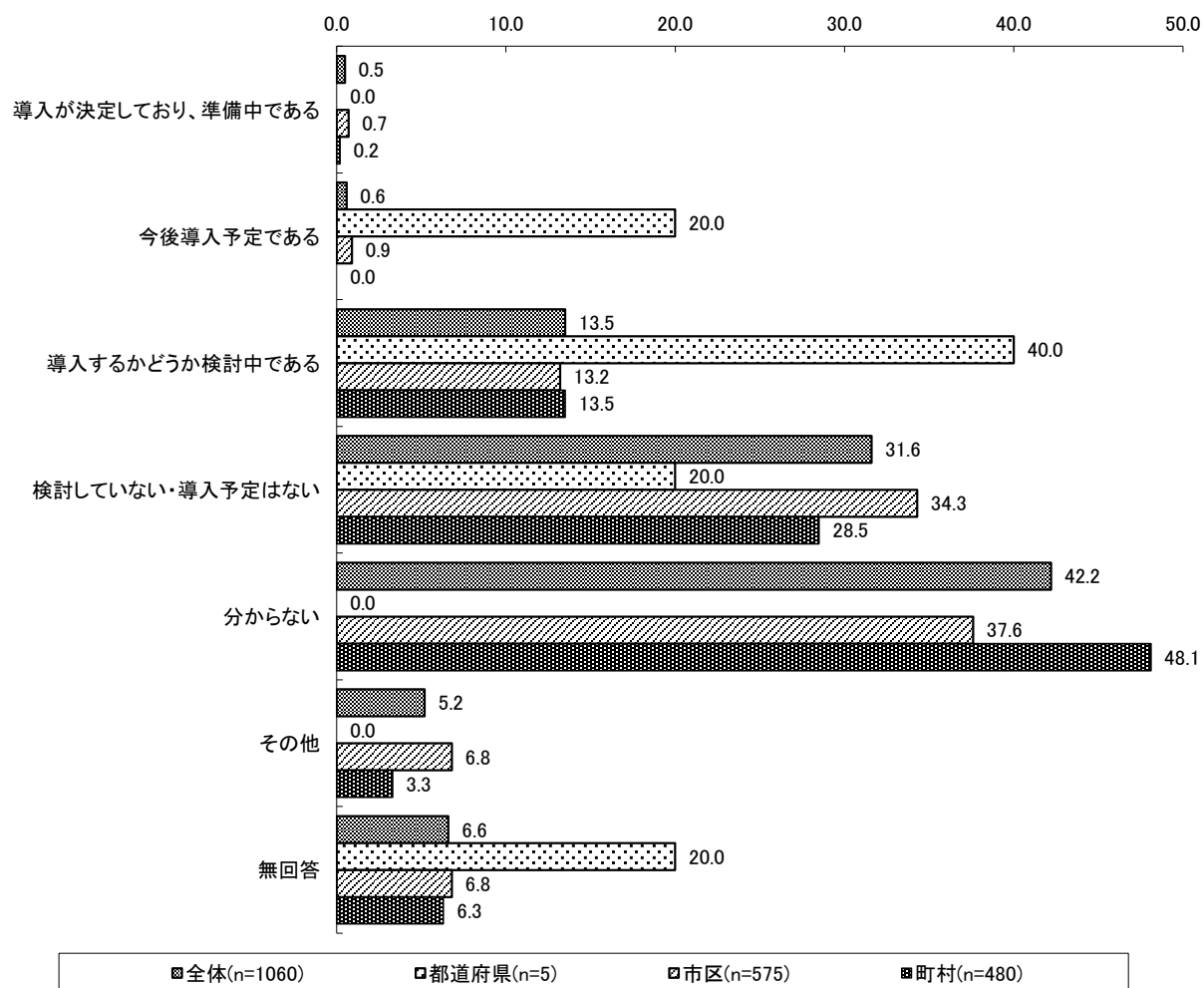
共同受注窓口がある都道府県・市区町村は12.7%であり、85.8%が共同受注窓口がないと回答した。



## ②共同受注窓口がない理由

共同受注窓口がない理由としては、「分からない」が最も多く42.2%、次いで「検討していない・導入予定はない」31.6%、「導入するかどうか検討中である」13.5%であった。

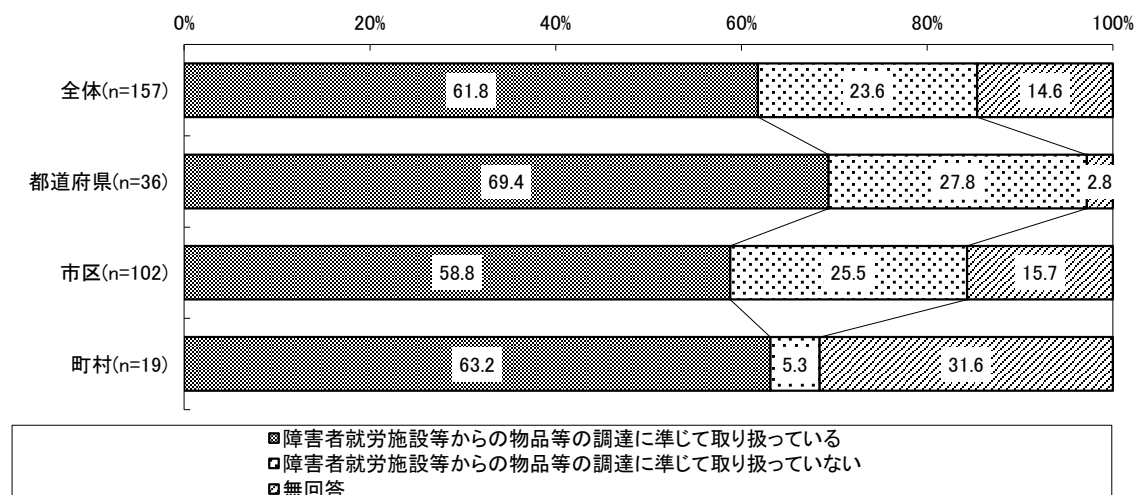
図表 2-20 共同受注窓口がない理由



### ③障害者就労施設等からの物品等の調達に準じた取り扱い

共同受注窓口について、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱っているかどうかたずねたところ、「障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱っている」が61.8%、「障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱っていない」が23.6%であった。

図表 2-21 障害者就労施設等からの物品等の調達に準じた取り扱い

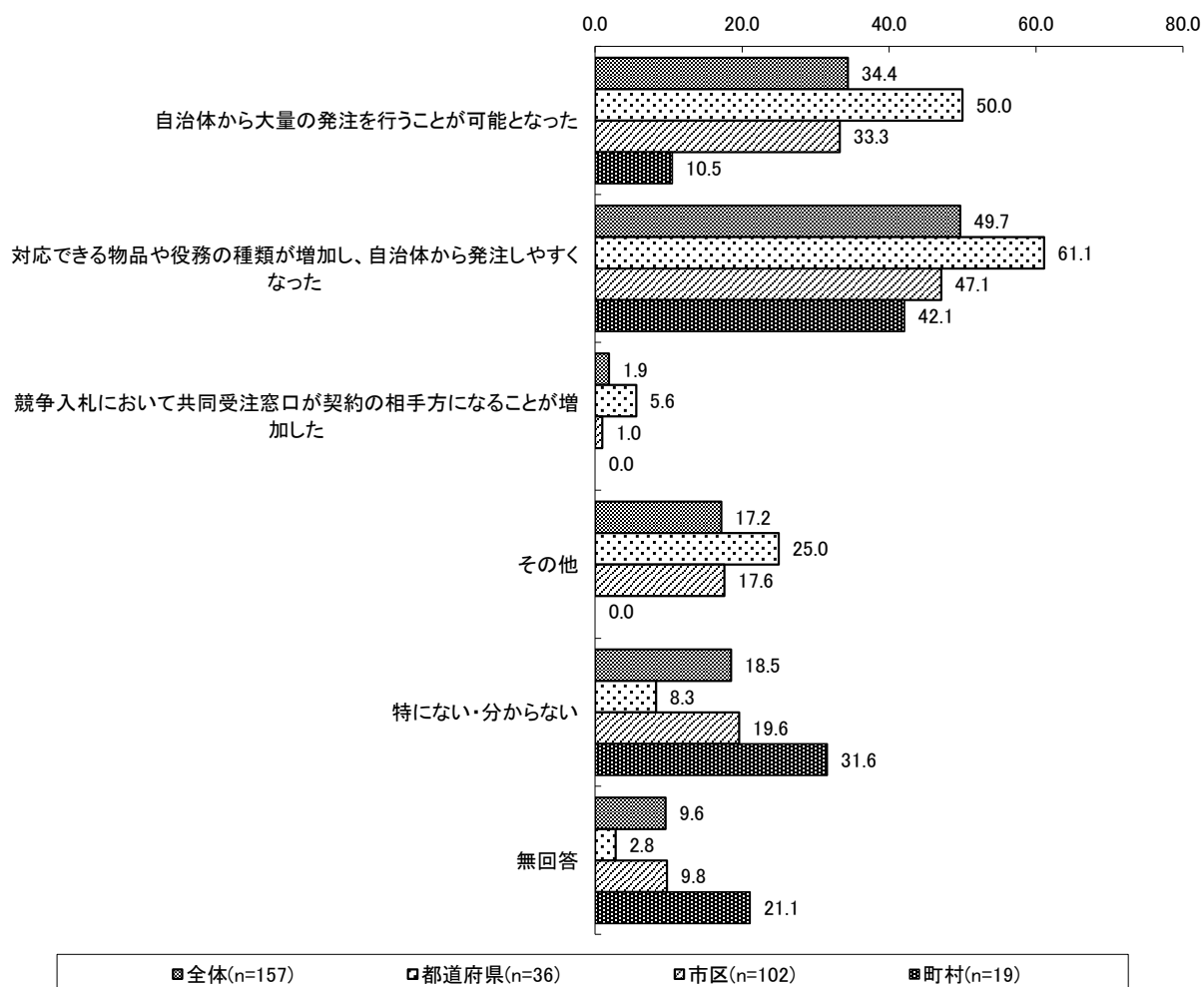


#### ④共同受注窓口の開設による自治体や障害者就労施設等における効果やメリット

共同受注窓口の開設による自治体や障害者就労施設等における効果やメリットとしては、「対応できる物品や役務の種類が増加し、自治体から発注しやすくなった」が最も多く49.7%、次いで「自治体から大量の発注を行うことが可能となった」34.4%、「競争入札において共同受注窓口が契約の相手方になることが増加した」1.9%であった。

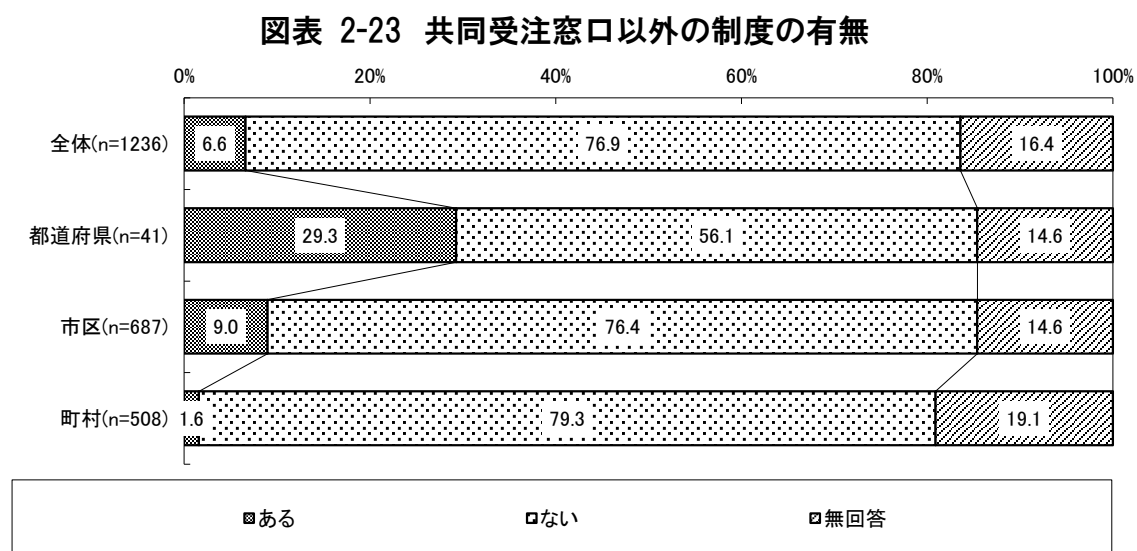
尚、「特にない・分からない」は18.5%であった。

図表 2-22 共同受注窓口の開設による自治体や障害者就労施設等における効果やメリット(複数回答)



### ⑤共同受注窓口以外の制度の有無

共同受注窓口以外の制度（例．共同受注窓口では無いが、複数の施設が共同して受注・生産を行う取組を行っている、発注業者と障害者就労施設等をマッチングさせるコーディネータ等を配置するなど）があると回答した都道府県・市区町村は 6.6%であり、76.9%がないと回答した。



共同受注窓口以外の制度がある場合の、具体的な内容は以下のとおりであった。(n=66)

- 発注者と障害者就労施設等をマッチングさせるコーディネータを、市が嘱託職員として配置している。
- ふるさと納税の記念品を、複数の施設で組織されている委員会が受注している。
- 市立病院内での洗濯業務及び売店運営を2か所の障害者就労施設が共同で受注している。
- 官公庁等を訪問して営業活動を行う。コーディネーター及び県内6圏域に震災復興支援員を配置。
- 障害福祉課が、庁内各課(発注元)と障害者就労施設等との橋渡しを行っている。
- 千葉県から委託されている千葉県障害者就労事業振興センターの共同受注窓口を活用している。
- 共同受注窓口ではないが、福島県授産事業振興会では、福島県の共同受注窓口にもなっており、会員及び会員以外の障害者就労施設等に受注内容を斡旋、仲介し、共同受注の取り組みも行っているため、町も相談している。
- 共同受注窓口については各事業所と検討中。現在は保険福祉課が共同受注窓口の役割を担っている。
- 障害者自立支援協議会、福祉部会において取組み。地域活動支援センターがI型事業でとりまとめ。
- 大田市内にある、就労継続支援B型の6事業所により、NPO法人ふくしネットワークにじを設立し、大田市と協力して、新規商品の開発、販路拡大などを実施しているため。
- 障がい福祉サービス事業所等の連携のもと、障がい者製作品の販売店(福祉の店)を設置し、授産商品を販売する者を助成している。
- 大分県が共同受注窓口を設けており、県内各事業所が活用している。
- 市内で障害者福祉サービス事業を運営する12団体で、「大村市障害者施設ネットワーク協議会」を設立し、自治体や個人からの注文に対応している。また、これらの団体で「オレンジローバー」という統一したブランド名のもと、様々な商品の販売や自治体等のイベントの啓発を行っている。
- 複数の施設が工賃アップを目的にネットワークを構築している。その中で必要に応じて、複数の施設で連携して受注、生産の取り組みを行っている。
- 県内に公官庁の調達等に関する情報を提供する窓口(共同受注窓口と呼んでいる)を圏域単位で設置し、障害者就労施設等の受注機会の拡大に努めている。
- 障害者就労施設等に対し、市が発注可能な事業等の情報提供を行っている。
- 複数の施設が共同して受注する際、取りまとめをする事業所等を地方自治法施行令第167条の第2項第3号に規定する「障害者支援施設等に準ずる者」のうち「共同受注窓口」とみなして認定している。(現在、市立公園の除草、メンテナンスを複数事業所で受注しているケース1件について、「共同受注窓口」とみなして認定し、契約をしている。)
- お菓子等を扱う複数事業所に発注した際、代表事業所を決めて、市からの窓口になってもらうなどの取り組みを行っている。
- 京田辺市内の福祉サービス事業所への仕事の依頼に関する相談を行っている。
- 26年度において、工賃向上計画支援事業で窓口の体制整備を図るコーディネーターを配置。
- NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターに設置された鳥取県共同受注窓口を活用、紹介し促進を図る。
- 茨城県共同受注センター
- 障がい者施設商品、サービスの情報を整理集約して発注者に提供するとともに、仲介(コーディネート)することにより、受注発注のミスマッチの解消と販売促進を図る。また、イベントや各区役所等庁舎での障がい者施設の出店調整を行う。
- 町周辺の障害者施設に電話等で納入可能な物品等を確認し、役場庁内に町優先調達方針と物品リスト等を配布し、理解を求めている。
- 東京都事業である「共同受注マッチングモデル事業」に府中市、多摩市とともに選定され、都が主体となり、専門の推進員を配置して、広域的な共同受注の基盤づくりがモデル的に実施されている。
- ・市内の障害者支援施設が集まって工賃向上等を指す「ちょい買い推進ネットワーク」という会があり、それぞれの事業所の自主製品を共同で開発したり、全てではないが受注窓口となり各施設等へ情報提供や取りまとめなど行っている。・就労に特化した相談員がおり、そのもとに入った発注情報を上記のちょい買い推進ネットワークや対応できそうな事業所等に情報提供をしている。
- NPO法人から障害者向けの仕事として「エコ平板」の製造を請け負い、市内の複数の就労支援施設で受注を行っている。
- ①共同受注窓口ではないが、複数の施設が共同して受注、生産を行う取組みを行っている。②東京都のモデル事業(H26～H27FY)で、調布、府中、多摩の三市共同受注と発注業者とをマッチングさせるコーディネータなどを東京都が配置。
- 発注者からの業務依頼を市内事業所に周知し、業者と事業所の橋渡しをしている。また、自立支援協議会はたらく部会(就労分野)において、市内の事業所の連携を強化し、受注の取りまとめなどの窓口について取組みをはじめたところである。
- 昭島市内の障害者就労施設等が月1回程度の会議等を実施しており、その枠組を活用するなかで、共同受注の窓口を開設している。
- 市内の障害者就労施設が共同で中央公民館に「福祉の店」を開設している。そちらに発注すると、品目にもよるが共同受注できるようになっている。
- 共同受注や共同生産、販売に係る施設間の連絡調整、進捗管理業務及び官公庁や民間企業への営業を担うコーディネーターを、共同窓口の一つに配置している。
- B型事業所において、共同して受注し、仕事をわりふっている。
- 自立支援協議会の就労支援連絡会において共同受注を行っている。
- 企業と障害者就労施設等をマッチングさせるコーディネーターを配置し、共同受注窓口との相乗効果を図っている。



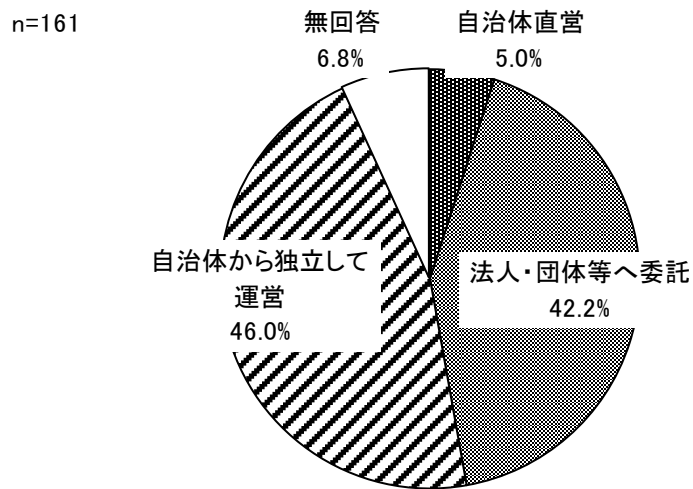
- る。
- 複数の施設が共同で設置している受注窓口が存在する。
- 障害者支援施設等で構成されている「釧路圏障がい者自立支援施設協議会」と連携し、大量発注の際の調整等を行っている。
- ・楽天ショップにおける県内事業所の商品販売(NPO 法人に県が委託して販売)・県職員の木製名札の共同購入の取組み(県社会就労センター協議会と県が協力して実施)。
- 当村の場合、優先調達推進方針を定めてはいますが、契約や入札等はやっておらず、障害者事業所へ優先的に物品の購入等を全庁上げ推進し、H27年度からは、さらに推進に力を入れるよう動き出しています。
- 任意団体(※福祉施設連絡会)が受注し、業務を複数施設で割り振っている。※地方自治法施行令第167条の2の普通地方公共団体の長の認定を受けていない。
- 市と障害者就労施設等のマッチング目的として、市の発注情報を施設等へ提供したり、施設等へ受注が可能となるようなアドバイスをを行うコーディネーターを設置している。事業は委託で実施し、市内の障害者就労施設で組織する団体へ委託している。
- 障がい福祉課にて庁内で障害者就労施設等へ発注可能な調達を調査し、市内障害者就労施設等とのマッチングを行っている。
- 自立支援協議会の下部組織(働くプロジェクト)において、発注希望があったら、調整をしている。
- 福祉課障がい福祉係の担当職員が、市役所内の各部局からの簡単な事務作業(文書発想業務)依頼について、障がい者就労施設とのあっせん、仲介を行っている。障がい者就労施設への支払いは、すべて障がい者福祉係に請求する形で運用している。
- 市からの受注業務について、いないの事業所が集まって振り分けを行っているケースがある。
- 「授産活動支援センター」共同受注窓口ではないが、企業、団体等の依頼を聞き取り、障害者就労施設等とのマッチング、コーディネート、アフターフォローをしている。また、優先調達のPRなども事業として行っている。
- ネットワーク事業の担当者を配置しているので、その担当者が発注者と施設のマッチングや、一施設では対応できない受注量があった場合、複数の施設で対応できるように調整を行っている。
- ・民間企業、団体、官公庁と障害者就労施設等をマッチングさせる商談会を実施、・複数の施設が栽培した芋を使い醸造所の協力で焼酎を生産
- 就労支援コーディネーターを配置しており、業中業者と障害者就労施設とのマッチングも業務の一つに位置付けている。
- 協働販売ネットワークとして市役所等での販売は実施しており、共同受注の話があれば当該ネットワークが相談を受けるが、現在まで受注には至っていない。
- 元気ジョブアウトソーシングセンターにおいて、企業、官公庁と障害者就労施設等のマッチングを行っており、共同受注窓口でもある。
- 庁舎内やイベント会場において複数施設の自主生産品を取り扱う共同売店を出店し、自主生産品の売上向上に努めている。
- 障がい者自立支援協議会の日中活動系事業所連絡会において、提案したことがある。
- 障害福祉課において、受注促進のための啓発や発注元と施設の仲介、物品等の提供メニューの作成等、受注増に努めている。複数の事業所において、高齢者や障害者向けの救急医療情報キットを共同受注した実績がある。
- 積極的に受注を希望する事業所が団体(任意)を結成し、市から受注する業務のマッチングなどを行う。
- 鹿児島市ナイスハート支援事業。共同受注ではないが、障害者施設で作られている生産物等の情報提供を行い、もって生産物等の販売促進、提供サービスの需要拡大を図ることを目的として組織された鹿児島市ナイスハート運営協議会の中の事業所が、国民文化祭の来場者交付資料の袋詰め作業、記念品制作を受注し、協議会内の複数事業所で作業を行った。
- 障害福祉サービス事業所等で障害者の製造する商品等を集約し、常設の店舗または移動販売により販売する「福祉の店」が組織されている。(市の補助金と売上手数料で運営)。「福祉の店」職員が、発注者と障害福祉サービス事業所等のコーディネートをを行っている。
- 事業所連絡会の開催や、官公庁、民間企業と事業所とのマッチング、新規受注開拓など、専門の推進員を配置して、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制について検証する。
- 渋川広域障害者保険福祉事業者協議会の事業者から派遣された障害者が共同して建物内、敷地の清掃を行っている。
- 市内の障害者就労施設等で調達可能な役務、物品について庁内各課へ周知している。
- 富士市手をつなぐ育成会就労機能パワーアップ事業部に、発注業者と障害者就労施設等のマッチングなどの業務を委託している。
- 1法人に複数の事業所があるため、共同で受注に取り組んでいる。(2法人あり)
- 毎年度、障害者就労施設等による庁内向けのプレゼンテーションを実施。
- 当市では、障害者アンテナショップを庁舎内に開店し、市内複数の製品を販売し、セルフやマッチングを視野に入れた取組みを行っている。
- 市単事業所において、受注促進、コーディネート、研修等を行っている。
- 共同受注窓口ではないが、複数の施設が共同して受注、生産を行う取組みを行っている。

## (5) 共同受注窓口の運営に係る詳細

### ① 運営主体の法人の種別

運営主体の法人の種別としては、「自治体から独立して運営」が最も多く 46.0%、次いで「法人・団体等へ委託」42.2%であった。

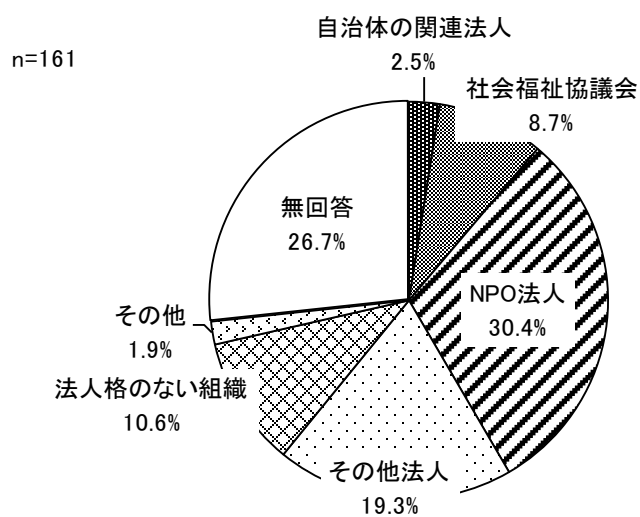
図表 2-24 運営主体の法人の種別



## ②委託先の種別

委託先の種別としては、「NPO 法人」が最も多く 30.4%、次いで「その他法人」19.3%、「法人格のない組織」10.6%であった。

図表 2-25 委託先の種別

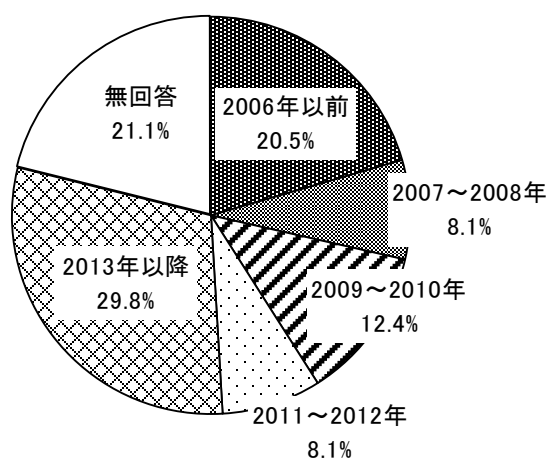


### ③開設年

共同受注窓口の開設年は、「2013年以降」が最も多く29.8%、次いで「2006年以前」20.5%、「2009～2010年」12.4%であった。

図表 2-26 共同受注窓口の開設年

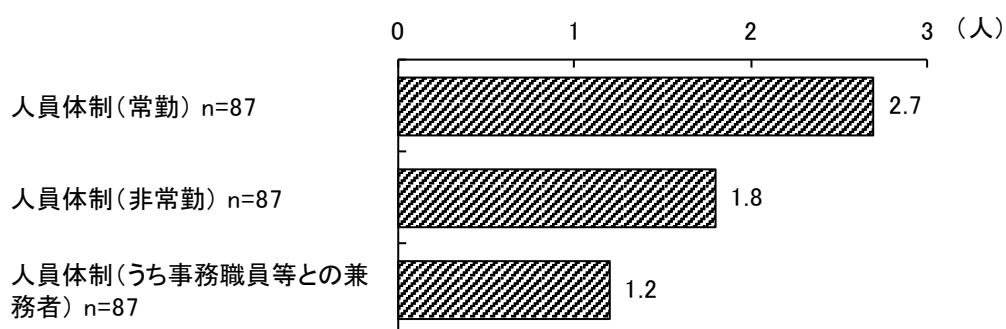
n=161



#### ④人員体制（実人数）

人員体制についてみると、常勤職員は平均 2.7 人、非常勤職員は平均 1.8 人、うち事務職員等との兼務は平均 1.2 人であった（いずれも有効回答のみ集計）。

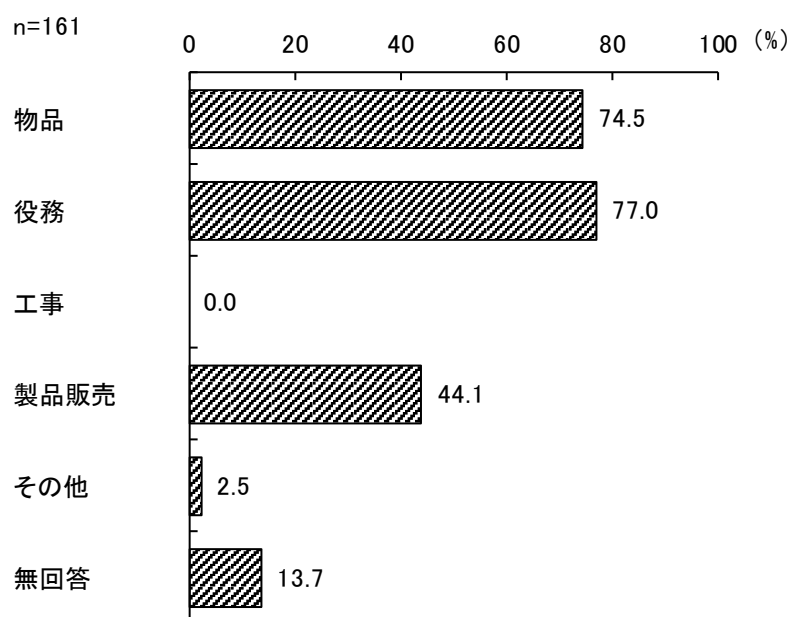
図表 2-27 共同受注窓口の人員体制



#### ⑤主な調達内容

主な調達内容としては、「役務」が最も多く 77.0%、次いで「物品」74.5%、「製品販売」44.1%であった。

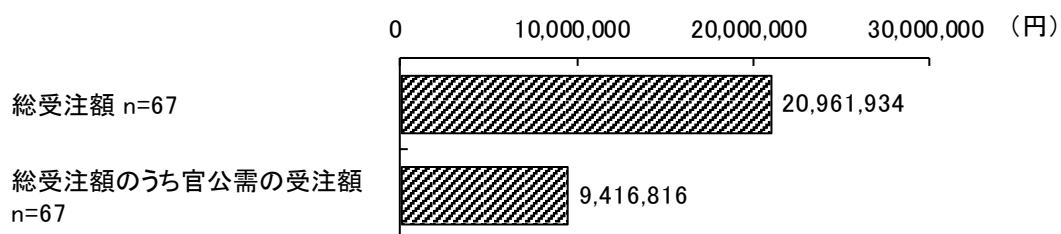
図表 2-28 主な調達内容(複数回答)



### ⑥総受注額・官公需の受注額

総受注額は、平均 20,961,934 円であり、うち官公需の受注額は 9,416,816 円であった。

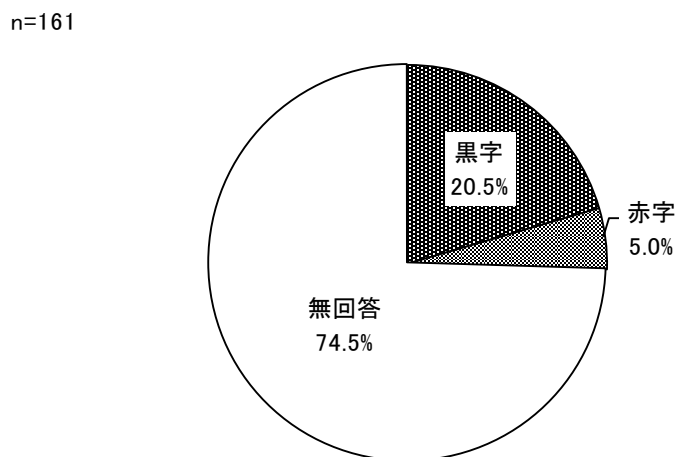
図表 2-29 総受注額・官公需の受注額



### ⑦収支状況

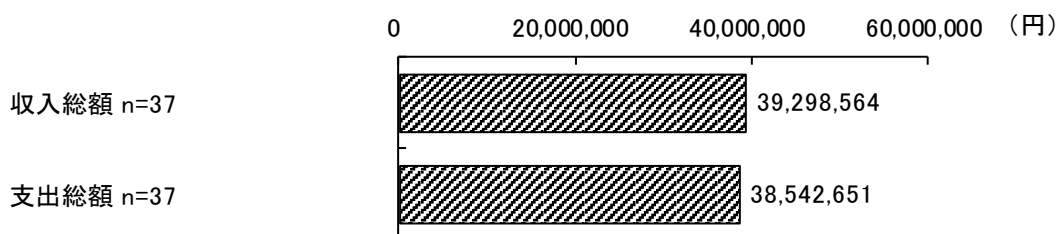
収支状況に関しては、74.5%が無回答であったため注意が必要であるが、「黒字」が 20.5%、「赤字」が 5.0%であった。

図表 2-30 収支状況



収入総額としては平均 39,298,564 円、支出総額は 38,542,651 円であった。

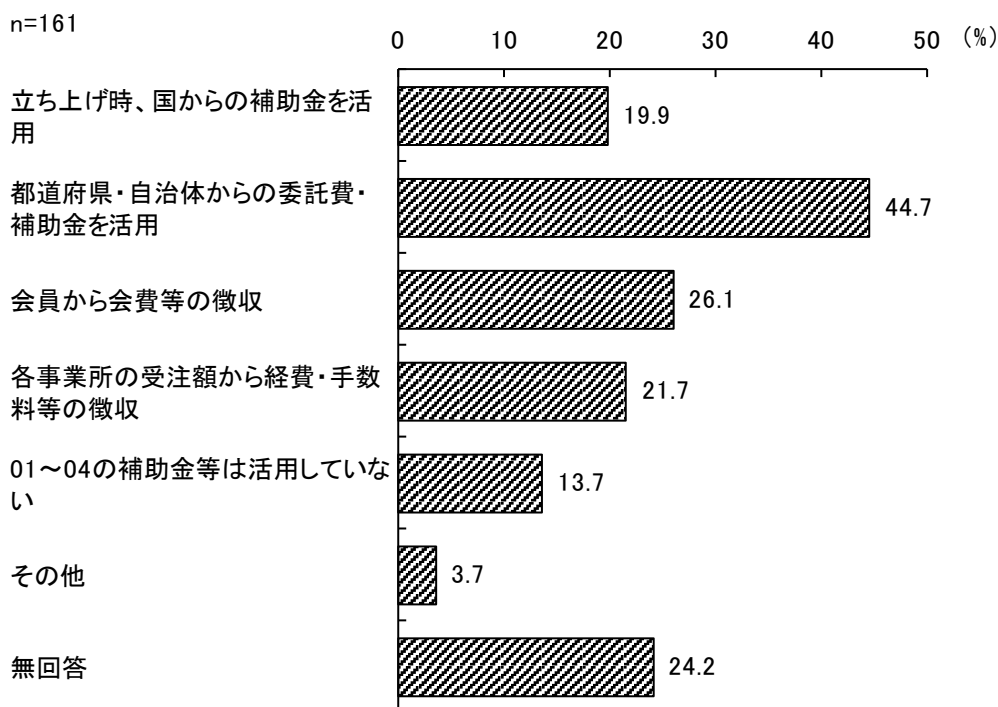
図表 2-31 収支総額



⑧運営状況

共同受注窓口の運営状況としては、「都道府県・自治体からの委託費・補助金を活用」が最も多く 44.7%、次いで「会員から会費等の徴収」が 26.1%、「各事業所の受注額から経費・手数料等の徴収」 21.7%であった。

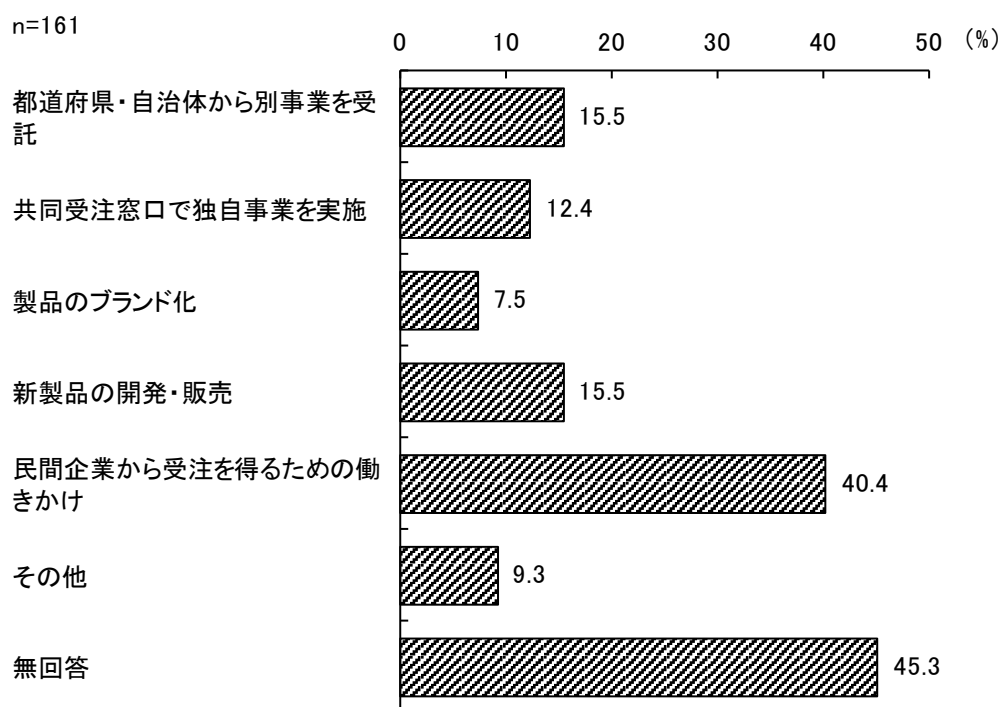
図表 2-32 共同受注窓口の運営状況



### ⑨売上を高めるための工夫・取組

売上を高めるための工夫・取組としては、「民間企業から受注を得るための働きかけ」が最も多く 40.4%、次いで「都道府県・自治体から別事業を受託」及び「新製品の開発・販売」が 15.5%、「共同受注窓口で独自事業を実施」12.4%であった。

図表 2-33 売上を高めるための工夫・取組



### ⑩登録施設・事業所数

登録施設・事業所数としては、平均 316 施設・事業所、(最小値 15, 最大値 170, n=6) であった。



### 3. ヒアリング調査結果

#### 1) 調査の内容

##### (1) 目的

高工賃等、成果を挙げている就労継続支援B型事業所の把握、共同受注窓口の状況の把握を目的としてヒアリング調査を実施した。

##### (2) 調査対象

###### ①就労定着支援B型事業所

- ・セルプ花
- ・トントン工房
- ・せせらぎハウス黒部
- ・エコーンファミリー
- ・名古屋ライトハウス 港ワークキャンパス、明和寮、光和寮
- ・セルプ藤山
- ・緑豊舎

###### ②共同受注窓口

- ・足利市地域自立支援協議会ハートショップ部会
- ・世田谷区作業所等経営ネットワーク（世田谷セレ部）
- ・長野県セルプセンター
- ・愛知県セルプセンター
- ・宇部市障害者就労支援ネットワーク会議

##### (3) 実施方法

調査員の訪問によるインタビュー形式の調査

##### (4) 実施時期

平成28年1月中

## (5) 調査項目

調査項目を以下に示す。但し、全てのヒアリング対象に対し、下記の全ての事項について調査したものではない。

### ①就労定着支援B型事業所

- ・ 開設年、設立経緯、運営理念、特徴
- ・ 利用者定員、利用実人数、利用者の主たる障害種別
- ・ 作業内容
- ・ 工賃を向上させるための取組例
- ・ 過去と現在の工賃額
- ・ 一般就労への移行に取り組んでいる場合、取組例や一般就労への移行者数

### ②共同受注窓口

- ・ 開設年、設立経緯、運営理念、特徴
- ・ 人員体制
- ・ 主な調達内容
- ・ 総受注額
- ・ 運営費の状況
- ・ 売上を高めるための工夫例
- ・ 登録事業所・施設数

## 2) 就労継続支援 B 型事業所に係る調査結果

### (1) セルプ花

- ・ 法人名：社会福祉法人 パステル
- ・ 事業所名：セルプ花
- ・ 事業種別：就労継続支援 B 型事業所
- ・ 事業所所在地：栃木県下都賀郡野木町若林 443-7
- ・ 職員体制：常勤 7 人 非常勤 2 人
- ・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：24 人（定員）30 人（登録者：知的障害者 30 人、精神障害者 2 人）
- ・ 主な生産活動内容：弁当、パン、クッキー、うどん等の製造販売

### (ア) 事業所概要

社会福祉法人パステルは、平成 10 年に設立し、現在は、栃木県野木町、同小山市、茨城県古河市内に 15 の施設がある。法人全体で利用者は年間平均で概ね 30 人のペースで増加している。

セルプ花は就労継続支援事業 B 型の他、生活介護事業、就労移行支援事業、自立訓練事業、日中一時支援事業、ジョブコーチ事業、障がい者のための職業訓練事業などを行う多機能型事業所である。

### (イ) 当事業所の生産活動について

セルプ花の就労継続支援事業 B 型の主な業務内容は、弁当製造、食品製造である。弁当製造が収入の約 7 割を占め主力事業となっており、収入の残り約 3 割が食品製造によるものである。

図表 3-1-1 主な業務内容

作業種目	担当者数	内容
弁当製造	職員数 4 人 利用者数 9 人	< 定期契約 > ・ 法人内利用者、職員（昼食用）、グループホーム（夕食用）、学校定期販売、地域の一人暮らしの方 < 都度注文 > ・ オードブル・弁当・バイキング等 ・ 各種イベント時
食品製造	職員数 5 人 利用者数 23 人	< 定期契約 > ・ 販売先：道の駅、農業協同組合売店、法人内（昼食用）、グループホーム  < 都度販売 > ・ 店舗、出張販売

図表 3-1-2 収入内訳(平成26年度実績)

作業種別		収入金額 (構成比)	特徴
弁当製造		39,807,576 円 (66.3%)	定期契約弁当、握り弁当、海苔巻き弁当、稲荷弁当、パーティー用オードブル、赤飯弁当等
食品製造	パン	11,930,063 円 (19.9%)	法人内の他事業所で製造した野菜・果物を使ったパン、桑製品
	ケーキ	5,371,387 円 (9.0%)	パウンドケーキ、桑パウンド、生ケーキ
	クッキー		プリントクッキー、桑商品、野菜パウダークッキー
その他		2,873,068 円 (4.8%)	ショップ、施設外就労等
合計		59,982,094 円 (100.0%)	

#### ・弁当製造

定期契約している分については、法人内（利用者、職員、グループホーム）のために製造している分が一日約 320 食と大半を占める。この他、学校や地域の一人暮らしの方など法人外向けに約 30 食分を製造している。法人には年間で概ね 30 人ずつ利用者が増加している状況にあり、法人内向けの需要は年々増加傾向にある。また、都度注文分としては官公需のイベントを中心として注文を受けている。最近の大きなイベントでの需要としては平成 27 年に栃木県でねりんピックが開催されたが、この運営スタッフ向けの弁当を延べ 2 千食製造した。メニューは、法人内向けは 1 種類で日替わりとなる。法人外向けは、予算、性別、年齢により都度検討している。

職員と利用者が共同して作業を行っているが、職員は営業、メニューの検討、味付けを担当し、利用者は、揚げ物や盛り付け作業を行っている。

#### ・食品製造

パン、クッキー、ケーキ、桑製品を製造販売している。販売先は定期契約している分については、道の駅、農業協同組合売店、法人内（昼食用）、グループホームであり、その他、都度販売分として、店舗や出張販売を行っている。

以前は原料として海外産の小麦粉を使用していたが、栃木県産小麦粉に切り替え、地産地消の商品の作成を始めた。

全ての製造工程に利用者が関わっている。5 年程前からパン職人を雇用し、製品の品質向上、作業効率の向上に努めている。パン職人が加わってから、一度に 2 千個のパンを製造し納入することも可能となった。またパン製造等のために、1 年程前に新たな機器を導入して作業能力の向上を図っている。その一つはパン生地のみキサーである。従来使用していたものより、作業効率が 2 倍になった。またパンやクッキーに印字することができるプリンタも導入し、パンやクッキー

一の見た目を良くする工夫をしている。

桑製品については、桑が法人の所在する地域で古くから桑が栽培されてきた地元の特産物であり、桑をセルプ花の生活介護事業所の事業として栽培していることから、うどんやパンの材料に使用して新商品として製造販売している。桑に関する事業については、これまで小山商工会議所から補助を受けたり、日本商工会議所から商品の改善と営業戦略の指導を受けている。

#### ・ 5 S 運動

セルプ花における事業所内の清掃活動は、従前は利用者の就労が終わった後の夕方から夜の時間帯に職員が行っていたが、平成 26 年度から外部のコンサルタント会社の指導のもと「5 S 活動」という名の取り組みを行った。これは利用者が働きやすい環境を作るための取り組みで、「整理（せいり）、清掃（せいそう）、整頓（せいとん）、清潔（せいけつ）、習慣（しゅうかん）」を実現するための活動だが、5 S はこれらの頭文字から取った目標であり、これに基づき全員で清掃を行う時間を日中に設けた。この時間を午後 30 分取ることにより生産力が落ちることも想定されたが、結果としては生産力が落ちることはなく、利用者が作業用の道具がどこにあるのかを認識する良い機会になったメリットがあった。

#### （ウ）売上を高めるための工夫

月に 1 度定期的に法人内で会議を行い、商品開発等について検討している。地域性の高い商品として桑製品を製造販売している。また定期的に中小企業診断士に来訪してもらい、売上の増減要因を分析してもらっている。また平成 27 年 10 月には製品をインターネット販売するためのサイトを構築したが、まだ認知度が低いためか売上増には貢献していない。この他、東京スカイツリーにある栃木県のアンテナショップでセルプ花の製品の試食会も行い、売上向上を図っている。また、小さな仕事でも断らないことにしている。例えば、弁当 10 個を宇都宮まで納品したこともある。この理由は、一つ仕事をすれば、次に新たな仕事を得る可能性が広がるからである。この他、法人全体で製造している製品をまとめたカタログも作成している。カタログは野木町役場、小中学校、保育所、幼稚園、野木町内企業、商工会議所、販売先企業等へ配布した。

尚、法人の製品を大々的に PR した方が、売上は高まると考えているが、当法人は一般の民間企業ではなく社会福祉法人であることから、法人が儲けるためにやっているとは批判されるのではないかと引け目を感じている。ただし最近では、利用者の工賃向上のためにやっている、正しく PR するようにしている。

より売上を高めるためには、営業のノウハウを高める必要があると考えている。当法人は福祉のプロであるが、営業や生産活動についてはまだまだ至らない点が多く、向上の余地が大きいと考えている。例えば、パン製造についてはパンの中身には良い材料を使用しているのだが、パンの外見については、パン屋で他の製造者が製造したパンとセルプ花で製造したパンとが横に並んだ際などに、まだまだ課題があると感じている。尚、紙などで包装する製品についてはデザイナーに依頼して美しいデザインとなるよう力を入れている。

### (エ) 工賃向上の取り組みについて

現状の工賃は、下表に示す通りであり、年々増加傾向にある。

**図表 3-1-3 セルフ花における平均工賃額の推移**

H20 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
23,000 円	28,987 円	28,423 円	40,754 円	56,501 円	61,329 円	65,030 円

売上の向上が工賃の向上につながるという考えのもと、売上の向上を図っている。利用者の工賃は、利用者が利用するサービス種別ごとに異なるが、セルフ花の就労継続支援B型事業所では、6万円程度の工賃月額に加え、賞与も支給され、年間150万円に至っている利用者もいる。

### (オ) 就職状況

創設以来、法人から32人が就職した。就職先は病院、小売業、食品加工業、製造業など様々である。平成27年度の一般就労はおらず、就労移行支援事業所に3人移り、その後一般就労につながっている。

## (2) トントン工房

- ・ 法人名：特定非営利活動法人青い麦の会
- ・ 事業所名：トントン工房
- ・ 事業種別：就労継続支援B型
- ・ 事業所所在地：神奈川県葉山町堀内 2158
- ・ 職員体制：常勤4人 非常勤5人
- ・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：20人（定員）、28人（統合失調症20人、気分障害1人、発達障害6人、身体障害1人。葉山町在住16人、その他地域12人）
- ・ 主な生産活動内容：弁当製造販売、配食サービス（葉山町委託）、葉山町役場内売店販売、情報誌のポスティング、菓子類の箱折等の受注作業、手芸品の作成・販売、ホームページ作成等

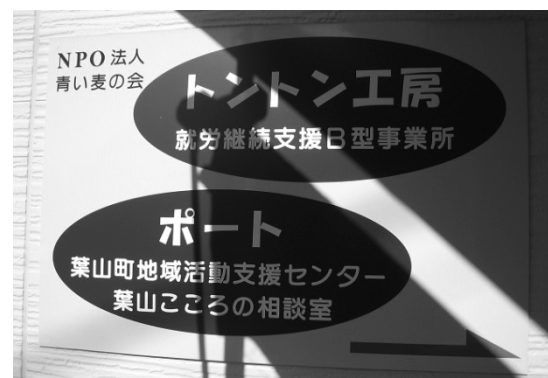
### (ア) 事業所概要

平成15年、鎌倉・逗子・葉山の家族会「青い麦の会」により、トントン工房の前身となる作業所トントンが開設された。作業所は葉山地域初の精神障害者のための作業所であり、当初は県や町の補助金もなく有志で運営されていたものである。

その後、利用者の増加や事業規模の拡大等に伴い、数回の転居ののち、平成22年12月、葉山町より町有地を貸与され、事業所を新築移転。同時に就労継続支援B型事業の指定を受け、現在に至る。

作業所開設当時は職員数が2人であったが、今は常勤4人、非常勤5人となっている。

図表 3-2-1 外観



## (イ) 当事業所の生産活動について

主な生産活動は弁当製造販売、配食サービス（葉山町委託）、葉山町役場内売店販売、情報誌のポスティング、菓子類の箱折等の受注作業、手芸品の作成・販売、ホームページ作成等である。

### ・弁当製造

作業所として開設していた当時、手芸品の作成・販売や、葉山町役場内の売店販売を請け負っていたが、収益に結びつきづらいという問題があった。そうした中、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会から無料で相談を受けられるコンサルタントを紹介された。コンサルタントに相談したところ、役場や小中学校（給食なし）に近いという立地や、周囲に飲食等の店舗が少ないことなどから、弁当の製造販売が良いのではないかと提案を受け、弁当の製造販売を開始することとした。

弁当製造販売に関わる工程としては、調理、料理を弁当に詰める作業、配食、販売、弁当箱の回収、片付け、エプロン等の洗濯などがある。利用者はその日、その時々希望に応じて担当する作業をを選ぶことができ、作業内容や作業時間に応じて工賃を受け取ることとなっている。

図表 3-2-2 弁当づくりの様子



### ・高齢者への配食サービス

平成 23 年より、葉山町から委託を受け、地域の独居高齢者等を対象とした夕食の製造・配食サービスを請け負っている。本サービスは、食事の提供だけでなく、地域の高齢者の見守りという側面も有している。

昼食と同様、利用者らは事業所内において配食のための弁当を製造し、ボランティアの方が高齢者宅へ弁当を届け、費用を収集する。

配食サービスの利用に係る費用（すなわち、事業所としての収入）は、弁当 1 食につき 500 円、ならびに配達 1 回につき配達料 135 円となっている。弁当代 500 円は高齢者の自己負担であるが、配達料は一定の条件を満たした場合は町から全額補助されることとなっている。



配食サービスの利用者数は、多い時では約 70 人／日であったが、現在は 50 人／日程度となっており、当作業による収入は、約 8,439,520 円である。(平成 26 年度)

- ・ 葉山町役場内の売店販売

作業所として開設していた当時から開始している。きっかけは売店の人件費確保に悩んでいた役場からの打診である。役場内の売り場に 1 名、レジ係として利用者が立ち、食品・飲料等の販売を行っている。売店では、事業所で製造した弁当や手芸品の販売も行っている。

事業所としては原則シフト制を設けていないものの、売店販売に関してはシフト制を導入しており、決められた日時での就労が可能な利用者に対応している。

図表 3-2-3 売店の様子



- ・ 情報誌のポスティング

月 2 回、情報誌を 1 人 100~150 件ポスティングする仕事を 700 部受注している。収入は折り込みのチラシの数等により異なるが、およそ配達 100 件につき 3,000 円程度である。

- ・ 企業からの外注作業

金沢区にある企業から毎年、数か月の期間限定で、菓子の箱折の業務を請け負っている。

利用者の体調等によっては、弁当製造販売などが難しい場合もあり、そうした場合の貴重な作業となっている。(できれば 1 年を通してほしい)

### (ウ) 売上を高めるための工夫

- ・ 弁当製造販売の実績づくり

つながりのあった民生委員やボランティアの会合に出す弁当の受注、町の賀詞交換会でのオーダブル受注などの実績を積み重ねていくことで、少しずつ弁当製造販売の依頼が増えていった。

とりわけ、町の賀詞交換会でのオードブル受注は 150 人分の受注であり、神奈川新聞に取り上げられたこともある。こうした実績により地域での知名度があがり、その後の受注拡大につながったと考えられる。

- ・ 広報

高齢者を対象とした配食サービスに関しては、工賃等も考えると約 60 食／日の利用があると望ましいが、現状では 50 食／日程度にとどまっている。そのため、民生委員の協力を得て利用者の掘り起しを行ったり、ケアマネジャーの会合に出かけて、サービスについて紹介するなどの広報活動を行っている。

- ・ 地域に根差した活動

町内会の活動に参加し、事業所、利用者が町の一員として受け入れられるように日頃から取り組んでいる。

また、事業所 2 階のスペースを、地域に開かれた貸しスペースとして開放することで、地域の人との交流の場とするとともに、収入源にもなっている。月 5 回、教室の開催などで定期的な利用があるほか、不定期で利用の申し込みがある。利用は原則 1 時間 500 円である。(なお、利用のない間は、事業所の利用者が休憩したり互いに交流したりする場となっている。)

## (エ) 工賃向上の取り組みについて

トント工房では自主性を尊重しており、利用者自身の希望や体調に応じた働き方ができるようシフト制は取っていない。

工賃は作業内容に応じて設定しており(時給 100～650 円)、利用者はその日作業した内容と時間をタイムカードに記入し、職員が内容を確認して工賃の支給額を決定している。

工賃(時給)を作業内容に関わらず一定とすることもできるが、働く意欲ややりがいにつながるよう、負荷の大きな作業は工賃を高くするなどして、きめ細かく設定している。また、一般就労への移行にもつながるよう、シフト制を選択した場合には時給を 100 円に上げるようにした。

平成 26 年度の工賃は、平均月額 11,981 円、時給にして平均 446 円となっている。横須賀・三浦地域の平均 226.0 円のおよそ倍の金額である(平成 23 年度は平均月額 9,548 円、時給 354 円)。

事業所としては、利用者が 1 人で何とか自立して生活できるよう、時給 650～700 円、月額にして 3～4 万円程度支払うことができるようにしたいと考えている。

そのためには、新たな事業展開も必要と考えており、町とも相談して検討していることである。

## (オ) 就職状況

平成 25 年以降の就職状況は以下のとおり。

図表 3-2-4 トントン工房における就職状況

年度	利用登録者	就労継続支援 A型事業所	一般就労
平成25年度	33人	1人	4人
平成26年度	28人	0人	4人
平成27年度	27人	0人	1人

このうち、葉山町非常勤職員として就職した者が平成 25 年度には 3 名、平成 27 年度には 1 名おり、現在うち 2 名が定着して就労を継続している。精神障害を抱えている場合、認知機能の障害等により、人とのコミュニケーションが難しい場合があり、定着できないケースもある。そのため、事業所として何らかの訓練プログラムができないかと考えている。

## (カ) その他特徴

地域活動支援センターが同一建物内にあり、同センターの利用者が、就労継続支援 B 型事業所の利用者の様子を見て、就労に関心を示すことが少なくない。実際、これまでに地域活動支援センターから就労継続支援 B 型事業所に移行した者は 8 名にのぼっている。

### (3) せせらぎハウス黒部

- ・ 法人名：社会福祉法人せせらぎ会
- ・ 事業所名：せせらぎハウス黒部
- ・ 事業種別：就労継続支援B型
- ・ 事業所所在地：富山県黒部市岡 208
- ・ 職員体制：常勤4人 非常勤4人
- ・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：20人（定員）、18人（統合失調症11人、知的障害3人、器質性精神病1人、高次脳機能障害1人、妄想性障害1人、発達障害1人）
- ・ 主な生産活動内容：建材部品の組立や検査、自主製品の製作・販売

#### (ア) 事業所概要

平成8年に精神障害者の家族会が立ち上げられ、平成9年7月に、黒部市以東で初めての精神障害者の小規模作業所「せせらぎハウス黒部」が開所された。平成16年3月には「社会福祉法人せせらぎ会」を設立し、4月に前身となる小規模通所授産施設「せせらぎハウス黒部」となった。

平成20年4月1日に、指定障害者福祉サービス事業所「せせらぎハウス黒部」就労継続支援B型に移行した。

平成20年12月から現住所に事業所を構えているが、もともとは公民館であったが、移転したため、市よりこれを無償貸与され改修して事業所として始めた。

職員は今は常勤4人、非常勤4人となっている。

図表 3-3-1 外観



### (イ) 当事業所の生産活動について

主な生産活動は地元企業から受注した建材部品の組立や検査であり、事業所の収入の大部分を占める。その他、駅前トイレの清掃、自主製品の製作・販売、イベントの出店などがある。また、週1回の昼食づくりも、利用者が当番制で献立を決め、調理している。

#### ・ 建材部品の組立や検査

事業所開設当時、日々一定の作業があつて、収入に結び付くものとして何かないかと探していたところ、建材を扱う地元企業の協力を得て、当該企業の協力会員として建材部品の組立や検査を行うこととなった。

作業内容としては、主に座って2～5つの部品を組み立てたり、組み立てた部品の検査等である。1日3～4回、企業から届けられた部品を使って作業しており、早いものでは翌朝に納品する。およそ100種類ほどの部品を組み立、検査している。

図表 3-3-2 建材部品の組立や検査の様子



#### ・ 自主製品の製作・販売

自主製品としてリボンハンガーを作成し販売したり、地域の若手経営者が立ち上げた会社からの依頼で、地サイダーのラベル貼りを行うといった活動も行っている。

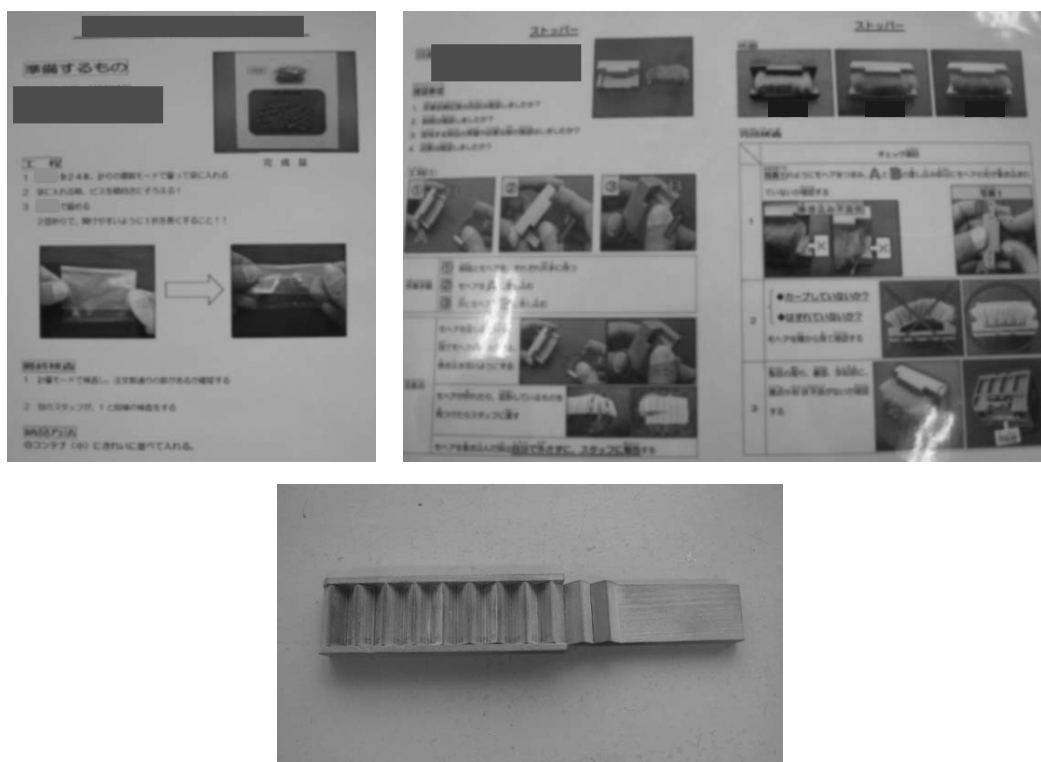
## (ウ) 売上げを高めるための工夫

継続して受注できるよう、以下のような取組を行っている。

### ・作業の質の担保

企業に求められる質を担保するため、作業手順を図と説明文で分かりやすく示した説明書や、検品用のパレットをつくり、数や形が揃っているかを確認しやすくするなど、利用者によって質が異なることがないように工夫している。

図表 3-3-3 作業手順書(上)やパレット(下)



また、事業所職員が日々作業日誌をつけており、不良品が出ていないか等を記録し、改善に役立てるようにしている。

### ・仕事を請け負うことに関する意識づけ

顧客への対応として、至急の依頼の仕事は断ってはいけないという意識づけを利用者にも行っている。そのため、利用者も至急の依頼があったら納期までに仕事を完了させなければならないという意識が浸透している。

### ・発注元の企業との関係づくり

事業所だからといって特別扱いを受けることはなく、他の協力会員の企業と同じように、発注元である企業が主催する協力会員向けの研修や会議等に事業所職員が出席し、企業とのつながり

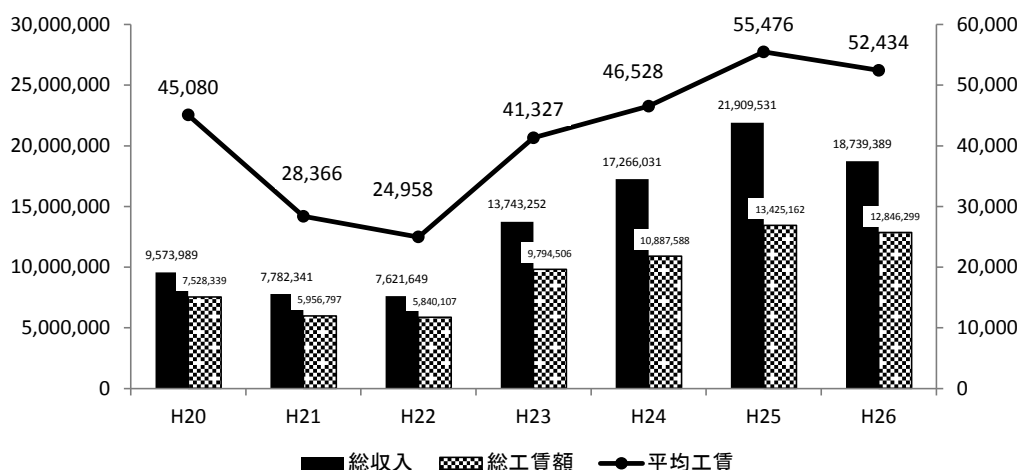
を構築したり、協力会員としての責務を果たしている。

### (エ) 工賃向上の取り組みについて

企業からの発注を主な収入源としているため、景気や発注元の経営状況に左右されやすい。そのため、一時的に工賃が下がったときがあったものの、最近では平均月額5万円を超える工賃となっている。

一時的に工賃が下がった際、他の企業にも営業し、新たな仕事を初めてみたものの、それまでのような工賃にはつながらず、苦慮した経緯がある。今では、事業所開設当時から付き合いのある企業1社との仕事がメインとなっている。

図表 3-3-4 総収入と工賃の推移



### (オ) 就職状況

平成24年度には4名、平成25年度には2名、平成27年度には1名が一般就労しており、うち6名は定着している。いずれも、およそ事業所の利用から2年程度で就職している（利用者全体では平均7.5年）。就職先は一般企業や市立図書館であり、清掃や事務などに従事している。

なお、地域には就労継続支援A型事業所がなく、A型事業所への移行者はいない。

### (カ) その他特徴

一般就労をした人に対しては、月1回事業所に来所してもらい、事業所職員が面談して様子を聞くようにしている。必要に応じて、企業や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの関係者に働きかけ、対応を検討している。（例えば、就職先の上司は障害について理解があるが、同僚の方々には十分な情報提供や説明がなされておらず、同僚らが不満を持ってしまう等の問題が生じることがある。）

理由としては、障害者就業・生活支援センターも介入するものの関係が浅いため、利用者も十

分な相談ができなかつたりするためである。職員としてはいつまでフォローすべきか悩むところであるものの、実績として、フォロー期間はおよそ1年程度である。

尚、一般就労者が事業所に来所することで、他の利用者にとっても刺激や励みとなっている様子である。



#### (4) エコーンファミリー

- ・ 法人名：社会福祉法人花工房福祉会
- ・ 事業所名：エコーンファミリー
- ・ 事業種別：多機能型事業所
- ・ 事業所所在地：長野県長野市川中島町今井 1387-1
- ・ 職員体制：13 人
- ・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：60 人（施設全体定員，就労継続支援 B 型事業所 30 人）、約 85%が知的障害者
- ・ 主な生産活動内容：パンの製造販売、豆腐の製造販売、花や野菜の栽培・販売など

#### (ア) 事業所概要

昭和 52 年に家族会「どんぐりの会」が発足。平成 11 年に「花工房エコーンファミリー共同作業所」が開所され、平成 12 年に社会福祉法人格を取得。平成 13 年から、知的障害者通所授産施設として活動を開始した。その後、「生きるしあわせ、はたらくよろこび、地域といっしょに」を活動の柱に掲げて活動し、平成 19 年からは多機能型事業所エコーンファミリーとして現在にいたっています。

当初、定員 20 名の授産施設であったが、現在では規模を拡大しており、エコーンファミリーとしては定員 60 名（うち就労継続支援 B 型としては定員 30 名。その他生活介護事業 20 名、就労移行支援事業 10 名）、その他就労継続支援 B 型事業所 2 か所（定員計 40 名）等がある。

図表 3-4-1 外観



## (イ) 当事業所の生産活動について

主な生産活動はパンや豆腐の製造販売であり、その他にも花や野菜の栽培、竹炭の製作等を行っている。

平成 26 年度における主な事業の売上は以下のとおり。

図表 3-4-2 売上額(平成 26 年度)

事業	売上
パン	30,684,268円
豆腐	9,963,211円
花	8,616,022円
竹炭	5,927,629円
小物	976,489円
パスタ	880,150円

### ・パンの製造販売

事業所開設当時、他の県内の事業所の多くが企業からの下請け作業を行っていたが、それで良いのかと悩んだ家族会が県外まで他事業所の見学に行ったところ、パンの製造販売等にいきいきと取り組んでいる障害者の様子や、それが高工賃へとつながっている実態を見て、同事業所でもパンの製造販売を実施することとした。実施に際しては、町内のパン屋にも見学に行き、相談に乗ってもらった。

オーブンなど必要な設備を導入して、利用者が日々パンの製造・販売を行っており、午前中にパンの製造、お昼時に対面販売（地域で 40 か所程度）を行っている。販売先は行政、民間様々であり、夕方には学校関係にもまわって販売している。

パンの生地は冷凍生地を使うと原価が 5 割を超えてしまうため、町内のパン屋から安く仕入れることで、原価を 4 割程度に抑えている。

### ・豆腐の製造販売

事業所のある地域では以前より大豆の栽培が盛んであり、事業所としても大豆の栽培に関わっていたこともあって、大豆を使って何かができないかと考えていた。県農政部等に相談したところ、県内で大豆まるごとの豆腐を作っている情報を得たので、ここに目をつけて、おからを出さないを売りにした、「おたっしや豆富」というオリジナルの豆腐の製造販売を行うこととなった。

大豆は地元産、粉砕は企業に発注して、大豆を丸ごと粉にしてもらい、それを使って職員と利用者が豆腐を製造している。製造した豆腐は、地域の皆さんに会員になっていただいて販売しており、職員が運転する車によって、利用者が会員宅へ配達を行っている。尚、平成 28 年 1 月時点で会員は 100 名程度である。配達とは別に、対面販売も行なっている。

## ・花や野菜の栽培等

地域の産業として農業が盛んであったが、農家の高齢化等に伴い、休耕地が増えてきた。そこで、休耕地を借りて土地の管理と、野菜づくり等も手掛けるようになった。そのような中、大豆づくりにも取り組むようになり、収穫した大豆は、お醤油やさんと提携して、「みんなで作ったおしょうゆです」となって新しい商品が生まれている。

なお、大豆等の種まき、草取り、収穫など一連の作業には、職員・利用者だけでなく、地元の住民や小学生も一緒に参加してもらい、交流の場にもなっている。

花の栽培に関しては、種蒔きから育てる苗と地元の園芸農家さんから仕入れる物と併用している。利用者の仕事は多岐にわたり、ポッドの苗を並べ、土を入れ、苗を移植し、水をやる等障がい特性に合った作業を実施している。信州の冬は作業にも限りがあるので、通年で行うことは難しいため、冬場は室内の作業も適宜入れている。

最近では、施設外就労として地元の農家からの声掛けで、利用者と職員がおもむき、畑の草取り・収穫等の手伝いを積極的に行なって作業代を稼いでいる。

## (ウ) 売上を高めるための工夫

### ・毎月の戦略計画の策定・評価

事業所の職員により、毎月、月の売上目標と売上結果、その差額について確認し、売上目標の達成・未達成の分析、未達成の場合にどうすれば目標達成ができたか、来月の目標達成のために必要な方策は何かについて3ヶ月の行動計画をシートにまとめ、会議を開いて話し合うようにしている。

また、会議の中で十分に意見が出せない可能性もあることから、気づいたことをポストイットに書き込んでまとめるという方法もとっており、日々利用者や生産活動に接している職員が感じている問題の洗い出しにもつながっている。

また、職員に経費にも目を向けてもらうようにするため、最近では、会議に出す売上明細の中に仕入額も載せるようにしている。

### ・購入者の声を反映させた商品開発

売上向上のため、常に新たな商品開発や戦略を検討している（例1、例2）。

また、商品の販売の際、BtoCでは販路の確保が困難であるが、BtoBであればその心配はない。そのため、最近ではBtoBでの仕事を行うようにし、事業所の負担を減らしつつ、売上を確保するようにしている（例3）。

例1： 通常の豆腐だけでなく、飽きがこないよう、黒ゴマや枝豆も混ぜた豆腐など、バリエーションを持たせている。

例2： 従来は豆腐1つ300gとボリュームがあり、賞味期限が製造から4日と短かったが、購入者の要望もあって、150gの豆腐も用意し、さらに充填式にすることで製造から10日間もつようにした。これによってより購入、消費しやすくなり、購入者が増えた。

例3： 企業連携の事業として、依頼されたクッキーを製造し、納入している。多いときで月80万円ほどの収入となっている。クッキーの製造には、パンの製造で使用しているオーブンを使う。そのため、パンの製造を行っていない時間を有効活用することにもつながっている。

#### ・異業種連携の推進

商品開発や新たな事業実施に当たっては、商工会、中小企業家同友会などに加入し、異業種の方々の意見を聞くようにしている。それにより、BtoBの仕事につながったり、新たな商品開発や販路開拓にもつながっている。

#### (エ) 工賃向上の取り組みについて

エコーンファミリーでは常に工賃向上を目指しており、前年度より少しでも向上させるよう取り組んでいる。工賃はおよそ平均月額 37,000 円となっている。

#### (オ) 就職状況

平成 27 年 10 月に一般就労した利用者は出ているが、就労移行支援の事業をしている割には就労率は上がっていないので、今後、就労継続支援 A 型事業所や一般就労への移行を積極的にやることが課題である。

## (5) 名古屋ライトハウス 港ワークキャンパス、明和寮、光和寮

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人名：社会福祉法人名古屋ライトハウス</li><li>・ 事業所名：港ワークキャンパス</li><li>・ 事業種別：多機能型事業所</li><li>・ 事業所所在地：愛知県名古屋市港区十一屋1-70-4</li><li>・ 職員体制：19人（うち就労継続支援B型9人）</li><li>・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：就労継続支援B型38人（定員40人）</li><li>・ 主な生産活動内容：パンの成型、缶入れ、ラベル貼り、軽作業 等</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人名：社会福祉法人名古屋ライトハウス</li><li>・ 事業所名：明和寮</li><li>・ 事業種別：就労継続支援B型</li><li>・ 事業所所在地：愛知県名古屋素港区十一屋1-70-5</li><li>・ 職員体制：26人</li><li>・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：106人（平成26年度：身体障害76人、知的障害35人、精神障害12人（重複含む））</li><li>・ 主な生産活動内容：冊子等の印刷、プラスチックの真空成形、自動車部品の組付け作業 等</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人名：社会福祉法人名古屋ライトハウス</li><li>・ 事業所名：光和寮</li><li>・ 事業種別：多機能型事業所</li><li>・ 事業所所在地：愛知県名古屋市昭和区川名町1-5</li><li>・ 職員体制：20人</li><li>・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：78人（平成26年度就労継続支援B型。身体障害64人、知的障害19人、精神障害2人）</li><li>・ 主な生産活動内容：冊子の製本、印刷、部品の加工、マッサージ 等</li></ul>

### (ア) 港ワークキャンパス

#### ・ 当事業所の生産活動

港ワークキャンパスでは、防災用のパンの缶詰等を主力としており、パンの製造、缶詰、ラベル貼りなど、一覧の作業を利用者が分担して実施している。

主に防災商社を通じて受注・販売を行っており、国や県・市町村、一般企業、一般家庭等、納入先は様々であるが、最近では直接の問い合わせもある。

商品としては、通常の備蓄用のパン缶に加えて、ノベルティにも対応している。

他にも缶を使用してお菓子を詰めたお土産品、菓子やレトルト食品の袋詰め、レトルト加工等の下請け作業も行っている。

なお、様々な障害を持つ利用者が一緒に働くことで、互いに教え合ったりカバーするなど、就

労する上でのコミュニケーションスキルや技術獲得につながっている。

図表 3-5-1 パン詰め(左)、ラベル貼り(右)



・売上を高めるための工夫

他の事業所や企業では扱っていないレーズン入りのパン缶を製造するなど、差別化を図っている。また、最近では農協と連携して地産池消のパン缶の製造・販売なども行っている。平成 26 年度生産状況は以下のとおりであった。営業担当が 1 名いることで、他社とのネットワークづくりや営業拡大が可能となっている。

図表 3-5-2 生産活動

パンの缶詰製造事業	販売缶数：637,774缶
下請け作業	菓子缶作業：10,068缶 菓子袋詰め作業：151,200個 カレーレトルト袋詰め作業：25,028個 レトルト加工：4,406個 こんにゃく加工：15,532個 風船袋詰め作業：18,707個

・工賃向上の取組

工賃の平均月額は以下のとおりである。平均工賃が減少傾向にある理由には、初任給（低賃金）からスタートする利用者が増えているからである。

図表 3-5-3 推移

	利用者	工賃
平成24年度	23人	52,920円
平成25年度	29人	49,350円
平成26年度	34人	45,360円

・就職状況

同一法人内で就労移行支援事業所があることもあり、最近直接一般就労する者はいない。

## (イ) 明和寮

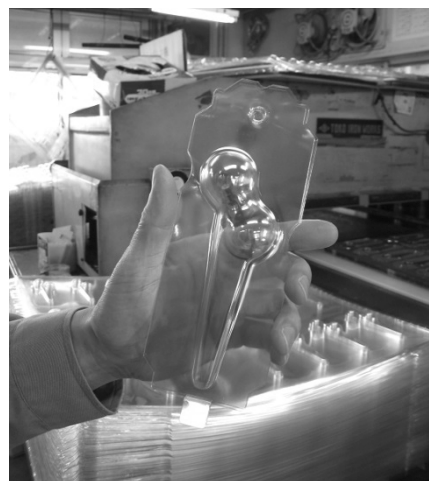
### ・当事業所の生産活動

明和寮では印刷科、組立加工科、自動車部品科、包装加工科、社会貢献科の5つの部門があり、それぞれ以下のような生産を行っている。

図表 3-5-4 生産活動

印刷科	冊子、チラシ、封筒等の編集・印刷作業： 8,810,894部 Paper Chipsのカッティング・梱包作業： 102,573個
組立加工科	テープカットブリスター圧着作業： 120,900個 キッチン取手インサートナット加工及び組立： 171,079個 スプリングプレート検査： 2,136,741個
自動車部品科	ケースフィルター組付け： 1,686,882個 クーラントシール貼り、梱包作業： 278,569個 点火プラグマスキング作業： 3,102,221個 フロントグリルのエンブレムなど組み付け作業： 32,388個 ドアミラーマスキング作業： 139,310個 ガス給湯器内ヒータのバネ付け作業： 802,185セット マイ箸セットアップなど関連作業： 306,640個
包装加工科	プラスチック真空成型加工のみ 真空成型加工及びスライドブリスター（折り曲げ）加工 スライドブリスター（折り曲げ）加工のみ： 合計4,581,400個
社会貢献科	自販機設置協力事業所： 34社、設置台数： 49台 ブログ更新： 41回

図表 3-5-5 包装加工



### ・売上を高めるための工夫

営業担当が1名専属でおり、日々、工賃向上につながる仕事の営業、生産活動の見直しを行っている。平均工賃は上昇傾向にある。

・工賃向上の取組

直近3年間の工賃は以下のとおり。

図表 3-5-6 工賃の推移

	利用者	工賃
平成24年度	102人	47,543円
平成25年度	107人	49,814円
平成26年度	106人	52,814円

・就職状況

同一施設内で就労移行支援事業所があり、基本、連携して行っているため、平成26年度当事業所のみの利用で直接一般就労した者はいない。

・その他

前身が重度身体障害者授産施設だったこともあり、事業所内に看護師2名が常駐しているほか、年2回の健康診断も実施している。また、栄養士による栄養バランスや利用者の健康状況を考慮した食事の提供も行っており、健康面の管理にも力を入れている。

(ウ) 光和寮

・当事業所の生産活動

光和寮では印刷科、治療部、部品加工科があり、それぞれ以下のような生産を行っている。治療部では、治療院を開いており、毎月400名程度の利用客にマッサージを行っている。

図表 3-5-7 生産活動

印刷科	印刷製本：年間101件 封筒印刷：年間213箱 名刺印刷：年間1,109箱 録音速記：年間136件
治療部	年間来院数：4,382人 年間新規来院数：155人 1顧客当たりの平均単価：3,460円
部品加工科	マーカ本体、先端部分の組付け作業：3,328,558個 パイプ洗浄器具作業：48,000個 ギフトセット組み作業：65,477セット アメニティグッズセットアップ作業：39,000個 キッチン取手インサート作業：57,061個 壁掛TV金具検品作業：2,548個

・売上を高めるための工夫

売上げをあげつつ工賃向上に結び付けるため、なるべく利益率の高い仕事を選ぶようにしている。また、自主製品の開発（印刷技術を応用したTシャツのプリントなど）も進めている。



また、企業からの下請け作業をうける際には、およそ6社と取引をしている。以前は2～3社であったが、取引企業が少ないと、発注がなくなった際の影響が大きいため、取引企業を増やすようにした。

なお、外部コンサルタントを呼んで、営業や受注業務の見直しなども行う予定である。

・ **工賃向上の取組**

直近3年間の工賃は以下のとおり。

**図表 3-5-8 工賃の推移**

	利用者	工賃
平成24年度	77人	40,723円
平成25年度	76人	42,467円
平成26年度	78人	39,076円

・ **就職状況**

同一法人内で就労移行支援事業所があることもあり、最近直接一般就労する者はいない。

## (6) セルプ藤山

- ・ 法人名：社会福祉法人南風荘
- ・ 事業所名：セルプ藤山
- ・ 事業種別：就労継続支援 B 型
- ・ 事業所所在地：山口県宇部市西平原 4 丁目 2342 番 1
- ・ 職員体制：常勤 8 人、非常勤 6 人
- ・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：40 人（定員）、（身体障害 26 人、知的障害 15 人、精神障害 3 人）
- ・ 主な生産活動内容：ウエス製造

### (ア) 事業所概要

社会福祉法人南風荘は、前身となる組織が昭和 29 年にろうあ者に対する木工授産を行う組織として発足し、その後、社会福祉法人としての認可を受けた。その後、利用者数の増加に伴い複数の事業所を開設し、現在では山口県宇部市に 5 つの事業所を持ち、大型商業施設でのパン工房や山口宇部空港での土産販売業、飲食店を営むなど、利用者に就労の場を提供している。セルプ藤山は平成 20 年に法人内のウエス製造事業を一か所に統合した先として開所した。

### (イ) 当事業所の生産活動について

ウエスを製造している。ウエスは工業用雑巾であり、主に工場で稼働している機械類の汚れや油を拭き取るために用いられる。

#### ・ 生産場所の状況

ウエス製造を行う作業場は事業所内にある。作業工程は、材料となる古着の保管、古着の仕分け、裁断、検針、布の伸ばし、包装、結束、出荷に分かれている。ほぼ全ての作業工程を利用者だけで行っている。作業工程の中にはフォークリフトの操作を要するものもあるが、これも利用者の免許取得により実現したものである。衣類の裁断工程で出る粉塵をできる限り抑えることや、包装済みのウエスを一定量（例えば、10 束）を一まとめに結束する作業機械に利用者の事故のリスクを軽減する器具を取り付けるなど、利用者の安全に配慮した工夫を行っている。

#### ・ 取引の状況

現在の取引先は全国約 650 件に及んでいる。年間では 4000 件の取引がある。法人としては市内に宇部興産が所在する工業地帯があり、宇部興産やその関連企業との取引を行っており、安定的な収入の一部となっている。

### (ウ) 売上を高めるための工夫

セルプ藤山としての取り組みではないが、日本セルプセンターのウエス部会の共同受注の取り組みにより、事業所の受注が増えた。また日本セルプセンターの紹介により官公需の業務受注も増えている。

### (エ) 工賃向上の取り組みについて

#### ・市の事業として回収した古着等を原料として購入

平成 23 年度にセルプ藤山の事業内容を知った地元市民から、宇部市が市内全域でウエス製造の原料となる古着・古布を回収し、セルプ藤山で活用したらどうかとの提案があった。これを受け宇部市がエコ推進への取り組みと、福祉への貢献、無料回収という点で市民へのサービスの充足になるとの判断のもと回収事業を開始した。具体的には市から市民に対し古着・古布回収の啓蒙活動を行い、セルプ藤山が回収作業の代行をし、回収した古着・古布を市から購入を行っている。平成 23 年度の実績としては、推定値で 26 トンの古着・古布から使用できないごみを除いた 16 トンが原料として利用可能であった。尚、市の人口は年々減少傾向にあるが、古着・古布の回収量は年々増加傾向にある。

宇部市から購入する古着・古布は別のルートで調達する原料よりも安価であり、この原価低減により事業所では工賃を 8 千円程度向上させる効果があったと考えている。

#### ・経営改善

セルプ藤山としての取り組みではなくセルプ藤山が開所する前の法人としての取り組みであるが、平成 18 年度に国の工賃水準ステップアップ事業を活用して、経営コンサルタントの派遣を受け、法人内の現状の生産性分析、効率化に向けた改善計画の策定などの経営改善を行った。経営改善の具体的な取り組みの一つとして、当時法人内にあった 4 事業所での事業を集約する方針で整理することがあったが、セルプ藤山についてはこの方針のもと、法人内の 3 事業所で分かれて行っていたウエス製造事業を 1 箇所にとめる形で平成 20 年に開所した。

### (オ) 就職状況

平成 18 年に行った経営改善の一環として法人内で事業内容の役割分担を行ったため、セルプ藤山において就労を希望する利用者は、法人内で就労移行支援を専門的に行っている事業所であるセルプ岡の辻に移ってもらっている。法人としては平成 20 年度以降延べ 80 人が就職しており、平成 25、26 年度における就職希望者は 100%の就職率であった。就職先は事務職、給食、大規模工場、介護支援サービス、食品加工など多岐に渡っており、職場への定着率は通算で 6 割程度である。

## (7) 緑豊舎

- ・ 法人名：特定非営利活動法人ときわ
- ・ 事業所名：緑豊舎
- ・ 事業種別：就労継続支援 B 型
- ・ 事業所所在地：山口県宇部市大字車地 636 番地 2
- ・ 職員体制：常勤 4 人、非常勤 4 人
- ・ 利用者数（利用者の主な障害種別）：20 人（定員）、30 人（登録者数）、（精神障害者が 9 割を占める）
- ・ 主な生産活動内容：農作業。その他、清掃、剪定、自動車部品組み立て、袋折り、梱包、リサイクル、野菜栽培、農地管理、野菜加工、地域イベントでの出店なども実施。

### (ア) 事業所概要

山口県宇部市に 3 つの事業所を持つ特定非営利活動法人ときわは、前身となる組織が 1978 年に精神障害者の家族会と共同作業所を運営する組織として発足し、2007 年に法人格を取得した。利用者数の増加に伴い、2009 年に法人内で 2 番目の従たる事業所を開設し、地域活動支援センターから就労継続支援 B 型事業へ参入した。2013 年に 3 番目の事業所として農作業を主たる生産活動とする緑豊舎を開設した。

### (イ) 当事業所の生産活動について

主な生産活動は農作業と清掃、剪定作業、袋折り作業などである。

#### ・ 農作業

生産活動として農作業を選んだ理由は、障害者の就労支援を行う中で、青空の下で働く楽しさと自然を相手にする楽しさを感じることができるからである。農作業は作業工程や作業内容を障害程度や種別に合わせて組み立てることができる。モノ作りを行う中で、特に自分達が生きる上で重要な「食」について考えることができ、また栽培から販売をすることで働く意義を感じることができる。宇部市の特に北部地域での休耕地が目立ち始めた事と、過疎化が進む中、何か地域に役立つこと（地域貢献）は出来ないだろうかと考えたためである。

緑豊舎の開設前には当法人として農作業に関するノウハウが無かったことから、開設にあたり実家で農業を営んでいた現サービス管理責任者と農業大学校を卒業した職業指導員を新規採用し、事業を開始した。

農作業の場所は、宇部市内で土地所有者が高齢となり休耕地となっている畑があるとの情報があったことから、土地所有者から畑（約 1 万 m<sup>2</sup>）を無償で借り受けている。尚、土地所有者にとって無償で貸すメリットは、社会貢献の他、土地の草刈り等その他の管理を行う必要がなくなることが挙げられる。緑豊舎の事業所は無償で借りられる畑があることから、その近くに開設し

ている。事業開始当初は借り受けた畑には人の背丈を超える雑草が生い茂っており、畑を開拓するところから取り組んだ。

生産する作物の種類は、白菜など約 80 種類の野菜栽培や野菜苗の育苗を年間を通じて行っている。品目を増やす理由としては、地域のイベントなどで販売する際、多くの品目があった方がお客さんが喜ぶこと、また生産している利用者が作業を楽しめることが挙げられる。

生産した農作物は、レストランに料理の材料用として納めたり、自事業所で加工用として使用したり、地域のイベントで販売しており、6次産業の経営形態である。

現在借り受けている畑に隣接して休耕地があるが、土地所有者からこの休耕地も借り受けられる旨、了承を得ており、作業体制を整えば畑を拡大することも可能な状況である。

#### ・草刈り

年間 1000 万円程度の受注がある。このうち人員体制の限界から緑豊舎では 400 万円分程度しか行えないため、残りは市内の別の事業所と共同して業務を行っている。この他事業所と共同することは、ノウハウを共有することによる市内事業所全体の技術向上が図られている。草刈りの機材は利用者ごとに決まっており、機材が故障した際には利用者が分解して修理している。

#### ・食品加工

事業所内では農産物の加工品の製造を行っており、主にジャムや乾燥野菜を製造している。ジャムの価格は、大量生産している一般の大規模事業者と比較すると安くはないが、道の駅などで販売する分には適当な価格となっている。原料となるジャムは、基本的には自家生産物（トマト、さつまいも、いちご）を使用している。野菜栽培を行う上で販売できない野菜（B 級品）を加工用としている。

### （ウ）売上を高めるための工夫

#### ・チラシの作成

事業内容を記したチラシを作成している。大々的に配布すると仕事が来すぎてしまう恐れがあり、お断りしなくてはならぬため、調整して配布している。

### （エ）工賃向上の取り組みについて

利用者に対して仕事に向かう姿勢について、品質や納期などの面でプロ意識を持つことや、作業用の機械を扱うことから資格取得を推奨することなどを指導している。これは、きちんとした仕事をすればまた仕事を発注してもらえるためである。指導の場としては、月に 1 回の職員、利用者が出席する会議の場を活用している。

### (オ) 目標工賃と達成状況

工賃額は平成 26 年度実績で時給 359 円であり、年々増加傾向にある。工賃が下がると利用者のやる気の低下につながるため、下がらないことを目指している。月額平均は 2 万 1000 円である。尚、緑豊舎は精神障害者の方が大半を占めており、毎日通所される方から月一回通所するのが精一杯の方までおられ、利用者本人の病状や障害が多様であるため、月額工賃は最低 75 円（30 分作業をして休んだ利用者）から、最高 63,525 円（毎日通所された利用者）というように大きく差がある。このため平均月額工賃は他事業所と比べて下がる傾向にある。

### (カ) 就職状況

緑豊舎は開設後 3 年経つが、初年度 1 人、2 年目に 2 人、3 年目に 3 人が一般企業もしくは就労継続支援 A 型事業所に就職している。一般企業の就職先は農業法人、清掃会社、鉄鋼業の工場、花屋など多岐に渡っている。

尚、別法人に就職した利用者からは、「緑豊舎での仕事が体力的、精神的な面で一番きつかった」と言われる。これは、例えば、少々の悪天候であっても農作業を行うなど、プロ意識を前面に出した取り組みを徹底しているためである。

### 3) 共同受注窓口に係る調査結果

#### (1) 足利市地域自立支援協議会ハートショップ部会

- ・ 市町村名：栃木県足利市
- ・ 事業種別：共同受注窓口
- ・ 所在地：栃木県足利市本城3丁目 2145 番地
- ・ 職員体制：常勤3人（共同受注窓口業務兼務）

#### (ア) 共同受注窓口の概要

足利市における共同受注窓口業務は平成 25 年 11 月から開始された。足利市では、共同受注窓口という呼び方はしておらず、優先調達という呼び方をしている。共同受注窓口は市役所内の業務のみを取り扱っており、民間企業による業務には携わっていない。

#### ・ 共同受注窓口への発注の仕組み

市役所庁内から業務発注の希望がある場合、足利市障がい福祉課に依頼の連絡を行うこととなっているが、依頼の方法は、メール、FAX 等任意であり、定まった様式は無い。この依頼にあたっては庁内発注希望部署から障がい福祉課に対し業務内容が記載された A4 1 枚程度の仕様書を提供する必要がある。

障がい福祉課内で発注に関する決裁を行った上で、足利市地域自立支援協議会のハートショップ部会※に発注希望内容を連絡する。障がい福祉課内では発注までのプロセスをできるだけスピードアップすることを心がけている。ハートショップ部会は障がい福祉課から来た連絡を、登録している事業者 14 箇所に対して、回答期限を設けた上で一斉にメール送信を行う。ハートショップ部会は他業務との兼務であるが本業務を無償で3人で担当しており、会費等の徴収は行っていない。

業務受注を希望する事業所は、見積金額をハートショップ部会に提示し、ハートショップ部会が受注者の選定をし、足利市地域自立支援協議会で決定を行う。受注決定の連絡は、足利市地域自立支援協議会から障がい福祉課を通じ、発注希望部署へ連絡される。

尚、業務受注先の調整窓口としてハートショップ部会を選定した理由は、市内の事業所がほとんど加入しているためである。

※ハートショップ部会：足利市地域自立支援協議会の中に平成 25 年から設置された障害者の作る授産製品等の販売、周知を目的とする会議体である。

#### ・ 市からの発注金額の推移

平成 25 年度は 11 月から 3 月までの期間で 23 件、金額は 45 万円、平成 26 年度は 35 件、185 万円である。平成 26 年度の業務内容の内訳は、印刷製本業務が約 150 万円、保育所等における給食業務、クッキー作成業務が約 30 万円となっている。尚、クッキー作成業務については本共同

受注窓口業務を開始する以前から、依頼している事項である。平成 27 年度の発注金額は前年度を下回る見込みである。尚、福祉事業所への発注金額は民間企業に対するものと変わらない。

#### ・今後の見込み

足利市としては、今後は物品発注とともに草刈りなどの役務発注にも力を入れていきたいと考えている。現在、区画整理中の市が保有している 5 万 m<sup>2</sup> 程度の空き地において、草刈りをする必要が突発的に生じることがあり、民間業者は突然の依頼には対応が困難な場合が多いことから、就労関係の福祉施設に発注したいと考えている。

足利市には大きな企業がなく、中小企業からなっている。このため、市役所からの発注にあたっては、一般の中小企業と福祉施設への発注金額のバランスを見ながら発注している状況である。

#### ・庁内への PR

共同受注窓口については、庁内の会議や SNS において都度、PR を行っている。

また、ハートショップ部会は年に数回、市役所や市内商業施設を利用したイベントを行っており、ここでハートショップあしかがの PR および物品販売を行っている。この場は、各事業所の取り組み内容などを市役所職員が知る機会にもなっており、このような場を通じて、職員への認知度が高まれば、共同受注窓口の利用促進につながる事が考えられる。

#### ・発注部署における共同受注窓口を使用するメリット

通常業務を一般の民間業者に発注する場合、調達手続も含め、1 カ月半から 2 カ月程度かかる。これに対し、共同受注窓口を通じた発注は早くて 1 週間程度と短期間で発注が可能である。障がい福祉課内でも発注までの期間を短くすることを目標としており、それが実現できている。

発注金額については一般の民間業者に発注する場合と違いは無いため、価格面でのメリットは低い。



## (2) 世田谷区作業所等経営ネットワーク（世田谷セレ部）

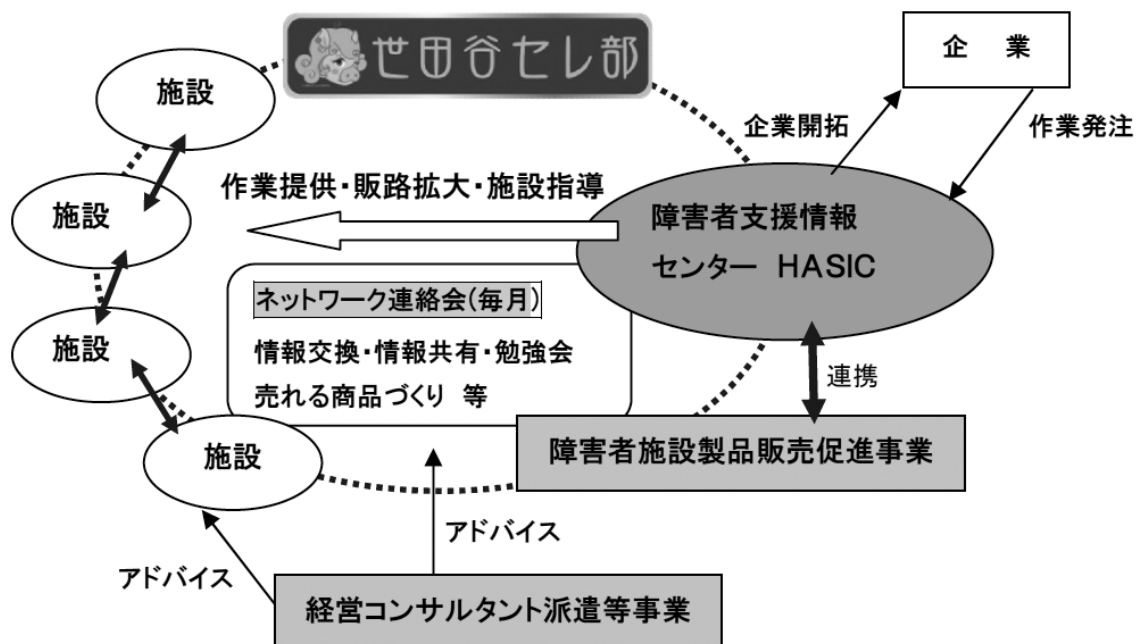
- ・ 区市町村名：東京都世田谷区
- ・ 事業種別：共同受注窓口
- ・ 事業所所在地：世田谷区中町 2-21-12-315（特定非営利活動法人障害者支援情報センター）
- ・ 職員体制：常勤 1 人 非常勤 1 人（常勤換算で 1.5 人）（共同受注窓口業務）

### (ア) 共同受注窓口の概要

#### ・ 共同受注窓口の全体像

共同受注窓口は世田谷区から委託を受けた障害者支援情報センター（HASIC）が担っており、企業から受けた発注情報を区内の障害者施設の経営ネットワーク（名称：世田谷セレ部）にメール等で連絡し、作業を希望する施設をとりまとめ、企業と契約する役割を担っている。また、HASIC は共同受注窓口の運營業務だけではなく、区内障害者施設の生産物の販路拡大や月次の会議の運営も行っている。

図表 3-6-1 世田谷区共同受注窓口の全体像



出典：「世田谷区の障害者就労支援（平成 27 年度版）」（東京都世田谷区）

#### ・共同受注窓口の運営者

特定非営利活動法人障害者支援情報センター（以下、HASIC）が世田谷区より「作業所等経営ネットワーク支援事業」の業務委託を受け、共同受注窓口業務を実施している。委託内容には狭義の共同受注窓口業務だけでなく、区内の障害者施設の経営ネットワーク（名称：世田谷セレ部）の事務局業務も含まれ、毎月定例的に行われる会議の運営や、都度開催される区内のイベントの運営に中心的に関っている。

#### ・共同受注窓口の運営者として HASIC に委託している理由

本事業は、平成 13 年度に HASIC が東京商工会議所世田谷支部と連携して始めた、企業から障害者施設への作業仲介が出发点となっている。HASIC は、障害者施設からも企業からも中立の立場である NPO 法人であり、東京商工会議所や青年会議所など関係団体に加盟し、様々な活動を通じて障害者施設・企業・関係団体等との信頼関係を構築していた。このことから、作業仲介による工賃向上、さらには企業の障害理解促進をきっかけに就労実習先や雇用先の確保につながることを目的に、平成 14 年度以降、世田谷区は「作業仲介事業」を区の事業として HASIC に委託している。

作業仲介事業は役務を提供する施設の工賃向上には寄与したものの、世田谷区内には自主生産を授産活動の主とする施設も多くあること、また施設間で工賃向上に対する意識に差が見られたことなどから、世田谷区全体での工賃向上を図るべく、平成 19 年度より、よりネットワーク性を重視した「作業所等経営ネットワーク支援事業」として事業の拡充を図った。委託先に求められる役割は、発注企業の開拓、作業の仲介、施設への指導・職員の意識改革、自主生産品活用の提案等の販路拡大、情報提供やネットワークづくりなど多岐に渡り、障害者施設や企業とあらかじめ高度な連携能力と信頼関係を築いていることが求められた。このような能力を有している法人は区内に HASIC の他にはないことから、現在まで継続して HASIC と契約している。

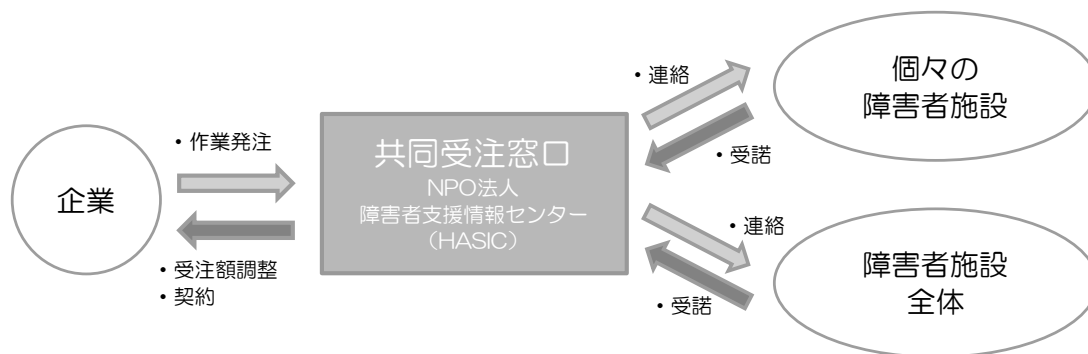
#### ・共同受注の流れ

共同受注窓口は世田谷区から委託を受けた障害者支援情報センター（HASIC）が担っているが、まず、企業から発注の連絡がある。なお、場合によっては企業から連絡を受けた商工会議所から連絡を受けることもある。HASIC は受注額の調整を行った上、区内の障害者施設に連絡を行う。その際、HASIC が発注情報を世田谷区内の障害者施設全体に連絡すべきか、当該業務を担当できそうな個別の施設に連絡すべきかを判断した上、連絡を行っている。障害者施設全体に連絡する場合には、メーリングリストで募集し、応募のあった施設について HASIC が、A 施設から B 人参加、C 施設から D 人参加などのとりまとめを行い、発注元企業との契約を行っている。尚、共同受注窓口は世田谷区から業務委託を受けていることから契約成立の際の手数料は受け取っていない。また企業が個々の障害者施設と直接契約をすることを妨げるものではない。

官公需については共同受注窓口として排除している訳ではないが、既に各施設と直接契約を結んでいる業務が多く、世田谷区の障害者地域生活課が直接施設との仲介を行っていることから、

結果として共同受注窓口を介さない形がほとんどとなっている。但し、区内の障害者施設のネットワークとして世田谷区に対し作業の単価表を提出し、発注の促進に協力している。

図表 3-6-2 共同受注の流れ



・ 主な調達内容

調達内容としては、物品や役務である。定例的な機関紙の発送等の業務のほか、パンフレット印刷や焼き菓子の詰め合わせの発注も多い。

・ 取引件数、調達額

取引件数、調達額は、平成 18 年度から平成 26 年度にかけて増加傾向にあり、平成 26 年度には取引件数 468 件、調達額 347 万円となっている。

図表 3-6-3 取引件数、調達額

	調達額(円)	取引件数(件)
平成 18 年度	1,508,766	127
平成 19 年度	2,037,337	295
平成 20 年度	2,140,423	345
平成 21 年度	2,084,450	209
平成 22 年度	2,868,618	252
平成 23 年度	2,364,337	213
平成 24 年度	2,731,502	374
平成 25 年度	3,396,976	435
平成 26 年度	3,471,262	468

#### ・運営費の状況

世田谷区からの委託費で運営している。区内の障害者施設からの会費等の徴収は無く、各事業所の受注額からの手数料等の徴収は一切ない。

#### ・売上を高めるための工夫

共同受注窓口を運営する HASIC の理事長が、東京都商工会議所や社団法人東京青年会議所、さらには企業団体の会員となり中心的な役割を担うなど、企業と太いパイプを作ることを目指し、実現してきた。この人的つながりが企業団体への啓発活動となると同時により大きな作業の受注につながっている。

また、企業による障害者施設の見学も積極的に受け入れ、企業に興味を持ってもらうことを心掛けている。

### (イ) 区内の障害者施設の経営ネットワーク（名称：世田谷セレ部）

#### ・世田谷セレ部の概要

世田谷区において企業や官公庁、個人が障害者施設に作業を発注しやすい仕組みをつくるため、平成 13 年度に HASIC が中心となり始めた施設と企業の作業仲介事業が出発点である。平成 19 年度からは区内各施設参加型の経営ネットワークとして拡充を図り、平成 26 年度からは「障害のある人もない人もみんなでセレブになろう」「活動を通じて地域の皆様のより素敵な暮らしにつなげよう」との意味を込めて「世田谷セレ部」という名称とし、任意団体としての要件を整えた。世田谷セレ部では施設ではたらく障害のある方の工賃向上と、地域の方の障害理解の促進を通じて、地域貢献に取り組んでいる。

世田谷セレ部は、世田谷区内の障害者施設のうち就労継続支援 B 型事業所と生活介護事業所などが自動的に加入する形をとっており、約 60 の事業所から構成されている。世田谷セレ部の運営方針は、区内の障害者施設には経営ネットワークへの参画姿勢について積極的な所とそうでない所に少なからず差があるため、区内の障害者施設全体が継続的に参画し続けられるようにするためには、堅苦しくならず、また、厳しくせず、全体を緩やかにつなげる方針で運営している。

図表 3-6-4 (参考)世田谷セレ部の定例会議の様子

○会議名：平成 28 年度 第 10 回世田谷セレ部定例会

○場所：世田谷区喜多見（フェリーチェ）

○日時：平成 28 年 1 月 28 日（木）15:30～17:30

○出席者数：13 名（経営コンサルタント 2 名を含む）（この他世田谷区職員 1 名が傍聴）

○議題：

- ・共同受注・受注活動について
- ・自主製品について
- ・「フェリーチェ」※からの事業報告  
※区内障害者施設の製品を販売する共同受注窓口
- ・情報交換
- ・次回日程・場所



○会議の様子

- ・司会は、世田谷セレ部の事務局を担っている HASIC が担当し、出席者が自主的に発言しやすいような運営を行っている。議論の中では、今後請け負うことが予定されているゴルフティーの箱詰め作業について、作業に必要なスキル・作業単価の検討、作業を請け負いたい施設の募集、作業の進め方など、出席者による活発な発言のもと、詳細な打ち合わせが行われた。
- ・また重要なポイントごとに経営コンサルタントによる助言や補足的な発言が行われた。具体的には世田谷セレ部の施設が製造する商品の製造販売戦略として、春に向けて「さくら」をイメージとした製造販売戦略とすること等の具体的な助言が行われた。
- ・この他、出席施設による自由な情報交換も行われ、施設が防災訓練などのイベントを行ったことなど、自由な発言がみられた。このような情報交換を通じて、他施設の状況を自施設の運営の参考にしたり、施設間の連携の強化が図られている。尚、この情報交換の中で、世田谷セレ部に加入している世田谷区立世田谷福祉作業所より、世田谷区から施設の取り組みが表彰（平成 27 年度世田谷区産業表彰）を受けたことが報告された。

#### ・経営コンサルタントの活用

平成 25 年度から現在に至るまで、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用して、障害者雇用や就労支援の分野に詳しい経営コンサルタント（株式会社 FVP）から障害者施設の売上や工賃の向上等に関する支援を受けている。コンサルタントによる支援の対象は区内の就労継続支援 B 型事業所と世田谷セレ部全体とである。

就労継続支援 B 型事業所への支援については、世田谷区が支援対象先を毎年度 1 事業所ずつ公募して選定しており、平成 25 年度は世田谷福祉作業所、平成 26 年度はアクションリハビリテーションセンターすとおりの、平成 27 年度は就労支援施設ゆに(UNI)とその分場であるフェリーチェが支援の対象となった。

経営コンサルタントによる支援の内容は以下の通りである。

- |   |
|---|
| ○工賃アップに向けたアドバイス<br>理念の明確化、将来像の明確化、作業の見通し、売上目標設定 |
| ○アドバイス内容の実現<br>デザイナー等専門家の起用、新規機材の購入             |

世田谷セレ部への支援については、支援当初から経営ネットワークとしての在り方や運営方法などの基本的な部分から助言を受けた。具体的には、ネットワークに名称を付けること、規約を制定して任意団体となること、月次で行う定例会議の議事録を持ち回りで作成すること、会議の場所を各施設の持ち回りで提供することなどの助言を受けた。また、月次の定例会へは毎回出席している。

その他、地域で行う障害者のイベント（例：二子玉川ライズ障害者フェスタ）において、企業から協賛金を得ることを提案するなどの助言も受けた。このような参加施設の自主性を高める助言により、世田谷セレ部の雰囲気明らかに良くなってきた。会議での各施設の担当者の発言も多くなり、担当者同士での懇親会での交流も活発になってきた。

これにより、職員の資質向上や工賃向上につながっていると世田谷セレ部では実感している。

### 図表 3-6-5 経営コンサルタントによる支援の内容

販路拡大、新規事業開拓、地域資源の活用、企業との連携、共同受注、合同勉強会
---------------------------------------

#### ・新商品開発の取り組み

贈答品などとしても活用できるような新商品の開発を行っている。具体的には、清掃に使える雑貨を詰め合わせにした「セレ部のお掃除セット」、複数施設のお菓子を詰め合わせたギフトセットなどの開発に向け動き出している。このように各施設が共同で新商品開発に取り組むようになったのは、近年、世田谷セレ部の雰囲気が良くなり、アイディアや忌憚りの無い意見が言い合えるようになってきた事が大きい。

区内障害者施設における自主生産品は平成27年3月にカタログ「はっぴいハンドメイドBOOK」（世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課）としてまとめた。カタログはプロのデザイナーにデザインを依頼し、写真を多用するなど購買意欲が高まるような工夫をしている。

#### （ウ）その他

区内の障害者施設の経営ネットワーク（世田谷セレ部）の運営を継続的に行い、試行錯誤の結果、様々なノウハウを蓄積し続けてきた HASIC と、障害者雇用や就労支援の分野に詳しい経営コンサルタントが、そのノウハウを発揮する形で携わっていることが、世田谷セレ部の雰囲気向上や新製品の開発意欲の高まりに大きな影響を与えている。

このような世田谷セレ部の取り組みは、世田谷区における就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額増加にも貢献している。

**図表 3-6-6 世田谷区における就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額**

(単位：円)

H22	H23	H24	H25	H26
12,860	13,407	13,465	14,023	14,626

また、世田谷セレ部の取り組みは、平均工賃月額の向上といった数値的な効果だけではなく、区内施設間の人的なつながりが深まることや、運営ノウハウの共有や向上、各施設の職員のモチベーションの向上など、地域における施設の活動に役立つ効果もあると考えられる。

また、世田谷セレ部の取り組みは、平均工賃月額の向上といった数値的な効果だけではなく、区内施設間の人的なつながりが深まることや、運営ノウハウの共有や向上、各施設の職員のモチベーションの向上など、地域における施設の活動に役立つ効果もあると考えられる。

### (3) 長野県セルプセンター

- ・法人名：特定非営利活動法人長野県セルプセンター協議会
- ・事業所名：長野県セルプセンター協議会
- ・事業種別：共同受注窓口
- ・事業所所在地：長野県長野市若里7-1-7
- ・職員体制：10人（本部5人、地域担当駐在5人）

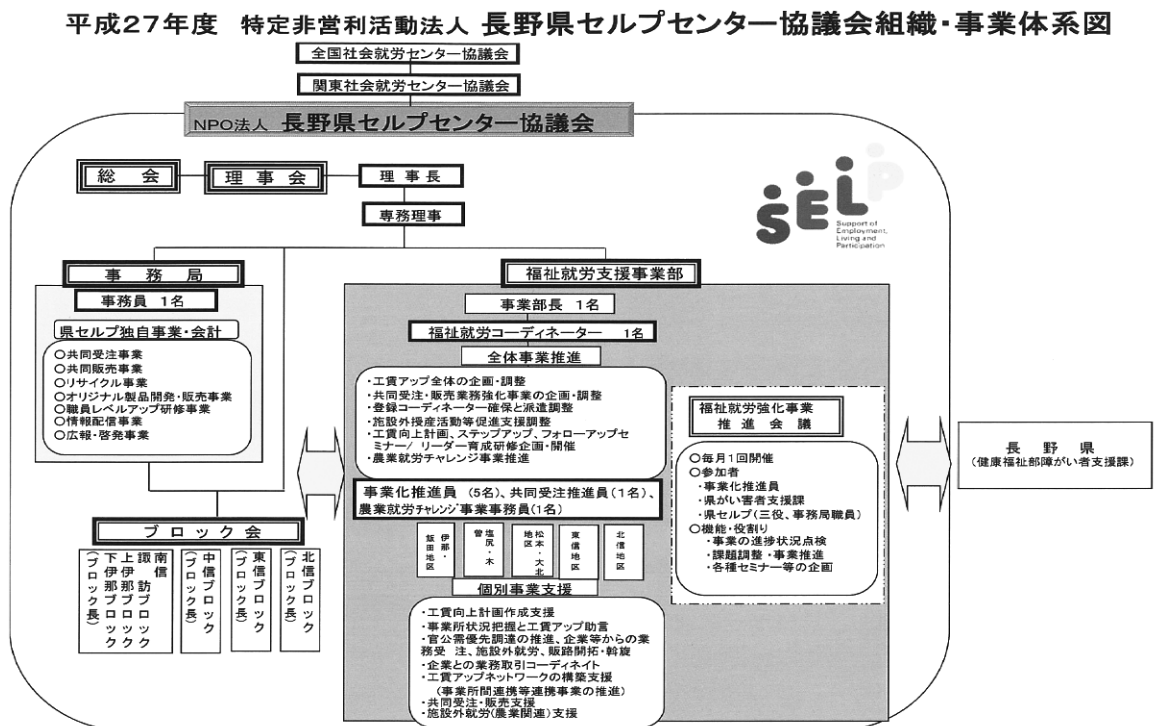
#### (ア) 共同受注窓口の概要

##### ・共同受注窓口の全体像

県内の障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、B型事業所等、（以下「事業所等」という。））約160所等が会員として加盟しており、共同受注、共同販売、県庁ワゴンカフェ等の受注のコーディネート、県委託「福祉就労強化事業」を行っている。

職員10人のうち、福祉就労コーディネーター2人と、県内5ブロックに各1人の事業化推進員が配置されている。

図表 3-7-1 長野県セルプセンター協議会の組織図





図表 3-7-2 外観



・ 主な事業内容

< 共同受注 >

共同受注としては、官公需として、県庁をはじめとした庁舎の清掃受託事業、県庁緑化事業、簡易修繕、その他文書の封入封緘業務の受託がある。

民需としては、コカコーラからの空き容器リサイクル事業、佐川急便・ヤマト運輸からのメール便封入等作業、宛名バーコードの貼付作業等がある。

なお、共同受注には至らないものの、長野県セルフセンター協議会に発注の問い合わせのあった企業と、対応可能な事業所等をつなぎ、事業所等に直接発注するよう支援することもある。

図表 3-7-3 共同受注の状況

		参加事業所数	受託額
官 公 庁 等	清掃受託事業	110	10,404,201円
	県庁緑化事業	1	216,000円
	松本合同庁舎簡易修繕	1	10,040円
	その他受託作業	79	1,834,114円
民間	コカコーラ空容器分別事業	8	7,920,000円
	佐川急便・ヤマト運輸	4	2,303,596円

< 各種販売会 >

県内各地で売店・共同販売事業を実施しており、平成 26 年度はバザール 11 回、販売会 38 回（うち通年実施が 10 回）を実施した。

## <その他>

ギフト商品斡旋販売や、県庁からの名刺作成、緑化事業等を受注している。

### ・福祉就労強化支援事業

県から委託を受けた「福祉就労強化事業」では

- ・工賃向上計画作成等の事業所支援及び工賃向上セミナー・フォーラムの開催
- ・専門技能を有する民間人材の事業所等への派遣などによる商品開発、販路拡大への支援
- ・共同受注・共同販売の推進拡大及び長野県セルフセンター協議会のホームページに事業所等における受注可能な内容等を提供するページを整備
- ・農業就労チャレンジ事業

を実施している。

このうち、農業就労チャレンジ事業は、同協議会が登録した「農業就労チャレンジコーディネーター」や、同協議会の事務職員が、農業法人や農家と農作業業務の受注を希望する事業所等を仲介し、障がい者の就労の場を拡大するもので、平成 26 年度の実績は 26 件となっている。平成 27 年度は継続分を含め 35 件のマッチングが見込まれている。障がい者が農作業に従事する際には、事業所職員に加えて、技術的指導を行う「農業就労チャレンジサポーター」を配置し、きめ細かな支援を行っている。サポーターは、農家や障がい者就労支援経験者等で同協議会に登録された者となっている。

### ・受注額

平成 26 年度の受注状況は以下のとおり。

図表 3-7-4 平成 26 年度の受注状況

	受託額(売上)	手数料 (消費税込み)
共同受注事業（官公庁等）	12,464,355円	858,884円
共同受注事業（民間等）	10,223,596円	623,493円
売店・共同販売事業	30,124,698円	1,442,918円
計	52,812,649円	2,925,295円

・売上を高めるための取組

自主ブランド製品の開発・販売を行っており、牛乳パックの回収事業、並びにオリジナルのトイレットペーパー、ティッシュペーパー（ロンドロール）の販売がその1つである。最近、売り上げが増加しつつあり、平成26年度は7,393,847円の売上であった。他にも環境に配慮したフラットファイルを製作・販売しており、官公庁を対象に納品している。

また、現在は官公庁が主たる取引先となっているが、民間企業にも訪問、働きかけを行い、共同受注の拡大に向けて検討している。

図表 3-7-5 自主ブランド製品

### 長野県セルフオリジナル製品のご案内 【牛乳パック等のリサイクル製品】

# ロンドロールながの

**いいこといっぱい!!**  
紙ゴミ減らして、森林保護  
印刷紙やコピー紙・牛乳パックな  
どを回収・再生していますから資  
源の節約になります。

長野県セルフセンター協議会では「障  
がい者の仕事おし事業」として、障がい  
者の働く事業所での牛乳パック回収と、  
その回収されたパック類を使ってのリサ  
イクル製品、長野県セルフセンターオリ  
ジナルブランド「ロンドロールながの」(ト  
イレットペーパー・ティッシュペーパー)  
を作りました。  
長野県下の事業所が協力して、「リサイ  
クルでの循環型社会・環境・障がい者の  
仕事おし」をキーワードに進めています。  
ご支援、ご協力をお願いします。

**ロンドロールながの  
トイレットペーパー**

- 長さ2巻、お得です!  
ペーパーが180mあります。  
長くお使いいただけます。
- 芯なしで、スス!  
ゴミを減らし床などのホコリが  
でもかきます。

① 1箱(6個入り) **480円**  
② 1箱(48個入り) **3,840円**  
(DIREX)

**ロンドロールながの  
ティッシュペーパー 詰め替え用**

- 詰め替え用  
紙ゴミの減量に協力。
- 1袋に柔軟剤(オリジナル専用ボツ  
クス)1個付き  
ススで気持ちよくなります。

③ 1パック100個(ダブル)入り  
④ 1箱(10袋入り) **4,000円**  
(DIREX)

※送料別途(合わせて6個以上は送料無料)

### 長野県セルフオリジナル製品 エコフラットファイル

## 「こころと心をつなぐ。SELFPの福祉ファイル」

このファイルは、長野県セルフセンター協議会がバックアップし、障害のある方が  
組み立てたファイルです。  
お使いいただくことで環境への配慮につながるとともに、障害者の就労支援につ  
ながります。

**そのまま廃棄可能!** 古紙70%以上使用。糊じ具、糊じ足も全て紙として廃棄できます。  
(糊じ具は紙製版を使っています。折れる場合がありますので、  
本体に記載のある取扱方法をご覧ください。)

**名入れができます!** 1000冊以上から名入れ等の印刷が可能です。ご相談ください。

A4サイズ10冊1組 販売価格 **850円**  
※色別はライトブルー、アサギ、ウタイス、ピンク、クリームの5種類

お求めは下記の申込み用紙太枠内にご記入のうえ、長野県セルフセンター  
協議会か、お近くの障害者就労施設にお申込みください。(名入れを希望される  
場合は別途ご連絡ください。)

長野県セルフセンター協議会へのご注文は [メール: nselp@bz03.plala.or.jp](mailto:nselp@bz03.plala.or.jp)  
Fax: 026-291-8290

ご注文団体	ご担当者	住所
		TEL( ) ( ) ( )
		FAX( ) ( ) ( )
ご注文ファイル	数量	備考
フラットファイル (色指定無し)	10冊を1組	名入れ希望 有・無
フラットファイル (色指定あり)	10冊を1組	名入れ希望 有・無
( )		
取扱事業所名		TEL: FAX:

長野県セルフセンター協議会 住所: 長野市青森7丁目1-7  
Tel: 026-291-8290

--- キリトヤ ---

ご注文団体・企業名	ご担当者	ご住所
		TEL ( ) ( ) ( )
		FAX ( ) ( ) ( )
ご注文者氏名	ロンドロールながのトイレットペーパー ①1袋480円 ②1箱3,840円	ロンドロールながのティッシュペーパー ③1袋4,000円 ④1箱4,000円
	袋	箱
	袋	箱
	袋	箱
合計	袋	箱

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

特定非営利活動法人  
**長野県セルフセンター協議会**  
〒260-0402 長野市青森7丁目1-7  
 TEL: 026-291-8290 FAX: 026-291-8290  
 Email: nselp@bz03.plala.or.jp  
 HP: http://www.c-sealp.jp

#### (4) 愛知県セルフセンター

- ・法人名：一般社団法人愛知県セルフセンター
- ・事業所名：愛知県セルフセンター協議会
- ・事業種別：共同受注窓口
- ・事業所所在地：愛知県名古屋市中川区小本本町一丁目 71 番地
- ・職員体制：5 人（就労継続支援 B 型事業所職員 3 人含む。）

##### (ア) 共同受注窓口の概要

###### ・共同受注窓口の全体像

昭和 58 年に全国初の県単位のセルフセンターとして発足し、県へ献血粗品として歯ブラシを 34.5 万本受注、共同生産したことが始まり。平成元年には世界デザイン博に福祉の店を出店したり、平成 2 年には市内のスーパーに常設店を出店するなど、活動を広げてきた。平成 6 年に社団法人格を取得、平成 25 年に一般社団法人に移行、優先調達推進法による共同受注窓口の認定を県より受け、今日に至る。

職員は 5 名おり、セルフセンター事業部で販売企画等に携わる者が専任で 1 名いるほか、平成 27 年度より設置した就労継続支援 B 型事業所の職員が 3 名いる。

図表 3-8-1 外観



・主な調達内容

会員事業所は168か所であり、パン、クッキー、木工品、工芸品、陶磁器各種布製品、ポーチ等いろいろな製品を扱っている。また縫製クリーニング、印刷、部品加工、情報処理農畜産業、花栽培等の作業、各種下請けの仕事なども幅広く行っている。

発足当初は官公需が中心であったが、現在はショッピングセンターやスーパー、駅中コンコースで開催する即売会や福祉の店が主な事業となっている。その他、愛知県・名古屋市の官公庁や企業へ商品の紹介を行い、記念品、粗品等の販売を行っている。

図表 3-8-2 即売会の案内



・運営費の状況

会員からの年会費、共同受注等の売上額から手数料を徴収しているほか、愛知県、名古屋市からの補助金、賛助会費を受けて運営費としている。愛知県、名古屋市からの補助金は年々減少傾向にあり、財政的には厳しい状況が続いている。

・受注額

平成26年度の受注状況等は以下のとおり。

図表 3-8-3 売上高・補助金等の推移

単位：千円

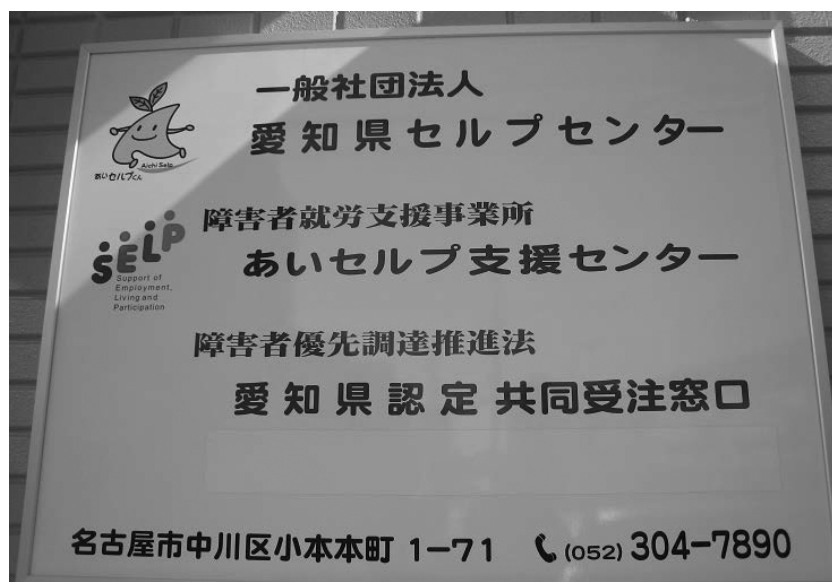
	売上高			補助金等				共募配分金	年会費
	売上高	特別会費 (手数料)	実質 手数料	愛知県		名古屋市			
				運営費	常設展 運営費	運営費	常設展 運営費		
平成5年	73,304	7,752	10.6%	3,300	5,200	1,650	2,000	2,000	1,530
平成10年	47,645	4,982	10.5%	2,850	5,200	1,425	1,500	1,500	1,944
平成15年	59,806	5,501	9.2%	1,030	3,640	515	1,780	1,780	2,430
平成20年	67,437	13,066	12.4%	880	2,050	440	1,500	1,500	2,796
平成26年	60,414	5,996	7.3%	720	—	360	—	1,263	3,030

・売上を高めるための工夫

前述のとおり、愛知県や名古屋市の補助金は徐々に減額され、平成 26 年度には赤字に転じてしまった。人員も削減したため、即売会の企画・運営を会員施設に委託せざるを得ず、収入減ともなっている。人手不足の影響は、共同受注窓口としての機能にも影響しており、共同受注窓口として十分な機能が発揮できていないのが現状である。

そこで同セルフセンターでは就労継続支援 B 型事業所「あいセルフ支援センター」(定員 20 名)を立ち上げに向け準備を進めており、平成 28 年 4 月から開所の予定である。これにより、会員事業所は「生産」を担い、セルフセンターは「物流や販売」を担うという役割分担をより明確にし、愛知県セルフセンターとしての共同受注窓口の機能強化を図りたいと考えている。

図表 3-8-4 就労継続支援 B 型事業所「あいセルフ支援センター」



## (5) 宇部市障害者就労支援ネットワーク会議

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・法人名：社会福祉法人南風荘</li><li>・事業所名：セルプ岡の辻</li><li>・事業種別：共同受注窓口（官公需担当）</li><li>・事業所所在地：山口県宇部市大字西岐波字西迫ノ田 2189 番地 60</li><li>・職員体制：常勤 1 人（共同受注窓口業務）</li></ul> |
|--|

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・法人名：特定非営利活動法人ときわ</li><li>・事業所名：緑豊舎</li><li>・事業種別：共同受注窓口（民需担当）</li><li>・事業所所在地：山口県宇部市大字車地 636 番地 2</li><li>・職員体制：常勤 1 人（共同受注窓口業務）</li></ul> |
|---|

### (ア) 共同受注窓口の概要

宇部市における共同受注窓口は共同受注システムの呼称により、宇部市障害者就労支援ネットワーク会議の継続支援ワーキングチームにおいて運営されている。

#### ・宇部市障害者就労支援ネットワーク会議

平成 18 年に障害者自立支援法が施行されたが、障害福祉サービスにおける就労に着目した場合、宇部市内において障害者の就労環境や生活環境が整っておらず、環境整備が急務であった。この環境整備を行うためには単独の法人では限界があるため、それまで障害者の就労支援を行ってきた福祉事業者、行政、ハローワーク、学校、企業、商工会議所が委員となり、平成 19 年に宇部市障害者就労支援ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）という会議体が発足した。

ネットワーク会議は前述した委員により運営される。宇部市は一委員として参画している。市は費用負担を行っていないものの、事務局運営、会議室の提供、市のホームページへの情報掲載、市が運営するバスにおける広告掲載など物的支援を行っている。

ネットワーク会議の下部組織として、就労支援、移行支援、継続支援の 3 つのワーキングチームと企業部会があり、共同受注システムは継続支援ワーキングチームにおいて運営されている。

#### ・共同受注システム

宇部市における共同受注システムは平成 21 年から開始された。

共同受注システムの発注の大まかな流れとしては、まず発注者が、発注内容等を記載した FAX を障害者就業・生活支援センターに送信する。これを受け、障害者就業・生活支援センターがコーディネート事業所に対して共同受注事業者の調整を依頼する。その後、コーディネート事業所が発注者に対し調整結果を連絡し、業務受注手続きに移る。

障害者就業・生活支援センターが企業からの依頼の窓口となる理由は企業とのつながりが深い

ためである。また、コーディネート事業所を設置する理由は、障害者就業・生活支援センターは通常、共同受注業務で取り扱う内容の業務を行っておらず、担当事業所の調整を行うことができないためである。コーディネート事業所は官公需と民需の分野別に各1事業所あり、官公需はネットワーク会議での決議を経てセルプ岡の辻が担当し、民需は市内事業所が持ち回りで担当するルールであるが現在は緑豊舎が担当している。受注事業所はコーディネート事業所に対し受注価格の5%を支払うルールとなっているが、コーディネート事業所の判断で受け取らない場合もある。

#### ・官公需の共同受注業務

障害者優先調達推進法が施行された平成25年4月以降、共同受注窓口を通じた官公需の受注額は平成25年度は約1500万円、平成26年度は3400万円、平成27年度は4300万円と増加傾向にある。増加した理由としては、市役所内における共同受注システムに対する認知度が高まっていたことが挙げられる。

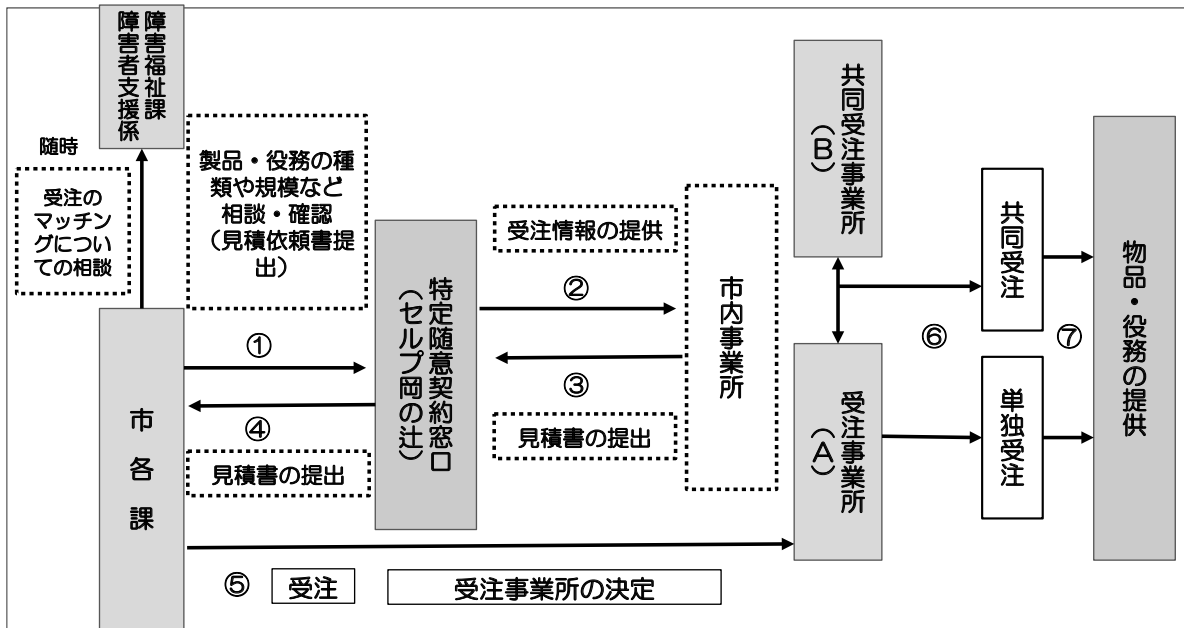
共同受注窓口で受注した業務内容は、役務としては施設維持管理・清掃業務、給食配膳業務、除草業務があり、物品販売では、弁当、肥料、ウエス、正月飾り、贈答品がある。これらのうち金額ベースで大半を占めるのが、宇部市の常盤公園の維持管理業務であり、年間で2000万円超となっている。

共同受注窓口の運営は、セルプ岡の辻の担当者が1人で行っている。現在、18事業所が登録している。

共同受注システムを通じた受注情報は、市役所の発注を希望する部署からセルプ岡の辻に連絡があり次第、登録している全ての事業所に提供し、受注を希望する事業所からセルプ岡の辻に対して見積書の提出をしてもらう。その後、セルプ岡の辻から市役所の発注希望部署に対し、見積書を提出し、市役所で受注事業所を決定する。



図表 3-9-1 共同受注の推進体制(官公需)



・ 民需の共同受注業務

共同受注システムが開始された平成 25 年度からの受注内容についてみると、受注件数は平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、33 件、64 件、45 件と増減の変動を伴って推移している。受注金額は平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、約 96 万円、約 193 万円、約 96 万円と推移している（リピーターの件数、金額を除く）。受注業務は、草刈り、引っ越し等の役務が大半を占めている。この他、物品販売として弁当作成業務も受注している。

共同受注窓口の運営は、緑豊舎の担当者が 1 人で行っている。登録事業所は 15 事業所である。登録を希望する事業所に対しては、事業所の住所、連絡先などの基本属性の他、特徴、受注希望内容、資格、機材の有無などを記載する届出書の提出を求めている。届出書は食品、農耕、請負、手工芸、製造の各分野ごとに異なる様式となっている。

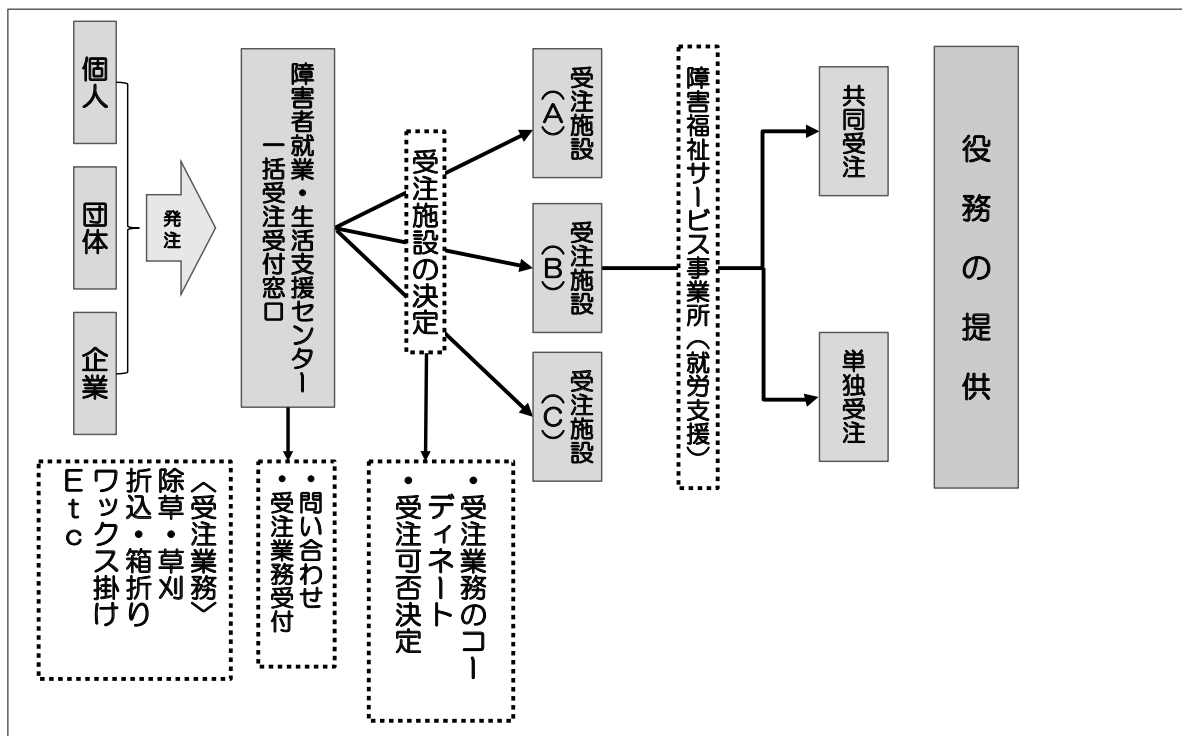
近年、地域包括支援センターに共同受注システムに関する広報活動をする機会があったことをきっかけとして単身高齢者の引っ越し業務が増えているが、宇部市は交通網が発達しておらず、働き手となる利用者の移動手段として職員による自動車運転が必要となることから、今後、どの程度受注すべきか検討する必要があると考えている。尚、職員は利用者とともに汗をかくのではなく、利用者のためになることを考えることにこそ、役割があると考えている。

弁当作成業務についてはチラシを作り大口の受注も行っている。最大で 70 食の受注を得たこともある。また、学童保育におけるおやつのパン作製も受注している。これは 10 数か所の学童保育に月に 2 回、合計 700 個のパンを納入している。尚、作製する時間をずらすなどすれば、生産量を上げられると考えている。弁当業務、パン作製業務ともに、地域行事で広報活動を行うことで販路を開拓する余地があると考えている。

共同受注システムを利用した民間の発注者に対して業務終了後に満足度調査を行っている。調

査票は回答者の負担も考え A4 用紙 1 枚となっており、調査項目として、次回の発注意向、今回発注した業務内容以外の発注予定内容、共同受注の情報の入手先、その他意見の 4 項目となっている。この満足度調査は、ネットワーク会議の継続支援ワーキングチームのリーダーが取りまとめを行っている。満足度調査で悪い意見があった場合には、月に 1 回行っているワーキングチーム会議で共有し、今後活かすための改善策を検討するようにしている。この会議の議事録は会議に出席できなかった事業所にも回覧している。

図表 3-9-2 共同受注の推進体制(民需)



## 參考資料

---

- ・ 調査票



# 一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況に関する調査

## ご回答方法

- ・本調査は全18問です。
- ・「○は一つ」という質問については、最もあてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ・「該当するもの全てに○」という質問については、あてはまる番号を全て○で囲んでください。
- ・特に記載のない限り、アンケート記入日の状況についてお答えください。

## I. ご回答者様についてお伺い致します。

貴センター名			
ご氏名		役職名	
電話番号		FAX	
メールアドレス			

## II. 貴センターの概要についてお伺い致します。

問1 貴センターの所在地（市区町村まで）および開設年度について、ご記入ください。

①所在地	都 道 府 県	市 区 町 村	②開設年度	平成	年度
------	------------------	------------------	-------	----	----

問2 平成27年4月1日現在の貴センターの職員数について、**実人数**をご記入ください。  
一時的に欠員になっている場合は、**欠員分を含めて**ご記入ください。

	常勤者	非常勤者
①生活支援担当職員	人	人
②主任就業支援担当者	人	人
③就業支援担当者	人	人
④主任職場定着支援担当者	人	人
⑤ ①～④以外の支援業務を行う職員 (庶務的業務を専任で行っている職員は除く)	人	人

問3 生活支援担当職員のうち、資格等を保有している方はいますか。いる場合には、資格等を保有している人数について、括弧内にご記入ください。

なお、1人で複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格の欄に計上してください。

(例：1人の生活支援担当職員が社会福祉士と介護福祉士の資格を保有している場合は、①と②にそれぞれ1人と記入。)

O1 資格等を保有している者がいる			O2 資格等を保有している者がいない (→問4へ)		
① 社会福祉士 ( 人)	② 介護福祉士 ( 人)	③ 保健師 ( 人)			
④ 看護師 ( 人)	⑤ 准看護師 ( 人)	⑥ 理学療法士 ( 人)			
⑦ 作業療法士 ( 人)	⑧ 言語聴覚士 ( 人)	⑨ 精神保健福祉士 ( 人)			
⑩ 臨床心理士 ( 人)	⑪ 産業カウンセラー ( 人)	⑫ 教員免許 ( 人)			
⑬ 職場適応援助者養成研修修了 ( 人)	⑭ 相談支援従事者初任者研修修了 ( 人)				
⑮ サービス管理責任者研修修了 ( 人)	⑯ ホームヘルパー養成研修修了 ( 人)				
⑰ その他 (具体的内容: _____)					

Ⅲ. 貴センターにおける一般就労（就労継続支援A型事業利用者は除く。）している障害者（以下「一般就労者」という。）に対する定着支援・生活支援の実施状況についてお伺いします。

注)「定着支援」とは、在職中の者への「仕事の遂行に関する悩み、職場での上司や同僚とのトラブル等に関する問題についての助言・指導。必要に応じ、事業主や家族からも事情を聞き、問題解決に必要な協力に関する指導・助言」などを指します。

注)「生活支援」とは、「日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する指導・助言」などを指します。具体的内容は、問12の選択肢をご参照ください。

問4 貴センターが平成26年度に支援した障害者について、①～④に示す事項の**実人数**を障害別にご記入ください。  
（都道府県労働局への報告方法に準じて計上・記入してください。）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	うち発達障害者	左記合計
① 平成26年度末時点における登録障害者	人	人	人	人	人	人
② ①のうち、平成26年度に一般就労した又はしている者（就労継続支援A型事業利用者は除く。）	人	人	人	人	人	人
③ ②のうち、平成26年度に貴センターによる定着支援を実施した者	人	人	人	人	人	人
④ ②のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者 （貴センターによる実施か他機関と連携（依頼を含む）した実施かは問いません）	人	人	人	人	人	人
④において、人数を計上することが困難な場合には、②のうち、およその割合（％）を記入してください	％	％	％	％	％	％

問5 一般就労者の職場定着や生活面の状況をどのように把握されていますか。(1)①～⑧の各方法の実施状況について、また、実施している場合には、(2)実施に係る時間的負荷（所要時間）についてご回答ください。（それぞれ〇は一つ）

(1)実施状況					(2)時間的負荷（所要時間）			
【選択肢】 O1：実施していない O2：一般就労者のうち少数の者に実施 O3：一般就労者のうち約半数の者に実施 O4：一般就労者のうち多数の者に実施					【選択肢】 O1：小さい（所要時間は短い） O2：どちらともいえない O3：大きい（所要時間は長い）			
①企業訪問により把握している	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
②電話等により本人や家族等と連絡を取り、把握している	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
③電話等により企業と連絡を取り、把握している	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
④障害者に自センターへの来所を求め、把握している	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
⑤他機関から障害者の状況を聴取し、把握している	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
⑥就職の際、企業と今後の定着支援・生活支援の方法等について打合せをしている	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
⑦就職の際、関係機関と今後の定着支援・生活支援の役割分担について打合せをしている	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
⑧就職の際、他機関に定着支援・生活支援を依頼している	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	
⑨その他（具体的内容： ）	O1	O2	O3	O4	O1	O2	O3	

(1)で「O2～O4」を選択した場合は(2)もご回答ください。

問6 一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容について、(1)①～③の実施状況についてご回答ください、また、実施している場合には、(2)実施に係る時間的負荷（所要時間）についてご回答ください。（それぞれ〇は一つ）

(1)実施状況 【選択肢】 O1：実施していない O2：一般就労者のうち少数の者に実施 O3：一般就労者のうち約半数の者に実施 O4：一般就労者のうち多数の者に実施					(2)時間的負荷（所要時間） 【選択肢】 O1：小さい（所要時間は短い） O2：どちらともいえない O3：大きい（所要時間は長い）
①障害者に対する職場での支援（仕事の技能習得、職務内容や職場環境の調整、職場のルールの理解、職場でのコミュニケーション等）	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3
②障害者に対する生活支援（日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する指導・助言等）	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3
③企業に対する助言・援助（職場内の協力体制の確保、障害特性等についての社内理解の促進、職場環境の調整、支援方法等）	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3
④その他（具体的内容：	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3

↑ (1)で「O2～O4」を選択した場合は (2)もご回答ください。

問7 一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施する上での困難な事項について、以下のa)～h)の中から、困難度が高い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- a) 至急の対応を求められること
- b) 夜間や休日の対応を要すること
- c) 企業から支援方法の理解を得ること
- d) 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること
- e) 家族から課題解決への協力に対する理解を得ること
- f) 他機関から支援方法や役割分担についての理解を得ること
- g) 課題の把握及び解決方法の検討を行うこと
- h) その他

《 記 入 欄 》		
1 番 目	2 番 目	3 番 目

問8 一般就労者に生活支援が必要となった場合における、貴センターで実施する場合と他機関と連携（依頼を含む）する場合の割合についてご回答ください。（〇は一つ）

- O1 自らで実施する場合が大変多い
- O2 自らで実施することがやや多い
- O3 自らで実施する場合と、他機関と連携する場合とがほぼ同様である
- O4 他機関と連携することがやや多い
- O5 他機関と連携することが大変多い

問9 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施（貴センターによる実施か他機関と連携（依頼を含む）した実施かを問わず）することが多いか、ご回答ください。（〇は一つ）

- O1 障害者本人または家族等から
- O2 障害者を雇用する企業から
- O3 他機関から
- O4 自センターが障害者本人等に提案して実施
- O5 その他（具体的内容：

問 10 一般就労者に生活支援が必要となる理由として多いものについて、以下の a)～e) の中から、多い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- a) 職場内での適応を図るための対応  
 b) 職場外での対応（日常生活、生活リズム、家族関係、友人関係等）  
 c) 障害や病状の変化への対応  
 d) 加齢に伴う変化への対応  
 e) その他（具体的内容： ）

《 記 入 欄 》		
1 番 目	2 番 目	3 番 目

問 11 一般就労者に対する生活支援は、就職後どの程度の期間実施していますか。平均的な実施期間をご回答ください。（〇は一つ）

- 01 3か月程度                      02 6か月程度                      03 1年程度  
 04 2年程度                        05 3年以上

問 12 貴センターで実施する場合の一般就労者に対する生活支援の実施内容を、障害種別①～⑤毎に、以下の a)～o) の中から、多い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- a) 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成  
 b) 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理  
 c) 食生活  
 d) 健康管理や服薬管理  
 e) ストレス対処  
 f) 金銭管理等  
 g) 保健医療機関の利用  
 h) 他機関の生活支援サービス等の利用  
 i) 家族関係や家族等への支援  
 j) 住居の確保  
 k) 年金等の申請  
 l) h) 以外の他の福祉サービスの利用  
 m) 余暇活動  
 n) 生活設計（自己選択・自己決定）  
 o) その他

	《 記 入 欄 》		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 13 貴センターで実施する場合の一般就労者に対する生活支援の実施方法を、障害種別①～⑤毎に、以下の a)～f) の中から、多い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- a) 障害者本人・家族等の来所により実施する  
 b) 自宅等訪問により実施する  
 c) 企業訪問により実施する  
 d) 関係機関訪問により実施する  
 e) 電話等により実施する  
 f) その他

	《 記 入 欄 》		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			



問 14 貴センターで一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携（助言をしたり、協力を得たりすること）の状況について、ご回答ください。（該当するもの全てに○）

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 01 障害者の家族等と連携している              | 02 障害者を雇用する企業と連携している           |
| 03 相談支援事業所と連携している              | 04 現在または過去に障害者が利用している機関と連携している |
| 05 その他の機関と連携している（具体的内容： _____） |                                |
| 06 他機関との連携は無い                  |                                |

問 14-1 は、問 14 で「03」に○をつけた場合、お答えください。

問 14-1 生活支援を実施する際、相談支援事業所と連携する頻度についてご回答ください。（○は一つ）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 01 1週間に1回以上 | 02 1か月に1回以上 | 03 3か月に1回以上 |
| 04 半年に1回以上  | 05 1年に1回以上  |             |

問 15 貴センターによる生活支援とは別に、貴センターにおいて、他の生活訓練等の事業を実施している場合、その内容についてご記入ください。

具体的内容：

他機関と連携（依頼を含む）して生活支援を実施することがない場合は、問 16～問 18 の回答は不要です。

問 16 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する場合における他機関との連携状況について、ご回答ください。（○は一つ）

①自法人内にある機関と連携すること	01 多い	02 少ない	03 ない
②別法人の機関と連携すること	01 多い	02 少ない	03 ない

問 17 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する場合における実施内容を、障害種別①～⑤毎に、以下のa)～o)の中から、多い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| a) 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成 | i) 家族関係や家族等への支援      |
| b) 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理 | j) 住居の確保             |
| c) 食生活               | k) 年金等の申請            |
| d) 健康管理や服薬管理         | l) h) 以外の他の福祉サービスの利用 |
| e) ストレス対処            | m) 余暇活動              |
| f) 金銭管理等             | n) 生活設計（自己選択・自己決定）   |
| g) 保健医療機関の利用         | o) その他               |
| h) 他機関の生活支援サービス等の利用  |                      |

	《 記 入 欄 》		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 18 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてご回答ください。（該当するもの全てに○）

- 01 自センターが直接実施するよりも、地域に生活支援を実施している他機関が行う方が効果的であるため  
 02 自センターにおいて、生活支援を実施する人員が不足しているため  
 03 自センターにおいて、生活支援を実施するための専門性が不足しているため  
 04 自センターにおいて生活支援を実施する場合、夜間や休日の対応ができないため  
 05 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）

ご協力ありがとうございました。  
 同封致しました返信用封筒にて平成 27 年 8 月 21 日（金）までにご返送ください。

# 一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況に関する調査

## ご回答方法

- 本調査は全 17 問です。
- 「○は1つだけ」という質問については、最もあてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- 「該当するもの全てに○」という質問については、あてはまる番号を全て○で囲んでください。
- 特に記載のない限り、アンケート記入日の状況についてお答えください。

## I. ご回答者様についてお伺い致します。

貴事業所名			
ご氏名		役職名	
電話番号		FAX	
メールアドレス			

## II. 貴事業所の概要についてお伺い致します。

問 1 貴事業所の所在地（市区町村まで）、指定年度について、ご記入ください。

また、現在、多機能型の事業所であるかどうかについて、ご回答ください。（○は一つ）

①所在地	都 道 府 県	市 区 町 村	②指定年度	平成	年度
③多機能型か否か	01 多機能型として就労移行支援を実施している 02 多機能型ではなく単独で就労移行支援を実施している				

問 2 平成27年4月1日現在の貴就労移行支援事業所の職員数について、**実人数**をご記入ください。（兼務している場合は、いずれか一つの欄に1人計上してください）

一時的に欠員になっている場合は、**欠員分を含めて**ご記入ください。

	常勤者	非常勤者
①管理者	人	人
②サービス管理責任者	人	人
③職業指導員	人	人
④生活支援員	人	人
⑤就労支援員	人	人
⑥ ①～⑤以外の支援業務を行う職員（庶務的業務を専任で行っている職員は除く）	人	人

Ⅲ. 貴事業所における一般就労（就労継続支援A型事業利用者は除く。）している障害者（以下「一般就労者」という。）に対する定着支援・生活支援の実施状況についてお伺いします。

注)「定着支援」とは、在職中の者への「仕事の遂行に関する悩み、職場での上司や同僚とのトラブル等に関する問題についての助言・指導。必要に応じ、事業主や家族からも事情を聞き、問題解決に必要な協力に関する指導・助言」などを指します。  
 注)「生活支援」とは、「日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する指導・助言」などを指します。具体的内容は、問12の選択肢をご参照ください。

問3 貴事業所が平成26年度に支援した障害者について、①～③に示す事項の**実人数**を障害別にご記入ください。  
 なお、複数の障害がある方については、貴事業所において、主たる障害を判断し、計上してください。  
 (例：身体障害と知的障害を有する方であって、主たる障害が身体障害と判断される場合は、「身体障害者」の欄に1人計上する。)  
 (例：精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、主たる障害が発達障害である方は、「発達障害者」の欄に1人計上する。)  
 (例：「その他の障害者」とは、主たる障害が、高次脳機能障害、難病のある方等を計上する。)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 就労移行支援を実施し、平成26年度に一般就労した又はしている者（平成26年度以前に就労移行支援を実施した者も含む。就労継続支援A型事業利用者は除く。）	人	人	人	人	人	人
② ①のうち、平成26年度に貴事業所による定着支援を実施した者	人	人	人	人	人	人
③ ①のうち、平成26年度に一般就労中に生活支援を実施した者（貴事業所による実施か他機関と連携（依頼を含む）した実施かは問いません）	人	人	人	人	人	人
③において、人数を計上することが困難な場合には、①のうち、およその割合（%）を記入してください	%	%	%	%	%	%

問3の②及び③の「左記合計」欄がいずれも0人の場合、以下の回答は不要です。ご協力ありがとうございました。

問4 一般就労者の職場定着や生活面の状況をどのように把握されていますか。(1)①～⑧の各方法の実施状況について、また、実施している場合には、(2)実施に係る時間的負荷（所要時間）についてご回答ください。（それぞれ〇は一つ）

(1)実施状況 【選択肢】 O1：実施していない O2：一般就労者のうち少数の者に実施 O3：一般就労者のうち約半数の者に実施 O4：一般就労者のうち多数の者に実施	(2) 時間的負荷（所要時間） 【選択肢】 O1：小さい（所要時間は短い） O2：どちらともいえない O3：大きい（所要時間は長い）	
①企業訪問により把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
②電話等により本人や家族等と連絡を取り、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
③電話等により企業と連絡を取り、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
④障害者に自事業所への来所を求め、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑤他機関から障害者の状況を聴取し、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑥就職の際、企業と今後の定着支援・生活支援の方法等について打合せをしている	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑦就職の際、関係機関と今後の定着支援・生活支援の役割分担について打合せをしている	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑧就職の際、他機関に定着支援・生活支援を依頼している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑨その他（具体的内容： ）	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3

- 2 -

(1)で「O2～O4」を選択した場合は (2)もご回答ください。

問5 一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容について、(1)①～③の実施状況、また、実施している場合には、(2)実施に係る時間的負荷（所要時間）についてご回答ください。（それぞれ〇は一つ）

(1)実施状況 【選択肢】 O1：実施していない O2：一般就労者のうち少数の者に実施 O3：一般就労者のうち約半数の者に実施 O4：一般就労者のうち多数の者に実施					(2)時間的負荷（所要時間） 【選択肢】 O1：小さい（所要時間は短い） O2：どちらともいえない O3：大きい（所要時間は長い）
①障害者に対する職場での支援（仕事の技能習得、職務内容や職場環境の調整、職場のルール理解、職場でのコミュニケーション等）	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3
②障害者に対する生活支援（日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する指導・助言等）	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3
③企業に対する助言・援助（職場内の協力体制の確保、障害特性等についての社内理解の促進、職場環境の調整、支援方法等）	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3
④その他（具体的内容： )	O1	O2	O3	O4	O1 O2 O3

↑ (1)で「O2～O4」を選択した場合は (2)もご回答ください。

問6 一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施する上での困難な事項について、以下のa)～h)の中から、困難度が高い順に最大3つ選択して、「記入欄」に記入してください。

- a) 至急の対応を求められること
- b) 夜間や休日の対応を要すること
- c) 企業から支援方法の理解を得ること
- d) 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること
- e) 家族から課題解決への協力に対する理解を得ること
- f) 他機関から支援方法や役割分担についての理解を得ること
- g) 課題の把握及び解決方法の検討を行うこと
- h) その他

「 記 入 欄 」		
1 番 目	2 番 目	3 番 目

問3の③の「左記合計」欄が0人又は0%の場合、以下の回答は不要です。ご協力ありがとうございました。

問7 一般就労者に生活支援が必要となった場合における、貴事業所で実施する場合と他機関と連携（依頼を含む）する場合の割合についてご回答ください。（〇は一つ）

- O1 自らで実施するケースが多い
- O2 自らで実施するケースがやや多い
- O3 自らで実施するケースと、他機関と連携するケースとがほぼ同様である
- O4 他機関と連携するケースがやや多い
- O5 他機関と連携するケースが多い

問8 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施（貴事業所による実施か他機関と連携（依頼を含む）した実施かを問わず）することが多いか、ご回答ください。（〇は一つ）

- O1 障害者本人または家族等から
- O2 障害者を雇用する企業から
- O3 他機関から
- O4 自ら障害者本人等に提案して実施
- O5 その他（具体的内容： )

問9 一般就労者に生活支援が必要となる理由として多いものについて、以下のa)～e)の中から、多い順に最大3つ選択して、「記入欄」に記入してください。

- |                                   |                      |
|-----------------------------------|----------------------|
| a) 職場内での適応を図るための対応                | c) 障害や病状の変化への対応      |
| b) 職場外での対応（日常生活、生活リズム、家族関係、友人関係等） | d) 加齢に伴う変化への対応       |
|                                   | e) その他（具体的内容： _____） |

「 記 入 欄 」		
1 番 目	2 番 目	3 番 目

生活支援を貴事業所で実施することがない場合は、問10～問14の回答は不要です。問15に進んでください。

問10 貴事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてご回答ください（該当するもの全てに○）

- 01 地域に生活支援を実施している他機関がないため
- 02 地域に生活支援を実施している他機関があるが、連携関係がないため
- 03 地域に生活支援を実施している他機関があるが、自らが生活支援を実施した方が効果的であるため
- 04 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）

問11 一般就労者に対する生活支援は、就職後どの程度の期間実施していますか。平均的な実施期間をご回答ください。（○は一つ）

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 01 3か月程度 | 02 6か月程度 | 03 1年程度 |
| 04 2年程度  | 05 3年以上  |         |

問12 貴事業所で実施する場合の一般就労者に対する生活支援の「実施内容」を、障害種別①～⑤毎に、以下のa)～o)の中から、多い順に最大3つ選択して、「記入欄」に記入してください。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| a) 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成 | i) 家族関係や家族等への支援      |
| b) 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理 | j) 住居の確保             |
| c) 食生活               | k) 年金等の申請            |
| d) 健康管理や服薬管理         | l) h) 以外の他の福祉サービスの利用 |
| e) ストレス対処            | m) 余暇活動              |
| f) 金銭管理等             | n) 生活設計（自己選択・自己決定）   |
| g) 保健医療機関の利用         | o) その他               |
| h) 他機関の生活支援サービス等の利用  |                      |

	「 記 入 欄 」		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 13 貴事業所で実施する場合の一般就労者に対する生活支援の「実施方法」を、障害種別①～⑤毎に、以下の a)～f)の中から、多い順に「最大3つ」選択して、「記入欄」に記入してください。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| a) 障害者本人・家族等の来所により実施する | d) 関係機関訪問により実施する |
| b) 自宅等訪問により実施する        | e) 電話等により実施する    |
| c) 企業訪問により実施する         | f) その他           |

	「 記 入 欄 」		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 14 貴事業所で一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、相談支援事業所等との連携（助言をしたり、協力を得たりすること）の状況について、ご回答ください。（該当するもの全てに○）

- |                                |                          |
|--------------------------------|--------------------------|
| 01 障害者の家族等と連携している              | 02 障害者を雇用する企業と連携している     |
| 03 相談支援事業所と連携している              | 04 障害者就業・生活支援センターと連携している |
| 05 現在または過去に障害者が利用している機関と連携している |                          |
| 06 その他の機関と連携している（具体的内容： _____） |                          |
| 07 他機関との連携は無い                  |                          |

問 14-1 は、問 14 で「03」に○をつけた場合、お答えください。

問 14-1 生活支援を実施する際、相談支援事業所と連携する頻度についてご回答ください。（○は一つ）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 01 1週間に1回以上 | 02 1か月に1回以上 | 03 3か月に1回以上 |
| 04 半年に1回以上  | 05 1年に1回以上  |             |

他機関と連携（依頼を含む）して生活支援を実施することがない場合は、問 15～問 17 の回答は不要です。

問 15 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する場合における他機関との連携状況について、ご回答ください。（○は一つ）

①自法人内にある機関と連携すること	O1 多い	O2 少ない	O3 ない
②別法人の機関と連携すること	O1 多い	O2 少ない	O3 ない

問 16 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する場合における実施内容を、障害種別①～⑤毎に、以下の a)～o) の中から、多い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| a) 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成 | i) 家族関係や家族等への支援      |
| b) 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理 | j) 住居の確保             |
| c) 食生活               | k) 年金等の申請            |
| d) 健康管理や服薬管理         | l) h) 以外の他の福祉サービスの利用 |
| e) ストレス対処            | m) 余暇活動              |
| f) 金銭管理等             | n) 生活設計（自己選択・自己決定）   |
| g) 保健医療機関の利用         | o) その他               |
| h) 他機関の生活支援サービス等の利用  |                      |

	《 記 入 欄 》		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 17 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてご回答ください。（該当するもの全てに○）

- O1 自事業所が直接実施するよりも、地域に生活支援を実施している他機関が行う方が効果的であるため
- O2 自事業所において、生活支援を実施する人員が不足しているため
- O3 自事業所において、生活支援を実施するための専門性が不足しているため
- O4 自事業所において生活支援を実施する場合、夜間や休日の対応ができないため
- O5 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）

ご協力ありがとうございました。  
 同封致しました返信用封筒にて平成 27 年 8 月 21 日（金）までにご返送ください。



# 一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況に関する調査

## ご回答方法

- 本調査は全 16 問です。
- 「○は1つだけ」という質問については、最もあてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- 「該当するもの全てに○」という質問については、あてはまる番号を全て○で囲んでください。
- 特に記載のない限り、アンケート記入日の状況についてお答えください。

### I. ご回答者様についてお伺い致します。

貴事業所名			
ご氏名		役職名	
電話番号		FAX	
メールアドレス			

### II. 貴事業所の概要についてお伺い致します。

問 1 貴事業所の所在地（市区町村まで）および指定年度について、ご記入ください。

①所在地	都 道 府 県	市 区 町 村	②指定年度	平成	年度
------	------------	------------	-------	----	----

問 2 平成27年4月1日現在の貴相談支援事業所の職員数について、**実人数**をご記入ください。（兼務している場合は、いずれか一つの欄に1人計上してください）。  
一時的に欠員になっている場合は、**欠員分を含めて**ご記入ください。

	常勤者	非常勤者
①管理者	人	人
②相談支援専門員	人	人
③ ①、②以外の支援業務を行う職員（庶務的業務を専任で行っている職員は除く）	人	人

Ⅲ. 貴事業所における一般就労（就労継続支援A型事業利用者は除く。）している障害者（以下「一般就労者」という。）に対する定着支援・生活支援の実施状況についてお伺いします。

注)「定着支援」とは、在職中の者への「仕事の遂行に関する悩み、職場での上司や同僚とのトラブル等に関する問題についての助言・指導。必要に応じ、事業主や家族からも事情を聞き、問題解決に必要な協力に関する指導・助言」などを指します。

注)「生活支援」とは、「日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する指導・助言」などを指します。具体的内容は、問 11 の選択肢をご参照ください。

問 3 一般就労者に対する定着支援・生活支援を、貴事業所において実施していますか。（○は一つ）

01 自事業所において自ら実施している

02 自事業所において自ら実施していないが、他機関と連携（依頼を含む）して実施している

03 実施していない

→ 問 3 で「03」に○をつけた場合、以下の回答は不要です。ご協力ありがとうございました。

問 3-1 は、問 3 で「01」または「02」に○をつけた場合、ご回答ください。

問 3-1 平成 26 年度に一般就労者（就労継続支援 A 型事業利用者は除く。）に対する定着支援や生活支援を実施（他機関との連携や依頼による実施を含む）した**実人数**について、障害別にご記入ください。

注 1 サービス等利用計画案の作成の有無は問いません。

注 2 定着支援及び生活支援の両方の支援を行った場合は、「定着支援・生活支援実施者」の欄に 1 人計上、「うち定着支援実施者」「うち生活支援実施者」の欄にそれぞれ 1 人計上してください。

注 3 複数の障害がある方については、貴事業所において、主たる障害を判断し、計上してください。

（例：身体障害と知的障害を有する方であって、主たる障害が身体障害と判断される場合は、「身体障害者」の欄に 1 人計上する。）

（例：精神障害者保健福祉手帳所持者で、主たる障害が発達障害である方は、「発達障害者」の欄に 1 人計上する。）

（例：「その他の障害者」とは、主たる障害が、高次脳機能障害、難病のある方等を計上する。）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	その他の障害者	左記合計
① 平成 26 年度に一般就労者（就労継続支援 A 型事業利用者は除く。）に対する定着支援・生活支援を実施した実人数	人	人	人	人	人	人
② ①のうち定着支援実施者	人	人	人	人	人	人
③ ①のうち生活支援実施者	人	人	人	人	人	人

問4 一般就労者の職場定着や生活面の状況をどのように把握されていますか。(1)①～⑧の各方法の実施状況について、また、実施している場合には、(2)実施に係る時間的負荷(所要時間)についてご回答ください。(それぞれ〇は一つ)

(1)実施状況		(2)時間的負荷(所要時間)
【選択肢】 O1:実施していない O2:一般就労者のうち少数の者に実施 O3:一般就労者のうち約半数の者に実施 O4:一般就労者のうち多数の者に実施		【選択肢】 O1:小さい(所要時間は短い) O2:どちらともいえない O3:大きい(所要時間は長い)
①企業訪問により把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
②電話等により本人や家族等と連絡を取り、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
③電話等により企業と連絡を取り、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
④障害者に自事業所への来所を求め、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑤他機関から障害者の状況を聴取し、把握している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑥就職の際、企業と今後の定着支援・生活支援の方法等について打合せをしている	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑦就職の際、関係機関と今後の定着支援・生活支援の役割分担について打合せをしている	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑧就職の際、他機関に定着支援・生活支援を依頼している	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
⑨その他(具体的内容: )	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3

↑ (1)で「O2～O4」を選択した場合は(2)もご回答ください。

問5 一般就労者に対する定着支援・生活支援の主な内容について、(1)①～③の実施状況、また、実施している場合には、(2)実施に係る時間的負荷(所要時間)についてご回答ください。(それぞれ〇は一つ)

(1)実施状況		(2)時間的負荷(所要時間)
【選択肢】 O1:実施していない O2:一般就労者のうち少数の者に実施 O3:一般就労者のうち約半数の者に実施 O4:一般就労者のうち多数の者に実施		【選択肢】 O1:小さい(所要時間は短い) O2:どちらともいえない O3:大きい(所要時間は長い)
①障害者に対する職場での支援(仕事の技能習得、職務内容や職場環境の調整、職場のルールの理解、職場でのコミュニケーション等)	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
②障害者に対する生活支援(日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する指導・助言等)	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
③企業に対する助言・援助(職場内の協力体制の確保、障害特性等についての社内理解の促進、職場環境の調整、支援方法等)	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3
④その他(具体的内容: )	O1 O2 O3 O4	O1 O2 O3

↑ (1)で「O2～O4」を選択した場合は(2)もご回答ください。

問6 一般就労者に対する定着支援・生活支援を実施する上での困難な事項について、以下のa)～h)の中から、困難度が高い順に最大3つ選択して、「記入欄」に記入してください。

- a) 至急の対応を求められること
- b) 夜間や休日の対応を要すること
- c) 企業から支援方法の理解を得ること
- d) 障害者本人から課題解決が必要であることの理解を得ること
- e) 家族から課題解決への協力に対する理解を得ること
- f) 他機関から支援方法や役割分担についての理解を得ること
- g) 課題の把握及び解決方法の検討を行うこと
- h) その他

「 記 入 欄 」		
1 番 目	2 番 目	3 番 目

問3-1の③の「左記合計」欄が0人の場合、以下の回答は不要です。ご協力ありがとうございました。

問7 一般就労者に生活支援が必要となった場合における、貴事業所で実施する場合と他機関と連携（依頼を含む）する場合の割合についてご回答ください。（〇は一つ）

- 01 自らで実施する場が大変多い
- 02 自らで実施することがやや多い
- 03 自らで実施する場合と、他機関と連携する場合とがほぼ同様である
- 04 他機関と連携することがやや多い
- 05 他機関と連携することが大変多い

問8 一般就労者に対する生活支援は誰からの依頼で実施（貴事業所による実施か他機関と連携（依頼を含む）した実施かを問わず）することが多いか、ご回答ください。（〇は一つ）

- 01 障害者本人または家族等から
- 02 障害者を雇用する企業から
- 03 他機関から
- 04 自ら障害者本人等に提案して実施
- 05 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）

問9 一般就労者に生活支援が必要となる理由として多いものについて、以下のa)～e)の中から、多い順に最大3つ選択して、「記入欄」に記入してください。

- a) 職場内での適応を図るための対応
- b) 職場外での対応（日常生活、生活リズム、家族関係、友人関係等）
- c) 障害や病状の変化への対応
- d) 加齢に伴う変化への対応
- e) その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）

「 記 入 欄 」		
1 番 目	2 番 目	3 番 目

生活支援を貴事業所で実施することがない場合は、問 10～問 13 の回答は不要です。問 14 に進んでください。

問 10 貴事業所自らが一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてご回答ください。(該当するもの全てに○)

- O1 地域に生活支援を実施している他機関がないため
- O2 地域に生活支援を実施している他機関があるが、連携関係がないため
- O3 地域に生活支援を実施している他機関があるが、自らが生活支援を実施した方が効果的であるため
- O4 その他(具体的内容: \_\_\_\_\_)

問 11 貴事業所で実施する場合の一般就労者に対する生活支援の「実施内容」を、障害種別①～⑤毎に、以下の a)～o)の中から、多い順に「最大3つ」選択して、「記入欄」に記入してください。

- a) 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成
- b) 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理
- c) 食生活
- d) 健康管理や服薬管理
- e) ストレス対処
- f) 金銭管理等
- g) 保健医療機関の利用
- h) 他機関の生活支援サービス等の利用
- i) 家族関係や家族等への支援
- j) 住居の確保
- k) 年金等の申請
- l) h)以外の他の福祉サービスの利用
- m) 余暇活動
- n) 生活設計(自己選択・自己決定)
- o) その他

	「 記 入 欄 」		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者(主たる障害が発達障害の方を除く)			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 12 貴事業所で実施する場合の一般就労者に対する生活支援の「実施方法」を、障害種別①～⑤毎に、以下の a)～f)の中から、多い順に「最大3つ」選択して、「記入欄」に記入してください。

- a) 障害者本人・家族等の来所により実施する
- b) 自宅等訪問により実施する
- c) 企業訪問により実施する
- d) 関係機関訪問により実施する
- e) 電話等により実施する
- f) その他

	「 記 入 欄 」		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者(主たる障害が発達障害の方を除く)			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 13 貴事業所で一般就労者に対する生活支援を行う場合における家族等や企業、他機関との連携（助言をしたり、協力を得たりすること）の状況について、ご回答ください。（該当するもの全てに○）

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 01 障害者の家族等と連携している              | 02 障害者を雇用する企業と連携している           |
| 03 障害者就業・生活支援センターと連携している       | 04 現在または過去に障害者が利用している機関と連携している |
| 05 その他の機関と連携している（具体的内容： _____） |                                |
| 06 他機関との連携は無い                  |                                |

問 13-1 は、問 13 で「03」に○をつけた場合、お答えください。

問 13-1 生活支援を実施する際、障害者就業・生活支援センターと連携する頻度についてご回答ください。（○は一つ）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 01 1週間に1回以上 | 02 1か月に1回以上 | 03 3か月に1回以上 |
| 04 半年に1回以上  | 05 1年に1回以上  |             |

他機関と連携（依頼を含む）して生活支援を実施することがない場合は、問 14～問 16 の回答は不要です。

問 14 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する場合における他機関との連携状況について、ご回答ください。（○は一つ）

①自法人内にある機関と連携すること	01 多い	02 少ない	03 ない
②別法人の機関と連携すること	01 多い	02 少ない	03 ない

問 15 他機関と連携（依頼を含む）して一般就労者に対する生活支援を実施する場合における実施内容を、障害種別①～⑤毎に、以下のa)～o)の中から、多い順に最大3つ選択して、《記入欄》に記入してください。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| a) 睡眠等の生活リズムや生活習慣の形成 | i) 家族関係や家族等への支援      |
| b) 服装、整容、入浴、洗濯等の衛生管理 | j) 住居の確保             |
| c) 食生活               | k) 年金等の申請            |
| d) 健康管理や服薬管理         | l) h) 以外の他の福祉サービスの利用 |
| e) ストレス対処            | m) 余暇活動              |
| f) 金銭管理等             | n) 生活設計（自己選択・自己決定）   |
| g) 保健医療機関の利用         | o) その他               |
| h) 他機関の生活支援サービス等の利用  |                      |

	《 記 入 欄 》		
	1 番 目	2 番 目	3 番 目
① 身体障害者			
② 知的障害者			
③ 精神障害者（主たる障害が発達障害の方を除く）			
④ 発達障害者			
⑤ 上記以外のその他の障害者			

問 16 他機関と連携(依頼を含む)して一般就労者に対する生活支援を実施する理由についてご回答ください。  
(該当するもの全てに○)

- 01 自事業所が直接実施するよりも、地域に生活支援を実施している他機関が行う方が効果的であるため
- 02 自事業所において、生活支援を実施する人員が不足しているため
- 03 自事業所において、生活支援を実施するための専門性が不足しているため
- 04 自事業所において生活支援を実施する場合、夜間や休日の対応ができないため
- 05 その他(具体的内容： )

ご協力ありがとうございました。

同封致しました返信用封筒にて平成27年8月21日(金)までにご返送ください。

# (自立支援) 協議会の実施状況に関する調査

## ご回答方法

・「(複数回答)」の記載がある質問については、あてはまるもの全てを○で囲んでください。

## I. ご回答者様についてお伺い致します。

貴自治体名		電話番号	
ご氏名		FAX	
ご所属		メールアドレス	

## II. 協議会の設置状況・活動内容についてお伺い致します。

注) 協議会とは、障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する協議会を指します。

問1 貴自治体では、協議会を設置していますか。設置している場合は、設置年月もご回答ください。

01 設置している(設置年月:平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月) 02 設置していない

引き続き問2以下をご回答ください。

設問は以上です。ありがとうございました。

問2 協議会を設置している場合、就労に関する専門部会を設置していますか。設置している場合は、設置年月もご回答ください。

01 設置している(設置年月:平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月) 02 設置していない(→問4へ)

問3 就労に関する専門部会を設置している場合、当該専門部会の構成メンバー、開催回数(平成26年度実績)についてご回答ください。

構成メンバー (複数回答)	01 都道府県労働局・ハローワーク	02 障害者就業・生活支援センター
	03 自治体が設置している障害者就労支援機関	04 障害者職業センター
	05 相談支援事業者	06 障害福祉サービス事業者
	07 医療機関	08 教育機関
	09 民間企業	10 当事者団体
	11 発達障害者支援センター	12 保健所
	13 自治体	
	14 その他(具体的内容: _____)	

開催回数 (平成26年度実績: \_\_\_\_\_回)

問4 協議会(就労に関する専門部会を設置している場合には当該専門部会も含む。)では、一般就労している障害者への支援について協議していますか。平成26年度の協議内容について、該当するもの全てをお選びください。(複数回答)

- 01 地域全体における一般就労している障害者に対する職場定着に係る実態の把握・支援課題の共有
- 02 地域全体における一般就労している障害者の職場定着に係る支援体制の協議
- 03 一般就労している個々の障害者の職場定着のために必要な支援内容の協議
- 04 一般就労している障害者への支援で上記以外の事項の協議  
(具体的内容: \_\_\_\_\_)
- 05 一般就労している障害者への支援については、協議していない

ご協力ありがとうございました。  
同封致しました返信用封筒にて平成27年8月21日(金)までにご返送ください。



# 障害者優先調達推進法に係る取組に関する調査

## ご回答方法

- ・「(○は一つ)」の記載がある質問については、最もあてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ・「(複数回答)」の記載がある質問については、あてはまるもの全てを○で囲んでください。
- ・特に記載のない限り、平成27年8月1日現在の状況についてお答えください。

## I. ご回答者様についてお伺い致します。

貴自治体名		電話番号	
ご氏名		FAX	
ご所属		メールアドレス	

## II. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に係る取組についてお伺い致します。

注) 障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等を指します。

### II-1 全般的事項について

問1 貴自治体における障害者就労施設等からの調達実績（平成26年度）の状況についてお伺いします。  
 ・契約額・契約件数について、前年度（平成25年度）と比較して増加したかどうか、該当する選択肢をお選びください。  
 ・可能であれば、平成25年度・平成26年度の契約額・契約件数をご記入ください。

(1) 調達実績 (全体)	①契約額	01 前年度に比べて増加 02 前年度と変化なし 03 前年度に比べて減少 平成25年度( )円 平成26年度( )円
	②契約件数	01 前年度に比べて増加 02 前年度と変化なし 03 前年度に比べて減少 平成25年度( )件 平成26年度( )件
(2) (1)のうち 随意契約	①契約額	01 前年度に比べて増加 02 前年度と変化なし 03 前年度に比べて減少 平成25年度( )円 平成26年度( )円
	②契約件数	01 前年度に比べて増加 02 前年度と変化なし 03 前年度に比べて減少 平成25年度( )件 平成26年度( )件
(3) (1)のうち 競争入札	①契約額	01 前年度に比べて増加 02 前年度と変化なし 03 前年度に比べて減少 平成25年度( )円 平成26年度( )円
	②契約件数	01 前年度に比べて増加 02 前年度と変化なし 03 前年度に比べて減少 平成25年度( )件 平成26年度( )件

問2 公契約※<sup>1</sup>について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって、障害者の就業を促進するために必要な措置を導入※<sup>2</sup>していますか。(複数回答)

- 01 工事等に係る入札参加資格の審査に導入している
  - 02 作業その他役務に係る入札参加資格の審査に導入している
  - 03 物品調達等に係る入札参加資格の審査に導入している
  - 04 その他(具体的内容: )
  - 05 導入していない
    - 11 導入が決定しており、準備中である
    - 12 今後導入予定である
    - 13 導入するかどうか検討中である
    - 14 検討していない・導入予定はない
    - ⇒(理由: )
    - 15 分からない
    - 16 その他(具体的内容: )
- 問3へ

※1:「公契約」とは、自治体等を当事者の一方とする契約で自治体等以外の者のする工事の完成もしくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し、自治体等が対価の支払をすべきものを指します。

※2:障害者優先調達推進法第10条第1項では、公契約について、競争に参加する者に必要な資格を定めるにあたり、障害者雇用促進法第43条第1項の規定に違反していないこと(法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること)または障害者就労施設等から相当程度物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

問2-1 入札参加資格の具体的な要件についてご回答ください。(複数回答)

- 01 法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること
- 02 障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること
- 03 障害者を一定数雇用していること
- 04 障害者を一定の間以上継続して雇用していること
- 05 その他の要件の設定(具体的内容: )

問2-2 入札参加資格の要件を満たしている場合の措置の具体的内容についてご回答ください。(複数回答)

- 01 一般競争入札参加資格審査等における加点等
- 02 指名競争入札参加資格審査等における加点等
- 03 指名競争入札の入札参加要件を優遇
- 04 指名競争入札の入札指名時の優遇(指名回数を増加等)
- 05 その他の措置(具体的内容: )

問2-3 同措置導入による効果やメリットについてご回答ください。(複数回答)

- 01 法定雇用障害者数以上の障害者を雇用する競争参加企業の増加
- 02 競争参加企業からの障害者就労施設等への発注の増加
- 03 公契約における障害者就労施設等の受注機会(競争参加機会)の増加
- 04 その他(具体的内容: )
- 05 特にない・分からない

問2-4 同措置導入後の問題点や影響があればご回答ください。

具体的内容:

問3 その他、調達にあたって配慮している事項はありますか。(1) 全般的事項と(2) 随意契約のそれぞれについて、該当するもの全てをお選びください。(複数回答)

(1) 全般的事項

- 01 公契約に関する条例を制定し、障害者就労施設等への配慮事項を規定している
- 02 調達手続きを進める際に障害者就労施設等から優先して調達するという手続きを組み込んでいる
- 03 障害者就労施設等から一定の物品等の調達を行っている企業について、指名競争入札の指名時に優遇している
- 04 調達等に関する情報を、ホームページへの掲載等により障害者就労施設等に提供している
- 05 調達計画の策定が可能な物品等の調達について、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供している
- 06 調達に際して、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じて、障害者就労施設等に対して規格等について別途丁寧に説明している
- 07 障害者就労施設等に対する納期の設定等について、配慮を行っている
- 08 競争に参加する者に対して、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主であるか又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者であるかについて確認し、適時障害者の就業の促進に関して理解を求めている
- 09 その他(具体的内容: )
- 10 特になし

(2) 随意契約

- 01 障害者就労施設等について随意契約の対象としている
- 02 複数の者から見積書を徴す場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を1者以上含めて徴すようにしている
- 03 障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めている
- 04 障害者就労施設等と一定の取引がある企業を対象に、随意契約による発注を実施している
- 05 その他(具体的内容: )
- 06 特になし

## Ⅱ-2 障害者雇用等を総合的に評価する落札方式（注）について

注）障害者優先調達推進法附則第 2 条第 2 項に規定する、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者雇用促進法第 43 条第 1 項の規定に違反していないこと（法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること）等を総合的に評価する方式を指します。

問 4 貴自治体では、障害者雇用等を総合的に評価する落札方式を導入していますか。（複数回答）

- 01 物品調達等の公契約において導入している
  - 02 作業その他の役務の公契約において導入している
  - 03 工事等の公契約において導入している
  - 04 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）
  - 05 導入していない
    - 11 導入が決定しており、準備中である
    - 12 今後導入予定である
    - 13 導入するかどうか検討中である
    - 14 検討していない・導入予定はない  
⇒（理由： \_\_\_\_\_）
    - 15 分からない
    - 16 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）
- 問 5へ

問 4-1 評価項目の具体的な内容についてご回答ください。（複数回答）

- 01 法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること
- 02 障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること
- 03 障害者を一定数雇用していること
- 04 障害者を一定の間以上継続して雇用していること
- 05 その他の条件の設定（具体的内容： \_\_\_\_\_）

問 4-2 同方式導入による効果やメリットについてご回答ください。（複数回答）

- 01 法定雇用障害者数以上の障害者を雇用する競争参加企業の増加
- 02 競争参加企業からの障害者就労施設等への物品等の発注の増加
- 03 競争入札における調達の際の障害者就労施設等の受注機会（競争参加機会）の増加
- 04 競争入札における調達の際、障害者就労施設等が契約の相手方になることの増加
- 05 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）
- 06 特にない・分からない

問 4-3 同方式導入後の調達結果（物品や役務等の内容の質）についてご回答ください。（〇は一つ）

- 01 導入前後で大きな変化はなかった
- 02 導入後、（入札者が限られること等で）品質が低下した
- 03 導入後、（入札者が限られること等で）品質が向上した
- 04 その他（具体的内容： \_\_\_\_\_）
- 05 分からない

問4-4 同方式導入後に、導入前と同一の物品や役務等を調達した場合の調達価格についてご回答ください。(〇は一つ)

01 全ての調達において導入前と比べて調達価格は変わらなかった

02 全ての調達において導入前と比べて調達価格が上がった

03 全ての調達において導入前と比べて調達価格が下がった

04 導入前と比べて価格が上がった調達が過半数を占めた

05 導入前と比べて価格が下がった調達が過半数を占めた

06 その他(具体的内容：

)

07 分からない

問4-5 同方式導入後の問題点や影響があればご回答ください。

具体的内容：

### Ⅲ. 共同受注窓口について

注) 共同受注窓口とは、顧客から一元的に受注し、受注内容を（複数の）障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行うものを指します。

問5 貴自治体では、共同受注窓口がありますか。共同受注窓口がある場合には、窓口数についてもご記入ください。 ※関与されていない場合は、把握されている範囲でご回答ください。

01 ある (⇒共同受注窓口： \_\_\_\_\_ か所) →p.8の「問8 共同受注窓口票」についてもご回答ください。

⇒ 共同受注窓口とは別に、拠点等を設置している場合 (拠点数： \_\_\_\_\_ か所)

02 ない

11 導入が決定しており、準備中である

12 今後導入予定である

13 導入するかどうか検討中である

14 検討していない・導入予定はない

⇒ (理由： \_\_\_\_\_ )

15 分からない

16 その他 (具体的内容： \_\_\_\_\_ )

→問6へ

問5-1 共同受注窓口について、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱っていますか。

01 障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱っている

02 障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱っていない

問5-2 共同受注窓口の開設による、自治体や障害者就労施設等における効果やメリットについてご回答ください。(複数回答)

01 自治体から大量の発注を行うことが可能となった

02 対応できる物品や役務の種類が増加し、自治体から発注しやすくなった

03 競争入札において共同受注窓口が契約の相手方になることが増加した

04 その他 (具体的内容： \_\_\_\_\_ )

05 特にない・分からない

問6 貴自治体では共同受注窓口以外の制度 (例、共同受注窓口では無いが、複数の施設が共同して受注・生産を行う取組を行っている、発注業者と障害者就労施設等をマッチングさせるコーディネータ等を配置するなど) がありますか。ある場合には、具体的な内容をご記入ください。

01 ある 02 ない (→問7へ)

具体的な内容：

#### IV. その他

注) 本調査では、「月額3万円以上の高工賃を達成している」「年間3人以上の一般就労への移行を達成している」「介護保険サービス等の高齢者福祉と連携している」など、成果を挙げている就労継続支援 B 型事業所を対象に、ヒアリング調査を実施することを予定しております。  
把握されている範囲で、ぜひ好事例となる就労継続支援 B 型事業所をご教示いただきたくお願い致します。

問7 月額3万円以上の高工賃や、年間3人以上の一般就労への移行を達成していたり、介護保険サービス等の高齢者福祉と連携しているなど、成果を挙げている就労継続支援 B 型事業所があれば、把握されている範囲でご記入ください。

事業所名	連絡先（電話番号）	成果・特徴の具体的内容

問7において、就労継続支援 B 型事業所をご記入いただいた場合、問7-1 についてもご記入ください。

問7-1 記入いただいた事業所へヒアリング調査を行う場合、貴自治体への事前連絡は必要ですか。事前連絡が必要である場合には、貴自治体のご担当者様のご連絡先等についてもご記入ください。

事前連絡の要否	貴自治体のご担当者様
01 必要	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ※本調査のご回答者様（p.1・I）と同じ場合はチェック☑ → ☐                 </div> ご氏名： _____ ご所属： _____ 電話番号： _____
02 不要	

ご協力ありがとうございました。

同封致しました返信用封筒にて平成 27 年8月21日(金)までにご返送ください。

※共同受注窓口を設置している場合は、p.8 **問8「共同受注窓口票」**についてもご記入ください。

問8 共同受注窓口についてご回答ください。(回答が困難な場合は把握できる範囲で構いません) ※共同受注窓口が複数ある場合には、窓口ごとにご記入ください。共同受注窓口が3か所以上あり、記入欄が足りない場合には、お手数ですが、本紙をコピーしてご記入ください。		共同受注窓口1	共同受注窓口2
① 名称			
② 住所			
③ 連絡先(電話番号)			
④ 運営主体の法人の種類別	01 自治体直営 02 法人・団体等へ委託 03 自治体から独立して運営	01 自治体直営 02 法人・団体等へ委託 03 自治体から独立して運営	
④-1 委託先の種別	01 自治体の関連法人 02 社会福祉協議会 03 NPO 法人 04 その他法人 05 法人格のない組織 06 その他( )	01 自治体の関連法人 02 社会福祉協議会 03 NPO 法人 04 その他法人 05 法人格のない組織 06 その他( )	
⑤ 開設年	(西暦) _____年	(西暦) _____年	
⑥ 人員体制(実人数)	常 勤: _____人 非常勤: _____人 上記のうち事務職員等との兼務者: _____人	常 勤: _____人 非常勤: _____人 上記のうち事務職員等との兼務者: _____人	
⑦ 主な調達内容(複数回答)	01 物品 02 役務 03 工事 04 製品販売 05 その他( )	01 物品 02 役務 03 工事 04 製品販売 05 その他( )	
⑧ 総受注額・官公需の受注額	総受注額: _____円 うち官公需の受注額: _____円	総受注額: _____円 うち官公需の受注額: _____円	
⑨ 収支状況	収入総額÷支出総額	01 黒字 02 赤字	01 黒字 02 赤字
	収入・支出総額	収入総額: _____円 支出総額: _____円	収入総額: _____円 支出総額: _____円
⑩ 運営状況(複数回答)	01 立ち上げ時、国からの補助金を活用 02 都道府県・自治体からの委託費・補助金を活用 03 会員から会費等の徴収 04 各事業所の受注額から経費・手数料等の徴収 05 01~04の補助金等は活用していない 06 その他( )	01 立ち上げ時、国からの補助金を活用 02 都道府県・自治体からの委託費・補助金を活用 03 会員から会費等の徴収 04 各事業所の受注額から経費・手数料等の徴収 05 01~04の補助金等は活用していない 06 その他( )	
⑪ 売上を高めるための工夫・取組(複数回答) ※選択肢 02~04、06 については具体的内容もご記入ください。	01 都道府県・自治体から別事業を受託 02 共同受注窓口で独自事業を実施( ) 03 製品のブランド化( ) 04 新製品の開発・販売( ) 05 民間企業から受注を得るための働きかけ 06 その他( )	01 都道府県・自治体から別事業を受託 02 共同受注窓口で独自事業を実施( ) 03 製品のブランド化( ) 04 新製品の開発・販売( ) 05 民間企業から受注を得るための働きかけ 06 その他( )	
⑫ 登録施設・事業所数	_____施設・事業所	_____施設・事業所	



## 事業実施体制

---



本調査研究は「障害者支援状況等調査研究事業」の一環として実施した。

調査の設計・集計・報告取りまとめにあたっては、以下の構成員から成る検討会において有識者より指導・助言を受けた。

氏名	所属等
大塚 晃 勝又 幸子 下川 明美 福岡 寿 望月 春樹	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長 東京都福祉保健局障害者施策推進部 事業調整担当課長 社会福祉法人高水福祉会 参与／日本相談支援専門員協会 顧問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  (五十音順)
(オブザーバー) 香月 敬	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援専門官  (※本調査研究担当官のみ抜粋)
(事務局) 西尾 文孝 志岐 直美	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント コンサルタント  (※本調査研究担当者のみ抜粋)

(敬称略)

